

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（2月24日）（水曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 報告第 1 号 令和 3 年度日置市土地開発公社事業計画の報告について	1 0
宮路市長提案理由説明	1 0
上総務企画部長兼総務課長	1 0
日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
宮路市長提案理由説明	1 1
日程第 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
宮路市長提案理由説明	1 1
日程第 8 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
宮路市長提案理由説明	1 1
日程第 9 承認第 1 号 専決処分（令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 1 4 号））につき承認を求めることについて	1 2
宮路市長提案理由説明	1 2
日程第 1 0 議案第 1 号 日置市まちづくり計画の変更について	1 3
宮路市長提案理由説明	1 3
上総務企画部長兼総務課長	1 3
日程第 1 1 議案第 2 号 市道の路線の認定について	1 5
宮路市長提案理由説明	1 5
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 5
日程第 1 2 議案第 3 号 日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	1 5
宮路市長提案理由説明	1 5
上総務企画部長兼総務課長	1 6

日程第 1 3	議案第 4 号	日置市土地開発基金条例の一部改正について	1 6
		宮路市長提案理由説明	1 6
		上総務企画部長兼総務課長	1 6
日程第 1 4	議案第 5 号	日置市国民健康保険税条例等の一部改正について	1 7
		宮路市長提案理由説明	1 7
		上総務企画部長兼総務課長	1 8
日程第 1 5	議案第 6 号	日置市介護保険条例の一部改正について	1 8
		宮路市長提案理由説明	1 8
		地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	1 9
日程第 1 6	議案第 7 号	日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	1 9
日程第 1 7	議案第 8 号	日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	1 9
日程第 1 8	議案第 9 号	日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定 める条例の一部改正について	1 9
日程第 1 9	議案第 1 0 号	日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定 める条例の一部改正について	2 0
		宮路市長提案理由説明	2 0
		地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	2 0
休 憩			2 4
日程第 2 0	議案第 1 1 号	日置市都市公園条例の一部改正について	2 4
		宮路市長提案理由説明	2 4
		城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	2 4
日程第 2 1	議案第 1 2 号	令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 1 5 号）	2 4
日程第 2 2	議案第 1 3 号	令和 2 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	2 4
日程第 2 3	議案第 1 4 号	令和 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 3 号）	2 4
日程第 2 4	議案第 1 5 号	令和 2 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）	2 4
日程第 2 5	議案第 1 6 号	令和 2 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	2 4
日程第 2 6	議案第 1 7 号	令和 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	2 4
日程第 2 7	議案第 1 8 号	令和 2 年度日置市水道事業会計補正予算（第 5 号）	2 5

日程第 28	議案第 19 号	令和 2 年度日置市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	25
	宮路市長提案理由説明		25
日程第 29	議案第 20 号	令和 3 年度日置市一般会計予算	27
日程第 30	議案第 21 号	令和 3 年度日置市国民健康保険特別会計予算	27
日程第 31	議案第 22 号	令和 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	28
日程第 32	議案第 23 号	令和 3 年度日置市健康交流館事業特別会計予算	28
日程第 33	議案第 24 号	令和 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	28
日程第 34	議案第 25 号	令和 3 年度日置市介護保険特別会計予算	28
日程第 35	議案第 26 号	令和 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	28
日程第 36	議案第 27 号	令和 3 年度日置市水道事業会計予算	28
日程第 37	議案第 28 号	令和 3 年度日置市下水道事業会計予算	28
	宮路市長提案理由説明		28
日程第 38	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について		33
散 会			34

第 2 号 (3 月 4 日) (木曜日)

開 議			38
日程第 1	議案第 12 号	令和 2 年度日置市一般会計補正予算 (第 15 号)	38
	西菌総務企画常任委員長報告		38
	佐多文教厚生常任委員長報告		39
	黒田産業建設常任委員長報告		41
日程第 2	議案第 13 号	令和 2 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)	43
日程第 3	議案第 16 号	令和 2 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	43
日程第 4	議案第 17 号	令和 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	43
	佐多文教厚生常任委員長報告		43
日程第 5	議案第 14 号	令和 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 3 号)	45
日程第 6	議案第 15 号	令和 2 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算 (第 4 号)	45
	西菌総務企画常任委員長報告		45
日程第 7	議案第 18 号	令和 2 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 5 号)	47
日程第 8	議案第 19 号	令和 2 年度日置市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	47
	黒田産業建設常任委員長報告		47
休 憩			49

日程第 9	議案第 20 号	令和 3 年度日置市一般会計予算	4 9
日程第 10	議案第 21 号	令和 3 年度日置市国民健康保険特別会計予算	4 9
日程第 11	議案第 22 号	令和 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	4 9
日程第 12	議案第 23 号	令和 3 年度日置市健康交流館事業特別会計予算	4 9
日程第 13	議案第 24 号	令和 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	4 9
日程第 14	議案第 25 号	令和 3 年度日置市介護保険特別会計予算	4 9
日程第 15	議案第 26 号	令和 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	4 9
日程第 16	議案第 27 号	令和 3 年度日置市水道事業会計予算	4 9
日程第 17	議案第 28 号	令和 3 年度日置市下水道事業会計予算	4 9
	佐多申至君		4 9
	東財政管財課長		5 0
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長		5 0
	濱崎地域づくり課長		5 1
	佐多申至君		5 1
	東財政管財課長		5 1
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長		5 1
	濱崎地域づくり課長		5 1
	佐多申至君		5 2
	内山企画課長		5 2
	山口初美さん		5 2
	上総務企画部長兼総務課長		5 2
	久木崎商工観光課長		5 2
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長		5 2
	山口初美さん		5 3
	久木崎商工観光課長		5 3
日程第 18	議案第 29 号	令和 2 年度日置市一般会計補正予算 (第 16 号)	5 3
日程第 19	議案第 30 号	令和 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 4 号)	5 3
日程第 20	議案第 31 号	令和 2 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 6 号)	5 3
日程第 21	議案第 32 号	令和 2 年度日置市下水道事業会計補正予算 (第 4 号)	5 3
	宮路市長提案理由説明		5 4
散	会		5 5

第3号（3月8日）（月曜日）

開 議	6 0
日程第1 一般質問	6 0
黒田澄子さん	6 0
宮路市長	6 0
奥教育長	6 2
黒田澄子さん	6 2
有村福祉課長	6 2
黒田澄子さん	6 2
有村福祉課長	6 3
黒田澄子さん	6 3
有村福祉課長	6 3
黒田澄子さん	6 3
有村福祉課長	6 3
黒田澄子さん	6 3
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 3
黒田澄子さん	6 3
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 3
黒田澄子さん	6 4
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 4
黒田澄子さん	6 4
有村福祉課長	6 4
黒田澄子さん	6 4
奥教育長	6 4
黒田澄子さん	6 4
有村福祉課長	6 4
黒田澄子さん	6 5
久木崎商工観光課長	6 5
黒田澄子さん	6 5
久木崎商工観光課長	6 5
黒田澄子さん	6 5
久木崎商工観光課長	6 5

黒田澄子さん	6 6
久木崎商工観光課長	6 6
黒田澄子さん	6 6
久木崎商工観光課長	6 6
黒田澄子さん	6 6
山下健康保険課長	6 6
黒田澄子さん	6 6
山下健康保険課長	6 6
黒田澄子さん	6 7
山下健康保険課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
山下健康保険課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
山下健康保険課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
山下健康保険課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
山下健康保険課長	6 7
黒田澄子さん	6 8
山下健康保険課長	6 8
黒田澄子さん	6 8
山下健康保険課長	6 8
黒田澄子さん	6 8
山下健康保険課長	6 8
黒田澄子さん	6 8
山下健康保険課長	6 8
黒田澄子さん	6 8
山下健康保険課長	6 8
黒田澄子さん	6 8
山下健康保険課長	6 8
宮路市長	6 9
黒田澄子さん	6 9
久木崎商工観光課長	6 9

黒田澄子さん	6 9
宮路市長	6 9
黒田澄子さん	6 9
宮路市長	6 9
黒田澄子さん	7 0
久木崎商工観光課長	7 0
黒田澄子さん	7 0
久木崎商工観光課長	7 0
黒田澄子さん	7 0
久木崎商工観光課長	7 0
黒田澄子さん	7 0
久木崎商工観光課長	7 0
黒田澄子さん	7 0
横枕社会教育課長	7 1
黒田澄子さん	7 1
横枕社会教育課長	7 1
黒田澄子さん	7 1
宮路市長	7 1
黒田澄子さん	7 1
久木崎商工観光課長	7 1
黒田澄子さん	7 2
久木崎商工観光課長	7 2
黒田澄子さん	7 2
久木崎商工観光課長	7 2
橋口正人君	7 2
休 憩	7 3
宮路市長	7 3
橋口正人君	7 4
久木崎商工観光課長	7 4
橋口正人君	7 4
久木崎商工観光課長	7 4
橋口正人君	7 4

	宮路市長	8 0
	富迫克彦君	8 1
	山下健康保険課長	8 1
	久木崎商工観光課長	8 1
	富迫克彦君	8 2
	久木崎商工観光課長	8 2
	富迫克彦君	8 2
	東財政管財課長	8 2
休	憩	8 2
	富迫克彦君	8 3
	東財政管財課長	8 3
	富迫克彦君	8 3
	宮路市長	8 3
	富迫克彦君	8 3
	内山企画課長	8 4
	富迫克彦君	8 4
	内山企画課長	8 4
	富迫克彦君	8 4
	内山企画課長	8 4
	富迫克彦君	8 4
	濱崎地域づくり課長	8 5
	富迫克彦君	8 5
	濱崎地域づくり課長	8 5
	富迫克彦君	8 5
	濱崎地域づくり課長	8 5
	富迫克彦君	8 6
	濱崎地域づくり課長	8 6
	富迫克彦君	8 6
	宮路市長	8 6
	田畑純二君	8 6
	宮路市長	8 7
	田畑純二君	8 8

宮路市長	8 8
田畑純二君	8 9
宮路市長	8 9
田畑純二君	8 9
宮路市長	8 9
田畑純二君	8 9
宮路市長	8 9
田畑純二君	9 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	9 0
田畑純二君	9 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	9 0
田畑純二君	9 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	9 0
田畑純二君	9 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	9 0
田畑純二君	9 0
宮路市長	9 1
田畑純二君	9 1
宮路市長	9 1
田畑純二君	9 1
宮路市長	9 1
田畑純二君	9 1
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	9 2
田畑純二君	9 2
内山企画課長	9 2
田畑純二君	9 2
宮路市長	9 2
田畑純二君	9 3
宮路市長	9 3
田畑純二君	9 3
宮路市長	9 3
田畑純二君	9 3

宮路市長	9 4
田畑純二君	9 4
宮路市長	9 4
田畑純二君	9 4
散 会	9 4

第4号（3月9日）（火曜日）

開 議	9 8
日程第1 一般質問	9 8
坂口洋之君	9 8
宮路市長	9 8
坂口洋之君	9 9
宮路市長	9 9
坂口洋之君	1 0 0
久木崎商工観光課長	1 0 0
坂口洋之君	1 0 0
濱崎地域づくり課長	1 0 1
坂口洋之君	1 0 1
宮路市長	1 0 1
坂口洋之君	1 0 1
有村福祉課長	1 0 1
坂口洋之君	1 0 2
有村福祉課長	1 0 2
坂口洋之君	1 0 2
有村福祉課長	1 0 3
坂口洋之君	1 0 3
宮路市長	1 0 3
坂口洋之君	1 0 3
松元税務課長	1 0 3
坂口洋之君	1 0 3
有村福祉課長	1 0 4
坂口洋之君	1 0 4

有村福祉課長	104
坂口洋之君	104
有村福祉課長	105
坂口洋之君	105
有村福祉課長	105
坂口洋之君	105
有村福祉課長	105
坂口洋之君	105
有村福祉課長	106
坂口洋之君	106
有村福祉課長	106
坂口洋之君	106
有村福祉課長	106
坂口洋之君	106
有村福祉課長	106
西菌典子さん	106
宮路市長	107
西菌典子さん	108
内山企画課長良弘君	108
西菌典子さん	109
奥教育長	109
西菌典子さん	109
渦尾学校教育課長	109
休 憩	110
奥教育長	110
西菌典子さん	110
渦尾学校教育課長	110
西菌典子さん	110
濱崎地域づくり課長	111
西菌典子さん	111
上総務企画部長兼総務課長	111
西菌典子さん	111
上総務企画部長兼総務課長	111
西菌典子さん	111

上総務企画部長兼総務課長	1 1 1
西園典子さん	1 1 2
上総務企画部長兼総務課長	1 1 2
西園典子さん	1 1 2
上総務企画部長兼総務課長	1 1 2
西園典子さん	1 1 2
上総務企画部長兼総務課長	1 1 2
西園典子さん	1 1 2
上総務企画部長兼総務課長	1 1 3
西園典子さん	1 1 3
宮路市長	1 1 3
西園典子さん	1 1 3
佐多申至君	1 1 4
宮路市長	1 1 4
奥教育長	1 1 5
佐多申至君	1 1 5
宮路市長	1 1 5
佐多申至君	1 1 5
宮路市長	1 1 6
佐多申至君	1 1 6
東農地整備課長	1 1 6
佐多申至君	1 1 6
東農地整備課長	1 1 6
佐多申至君	1 1 6
東農地整備課長	1 1 6
佐多申至君	1 1 6
宮路市長	1 1 6
佐多申至君	1 1 6
久木崎商工観光課長	1 1 6
佐多申至君	1 1 6
東農地整備課長	1 1 6
佐多申至君	1 1 6

宮路市長	1 1 6
佐多申至君	1 1 6
東農地整備課長	1 1 6
佐多申至君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
佐多申至君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
佐多申至君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
佐多申至君	1 1 7
久木崎商工観光課長	1 1 7
佐多申至君	1 1 7
新川上下水道課長	1 1 7
佐多申至君	1 1 7
新川上下水道課長	1 1 7
佐多申至君	1 1 7
新川上下水道課長	1 1 8
佐多申至君	1 1 8
新川上下水道課長	1 1 8
佐多申至君	1 1 8
新川上下水道課長	1 1 8
佐多申至君	1 1 8
新川上下水道課長	1 1 8
佐多申至君	1 1 8
久木崎商工観光課長	1 1 8
佐多申至君	1 1 8
新川上下水道課長	1 1 8
佐多申至君	1 1 9
新川上下水道課長	1 1 9
佐多申至君	1 1 9
久木崎商工観光課長	1 1 9
休 憩	1 1 9

佐多申至君	1 1 9
久木崎商工観光課長	1 1 9
佐多申至君	1 1 9
久木崎商工観光課長	1 1 9
佐多申至君	1 1 9
宮路市長	1 1 9
佐多申至君	1 2 0
宮路市長	1 2 0
佐多申至君	1 2 0
宮路市長	1 2 0
佐多申至君	1 2 0
東財政管財課長	1 2 0
佐多申至君	1 2 0
東財政管財課長	1 2 0
佐多申至君	1 2 1
東財政管財課長	1 2 1
佐多申至君	1 2 1
小園副市長	1 2 1
佐多申至君	1 2 1
小園副市長	1 2 1
佐多申至君	1 2 1
東財政管財課長	1 2 1
佐多申至君	1 2 1
宮路市長	1 2 1
佐多申至君	1 2 1
宮路市長	1 2 2
佐多申至君	1 2 2
久木崎商工観光課長	1 2 2
佐多申至君	1 2 2
宮路市長	1 2 2
佐多申至君	1 2 2
宮路市長	1 2 2

	佐多申至君	1 2 3
	宮路市長	1 2 3
	佐多申至君	1 2 3
	宮路市長	1 2 3
	山口初美さん	1 2 3
	宮路市長	1 2 4
	山口初美さん	1 2 5
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 5
	山口初美さん	1 2 5
	宮路市長	1 2 6
	山口初美さん	1 2 6
	宮路市長	1 2 6
	山口初美さん	1 2 6
	宮路市長	1 2 6
	山口初美さん	1 2 6
休	憩	1 2 7
	松元税務課長	1 2 7
	山口初美さん	1 2 7
	山下健康保険課長	1 2 7
	山口初美さん	1 2 7
	山下健康保険課長	1 2 7
	山口初美さん	1 2 8
	地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	1 2 8
	山口初美さん	1 2 8
	地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	1 2 8
	山口初美さん	1 2 8
	宮路市長	1 2 8
	山口初美さん	1 2 9
	宮路市長	1 2 9
	山口初美さん	1 2 9
	上総務企画部長兼総務課長	1 2 9
	山口初美さん	1 2 9

宮路市長	1 2 9
山口初美さん	1 2 9
松元税務課長	1 3 0
山口初美さん	1 3 0
宮路市長	1 3 0
散 会	1 3 0

第5号（3月29日）（月曜日）

開 議	1 3 5
松元税務課長	1 3 5
日程第1 議案第2号 市道の路線の認定について	1 3 5
黒田産業建設常任委員長報告	1 3 5
日程第2 議案第6号 日置市介護保険条例の一部改正について	1 3 6
日程第3 議案第7号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 3 6
日程第4 議案第8号 日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	1 3 6
日程第5 議案第9号 日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	1 3 6
日程第6 議案第10号 日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 3 6
佐多文教厚生常任委員長報告	1 3 6
日程第7 議案第11号 日置市都市公園条例の一部改正について	1 3 9
黒田産業建設常任委員長報告	1 3 9
日程第8 議案第20号 令和3年度日置市一般会計予算	1 4 0
西園総務企画常任委員長報告	1 4 0
佐多文教厚生常任委員長報告	1 4 2
休 憩	1 4 5
黒田産業建設常任委員長報告	1 4 5
山口初美さん	1 4 9

下御領昭博君	1 5 1
橋口正人君	1 5 2
日程第 9 議案第 2 1 号 令和 3 年度日置市国民健康保険特別会計予算	1 5 3
日程第 1 0 議案第 2 4 号 令和 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	1 5 3
日程第 1 1 議案第 2 5 号 令和 3 年度日置市介護保険特別会計予算	1 5 3
日程第 1 2 議案第 2 6 号 令和 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	1 5 3
佐多文教厚生常任委員長報告	1 5 3
休 憩	1 5 5
山口初美さん	1 5 5
山口初美さん	1 5 6
是枝みゆきさん	1 5 6
山口初美さん	1 5 7
池満 渉君	1 5 8
山口初美さん	1 5 8
並松安文君	1 5 9
日程第 1 3 議案第 2 2 号 令和 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	1 5 9
日程第 1 4 議案第 2 3 号 令和 3 年度日置市健康交流館事業特別会計予算	1 5 9
西菌総務企画常任委員長報告	1 5 9
日程第 1 5 議案第 2 7 号 令和 3 年度日置市水道事業会計予算	1 6 1
日程第 1 6 議案第 2 8 号 令和 3 年度日置市下水道事業会計予算	1 6 1
黒田産業建設常任委員長報告	1 6 2
日程第 1 7 議案第 2 9 号 令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 1 6 号）	1 6 5
西菌総務企画常任委員長報告	1 6 5
佐多文教厚生常任委員長報告	1 6 6
休 憩	1 6 7
黒田産業建設常任委員長報告	1 6 7
日程第 1 8 議案第 3 0 号 令和 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 4 号）	1 6 9
西菌総務企画常任委員長報告	1 6 9
日程第 1 9 議案第 3 1 号 令和 2 年度日置市水道事業会計補正予算（第 6 号）	1 7 0
日程第 2 0 議案第 3 2 号 令和 2 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	1 7 0
黒田産業建設常任委員長報告	1 7 0
日程第 2 1 請願第 1 号 「健康交流館ゆーぷる吹上使用存続営業に関する請願書」	1 7 2

日程第 2 2	請願第 2 号	健康交流館ゆーふる吹上のプールの存続を求める請願書	1 7 2
日程第 2 3	陳情第 2 号	健康交流館ゆーふる吹上のプールと食堂の存続を求める陳情書	1 7 2
日程第 2 4	陳情第 3 号	健康交流館ゆーふる吹上のプールと食堂の存続を求める陳情書	1 7 2
		西園総務企画常任委員長報告	1 7 2
		佐多申至君	1 7 4
		西園総務企画常任委員長	1 7 4
		佐多申至君	1 7 4
		西園総務企画常任委員長	1 7 4
		佐多申至君	1 7 5
休 憩			1 7 5
		西園総務企画常任委員長	1 7 5
日程第 2 5	議案第 3 3 号	(仮称) 東市来ドーム建築工事請負契約の締結について	1 7 6
		宮路市長提案理由説明	1 7 6
		梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 7 6
		黒田澄子さん	1 7 7
		横枕社会教育課長	1 7 8
		黒田澄子さん	1 7 8
		横枕社会教育課長	1 7 8
		黒田澄子さん	1 7 8
		横枕社会教育課長	1 7 9
		山口初美さん	1 7 9
		横枕社会教育課長	1 7 9
休 憩			1 7 9
		佐多申至君	1 7 9
		横枕社会教育課長	1 8 0
		佐多申至君	1 8 0
		横枕社会教育課長	1 8 0
		佐多申至君	1 8 0
		梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 8 0
休 憩			1 8 0
		横枕社会教育課長	1 8 0
		池満 渉君	1 8 1

山口政夫君	182
山口初美さん	184
富迫克彦君	184
西園典子さん	185
日程第26 発議第1号 日置市議会委員会条例の一部改正について	186
日程第27 発議第2号 日置市議会議員政治倫理条例の一部改正について	186
日程第28 発議第3号 日置市議会会議規則の一部改正について	186
並松議会運営委員長	187
日程第29 閉会中の継続調査申し出について	188
日程第30 所管事務調査結果報告について	188
閉会	188
宮路市長	188

令和3年第1回（3月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
2月24日	水	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
2月25日	木	委 員 会	委員会審査（補正予算）
2月26日	金	委 員 会	委員会審査（補正予算）
2月27日	土	休 会	
2月28日	日	休 会	
3月 1日	月	委 員 会	議会運営委員会
3月 2日	火	休 会	
3月 3日	水	休 会	
3月 4日	木	本 会 議	補正予算採決・当初予算総括質疑
3月 5日	金	休 会	
3月 6日	土	休 会	
3月 7日	日	休 会	
3月 8日	月	本 会 議	一般質問
3月 9日	火	本 会 議	一般質問
3月10日	水	休 会	
3月11日	木	委 員 会	委員会審査（当初予算）
3月12日	金	委 員 会	委員会審査（当初予算）
3月13日	土	休 会	
3月14日	日	休 会	
3月15日	月	委 員 会	委員会審査（当初予算）
3月16日	火	休 会	中学校卒業式
3月17日	水	委 員 会	委員会審査
3月18日	木	休 会	
3月19日	金	休 会	
3月20日	土	休 会	春分の日
3月21日	日	休 会	
3月22日	月	委 員 会	議会運営委員会・全員協議会

3月23日	火	休	会	
3月24日	水	休	会	小学校卒業式
3月25日	木	休	会	
3月26日	金	休	会	
3月27日	土	休	会	
3月28日	日	休	会	
3月29日	月	本	会 議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決・追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 1 号	令和3年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
承認第 1 号	専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき承認を求めることについて
議案第 1 号	日置市まちづくり計画の変更について
議案第 2 号	市道の路線の認定について
議案第 3 号	日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第 4 号	日置市土地開発基金条例の一部改正について
議案第 5 号	日置市国民健康保険税条例等の一部改正について
議案第 6 号	日置市介護保険条例の一部改正について
議案第 7 号	日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 8 号	日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 9 号	日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第10号	日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第11号	日置市都市公園条例の一部改正について

- 議案第 1 2 号 令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 1 5 号）
- 議案第 1 3 号 令和 2 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 1 4 号 令和 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 5 号 令和 2 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 6 号 令和 2 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 7 号 令和 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 8 号 令和 2 年度日置市水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 1 9 号 令和 2 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 0 号 令和 3 年度日置市一般会計予算
- 議案第 2 1 号 令和 3 年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 2 号 令和 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 議案第 2 3 号 令和 3 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 議案第 2 4 号 令和 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 議案第 2 5 号 令和 3 年度日置市介護保険特別会計予算
- 議案第 2 6 号 令和 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 2 7 号 令和 3 年度日置市水道事業会計予算
- 議案第 2 8 号 令和 3 年度日置市下水道事業会計予算
- 議案第 2 9 号 令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 1 6 号）
- 議案第 3 0 号 令和 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 1 号 令和 2 年度日置市水道事業会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 3 2 号 令和 2 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 3 号 （仮称）東市来ドーム建築工事請負契約の締結について
- 請願第 1 号 「健康交流館ゆーぷる吹上使用存続営業に関する請願書」
- 請願第 2 号 健康交流館ゆーぷる吹上のプールの存続を求める請願書
- 陳情第 2 号 健康交流館ゆーぷる吹上のプールと食堂の存続を求める陳情書
- 陳情第 3 号 健康交流館ゆーぷる吹上のプールと食堂の存続を求める陳情書
- 発議第 1 号 日置市議会委員会条例の一部改正について
- 発議第 2 号 日置市議会議員政治倫理条例の一部改正について
- 発議第 3 号 日置市議会会議規則の一部改正について

第 1 号 (2 月 2 4 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告：監査結果等）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 1号 令和3年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
日程第 6	諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 7	諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 8	諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 9	承認第 1号 専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき承認を求めることについて
日程第10	議案第 1号 日置市まちづくり計画の変更について
日程第11	議案第 2号 市道の路線の認定について
日程第12	議案第 3号 日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第 4号 日置市土地開発基金条例の一部改正について
日程第14	議案第 5号 日置市国民健康保険税条例等の一部改正について
日程第15	議案第 6号 日置市介護保険条例の一部改正について
日程第16	議案第 7号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第 8号 日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第18	議案第 9号 日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第19	議案第10号 日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第20	議案第11号 日置市都市公園条例の一部改正について
日程第21	議案第12号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）
日程第22	議案第13号 令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第23	議案第14号 令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 2 4 議案第 1 5 号 令和 2 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 5 議案第 1 6 号 令和 2 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 6 議案第 1 7 号 令和 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 7 議案第 1 8 号 令和 2 年度日置市水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 8 議案第 1 9 号 令和 2 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 0 号 令和 3 年度日置市一般会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 1 号 令和 3 年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 2 号 令和 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 3 号 令和 3 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 4 号 令和 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 5 号 令和 3 年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 2 6 号 令和 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 2 7 号 令和 3 年度日置市水道事業会計予算
- 日程第 3 7 議案第 2 8 号 令和 3 年度日置市下水道事業会計予算
- 日程第 3 8 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本会議（2月24日）（水曜）

出席議員 21名

1番	欠 員	2番	佐 多 申 至 君
3番	是 枝 みゆきさん	4番	富 迫 克 彦 君
5番	重 留 健 朗 君	6番	福 元 悟 君
7番	山 口 政 夫 君	8番	樹 治 美 君
9番	中 村 尉 司 君	10番	留 盛 浩一郎 君
11番	橋 口 正 人 君	12番	黒 田 澄 子さん
13番	下御領 昭 博 君	14番	山 口 初 美さん
15番	西 菌 典 子さん	16番	門 松 慶 一 君
17番	坂 口 洋 之 君	18番	並 松 安 文 君
19番	大 園 貴 文 君	20番	田 畑 純 二 君
21番	池 満 渉 君	22番	漆 島 政 人 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事 務 局 長	丸 山 太美雄 君	次長兼議事調査係長	神 余 徹 君
議 事 調 査 係	松 永 真 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮 路 高 光 君	副 市 長	小 園 義 徳 君
教 育 長	奥 善 一 君	総務企画部長兼総務課長	上 秀 人 君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所 浩 君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎 正 吾 君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅 北 浩 一 君	消防本部消防長	柿 内 和 浩 君
東市来支所長	新 村 芳 尚 君	日吉支所長	丸 田 明 浩 君
吹上支所長	江 田 光 和 君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口 亮 君
財政管財課長	東 正 和 君	企 画 課 長	内 山 良 弘 君
地域づくり課長	濱 崎 慎一郎 君	税 務 課 長	松 元 基 浩 君
商工観光課長	久木崎 勇 君	福 祉 課 長	有 村 弘 貴 君
健康保険課長	山 下 和 彦 君	介 護 保 險 課 長	東 浩 文 君
建 設 課 長	田 口 悦 次 君	農地整備課長	東 広 幸 君

上下水道課長 新川光郎君
社会教育課長 横枕広幸君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん
農業委員会事務局長 上之原 誠君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（漆島政人君）

ただいまから令和3年第1回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（漆島政人君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（漆島政人君）

日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、坂口洋之君、並松安文君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（漆島政人君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月29日までの34日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月29日までの34日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長報告・監査結果報告）

○議長（漆島政人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中に議員の辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。令和2年12月21日、桃北議員のほうから、12月31日付で日置市議会議員を辞職したい旨の申出がありましたので、日置市議会会議規則第

147条の規定により、議長において許可しましたので、ご報告申し上げます。

議会の報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

次に、監査結果の報告であります。令和2年10月分から12月分までの例月現金出納検査結果報告をはじめ定例監査結果報告、随時監査結果報告、公の施設の管理監査の結果報告及び財政援助団体等に対する監査結果について報告がありましたので、その写しを配付いたしました。

以上で報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（漆島政人君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

昨年11月8日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

11月28日に伊集院文化会館におきまして、日置地区生涯学習推進大会が開催され、出席しました。大会では、生涯学習の取組や活動についての発表及び講演等が行われました。

次に、11月29日に「武将になれるまち」を体験できる施設として整備された戦国島津体験館「よしとし軍議場」のオープンセレモニーを行いました。

次に、12月2日に吹上町建設互助会と大規模災害時における公共施設の被害状況の収集・報告を行い、公共施設からの障害物の除去など、応急対策を実施し、市民生活の安定を図ることを目的として、応急対策に関する協定を締結しました。

次に、12月27日に始良市市制施行

10周年記念式典が開催され、出席しました。

次に、1月3日に伊集院文化会館におきまして、令和3年日置市成人式を挙行いたしました。今年度は、新成人を迎えた368人と来賓を含め374人の出席をいただき、式典の様子をインスタグラムでライブ配信するなど、時節に合わせた開催となりました。

次に、1月7日に国が1都3県に対して緊急事態宣言を発令し、同日、日置市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。

次に、1月10日に日置市役所本庁中庭におきまして、日置市消防出初め式を挙行し、伊集院文化会館では、永年にわたり地域に貢献された消防団員及び消防職員に表彰が行われました。式には、市消防団員など約300人が参加し、分列行進、小隊訓練等を行い、防火への気持ちを新たにすることができました。

このほか、主要な行政執行につきましては報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第1号令和3年度日置市土地開発公社事業計画の報告について

○議長（漆島政人君）

日程第5、報告第1号令和3年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてを議題といたします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第1号は、令和3年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてであります。

令和3年度日置市土地開発公社事業計画の報告について、地方自治法第243条の3第

2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、報告第1号令和3年度日置市土地開発公社事業計画の報告について、補足説明を申し上げます。

別紙2ページを御覧いただきたいと思いません。

まず、収益的収入としまして2億6,992万6,000円を計上しております。内訳としまして、事業収益では清藤工業団地と徳重工業団地の貸付料及び住宅団地の販売等を見込みまして2億6,979万7,000円を、事業外収益では受取利息や雑収益の合計12万9,000円を計上しております。

次に、右側の収益的支出といたしまして2億3,936万5,000円を計上しております。内訳としまして、土地造成事業原価2億2,786万5,000円は、徳重工業団地と住宅団地の販売見込額を計上し、販売費及び一般管理費を1,100万円、予備費を50万円計上しております。

次に、3ページをお開きいただきたいと思いません。

資本的収入といたしまして、徳重工業団地造成事業の借換分について1億8,000万円を計上しております。資本的支出につきましては1億8,846万4,000円を計上しております。

内訳といたしまして、土地造成事業費では、徳重工業団地の工事費、関連費、支払利息や清藤工業団地とその他の住宅団地造成事業の関連費など746万4,000円を、公社債償還金及び長期借入金償還金では、徳重工業団地造成事業短期借入分として1億8,000万円を、また、予備費として100万円を計上しております。資本的収入が資本的支出に対

して不足する846万4,000円は、損益勘定留保資金及び利益剰余金で補填するものでございます。

次に、4ページのほうを御覧いただきたいと思えます。

現金収支の当初資金計画でございます。受入資金の合計で6億1,834万7,000円、支払資金の合計で1億9,996万4,000円となっており、差引き4億1,838万3,000円の繰越しを予定しております。

5ページ以降につきましては、これらの内訳でございます。ご確認をお願いしたいと思います。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（漆島政人君）

これから報告第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。これで報告第1号の報告を終わります。

-
- △日程第6 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
 - △日程第7 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
 - △日程第8 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（漆島政人君）

日程第6、諮問第1号から日程第8、諮問第3号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについての3件を一括議題といたします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてあります。

令和3年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

中原直美氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

令和3年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

寺田そよみ氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

現委員が令和3年3月31日をもって任期満了となるため、新たに後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

元吉まき子氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第1号から諮問第3号

までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件について、中原直美さんを適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、中原直美さんを適任者として認めることに決定しました。

これから諮問第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件について、寺田そよみさんを適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、寺田そよみさんを適任者として認めることに決定しました。

これから諮問第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本件について、元吉まき子さんを適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、元吉まき子さんを適任者として認めることに決定しました。

△日程第9 承認第1号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき承認を求めることについて

○議長（漆島政人君）

日程第9、承認第1号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第1号は、専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき承認を求めることについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,569万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ370億1,900万5,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種に伴うシステム

改修及び接種券作成発送業務、商工費で、中小企業者等新型コロナウイルス感染症対策支援事業費等、消防費で、消防署の南分遣所の非常用発電設備更新工事の執行についての予算措置のほか、年度内に事業完成が見込めないものについて繰越明許費の設定など所要の予算を編成したものであります。

まず、歳入では、国庫支出金では、国庫補助金の衛生費国庫補助金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の増額、繰入金で、歳入歳出予算の調整のための財政調整基金繰入金の増額により1,569万2,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種に伴うシステム改修及び接種券作成発送業務の増額により656万8,000円を増額計上いたしました。

商工費では、中小企業者等新型コロナウイルス感染症対策支援事業費の増額、ふるさと納税推進事業費の減額により、既定予算のとおりとなりました。

消防費では、消防署南分遣所の非常用発電設備更新工事の増額により912万4,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第10 議案第1号日置市まちづくり計画の変更について

○議長（漆島政人君）

日程第10、議案第1号日置市まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第1号は、日置市まちづくり計画の変更についてであります。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴う合併特例債の発行期間の延長により、合併特例債を引き続き市の一体的な地域発展等の推進に資する事業等へ活用するため、日置市まちづくり計画を変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なお、その効力を有することとされている同法第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第1号日置市まちづくり計画の変更について補足説明を申し上げます。

本市のまちづくり計画につきましては、合併前の平成16年12月に日置市中央合併協議会において決定されたもので、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が平成30年4月に施行されたことに伴い、本市においても合併特例債の発行期間が延長可能となりましたので、日置市まちづくり計画を変更するものでございます。

別紙を御覧いただきたいと思っております。

日置市まちづくり計画の変更でございますが、表の左側のほうが変更後、右側に現行が記載されております。変更箇所につきましては、第1章第2節第3項の計画の期間で「15年間」を「20年間」に変更するものでございます。

次に、第8章財政計画について、計画の期間を「20年間」に、また、括弧書きの令和元年度以前は「決算額」、令和2年度は「決算見込額」、令和3年度以降は「推計額」と文言を変更するものでございます。

次に、各項目の前提として、歳入と歳出の各項目の推計の考え方を記載しております。

次に、財政計画の一覧表でございますが、現行の歳入歳出額と次のページが変更後の歳入歳出額となっております。令和3年から令和7年までの歳入歳出額につきましては、12月に策定いたしました財政健全化計画に基づき推計を行っております。

変更後の歳入総額で、令和2年度の決算見込額は新型コロナウイルス感染症関連予算によりまして382億円と通常より大きく膨らんでおりますが、令和3年度は301億円、また、令和7年度では279億円と予算規模を縮小していく方向で推計をしております。

歳出につきましては、歳入に見合った予算規模ということで、令和3年度282億円、

令和7年度が273億円で推計をしております。

この計画でいきますと、市債残高につきましては、現在330億円でございます。令和5年度339億円をピークに、令和7年度は313億円と減少傾向にございます。

財政調整基金も令和7年度末が21億円ということで、公債費が現行30億円から33億円と上昇傾向にある中、何とか20億円を確保していこうという計画となっております。

なお、合併特例債につきましては、本市の発行限度額が約251億円でございます。令和元年度までの実績として約187億円を活用してまいりました。今回の計画変更では、令和2年度から令和7年度までの残り64億円を活用する計画となっております。発行可能限度額の全額を活用していきたいというふうに考えているところでございます。

また、提案までの経緯につきまして、令和3年1月に県と事前協議を行っております。協議に対して、県から「異議はない」という回答をいただいております。そして、1月の議会全員協議会でも変更内容について説明をさせていただき、今回の提案に至っております。

以上、ご審議をお願い申し上げます。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか——質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号日置市まちづくり計画の変更については原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第2号市道の路線の認定について

○議長（漆島政人君）

日程第11、議案第2号市道の路線の認定についてを議題といたします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第2号は、市道の路線の認定についてであります。

開発造成工事に伴い2路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第2号市道の路線の認定について、別紙により補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

今回、市道の認定をしたい路線は2路線でございます。民間開発造成工事に伴い、市に寄附採納されたものでございます。路線の延

長や起点・終点は、別紙資料のとおりでありますので説明は省略いたします。

資料の市道認定路線位置図及び市道認定路線図をお開きください。

市道認定路線を朱色の実線で表示してあります。丸が起点、矢印が終点になります。

鳥越団地1号線と2号線の具体的な場所は、国道3号線の伊集院北小交差点の南部に位置し、民間開発の団地内の路線になります。今回、市道認定し、市道として供用・管理を行おうとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。議案第2号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第12 議案第3号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第12、議案第3号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第3号は、日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策に係る作業に従事した職員に対し、特例的に支給する特殊勤務手当としての防疫等作業手当を設けるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第3号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、人事院規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した職員に対し、特例的に支給する特殊勤務手当として防疫等作業手当を設けるための改正を行うものでございます。

それでは、別紙を御覧いただきたいと思っております。

附則の第3項で新型コロナウイルス感染症の定義を定め、市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業と、これに準ずる作業で市長が定めるものに従事した場合に防疫等作業手当を支給することとしています。現時点におきましては、消防職員の感染者の搬送を想定しているところでございます。

附則の第4項では防疫等作業手当の額について定めており、人事院規則に基づいた手当の額としているところでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議をお願い申し上げます。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第4号日置市土地開発基金条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第13、議案第4号日置市土地開発基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第4号は、日置市土地開発基金条例の一部改正についてであります。

基金の額を減額するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第4号日置市土地開発基金

条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

土地開発基金の目的は、公用もしくは公共用に供する土地を先行取得することによりまして、事業の円滑な執行を図るものでございます。

現在、基金残高は4億70万2,000円となっております。内訳といたしまして、現金で3億2,839万1,000円となっております。そして、土地については7,231万1,000円、81筆、面積で6万3,469.12m²となっているところでございます。

基金が財源として有効に活用されているのか、あるいは基金の規模は適正かという2つの観点に着目して見直ししたものでございます。それぞれの土地につきましては、当初は公園や道路など目的を持って先行取得しておりますが、その後、社会情勢の変化等により、用途や目的がなくなったり、あるいは事業の延伸等によりまして、基金に土地が残ったまま買い戻す予定のないものが出ております。

そこで、市有財産の有効活用を図る観点から、全ての土地を一般会計で買い戻して、その多くは普通財産等として売却を図るとともに、最近の運用実績、あるいは今後の見込みを考慮いたしまして、別紙の第2条第1項中の基金の規模を4億円から1億円に減額するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、ご審議をお願い申し上げます。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略

したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号日置市土地開発基金条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第5号日置市国民健康保険税条例等の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第14、議案第5号日置市国民健康保険税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第5号は、日置市国民健康保険税条例等の一部改正についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第5号日置市国民健康保険税条例等の一部改正について、補足説明を申し上げます。

令和3年2月3日に公布、同月13日に一部施行されました新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律におきまして、これまで新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等と暫定的にみなしていた規定を削り、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染として位置づける改正が行われました。

これに伴いまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定を引用して新型コロナウイルス感染症の定義をしている3つの条例——日置市国民健康保険税条例、日置市国民健康保険条例、日置市介護保険条例の規定を改正するものでございます。

別紙をお開きいただきたいと思います。

第1条は、日置市国民健康保険税条例附則第19条第1項第1号に規定する新型コロナウイルス感染症の定義を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改めるものでございます。

第2条では、日置市国民健康保険条例第8条の2第1項に規定する定義を、第3条では、日置市介護保険条例附則第6項第1号に規定する定義を、それぞれ同じように改めるものでございます。

なお、改正後の各条例の定義は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」による改正後の定義と同様の定義となります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、ご審議をお願い申し上げます。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号日置市国民健康保険税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第6号日置市介護保険条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第15、議案第6号日置市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第6号は、日置市介護保険条例の一部改正についてであります。

第8期日置市介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を定めるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）

議案第6号日置市介護保険条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年度から5年度までの第8期介護保険事業計画を策定したこと、そして介護保険料率区分の第2段階及び第3段階の年額保険料の算定方法を見直したことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

第8期計画の介護保険料基準月額、第7期計画と同額の6,100円と算定しております。

それでは、別紙をお開きください。

日置市介護保険条例の一部を改正する条例、日置市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第8期計画の期間は、令和3年度を初年度とします令和5年度までとしておりますことから、第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、同様に同条第2項、第3項及び第4項中の「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改めております。

次に、第2段階及び第3段階の年額保険料の算定方法を見直したことに伴い、同条第1項第2号及び第3号中「5万4,960円」を「5万4,900円」に、同様に保険料の軽減賦課に係る保険料率について、基準額から5割の軽減を規定する第3項中の「3万

6,720円」を「3万6,600円」に、3割の軽減を規定する第4項中の「5万1,360円」を「5万1,240円」に改めています。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行し、第2項で経過措置としまして、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとしております。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第16 議案第7号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第17 議案第8号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第18 議案第9号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を

定める条例の一部改正について

△日程第19 議案第10号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第16、議案第7号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第19、議案第10号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての4件を一括議題といたします。

4件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第7号は、日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

議案第8号は、日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案す

るものであります。

議案第9号は、日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

議案第10号は、日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上4件の内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）

それでは、議案第7号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議案第10号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの4件を一括して補足説明を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴う改正でございます。

今回の条例改正の内容につきましては、議案第7号から議案第10号に共通する事項、議案第7号と議案第8号に共通する事項、そ

して個別の議案の事項に分けられます。そのようなことから、それぞれの共通事項を説明し、個別の事項を議案の別紙にて説明をいたします。

それでは最初に、議案第7号から議案第10号に共通する事項について説明をいたします。

介護サービス事業者に、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底、虐待の発生、またはその再発の防止、業務継続に向けた計画策定の取組を求め、具体的に委員会の開催、指針の整備、研修・訓練等の実施などを義務づけております。なお、その際、3年の経過措置を設けることとしております。

また、職場環境の改善としまして、法律等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切な対策を求めています。業務負担の軽減の推進としてICTの活用を図ること、その一環として、各種会議等について、テレビ電話等の装置を活用しての実施を認めることとし、諸記録の保存・交付等について電磁的な対応を認め、重要事項に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、その範囲の明確化を図り、運営規程等の重要事項について備え付け、自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができることとしております。

また、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他の必要な情報を収集し、適切かつ有効に行うよう努めることを求めています。

以上が、4議案に共通する項目となります。

次に、議案第7号と議案第8号に共通する事項について説明をいたします。

介護現場の業務負担軽減の推進としまして、共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、本体施設・事業所の職務と併せて、他の職務に従事すること、次に、介護老人福祉施設または介護老人保健施設と

小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、管理者・介護職員の兼務、3番目に、認知症対応型共同生活介護事業所について、夜間・深夜時間帯等の職員の配置の緩和、最後に、共同生活の住居の数を1以上3以下とするとともに、サテライト型事業所の基準を設け、本体事業所との業務、計画作成担当者の配置など緩和を図っております。

認知症への対応力の強化としまして、介護に直接携わる職員のうち、資格のない者に認知症介護基礎研修の受講を義務づけております。なお、その際、3年の経過措置期間を設けることとしております。

災害への日頃からの備えとして、避難訓練等の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めています。

過疎地域等において地域の実情により、登録定員及び利用定員を超えることを可能とし、サービスの確保を図っております。

最後に、第三者による評価について、第三者が出席する運営推進会議と既存の外部による、いずれかからの評価を受けることとしております。

以上が、第7号議案と第8号議案に共通する改正事項でございます。

続きまして、個別議案の補足説明をいたします。

議案第7号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

それでは別紙をお開きください。

1枚めくっていただいて左側の下段になります。第47条において、オペレーターの配置基準の緩和を図り、兼務することを可能としております。

右側の下段から次のところにかけて、第56条第2項及び第3項の改正において、指定夜間対応型訪問介護事業所は、他の訪問

介護事業所などに事業を一部委託すること、また、複数の事業者間で随時対応サービス——通報の受付となりますが、これらを集約することを可能としております。

同じ中段の第57条の改正において、第2項を加えまして、指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービスの提供を行うよう努めることとしております。

3枚めくっていただきまして、左側の中段から、第151条の改正において、地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直しをしております。第1項にただし書を加え、条件により、栄養士または管理栄養士を置かないことを可能としております。

なお、第1項第4号、第8項各号において、現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置づけております。

第3項ただし書で、指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、入所者の処遇に支障がない場合は兼務を可能としております。

第8項第1号に生活相談員を加え、条件により生活相談員を置かないことを可能としております。

下段になります。第163条の2を加え、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

右側の上段になります。第163条の3を加え、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じて、口腔衛生の管理を行うことを求めております。

下段になります。第175条は事故発生の防止及び発生時の対応を規定しておりますが、第1項に第4号を加え、適切に実施するための担当者を置くこととしております。

第180条のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準について、1ユニットの定員を、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとしており

ます。

1枚めくっていただきまして左側になります。第180条第1項第1号アの改正によりまして、ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、新たに設置することを禁止することとしております。

右側になります。附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

以下については経過措置の規定になりますが、この議案固有のものについてご説明をいたします。

1枚めくっていただいて左側の下段になります。ユニットの定員に係る経過措置としまして、第6項で、当分の間、入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して、職員を配置するよう努めることを求め、右側になりますが、第7項で改正前の規定の要件を満たしております現に存する建物・居室については、なお従前の例によることとしております。

第8項の栄養管理、第9項の口腔衛生の管理については、経過措置として令和6年3月31日までの間は、義務づけから行うよう努めるものとしております。

第10項で、事故発生の防止及び発生時の対応について、この条例の施行の日から起算して6月を経過するまでの間は第175条第1項第4号の担当者を置くことに努めなければならないとしております。

続きまして、議案第8号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

条例改正の内容につきましては、これまで

申し上げました議案第7号から議案第10号に共通する事項、議案第7号と議案第8号に共通する事項の改正となり、議案第8号に係る個別の改正事項はございません。

4枚めくっていただいて左側になります。附則に、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

また、経過措置につきましても、それぞれ規定しているところでございます。

続きまして、議案第9号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

条例改正の内容につきましては、議案第7号から議案第10号に共通する事項の改正となり、議案第9号に係る個別の改正事項はございません。

2枚めくっていただいて右側になります。附則に、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

これまでと同様に、経過措置につきましても、それぞれ規定しております。

続きまして、議案第10号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

条例改正の内容につきましては、これまで申し上げました議案第7号から議案第10号に共通する事項に加え、議案第10号に係る個別の改正事項となります。

別紙をお開きください。個別の改正事項についてご説明いたします。

中段になります。第4条について、指定居宅介護支援事業所の管理者を規定しておりますが、第2項にただし書を加え、やむを得ない理由がある場合においては、介護支援専門員を管理者とすることができるとしております。

第5条において、前6月間に居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護など訪問介護等の数が占める割合、訪問介護等の回数のうち、同一事業者によって提供されたものが占める割合、これらについて利用者に説明を行い、理解を得なければならないことを新たに求めております。

右側になります。第14条において、20号の次に20の2を加え、居宅サービス計画に位置づけられた居宅介護特例居宅介護などのサービス費の総額の区分支給限度額に占める割合、訪問介護に係る居宅サービス費がサービス費の総額に占める割合。これらの割合について、点検、検証する仕組みを導入しております。

1枚めくっていただきまして、右側の下段になります。

第4条を改正したことに伴いまして、附則第2条を改正し、令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている事業所について、引き続き令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができることとしております。

1枚めくっていただいて、左側になります。附則に、この条例は令和3年4月1日から施行し、附則第2条の改正規定は公布の日から施行、第14条第20号の次に1号を加える改正規定は令和3年10月1日からの施行としております。

また、経過措置につきましても、共通する事項についてそれぞれ規定しております。

今回の議案第7号から第10号の改正につきましては、公布された厚生労働省令に基づいた改正であり、本市において独自の基準等を定めた箇所はございません。

以上で、議案第7号から議案第10号の4議案についての補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆島政人君）

これから4件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

議案第7号から議案第10号までの4件は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで、しばらく休憩します。次の開議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第20 議案第11号日置市都市公園条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第20、議案第11号日置市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第11号は、日置市都市公園条例の一部改正についてであります。

都市計画法に基づく開発行為で整備した公園を都市公園として供用するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第11号日置市都市公園条例の一部改正について、別紙により補足説明申し上げます。

開発造成工事に伴い、寄附採納を受けた公園を都市公園として管理するため、所要の改正をするものであります。

別紙をお開きください。

別表第1、アヴェニールヴィル伊集院公園の項の次に、「鳥越公園、大字伊集院町下神殿字鳥越」を加えるものです。

鳥越公園の具体的な場所は、議案第2号の市道の路線の認定で説明いたしました民間開発の団地内の公園になります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

議案第11号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第21 議案第12号令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）

△日程第22 議案第13号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

△日程第23 議案第14号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第24 議案第15号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第25 議案第16号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第26 議案第17号令和2年度

日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

△日程第27 議案第18号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）

△日程第28 議案第19号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（漆島政人君）

日程第21、議案第12号令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）から日程第28、議案第19号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）までの8件を一括議題といたします。

8件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第12号は、令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,858万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ372億9,759万4,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国の第3次補正予算に伴う新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備費や農林水産業等の産業基盤整備などの予算措置のほか、年度内に事業完成が見込めないものについて繰越明許費の補正など所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料で塵芥処理手数料の増額などにより380万1,000円を増額計上しました。

国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及びワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の増額、日吉学園整備に係る中学校施設環境改善交付金の増額、特別定額給付金事業費国庫補助金や児童手当国庫負担金の減額などにより2億37万

3,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、現年及び過年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金や農業・農村活性化推進施設等整備事業費県補助金の増額などにより2億4,242万9,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金の5万円を増額計上しました。

繰入金では、土地開発基金からの一般会計への繰り入れに伴う土地開発基金繰入金の増額や歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の減額などにより8,828万7,000円を減額計上いたしました。

諸収入では、全国町村会災害対策保険金や生活保護者第三者給付金の増額などにより1,030万円を増額計上しました。

市債では、現年補助農地農業用施設災害復旧事業債や学校教育施設整備事業債などの減額により8,730万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、無線LAN環境構築費の減額などにより493万2,000円を減額計上しました。

総務費では、将来の公債費の償還財源を確保するため減債基金への積立てや土地開発基金保有土地の買戻しによる財産管理費の増額、特別定額給付金事業費の減額などにより2億6,399万5,000円を増額計上しました。

民生費では、新型コロナウイルス感染症の影響による健康づくり複合施設ゆすいん管理運営費の指定管理料の増額、児童手当支給事業費や介護保険事業費の減額などにより7,105万7,000円を減額計上いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額、衛生処理組合負担金や子ども医療費助成事業費の扶助費の減額などにより1億8,727万3,000円を増額計上しました。

農林水産業費では、農業・農村活性化推進施設等整備事業費や畑地帯総合整備事業費の増額などにより183万4,000円を増額計上いたしました。

商工費では、国民宿舎事業特別会計や健康交流館事業特別会計の事業収入の減に伴う繰入金金の増額などにより2,272万9,000円を増額計上いたしました。

土木費では、土地開発基金保有土地の買戻しによる公園管理費や土地区画整理事業費の増額など公営住宅建設事業費の減額などにより478万8,000円を増額計上いたしました。

消防費では、自主防災組織育成事業費の補助金の減額などにより478万2,000円を減額計上いたしました。

教育費では、小中学校建設事業費や民俗芸能伝承活動支援事業費の減額などにより8,112万6,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費では、現年補助農地農業用施設災害復旧費の増額や現年補助公共土木施設災害復旧費の減額などにより4,013万3,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第13号は、令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億620万2,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、特別調整交付金の増額や一般会計繰入金金の減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、国保ヘルスアップ事業費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第14号は、令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業実績の減に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,691万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,648万9,000円とするものであります。

歳入では、料金収入の減額や一般会計繰入金金の増額などを計上いたしました。

歳出では、一般事業費で、賄材料費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第15号は、令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業実績の減に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,259万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,207万4,000円とするものであります。

歳入では、料金収入の減額や一般会計繰入金金の増額などを計上いたしました。

歳出では、管理事業費で、会計年度任用職員報酬の減額などを計上いたしました。

次に、議案第16号は、令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億424万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億811万8,000円とするものであります。

歳入では、介護保険料で、現年度分特別徴収保険料の減額などを計上いたしました。

歳出では、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費で、実績見込みに伴う負担金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第17号は、令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

903万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,565万4,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、特別徴収保険料や普通徴収保険料の減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金で保険料の見込み減に伴う負担金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第18号は、令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の総額は既定の予算のとおりとし、総額を8億6,525万9,000円に、収益的支出は総額に632万円を追加し、総額を8億5,392万6,000円とするものであります。

収益的支出では、水道事業費用の営業外費用で、消費税申告特定収入控除の増額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、災害復旧工事の事業費確定により、総額から、それぞれ24万9,000円を減額し、資本的収入、総額3億1,001万8,000円に、資本的支出は、総額6億6,952万9,000円とするものであります。

資本的収入では、工事負担金で、一般会計負担金の減額を計上いたしました。

資本的支出では、建設改良費で、工事請負費の減額を計上いたしました。

次に、議案第19号は、令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入では、総額から250万円を減額し、総額を8億3,507万4,000円に、収益的支出では、下水道事業費用の営業費用で総額から460万円を減額し、総額を6億6,255万7,000円とするものであります。

収益的収入では、下水道事業収益の事業外収益で、管渠ストックマネジメント計画策定国庫補助金の減額を計上いたしました。

収益的支出では、下水道事業費用の営業費用で、委託料の減額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、資本的収入では総額に387万円を追加し、総額を8,397万1,000円に、資本的支出では総額に60万円を追加し、総額を2億7,227万4,000円とするものであります。

下水道事業資本的収入では、負担金等の受益者負担金の増額などを計上いたしました。

下水道事業資本的支出では、建設改良費の報償費を増額計上いたしました。

以上8件を、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから議案第12号から議案第19号までの8件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第12号は、各常任委員会に分割付託いたします。

次に、議案第13号、議案第16号、議案第17号の3件は、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第14号、議案第15号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

次に、議案第18号、議案第19号の2件は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第29 議案第20号令和3年度日置市一般会計予算

△日程第30 議案第21号令和3年度日置市国民健康保険特別会計予算

- △日程第 3 1 議案第 2 2 号令和 3 年度
日置市国民宿舎事業特別
会計予算
- △日程第 3 2 議案第 2 3 号令和 3 年度
日置市健康交流館事業特
別会計予算
- △日程第 3 3 議案第 2 4 号令和 3 年度
日置市温泉給湯事業特別
会計予算
- △日程第 3 4 議案第 2 5 号令和 3 年度
日置市介護保険特別会計
予算
- △日程第 3 5 議案第 2 6 号令和 3 年度
日置市後期高齢者医療特
別会計予算
- △日程第 3 6 議案第 2 7 号令和 3 年度
日置市水道事業会計予算
- △日程第 3 7 議案第 2 8 号令和 3 年度
日置市下水道事業会計予
算

○議長（漆島政人君）

日程第 2 9、議案第 2 0 号令和 3 年度日置市一般会計予算から日程第 3 7、議案第 2 8 号令和 3 年度日置市下水道事業会計予算までの 9 件を一括議題といたします。

ここで、議事の進め方についてお諮りします。

市長から提案理由の説明及び施政方針を聞き、各議案及び施政方針に対する総括質疑は 3 月 4 日の第 2 本会議で行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。

それでは、9 件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

令和 3 年第 1 回日置市議会定例会に当たり、

市政の状況と施策の一端を申し上げますとともに、ご提案いたしました令和 3 年度当初予算案の概要をご説明し、議会をはじめ市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

国は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は依然として厳しい状況にありますが、感染症拡大防止と社会経済活動対策の両立を図りつつ、「経済あつての財政」の考え方の下、経済財政運営に万全を期するとともに、経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 0 に基づき、経済・財政一体化改革を推進するとともに、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳入・歳出の両面から改革を推進することとしております。

県におきましても、一層の高齢化の進行により扶助費が引き続き増加傾向にあり、公債費も高水準で推移することを踏まえると、厳しい財政運営が続くものと考えております。

令和 3 年度においても、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や医療提供体制の確保、感染症収束後の力強い経済復興、さらなる経済成長に向けた施策を進めつつ、持続可能な行財政構造を構築するため、歳入・歳出両面にわたる徹底した行財政改革に引き続き取り組む必要があるものとしております。

このような中、本市におきましても、令和 3 年度が第 2 次日置市総合計画の後期基本計画初年度に当たることから、人口減少の克服と地方創生の取組である「日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を後期基本計画の重点施策として一体的に位置づけ、人口減少に対応する実効性の高い施策とし、引き続き、第 2 次日置市総合計画に掲げる将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」の実現に向けた取組を着実に進める予算編成を行うことを基本といたしました。

令和 3 年度当初予算におきましても、5 月

に市長選挙を控えていることから、義務的経費や経常的経費を基本とする骨格予算として編成いたしました。

また、これまでの厳しい財政状況に加え、新型コロナウイルス感染症によるさらなる財源不足を乗り切るため、事務事業の見直しにより1億2,500万円、イベント及び運営補助金で1,100万円、職員の県外出張旅費の抑制で500万円の歳出削減を図ることができました。

新型コロナウイルス感染症対策についても、感染防止対策と経済活動を両立するため、令和2年度3月補正による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、感染拡大防止策や中小企業等の支援等、地域の実情に応じた対策を実施してまいります。

さらに、新型コロナウイルスワクチン接種体制についても職員を増員するとともに、市医師会とも十分連携するなど、市民が安心して接種できる体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

今後も、これまで行ってきた歳入・歳出改革の努力について決して緩めることなく、徹底した行財政改革を推進し、将来にわたる弾力的で足腰の強い持続可能な行財政構造を構築するため、限られた財源で最大限の効果が得られるよう一層の歳出削減と歳入確保を推進していくこととします。

それでは、令和3年度の当初予算案及び主要な施策について申し上げます。

令和3年度の当初予算の編成に当たりましては、市民サービスの維持・向上等を図りつつ、安定的で持続可能な財政運営を考慮した上で、緊急性や重要性のある施策・事業等を選択し、また、骨格予算として編成した結果、令和3年度の一般会計当初予算額は245億4,900万円となり、前年度と比較いたしまして21億1,500万円の減となっております。

まず、主な歳入につきましては市税であります。全体で対前年度比9,961万8,000円減の47億333万4,000円を計上いたしました。主な要因といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大による経済低迷等が挙げられ、全体的にも減収となる見込みでございます。

地方交付税では、合併算定替の激変緩和措置期間が終了し、令和3年度から一本算定に移行されますが、制度状況や前年度の交付実績などを考慮して、普通交付税で72億円、特別交付税で6億円を見込み、総額で対前年度比同額の78億円を計上いたしました。

国庫支出金では、土地区画整理事業の社会資本整備総合交付金や小中学校建設費国庫負担金等の減に伴い、総額で対前年度比3億5,796万6,000円減の36億6,960万5,000円を計上いたしました。

県支出金では、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金や燃ゆる感動かごしま国体大会運営費県補助金等の減に伴い、総額で対前年度比2億7,015万7,000円減、21億1,128万円を計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の財源調整のための財政調整基金からの繰入れやふるさと納税による寄附金を効果的に活用するためのまちづくり応援基金からの繰入れなど、それぞれの目的に沿った繰入れを予定し、総額で対前年度比6億2,186万8,000円減の14億7,406万7,000円を計上いたしました。

市債では、地方特定道路整備事業や社会体育施設整備事業等に充てる合併特例債、コミュニティバスなどのソフト事業に充てる過疎対策事業債のほか、臨時財政対策債などを見込み、総額で対前年度比14億5,890万円減の11億7,310万円を計上いたしました。

次に、歳出につきましては、部門別に主な

事業をご説明申し上げます。

まず、総務部門におきましては、防犯・交通安全対策につきましては、見守りカメラの適切な管理運用と関係機関との連携により、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

防災対策につきましては、ハザードマップの世帯配布を行い、自らの命は自ら守る意識の高揚に努めます。また、市総合防災訓練や原子力防災訓練などを継続して実施することにより、関係機関との協力体制の確保に取り組めます。

第2次日置市総合計画につきましては、これまでの前期基本計画の取組と今後の社会情勢を踏まえて策定した後期基本計画に基づき、今後も引き続き将来都市像の実現に向けた取組を推進してまいります。

男女共同参画の推進につきましても、第2次日置市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めてまいります。

移住定住促進対策につきましても、補助上限額の見直しを行いますが、引き続き対象地域についても、市外から移住し定住するため、住宅を新築、または購入、改修を行うなど一定の費用負担を行った世帯に補助金を交付してまいります。

交通政策につきましても、市民の交通手段の確保に努め、日置市地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能で利用しやすい公共交通網の形成を進めてまいります。なお、令和3年度は、当初計画の最終年度となっております。次期計画の策定にも取り組んでまいります。

共生・協働による地域づくりにつきましても、NPO法人の認証をはじめ、第5期地区振興計画に基づき、地域の課題解決に向けた計画的な事業の推進に取り組んでまいります。

次に、民生部門であります、国が掲げる

属性や世代にかかわらず、包括的に相談を受け止めて総合的な調整を図る重層的な支援体制の構築に取り組みます。

障がい福祉につきましても、第4期日置市障がい者計画等に基づき、障がい者が自ら望む地域で暮らすことができるよう、自己決定を尊重しながら、必要なサービスや支援方法について、関係機関と連携し適切なサービス利用を支援してまいります。

高齢者福祉につきましても、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、誰もが住み慣れた地域で、安心して生き生きと心豊かな生活を送ることができるよう、高齢期の健康づくりと生きがいづくり、さらには介護予防を推進してまいります。

児童福祉につきましても、第2次日置市子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、保育所運営費をはじめ放課後児童健全育成事業や延長保育促進事業、一時保育促進事業を推進し、個々の背景に配慮しながら、子供を産み・育てる支援に総合的に取り組んでまいります。また、保育所等施設整備計画に基づいた施設整備補助により幼児教育・保育の安定した受皿の確保に努めてまいります。

生活保護につきましても、生活保護法等の定める基準に基づき保護の決定を行うとともに、受給している方々の健康管理にも積極的に関わりつつ、自立できるよう支援を行ってまいります。

子ども医療費助成につきましても、医療費の保険診療に係る一部負担金を中学校まで全額助成し、高校生については、市町村民税非課税世帯について全額助成してまいります。

母子保健事業につきましても、不妊治療費助成や母子健康診査、新生児聴覚検査助成、産後ケア事業、産婦健康診査、マタニティボックス配付事業などに取り組み、市民のニーズに合わせた切れ目のない子育て支援を推進してまいります。

がん検診等につきましても、がんの早期発見や早期治療につながる受診しやすい体制の充実を図り、受診率向上に取り組んでまいります。

環境行政につきましても、公共下水道区域外においても合併浄化槽の普及を推進してまいります。また、資源循環型社会の構築に向けて、生ごみ堆肥化再生事業の本格的な実施など、焼却ごみの減量化と分別徹底に取り組んでまいります。そのほか、(仮称)南薩地区クリーンセンターの施設整備を構成市と進めてまいります。

次に、労働部門でございますが、労働部門につきましては、公益社団法人日置市シルバー人材センターの運営の助成を行い、高齢者等の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や活力ある地域づくりを推進してまいります。

次に、経済部門であります。

農林業生産基盤等の整備につきましても、県営及び団体営の土地改良事業を推進するとともに、地域の要望を踏まえた農道等の施設整備を進めるとともに、農地・農業用施設災害の迅速な復旧を実施してまいります。

そのほか、日置市の新産業であるオリーブのまちづくりを推進し、雇用創出を担う産業の構築として、6次産業化の取組を進めてまいります。なお、「全国オリーブサミット in ひおき」を12月に開催し、本市におけるオリーブの取組を全国的に発信してまいります。

次に、商工部門であります。

商工業につきましても、制度資金利子補給事業や商品開発支援事業、新規創業者スタートアップ支援補助事業を引き続き行いながら、商工業者の振興、育成を支援してまいります。なお、商工会と連携をしながらプレミアム付き商品券の発行助成を行い、商店街や消費の活性化を図るとともに、ふるさと納税につき

ましても特産品事業者と連携し一層の推進に取り組んでまいります。

次に、観光部門であります。観光イベントにつきましても、ウィズコロナ・アフターコロナ期を見据えた内容を再考し、経済回復と誘客回復を目指してまいります。

観光施策等につきましても、甲冑体験施設として新たに整備しました戦国島津体験館「よしとし軍議場」を近場観光の拠点として位置づけ、観光PR武将隊プロジェクトをさらに拡充・発展させながら観光業者や観光団体等の連携を図り、日置市の認知度の向上と交流人口増による地域活性化を図ってまいります。

次に、建設部門でございます。

主要道路網や生活道路につきましても、適切な維持管理を努めるとともに公営住宅につきましても引き続き耐震性や劣化状況に応じた改修に取り組み、適切な維持管理に努めてまいります。

都市計画事業につきましても、引き続き湯之元第一区画整理事業に取り組むとともに、都市公園につきましても適切な維持管理を行い、安全な環境整備に努めてまいります。

次に、消防部門でございます。

常備消防につきましても、人的機動力の育成と救急車及び消防・救急資機材の更新、通信指令施設ではネット119の整備を行い、消防力の向上に取り組んでまいります。

非常備消防につきましても、消防団軽積載車の更新、防火水槽の補修や消防団車両及び資機材の整備に取り組んでまいります。

次に、教育部門であります。

教育施設の整備につきましても、学校施設の改修を計画的に進めるとともに、ICT環境の整備に伴う新たな教育を推進してまいります。

市内小中学校の在り方につきましても、保護者や地域住民との合意形成を前提とし、よ

りよい教育環境の実現に取り組んでまいります。

また、市立幼稚園に在り方につきましても、幼児教育無償化や少子高齢化など環境の変化に伴い、園児数が減少していることから、今後の在り方についても検討してまいります。

小中一貫教育につきましても、9年間を通じまして、「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力」を身につけた児童生徒の育成を目指し、各中学校区を単位として、のびゆくひおきっ子事業やチェスト行けひおきっ子事業、ひおきふるさと教育の実践を図るとともに、幼小中高が連携した教育の充実や特色ある学校づくりを一層推進してまいります。

不登校児童生徒の自立促進やいじめ問題への対応につきましても、子ども支援センターの運営やふれあい教室での取組の活動や、教育相談員やスクールソーシャルワーカーの適切な配置に努めてまいります。

社会体育につきましても、生涯スポーツへの参加による市民の健康づくりを推進するため、市体育協会や各種競技・活動団体の育成を図るとともに、スポーツ交流人口の拡大に取り組んでまいります。

続きまして、国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

今後も国民健康保険事業の運営を持続的かつ安定的に進めていくために、医療給付費の適正化対策や保険税の収納率向上対策に取り組むための予算を計上し、予算規模は62億4,350万8,000円となりました。

続きまして、国民宿舎事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

国民宿舎事業特別会計予算は、職員の人件費及び施設の運営費等を計上し、予算規模は1億6,489万2,000円となりました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、さらに厳しい経営状況が続いておりますが、施設を利用する方々に安心してご利用いた

けるよう感染症の予防の対策を徹底し、新規顧客の獲得に向けた営業活動を行い、利用者ニーズを踏まえた事業運営に努めてまいります。

続きまして、健康交流館事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

健康交流館事業特別会計予算は、職員の人件費、施設の運営費及び非常用発電機改修工事等を計上し、予算規模は1億2,460万8,000円となりました。

本施設も新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、さらに厳しい経営状況の中、国民宿舎吹上砂丘荘と同様に、感染症予防の対策に取り組みながら、合宿を含めた利用者の皆様方に安心してご利用いただけるよう事業運営に努めてまいります。

続きまして、温泉給湯事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

温泉給湯事業特別会計予算は、維持管理、委託料及び電気料等の管理運営費を計上し、予算規模は504万円となりました。

続きまして、介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

介護保険特別会計予算は、第8期介護保険事業計画を基に、介護を要する高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するための予算を計上し、予算規模は57億2,602万1,000円となりました。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算は、保険料や低所得者の軽減保険料相当分の保険基盤安定繰入金及び広域連合納付金などを計上し、予算規模は7億7,178万8,000円となりました。

後期高齢者医療保険の保健事業として、国

民健康保険保健事業や介護保険制度における地域支援事業等との一体的な実施によるフレイル対策や疾病予防・重症化予防に取り組んでまいります。

続きまして、水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予算につきましては、収入額が9億1,473万1,000円、支出額8億7,291万8,000円の予算規模となりました。

資本的収入及び支出の予算につきましては、収入額は2億500万円、支出額が6億8,359万9,000円の予算規模となりました。財源不足額4億7,859万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額859万9,000円、過年度分損益勘定留保資金3億9,000万円、建設改良積立金8,000万円で補填することにしました。

今後も計画的な水道施設整備を実施し、安全な水の安定供給と効率的な経営に努めてまいります。

続きまして、下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予算につきましては、収入額7億4,804万3,000円、支出額は、5億2,177万4,000円の予算規模となりました。

資本的収入及び支出の予算につきましても、収入額は1億6,910万1,000円、支出額が3億6,257万5,000円の予算規模になりました。財源不足額1億9,347万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,908万9,000円、当年度分損益勘定留保資金4,249万8,000円、引継金188万7,000円で補填することとしました。

今後も公衆衛生の向上、生活環境の改善及び健全な水環境の創出に向けて効率的な経営

に努めてまいります。

以上、今後の市政運営について、私の基本的な考えと本年度の施政方針及び当初予算の説明を申し上げましたが、本施策に推進に当たりましては、議会をはじめ市民の皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（漆島政人君）

これで、議案第20号から議案第28号までの9件の説明を終わります。

△日程第38 鹿児島県後期高齢者医療
広域連合議会議員の選挙
について

○議長（漆島政人君）

日程第38、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員の中から、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在、広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議会議員について1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における投票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数ま

でを報告することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することを決定しました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（漆島政人君）

ただいまの出席議員数は21名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（漆島政人君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（漆島政人君）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

点呼いたします。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（漆島政人君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。会議規則第31条第2項

の規定により、立会人に山口初美さん、下御領昭博君を指名いたします。立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（漆島政人君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票数21票です。森山良和17票、大園たつや4票、以上のおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

3月4日は午前10時から本会議を開きません。

本日はこれで散会いたします。

午後0時00分散会

第 2 号 (3 月 4 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 1 2 号 令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 1 5 号）
日程第 2	議案第 1 3 号 令和 2 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
日程第 3	議案第 1 6 号 令和 2 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 4	議案第 1 7 号 令和 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 5	議案第 1 4 号 令和 2 年度日置市国民宿舍事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 6	議案第 1 5 号 令和 2 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 7	議案第 1 8 号 令和 2 年度日置市水道事業会計補正予算（第 5 号）
日程第 8	議案第 1 9 号 令和 2 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 9	議案第 2 0 号 令和 3 年度日置市一般会計予算
日程第 1 0	議案第 2 1 号 令和 3 年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第 1 1	議案第 2 2 号 令和 3 年度日置市国民宿舍事業特別会計予算
日程第 1 2	議案第 2 3 号 令和 3 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第 1 3	議案第 2 4 号 令和 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
日程第 1 4	議案第 2 5 号 令和 3 年度日置市介護保険特別会計予算
日程第 1 5	議案第 2 6 号 令和 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 6	議案第 2 7 号 令和 3 年度日置市水道事業会計予算
日程第 1 7	議案第 2 8 号 令和 3 年度日置市下水道事業会計予算
日程第 1 8	議案第 2 9 号 令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 1 6 号）
日程第 1 9	議案第 3 0 号 令和 2 年度日置市国民宿舍事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 0	議案第 3 1 号 令和 2 年度日置市水道事業会計補正予算（第 6 号）
日程第 2 1	議案第 3 2 号 令和 2 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

本会議（3月4日）（木曜）

出席議員 21名

1番	欠 員	2番	佐 多 申 至 君
3番	是 枝 みゆきさん	4番	富 迫 克 彦 君
5番	重 留 健 朗 君	6番	福 元 悟 君
7番	山 口 政 夫 君	8番	樹 治 美 君
9番	中 村 尉 司 君	10番	留 盛 浩一郎 君
11番	橋 口 正 人 君	12番	黒 田 澄 子さん
13番	下御領 昭 博 君	14番	山 口 初 美さん
15番	西 菌 典 子さん	16番	門 松 慶 一 君
17番	坂 口 洋 之 君	18番	並 松 安 文 君
19番	大 園 貴 文 君	20番	田 畑 純 二 君
21番	池 満 渉 君	22番	漆 島 政 人 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事 務 局 長	丸 山 太美雄 君	次長兼議事調査係長	神 余 徹 君
議 事 調 査 係	松 永 真 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮 路 高 光 君	副 市 長	小 園 義 徳 君
教 育 長	奥 善 一 君	総務企画部長兼総務課長	上 秀 人 君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所 浩 君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎 正 吾 君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅 北 浩 一 君	消防本部消防長	柿 内 和 浩 君
東市来支所長	新 村 芳 尚 君	日吉支所長	丸 田 明 浩 君
吹上支所長	江 田 光 和 君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口 亮 君
財政管財課長	東 正 和 君	企 画 課 長	内 山 良 弘 君
地域づくり課長	濱 崎 慎一郎 君	税 務 課 長	松 元 基 浩 君
商工観光課長	久木崎 勇 君	福 祉 課 長	有 村 弘 貴 君
健康保険課長	山 下 和 彦 君	介 護 保 険 課 長	東 浩 文 君
建 設 課 長	田 口 悦 次 君	農地整備課長	東 広 幸 君

上下水道課長 新川光郎君
社会教育課長 横枕広幸君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん
農業委員会事務局長 上之原 誠君

午前10時00分開議

△開 議

○事務局長（丸山太美雄君）

皆さん、ご起立願います。一同、礼。

ご着席願います。

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第12号令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）

○議長（漆島政人君）

日程第1、議案第12号令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西菌典子さん）

おはようございます。

ただいま議題となっております議案第12号令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告を申し上げます。

本案は、去る2月24日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に関わる部分を分割付託され、2月25日、26日に委員全員出席の下、委員会を開催し、担当部長、課長など、当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから、本案における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億7,858万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ372億9,759万4,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国の第3次補正

予算に伴う新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備や感染症拡大の影響による各種事業の延期、縮小、中止などによる減額などがあります。

今回の補正予算の当委員会に関わる歳入の主なものの概要を申し上げます。

14款使用料及び手数料の消防手数料は、危険物許可申請手数料及び煙火消費許可申請手数料の件数増加に伴う25万7,000円の増であります。

15款国庫支出金は、特別定額給付金事業費1,519万4,000円の減、防災・安全社会資本整備事業の決定に伴う500万円の増、商工費国庫補助金で地方銀行フードセレクションオンライン開催に伴う13万7,000円の減、国庫委託金の交付決定に伴う総務管理費国庫委託金4,000円の増であります。

16款県支出金は、鹿児島県市町村権限移譲交付金の事務事業確定に伴う6,000円の減、どんどんかごしま移住就業・起業支援事業補助金の執行見込みに伴う301万円の減、各種統計調査の事業費決定に伴って39万4,000円の減などであります。

18款寄附金は指定寄付1件に伴う5万円の増であります。

19款繰入金の財政調整基金繰入は歳入歳出予算額の調整に伴う3億7,944万8,000円の減、土地開発地基金繰入金は基金の有効活用のために当基金を縮小する条例の一部改正による一般会計への繰入金3億70万2,000円の増などあります。

次に、補正予算の歳出の主なものを申し上げます。

1款議会費では、「ぎかいのとびら」執行見込み残等による493万2,000円の減額であります。

2款総務費の財政管財課所管では、公有財産購入費で、土地開発基金の買戻し、普通財

産に組み替えて売却など有効活用を進めるために、1,717万3,000円の増額。積立金では、将来の公債費の償還財源を確保するため減債基金への予算積立金3億円の増額であります。地域づくり課所管では、廃止路線代替バス運行事業の12路線に関わりまして運行実績による補助金703万7,000円の増。

7款商工費におきましては、主に執行見込みによる補正予算。また、繰出金の国民宿舎事業特別会計へ2,058万9,000円、健康交流館事業特別会計へ816万5,000円の繰出金の増額補正は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に対する収支見込に伴う補正であります。

9款消防費の災害対策費で、国庫補助事業の事業採択に伴い、ハザードマップの作成業務委託800万円の増額であります。また、常備消防費、非常備消防費については、執行見込みに伴う減額補正であります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

総務課関係では、ハザードマップの作成業務が増額計上されているが、当初の予定と今回の補正でどこまで行えるのか、との問いに、当初はハザードマップをホームページに掲載するまでの予定であったが、補助事業が採択されたため、来年度予定していたハザードマップの印刷と配布を今年度予算計上して繰り越して行う、との答弁。

財政管財課関係では、土地開発基金の積立額を減額した理由は、また、公有財産購入費で土地開発基金から買い戻した土地には、旧鹿児島交通の鉄道敷地なども含むのか、との問いに、基金運用実績や他市の状況を勘案して積立額を減額した。また、旧鹿児島交通の鉄道敷地も買い戻す予定である、との答弁。

地域づくり課関係では、交通政策費の補助金703万7,000円の増額の理由は、との問いに、廃止路線代替バスの補助金の費用

になる。利用者が激減して公費負担額が増えたことが要因である、との答弁。

商工観光課関係では、映像作品撮影支援事業補助金はどこに補助するのか、との問いに、映画を日置市内で撮影する製作事務所に補助する、との答弁。

消防本部関係では、消防手数料収入の増額の要因は、との問いに、手数料については、当初予算では予定がないので少なく見積もり、補正で増額計上している。ガソリンスタンドなどの変更許可や水張検査の申請手数料、地区公民館の花火事業での煙火許可申請手数料の実績によるものである、との答弁。

この他にも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論もなく、議案第12号令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）総務企画常任委員会に分割付託されましたものについては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題となっております議案第12号令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月24日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、翌25日、26日に委員全員出席の下、委員会を開催し、市民福祉部長、福祉課長、健康保険課長、教育委員会事務局長など、当局の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワ

クチン接種事業を除いて3月までの執行額を見込んだ補正予算となります。

まず、2款総務費の市民福祉部関係では、戸籍住民基本台帳費で702万円を減額し、総額1億5,571万4,000円に。

3款民生費では、社会福祉費で3,756万6,000円、児童福祉費で3,228万円など、合計7,105万7,000円を減額し、総額88億630万5,000円に。

4款衛生費では、保健衛生費で1億9,795万1,000円を増額、清掃費で1,067万8,000円を減額し、合計1億8,727万3,000円を追加し、総額39億7,929万円とするものであります。

なお、衛生費の補正後予算額には、水道事業等への補助金等2億4,009万3,000円が含まれており、市民福祉部の所管する補正額は、総額37億3,919万7,000円となっております。

10款教育委員会関係の教育費では、小学校費で3,908万2,000円の減額など、合計8,112万6,000円を減額し、総額31億3,193万6,000円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご報告いたします。

市民生活課所管分では、15款国庫支出金の総務費国庫補助金で個人番号カード交付事務費補助金231万4,000円を増額計上です。

健康保険課所管分では、同じく15款国庫支出金の衛生費国庫補助金で、予防費国庫補助金5,314万9,000円を増額計上です。これは新型コロナウイルスワクチン接種のための体制確保に係るものであります。

歳出の主なものについて、ご報告いたします。

3款福祉課所管分では、児童措置費の償還金、利子及び割引料で、保育所運営費や子育て

のための施設等利用給付事業費など、1,140万6,000円を増額計上は、実績に基づく国・県支出金精算額の返納金などがあります。

4款市民生活課所管分では、負担金、補助金及び交付金で657万1,000円を増額計上は、鹿児島市道クリーン・リサイクルセンター線の法面崩壊災害復旧事業に係る単独事業分1,314万2,000円の2分の1を負担するものであります。

同じく4款健康保険課所管分では、予防費で新型コロナウイルスワクチン接種に伴う事業費として、2億7,066万9,000円を増額計上しております。

次に、10款教育委員会の教育総務課・学校教育課所管分では、学校建設費で日吉学園建設に伴う執行残2,307万9,000円の減額計上であります。

同じく10款社会教育課所管分では、文化財費の負担金、補助及び交付金で民俗芸能等伝承活動交付金453万1,000円は新型コロナウイルス感染症予防による活動自粛などに伴う減額計上であります。

続きまして、質疑の主なものをご報告いたします。

市民福祉部所管分では、新型コロナウイルスワクチン接種事業については事前に詳しい資料により説明もあり、そのほか多くが実績見込みに伴う執行残による減額補正でありましたので、根拠等の質疑がほとんどでありました。

その中で、新型コロナウイルスワクチン接種が仮に集団接種で行われた場合を想定した質疑として、委員より、結核レントゲン検診での受付対応や誘導等が万全でなく、高齢者がどうすればよいかわからず、狭い空間の中で集まっている状況があった。コロナ禍での対応ということで戸惑いもあったとは思いますが、今後コロナワクチン接種が始まるとしたら十

分な対応ができるのか不安である。委託料等により、人員配置体制など確保できるのか、との問いに、集団接種を行うとなった場合は、接種会場も広い会場での設置が必要となるため、会場設置運營業務委託料で業者へ外部委託し、その中で人的補助もお願いしたい。また、会計年度任用職員などによる事務補助員、保健師などによる接種後の観察や相談など、国が示した人員配置基準に沿った必要人員の確保を図りたい、との答弁。

次に、教育委員会所管分では、委員より、GIGAスクール構想の整備計画の見直しとあるが具体的にはどのような見直しか、との問いに、当初、地方創生交付金により吹上地域の小・中学校を対象に電子黒板等を活用した遠隔授業システムの事業導入を予定していたが、GIGAスクール構想の見直しにより他交付金を活用し全地域を対象とした整備計画へ変更したものである、との答弁。

ほかの委員より、義務教育学校の開校に向けて、日吉地域内の住民、保護者等と教職員等の取組は問題なく進んでいるのか、との問いに、令和3年4月の開校に向けて、義務教育学校の特徴など市民に広く広報してきた。現場状況に合わせて引っ越し作業等も行っている。校歌、校章、校旗などをはじめ開校に向けての準備課題等は開校準備委員会の総務部会及び教育課程部会を設置して検討が進められ、決定している、との答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、議案第12号令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）の文教厚生常任委員会に係る部分については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第12号令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月24日の本会議において当委員会に係る部分を分割付託され、2月25日に委員全員出席の下、委員会を開催し、まず、農地災害1か所の現地調査を行い、産業建設部長及び担当課長等の説明を求め、質疑、自由討議、討論、採決を行いました。

まず、6款農林水産業費は総額183万4,000円の増額補正。

次に、8款土木費は総額478万8,000円の増額補正。

11款災害復旧費は総額4,013万3,000円の減額補正であります。

歳入の主なものをご報告申し上げます。

今回はほとんどが減額補正でありましたが、14款農林水産業手数料の土地調査手数料6,000円の増額補正。16款、農林水産業費県補助金の鳥獣被害対策実践事業県補助金が262万5,000円の増額補正。同じく16款災害復旧費県補助金の現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金、2億7,485万2,000円の増額補正となっております。

次に、歳出の主なものをご報告申し上げます。

6款農林水産課に係る負担金補助金及び交付金の負担金は、農業用廃プラスチック適正処理推進協議会への事業費確定に伴い、12万1,000円の増額補正。同じく畜産振興費分で、肉用牛経営安定支援対策事業費の頭数確定に伴い198万円の増額補正であ

ります。

また、農地整備課に係る農地費の投資的委託料、農業農村活性化推進施設と整備事業費で新規採択に伴う補正として上神殿地区及び皆田東地区の排水路測量設計費、980万2,000円を増額補正であります。

8款では、今回、減額や組み替えが多くあり、道整備交付金事業の工事請負費2,837万円の増額補正は委託料からの組み替えとなっております。公有財産購入費は土地開発基金の買戻しに伴う1,158万1,000円の増額補正であります。

また、都市計画費の土地区画整理事業外2事業で総額1億6,641万1,000円、住宅費の公営住宅建設事業費外1事業で1億9,736万円を繰越明許費の設定を行っております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、建設課関係では、委員より、繰越明許費の金額を見ると当初予算に匹敵するほどの金額だと見受けられるが、これはどのような状況なのか、との問いに、令和元年度分の繰り越しが多くあり、そちらを早く完了させるために優先的に事業執行してきた。令和2年度の予算についても12月から2月に発注しているが、11月までは元年度分の発注をしていた現状である。3月までかかるものもあり、そういった理由で令和2年度分は繰り越しせざるを得なかった、との答弁。

また、委員より、道路愛護作業は減額されているが、理由はこういったものか。また、どれだけ愛護作業に参加しているのか、との問いに、自治会数は前年と変化はない。愛護作業での延長が前年と比べて20kmほど短くなっているため減額をした。参加の自治会は伊集院58、東市来48、日吉18、吹上53の自治会で総数177である、との答弁。

次に、農林水産課の関係では、委員より、生産物売払収入の内容は、との問いに、梅が

5,850円、炭が9,000円、オリーブが7万2,720円である、との答弁。関連して、委員より、梅が例年に比べて随分落ち込んでいるがどういうことか、との問いに、令和2年産の梅は非常に量が少なく全体が減収の年であった、との答弁。

また、委員より、鳥獣被害の追加があるが内容について伺う。また実績で追加があれば、補助金も追加があるという認識でいいのか、との問いに、鳥獣害名で言うと、イノシシ約900頭、鹿約370頭、猿3頭、鳥57羽となっている。これは国からの補助金であり、県下全体で配分されるので全部ではないが、この実績に見合う形でやっている。ちなみに市単独の分は全て支払っている、との答弁。

次に、農業委員会事務局の関係では、委員より、遊休農地の減額補正が出ているが、令和2年度はどれくらいの量が解消できたのか、との問いに、今のところ3件の申請で5万6,000円である。申請しない方もいる、との答弁。

また、委員より、遊休農地の解消を行ったのにこの事業を使わない方たちの理由は何か、との問いに、手続きが煩雑であるとの理由だと考える。補助金要項等も定めているため、様式の提出を求めている。記入例もつけてはいる、との答弁。

次に、農地整備課関係では、委員より、現地調査を行った農業農村活性化推進の事業について、上神殿は関係する戸数が6戸になっているが、基本は何戸のときにこの事業に乗るのか、との問いに、基本は2戸以上になる、との答弁。

また、委員より、ストックマネジメント事業の河川警報等共有施設はどのような事業が入っているのか、との問いに、今回は河川警報の予算である、との答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後

自由討議を行いました。意見はなく、自由討議を終了。

討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第12号令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で、原案のどおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）は、委員長の報告のとおり、可決されました。

△日程第2 議案第13号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

△日程第3 議案第16号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第4 議案第17号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会

計補正予算（第3号）

○議長（漆島政人君）

日程第2、議案第13号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）から、日程第4、議案第17号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題とします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま一括議題となっております議案第13号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案第16号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第17号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の3件について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月24日の本会議におきまして、当委員会に付託され、26日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、健康保険課長及び介護保険課長など、当局の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

まず、初めに、議案第13号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、ご報告申し上げます。

国民健康保険特別会計の3月補正は、歳入歳出それぞれ159万3,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ64億620万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、特別調整交付金の交付見込みに伴う611万円の増額計上、また、一般会計繰入金では、令和2年度国保基盤安定負担金交付決定に伴う699万4,000円の減額計上などであります。

歳出の主なものは、国保ヘルスアップ事業費で、重症化予防指導事業において指導実施

人数の減少に伴う107万9,000円の減額計上であります。

質疑の主なものについては、指導実施人数減少の理由は何か、との問いに、重症化予防指導事業として新たな透析患者を出さないための新規事業であり、対象者7名に案内したところ、参加申出が4名であったためである、との答弁。

そのほか、多くは執行残による減額補正で根拠等の質疑を行いました。が、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第13号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第16号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、ご報告申し上げます。

介護保険特別会計の3月補正は、歳入歳出それぞれ1億424万4,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ60億811万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、介護保険料の現年度分特別徴収保険料が1,755万8,000円、国庫支出金の現年度分介護給付費負担金が970万円、支払基金交付金の現年度分介護給付費負担金が1,430万9,000円、県支出金の現年度分介護給付費負担金が752万5,000円など、それぞれ減額計上であります。

歳出の主なものは、保険給付費で、居宅介護サービス給付費負担金が1,900万、地域密着型介護サービス給付費負担金が1,700万、施設介護サービス給付費負担金が1,800万円など、それぞれが執行見込みに伴う減額計上であります。

また、地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費の負担金1,946万

2,000円など、執行見込みに伴う減額計上であります。

質疑の主なものについては、新型コロナウイルス感染拡大防止目的の簡易陰圧装置補助金で、執行残が大きい理由は何か、との問いに、9月補正において、1台432万円の上限額で3台分1,296万円の予算計上を行い、伊集院地域の久保内科小規模多機能ホームに1台、同じくグループホーム郡に2台、計3台を購入。購入金額が約290万円と非常に安価で購入できたための執行残である、との答弁。

そのほか、多くは執行残による減額補正で、根拠等の質疑を行いました。が、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第16号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご報告申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の3月補正は、歳入歳出それぞれ903万1,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ7億6,565万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の現年度分特別徴収保険料が473万6,000円、同じく現年度分普通徴収保険料が413万3,000円、それぞれ減額計上であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金負担金850万円は、保険料見込み減及び保険基盤安定負担金の確定に伴う減額計上であります。その多くは、執行残による減額補正で根拠等の質疑を行いました。が、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の

結果、議案第17号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから、3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これから議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これから議案第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第17号は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり、可決されました。

△日程第5 議案第14号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第6 議案第15号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（漆島政人君）

日程第5、議案第14号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第6、議案第15号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西園典子君登壇〕

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

ただいま一括議題となっております議案第

14号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第15号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）の2件につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

この2議案は、2月24日の本会議において当委員会に付託され、2月26日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長及び担当職員の説明を求め、質疑を行った後、討論、採決を行いました。

まず、議案第14号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）について、ご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,691万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,648万9,000円とするものであります。

予算減額の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国の緊急事態宣言や鹿児島県におきましても感染症警戒ステージ3に対応する措置が実施されるなど、厳しい状況が続いている中での減額措置で、歳入では宿泊料、食事料、飲物料、売店売上料など、5,750万円を減額したもので、この歳入不足により一般会計繰入金をさらに2,058万9,000円追加する予算となっております。

一方、歳出におきましては、総務管理費で、職員の人件費に係る報酬1,088万8,000円の減額をはじめ、職員手当、共済費などを減額し、総務管理費合計1,809万1,000円を減額補正するものであります。

一般事業費では、11節需用費に係る光熱水費、賄材料費、消耗品費などを減額し、事業費1,882万円を減額補正するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

令和3年1月以降の利用者の状況は。また、職員の体制はどのようにしているのか、との問いに、緊急事態宣言発出後にキャンセルが相次ぎ、特に関東圏の大学の合宿は全てキャンセルとなった。ただ、ひおき時間を楽しもうキャンペーンや砂丘荘独自の営業活動等により、直近は予約、問い合わせは増えている状況である。職員については、時間を調整して勤務してもらっている状況である、との答弁。

宿泊料の減額補正は何人の宿泊を見込んでの減額か、との問いに、前年度の同時期の40%減で見込んでいる、との答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第14号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）について、ご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,259万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,207万4,000円とするものであります。

今回の補正予算は、国民宿舎事業と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等によるものでありまして、宿泊料や食事料、プール利用料、入浴料を減額するものであります。

歳入に係る主なものから報告を申し上げます。

事業費収入に係る料金収入で、宿泊料、食事料、売店売上料、入浴料、プール利用料金など、2,075万5,000円を減額し、事業収入の不足分に対しまして、一般会計からさらに816万5,000円の繰入金を予算計上するものであります。

一方、歳出では、経営費では、管理事業費として職員の人件費に係る報酬 870万9,000円の減額をはじめ、事業費合計1,259万円を減額するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

一般会計からの繰入金の予算が令和2年度6,744万2,000円になるが、前年度と比較してどうか、との問いに、令和元年度決算は4,285万9,000円であるので、約2,450万円増加している、との答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第15号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

以上で、総務企画常任委員会のご報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号令和2年度日置

市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第15号は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり、可決されました。

△日程第7 議案第18号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）

△日程第8 議案第19号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（漆島政人君）

日程第7、議案第18号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）及び日程第8、議案第19号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題とします。

2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第18号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）について、産業建設常任委員会

における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月24日の本会議におきまして当委員会に付託され、2月25日に委員全員出席の下、委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長等、当局の説明を求め、質疑、討論、自由討議、採決を行いました。

今回の補正予算について、収益的収入は既定予算のとおりとし、収益的支出は632万円増額で、総額8億5,392万6,000円とするものであります。

資本的収入については、24万9,000円減額し、総額3億1,001万8,000円、資本的支出も24万9,000円減額し、6億6,952万9,000円にするものであります。

今回の補正予算は、昨年台風9号、10号による災害復旧実績額確定に伴う補正等であります。

次に質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、ゆーぷる吹上に水道工事を行ったと聞いたが、水道の利用料金はどこに入っていくのか、との問いに、使用開始後、最初の検針から支払いも発生する。水道料金は施設側から納付されると思われる、との答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

その後自由討議を行い、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第18号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、ただいま議題となっております議案第19号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月24日の本会議において当委

員会に付託され、2月25日に委員全員出席の下、委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など当局の説明を求め、質疑を行い、討論、採決を行いました。

今回の補正予算は補助金内示決定に伴う補正であります。

収益的収入につきましては250万円を減額し、総額8億3,507万4,000円に。収益的支出は460万円減額し、総額6億6,255万7,000円にするものであります。

資本的収入は387万円増額し、総額8,397万1,000円に。資本的支出は60万円増額し、総額2億7,227万4,000円にするものであります。

次に質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、資本的支出の報償費で前納についての詳細について何う、との問いに、受益者負担金は、下水道区域内に家を建てるときなど、1回限り賦課されるものであり、最長5年に分割できるが、前納した場合には割引制度がある。令和2年度分は、現在、52件が対象地となっている、との答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

その後自由討議を行い、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第19号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第18号は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第19号は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

次の会議を11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第9 議案第20号令和3年度日

置市一般会計予算

△日程第10 議案第21号令和3年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第11 議案第22号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第12 議案第23号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計予算

△日程第13 議案第24号令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第14 議案第25号令和3年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第15 議案第26号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第16 議案第27号令和3年度日置市水道事業会計予算

△日程第17 議案第28号令和3年度日置市下水道事業会計予算

○議長（漆島政人君）

日程第9、議案第20号令和3年度日置市一般会計予算から、日程第17、議案第28号令和3年度日置市下水道事業会計予算までの9件を一括議題とします。

この9件については、さきの本会議におきまして、提案理由の説明及び施政方針を聞いてから質疑することになっておりましたので、これから総括質疑を行います。

初めに、施政方針及び議案第20号について、質疑を行います。

発言通告がありますので、まず、佐多申至君の発言を許可します。

○2番（佐多申至君）

当初予算案の概要書1ページ、予算編成の

基本方針におきまして、厳しい財政状況に加え、新型コロナウイルス感染症によるさらなる財源不足を乗り切るために事業見直しをしたということが書かれておりました。1億2,500万円の削減を図ったとあるが、どのような事業を見直したのか。また、その事業は総合計画にある事業で見直したものなのかどうか、その辺を伺いたい。

当初予算案の議案書2ページにおきましては、市の財政状況において事業の緊急性や重要性を十分に考慮するというので、今年度の方針が出ておりました。その緊急性、重要性とはそれぞれどのようなことか、伺います。

当初予算案の概要書9ページにおきましては、歳出予算の概要において災害や非常事態に対応できる防災体制の確立のため、防災訓練等の実施はもちろん、自主防災組織づくりや活動の支援も行うとあります。個人情報等の取扱いが厳しい社会状況の中で、令和3年度は、要配慮者の把握など、地区防災の組織づくりをどう進めていくのか、伺います。

最後に、当初予算案の概要書11ページにおきまして、歳出予算の概要において、持続可能で市民にとって利用しやすい公共交通網の形成に努めるとあります。

先日の新聞記事にもありましたが、運転免許の返納が増えている社会状況とコロナ禍での自粛が増える中、生活県内での買い物人口も増えてくると考えられます。

令和3年度はどのように取り組んでいくのか、伺います。

○財政管財課長（東 正和君）

まず、事務事業の見直しについてでございますが、令和3年度の予算編成におきましては、地域組織活動事業、梅園管理費、いちご消費拡大事業の3事業を廃止しました。合わせて220万円余り削減いたしております。

それから、議員定数削減等により983万円余り、敬老金の見直しにより1,050万

円余り、それから、クリーン・リサイクルセンターの焼却灰の運搬費の見直しにより2,900万円余り、あとは、予算書作成業務等を職員対応としたことにより410万円余りのほか、実施の方法や規模の縮小など、16事業について見直しを行いました。合わせまして1億2,500万円の事業費の削減を図ったところでございます。

次に、総合計画についてでございますが、総合計画は予算を有する全ての事業が対象となりますので、ただいま申し上げました事業の廃止や事業費の縮減につきましては、これら全て総合計画を見直したということになります。

それから、2番目の事業の緊急性、重要性についてでございますが、事業の緊急性という点につきましては、老朽化している施設、公共施設の危険箇所、それから施設の機能に影響があるようなところ、それから、国、県の施策に関わるようなものなどが挙げられます。

さらには、令和3年度におきまして新規事業としております高規格救急車の更新などが早急な対応が必要である事業のことでございます。

重要性という部分につきましては、市民サービスに影響を及ぼすような事業、それから、総合計画の主要施策でありますとか、まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点施策に掲げている事業などのことを重要性というふうに位置づけております。

以上です。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

3番目の要配慮者の把握など、地区防災組織づくりをどう進めるのかという点についてお答え申し上げます。

避難行動要支援者本人の同意が得られた名簿提供につきましては、自主防災組織を初め

とする避難支援者等関係者へかねてから提供できることから、自主防災組織において要配慮者の把握が可能であるというように考えております。

主体的な近隣支援である自治会において自主防災組織が設立されることは地区の防災力を高める上で重要だというように考えておりますので、日置防災リーダーネットとも連携を図りながら組織化への支援を行ってまいりたいというように考えております。

以上です。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

公共交通の令和3年度の取組ということでございます。

現在、日置市地域公共交通網形成計画に基づきまして、乗合タクシーの導入及びコミュニティバスの運行見直しなど、実施し、持続可能かつ利便性の高い公共交通網の形成を図ってまいりました。

令和3年度においては、ウィズコロナを意識した公共交通機関の利用時のマナー啓発、それと利用促進の周知というところがポイントだというように考えております。

公共交通機関を必要とする市民がしっかりと利用できるように情報発信に努めるとともに日置市地域公共交通計画の策定業務がございますので、その策定業務の中でしっかりとニーズの調査、事業評価を実施してまいりたいと考えております。

○2番（佐多申至君）

それでは、1問目の総合計画においては、事業の見直しは総合計画に大きな事業でも見直しはできるということによろしいのでしょうか。

それと、緊急性、重要性を十分考慮してきた事業、先ほど説明がありましたが、これは全てデータ、どのようなデータを取ってそういうふうな重要性ができているのか、データを基にやっているのかということをお伺いし

ます。

あとは、要配慮者の個人情報におきましては、先ほどの答弁の中で、要配慮者の把握については、自治会長及び自主防災組織への個人情報等の提供はできると理解してよろしいのでしょうか。

あと、4番目、先ほどの答弁の中で公共交通のニーズに、今後、取り込んで検討していくということでしたが、今後、公共交通の会議及びその点はどのようなメンバーで、そして、いつごろからそういうふうにご検討しているのか、お尋ねします。

○財政管財課長（東 正和君）

最初の総合計画の見直しの件につきましてですが、総合計画そのものがそれぞれ施策の方向性に従った個々の大小、様々な事業の積み上げによってできたものでございまして、それが予算になっているわけでございますので、個々の事業の見直しというのが大きな基本目標に沿ったものであって、一定の役目を終えたものといったものは見直しがされるものと思われま

す。それから、緊急性、重要性につきましては、予算の編成に当たりまして、現地を確認しておりますので、その担当課からの聞き取りはもちろんですけれども、そういった現地確認によって判断をしているところでございます。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

避難行動要支援者本人の同意が得られました名簿提供については、可能でございます。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

公共交通会議で協議をしていくということになっています。例年3回ほど実施しておりますが、令和3年度では6回ほど予定しております。

また、メンバーにつきましては、地域の代表者をはじめ、各交通の事業所、それから、県、運輸局の方々が委員となっております。

○2番（佐多申至君）

最後に、この総合計画事業の見直しをする場合のメンバーを教えてください。

○企画課長（内山良弘君）

総合計画審議会の委員の中で審議をしていくこととなりますが、計画のメンバーにつきましては、各種の代表者であるとか、公募委員を含めて23名を予定しているところです。

○議長（漆島政人君）

次に、山口初美さんの発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第20号令和3年度一般会計当初予算について、私の所属する市民福祉や教育関係以外の当初予算について、2点、総括的に質疑させていただきます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、感染症に強い日置市にするための市役所内の組織整備や人的な体制強化など、今後、想定される業務を踏まえた十分な予算と言えるのか、伺います。骨格予算とはいえコロナ対策は万全の備えが必要な状況だと認識しております。

2問目に、市長や当局は新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立を図るという立場だと理解しております、施政方針にもしっかりうたわれております。

感染者をこれ以上増やさないようにすることが不可欠でございますが、社会経済活動の維持のための支援事業は継続が求められていると思います。本予算には営業の継続が困難な事業者や農林水産業者などを直接支援する事業はどのように盛り込まれているのかを伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

1問目のご指摘の感染症に強い日置市にするためにということで、これまで国の地方創生臨時交付金によりまして、事業費約12億円、51の事業を実施いたしまして、感染防止対策、それと感染拡大の影響を受けている

地域経済、住民生活の支援を行ってまいりました。

さらに、今後補正予算によりまして、約4億円の予算措置を行って、繰り越しの予算で来年度に向けて感染防止対策、中小企業の支援、地域の実情に応じた経済対策を実施してまいりたいというように考えております。

今後、予想される新たな業務ということで、ワクチン接種に関する業務、これが課題として挙げられますが、国が全額を負担する方針の下で、これも事業費約3億3,000万、繰り越しで対応してまいりますけれども、そういった予算と職員の増員、これは任用職員も含めまして増員すること、それと業務委託等も考慮しながらワクチンの供給に合わせて接種体制を調べ、市医師会とも十分連携して市民が安心して接種できる体制づくり、そういうことに取り組んでまいりたいと考えております。

○商工観光課長（久木崎勇君）

事業者等の支援事業についてでございますが、商工業者につきましては、当初予算におきまして、新型コロナウイルス関連緊急経営支援利子補助金や商品開発支援事業補助金などの事業継続を支援する関連予算を計上させていただいており、また、併せて3月追加補正予算において中小企業者等事業継続支援給付金や飲食店限定プレミアムつき商品券事業、専門家支援窓口設置事業などを予算計上させていただいております。

このような対策を行うことによりまして、事業継続を引き続き支援してまいりたいと考えているところでございます。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

農林水産業者を直接支援する事業はということでございます。

農林漁業者に対しましての本予算での新型コロナウイルス感染症対応の支援事業につきましては、現段階では計上しておりませんが、

今後、農林漁業者への経済効果を目的に、先月、2回ほど実施いたしました日置市特産品消費拡大イベントの第2回目をまた再度計画したいと考えているところでございます。

○14番（山口初美さん）

今のご答弁で市も一生懸命取り組んでいたというところが確認できたと思いません。

一昨年10月に消費税が増税されて、10%という負担がとにかく重くて、まち全体の景気が悪くなっているときにコロナが追い打ちをかけているというそういう状況ではないでしょうか。

市民が本当に今何に困っているのかをよくつかんで、そして、どんな支援が必要かよく考えて、しっかりとやっていく必要があると思います。

3月末で打ち切られた事業もあると思いますが、継続が必要なものは続けていく予算になっているかどうかという点で、もう一度、伺いたいと思います。

もちろん自粛と補償はセットでなければいけないと思いますし、減収、売上げが減ったり、仕事自体ができなかったり、とにかくそういうことで具体的にどういうことが困っているのかということをしかりとつかんでやっていく必要があると思います。

その点はいかがでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

経済対策という意味合いだと捉えているのですが、私ども事業者等と、特に商工会や関係機関とも連携を取り、それから、県の施策等も見ながらそういった経済対策等はこの状況を踏まえながら臨機応変に対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号から議案第28号までの8件について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第21号、議案第24号、議案第25号、議案第26号の4件は文教厚生常任委員会に付託します。

議案第22号及び議案第23号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

議案第27号及び議案第28号の2件は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第18 議案第29号令和2年度日置市一般会計補正予算（第16号）

△日程第19 議案第30号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第20 議案第31号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）

△日程第21 議案第32号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（漆島政人君）

日程第18、議案第29号令和2年度日置市一般会計補正予算（第16号）から、日程第21、議案第32号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）までの4件を一括議題とします。

4件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第29号は、令和2年度日置市一般会計補正予算（第16号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,755万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ376億9,515万2,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国の第3次補正予算に伴う新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備費や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う予算措置のほか、年度内に事業完成が見込めないものについては、繰越明許費の補正など、所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものでは、国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、市道や公園整備に伴う社会資本整備総合交付金、小中学校保健特別対策事業費国庫補助金の増額により3億5,488万円を増額計上いたしました。

県支出金では、新型コロナウイルス関連緊急経営支援利子補助事業費県補助金の17万2,000円を減額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整のため財政調整基金繰入金の1億3,693万8,000円を減額計上いたしました。

市債では、減災減収補填債や市道や公園整備に伴う補正予算債の増額により、1億7,978万8,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費で、職員用タブレット型パソコン購入などに伴う情報管理費や抗菌床フローリング張替及び空気清浄機能付エアコン購入に伴う地区公民館管理費の増額により1,783万1,000円を増額計上いたしました。

民生費で、温泉入浴助成に伴うひおき健や

か憩いの湯事業費の増額や子育て世帯支援事業費の減額などにより167万2,000円を減額計上いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費及び予防接種事故発生調査費の増額や水道事業会計事業費の補助金の減額などにより5,454万4,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費で、トイレ洋式化に伴う山神の郷の管理費の増額やスマート農業整備事業費の減額などにより485万1,000円を減額計上いたしました。

商工費で、商工業振興費のプレミアム付商品券事業補助金や中小企業者等支援事業費などの増額や新型コロナウイルス関連緊急経営支援利子補助事業費の減額などにより2億3,046万円を増額計上いたしました。

土木費で、市道整備に伴う活力創出基盤整備事業費や公園整備に伴う防災・安全交付金事業費の増額により8,600万6,000円を増額計上いたしました。

消防費で、消防本部費や災害対策費の減額により457万3,000円を減額計上いたしました。

教育費で、小中学校の感染症対策品購入経費に伴う学校保健特別対策事業費の増額や中央公民館総務管理費の減額により、1,981万3,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第30号は、令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,897万3,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金の増額を計上いたしました。

歳出では、感染症対策に伴う空気清浄機能付エアコンの購入費を増額計上いたしました。

次に、議案第31号は、令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）についてであります。

収益的収入及び支出について、収益的収入では、水道事業収益の営業外収益で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う水道基本料金免除額確定による減額により、総額から214万3,000円を減額し、総額を8億6,311万6,000円に、収益的支出の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を8億5,392万6,000円とするものであります。

次に、議案第32号は、令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入及び支出について、収益的収入では、下水道事業収益の営業外収益で国庫補助金の増額により、600万円を追加し、総額を8億4,107万4,000円に、収益的支出では、下水道事業費用の営業費用でストックマネジメント計画策定費の増額により、1,200万円を追加し、総額を6億7,455万7,000円とするものであります。

以上4件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから議案第29号から議案第32号までの4件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第29号は各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第30号は総務企画常任委員会に付託します。

次に、議案第31号及び議案第32号の2件は産業建設常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

3月8日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午前11時33分散会

第 3 号 (3 月 8 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件	名
-----	-----	---

日程第 1	一般質問（12番、11番、4番、20番）	
-------	----------------------	--

本会議（3月8日）（月曜）

出席議員 21名

1番	欠 員	2番	佐 多 申 至 君
3番	是 枝 みゆきさん	4番	富 迫 克 彦 君
5番	重 留 健 朗 君	6番	福 元 悟 君
7番	山 口 政 夫 君	8番	樹 治 美 君
9番	中 村 尉 司 君	10番	留 盛 浩一郎 君
11番	橋 口 正 人 君	12番	黒 田 澄 子さん
13番	下御領 昭 博 君	14番	山 口 初 美さん
15番	西 菌 典 子さん	16番	門 松 慶 一 君
17番	坂 口 洋 之 君	18番	並 松 安 文 君
19番	大 園 貴 文 君	20番	田 畑 純 二 君
21番	池 満 渉 君	22番	漆 島 政 人 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事 務 局 長	丸 山 太美雄 君	次長兼議事調査係長	神 余 徹 君
議 事 調 査 係	松 永 真 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮 路 高 光 君	副 市 長	小 園 義 徳 君
教 育 長	奥 善 一 君	総務企画部長兼総務課長	上 秀 人 君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所 浩 君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎 正 吾 君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅 北 浩 一 君	消防本部消防長	柿 内 和 浩 君
東市来支所長	新 村 芳 尚 君	日吉支所長	丸 田 明 浩 君
吹上支所長	江 田 光 和 君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口 亮 君
財政管財課長	東 正 和 君	企 画 課 長	内 山 良 弘 君
地域づくり課長	濱 崎 慎一郎 君	税 務 課 長	松 元 基 浩 君
商工観光課長	久木崎 勇 君	福 祉 課 長	有 村 弘 貴 君
健康保険課長	山 下 和 彦 君	介 護 保 險 課 長	東 浩 文 君
建 設 課 長	田 口 悦 次 君	農地整備課長	東 広 幸 君

上下水道課長 新川光郎君
社会教育課長 横枕広幸君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、12番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

○12番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。公明党の黒田澄子でございます。

今日、3月8日は国際女性デーであります。

世界全体で女性議員の割合25.5%、上位3か国は50%を超えています。しかし、日本では国会の女性議員の占める割合は残念ながら9.9%で166位と先進7か国で最低であります。ちなみに、本市では現在21人中4人で8.4%です。

さて、3期12年間、毎回、続けてきた政策提案の一般質問も本日で48回目を迎えます。この場に立つことの意義をかみしめて、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めにコロナ禍における本市の新たな経済支援策について4点お尋ねします。

1、市民の新たな困窮者及び子どもや家庭の状況把握はどうされていますか。

観光業、飲食業、それに関わる業種の状況把握はどうされていますか。

相談窓口の体制はどうなっていますか。

最後に持続可能な支援策についてお尋ねします。

次に新型コロナウイルスワクチン接種に対する本市の現状と今後の想定について3点お尋ねします。

1、ワクチンの集団接種の会場と安全性の

確保はどうなっていますか。

2、自分で接種に行くことができない市民への対応はどうなりますか。

最後にワクチン接種に関する相談や質問等のワンストップ対応をどう考えておられるのか、お尋ねします。

3番目に、ゆーぷる吹上・吹上浜公園の水について、地方自治体としてあってはならない目的外使用が明らかになったことに伴い、4点についてお尋ねします。

1、これまで永吉ダムのかんがい用水を目的外使用されていた一番の理由は何ですか。

2、この水を食堂に使用していた期間は何年間ですか。

3、市長は吹上浜砂丘荘と一体化した施設との考えを示されましたが、今後の考えをお尋ねします。

最後に市民や利用者に対する信頼回復の手だてをどう考えるのかお尋ねして1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のコロナ禍における本市の新たな経済政策について。

その1でございます。

生活にお困りの方に対して就労支援や家計改善支援等を行っております。

相談件数は100件ですが、そのうち半数は生活困窮に関する相談で、平年並みの件数でございます。残りは、生活福祉資金の貸付けを受けるための相談でございます。生活保護申請の新規相談は96件で、こちらも横ばいでございます。

また、ひとり親世帯臨時特別給付金では、収入の減少による追加給付の受給が129件あり、非正規雇用への影響が推察されております。

2番目でございます。

鹿児島県におきましても1月22日から

2月17日まで感染拡大警報が発令され、接触機会の低減を図るため、不要不急の往来自粛や一部の地域で飲食店の営業時間短縮などの要請があったところでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見えない現状におきましても、事業者からの聞き取り等によりましても依然として厳しい状況が続いていると認識しております。

3番目でございます。

事業者の相談等につきましては、商工観光課において、市商工会とも連携・協力を図りながら、国・県等の補助金のご案内や融資関係の認定事務、本市支援事業の受付などの対応をしております。

また、本年度、市独自の事業といたしましても、申請及び相談内容等に応じて各専門家を派遣する専門家支援窓口設置事業も実施しましたが、3月追加補正でも関係予算を計上させていただいており、次年度以降も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

4番目でございます。

持続可能な支援策といたしまして、国や県におきましてもそれぞれ事業を展開しているところでございます。

本市におきましても、中小業者等向けの事業継続支援給付金事業やプレミアム付商品券事業、ひおき時間を楽しもうキャンペーン事業などの市独自の支援策を実施してまいりたいと考えております。

2番目の新型コロナウイルスワクチン接種に対する本市の現状と今後の想定について。

その1でございます。

現在のところ、医療機関での個別接種の方向で計画を進めておりますが、仮に集団接種を行う場合も保健センターなどの公共施設を想定しております。

国が示した集団接種の具体的な方法を参考に副反応への対応や感染防止対策に十分配慮した運営になると考えております。

2番目でございます。

在宅療養などにより接種場所に行けない方々もいらっしゃると思います。そのような場合は、かかりつけ医などに相談していただくこととなります。

3番目でございます。

住民からの問合せに対応するコールセンターを設置し、受診券の紛失、予約方法、接種可能な医療機関の情報提供など、基本的な質問等に対応していきたいと考えております。

3番目のゆーぷる吹上・吹上浜公園の水についてということでございます。

健康交流館ゆーぷる吹上につきましては、平成10年4月の運営開始後、井戸水を使用していましたが、その井戸水が2年ほどで枯渇に近い状態になったと聞いております。本地域につきましては、上水道の水量も十分ないことから、かんがい用水の使用に至ったとも考えられます。

その2でございます。

井戸水が枯渇に近い状態になりました平成12年度から上水道への切替えを行った平成27年までの間、約16年間と推測しております。

3番目でございます。

ご指摘の両施設の一体化及びゆーぷる吹上の規模縮小につきましても、昨年度、一定の方針を示しましたが、市民の皆様や議員の皆様方から様々なご意見を頂きました。

本件につきましても、議会におきましても関係する請願・陳情を審議されていますので、その結果やご意見等を踏まえた上で両施設の現状の経営状況を鑑み、引き続き経営の在り方について検討する必要があると考えております。

4番目です。

法令遵守の徹底と土地改良施設の適切な維持管理を図り、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、ただいまの教育委員会の関係につきましてお答えいたします。

まず、1番目のコロナ禍における新たな経済支援というところでございますけれども、1でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う支援策としまして、家計が急変しました世帯への就学援助の案内を、昨年9月に、全児童・生徒保護者、これは長子でございますが、一番上の子どもさんについてでございますけれども、配付しております。

なお、問合せといたしまして4件ございまして、学校から2件、保護者から2件、問合せがございました。いずれも既に受給を受けておられる方々でございまして、新たな申請はございません。

次に、永吉ダムのかんがい用水についてでございます。

吹上浜公園は国有林に接しておりまして、火災等の有事に備えて消火栓が整備されておりますけれども、永吉ダムは防災とかんがいの機能を持つダムとして建設された施設であることからその水源を防火用水として利用できる環境の整備をしたものと考えております。

以上でございます。

○12番（黒田澄子さん）

答弁いただきましたので、再質問を行っていきたくと思います。

まず、コロナ禍の経済支援については、最近の地元新聞によって県は生活相談が前年比3倍と明らかにしておりますし、厚労省の発表では比較可能な2013年以降で初の増加であることを発表し、ホームページには申請は国民の権利ですと明記し、相談するよう呼びかけていますと掲載されています。

本市においては、横ばい状態、さほど急激

には上がってきていない、今、現状がそうだというふうに答弁されましたので、若干、安心できるのかなと思いつつも今後はどうなるのかまだ分からない状況であります。

そこでお尋ねしますけど、国自体が「申請は国民の権利ですよ。生活保護に関して何かあるときは相談に来てくださいね」と呼びかけをしているという部分で、本市においては厚労省のような呼びかけはどのような感じでやっていかれるのか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

生活困窮、それから、生活保護の相談状況につきましては、先ほど市長が回答いたしましたとおりですけれども、生活福祉資金の申請に伴う生活困窮者の自立支援センターへの相談がほぼ新規という形で、その点でいいますと相談件数は倍増しておりますので、感染症の影響が生活困窮支援のほうには今出てきておりますし、そこに関しまして、生活困窮支援の第2のセーフティーネットと言われるところで現在まだ何とかとどまっている状況というふうに理解しておりますので、社会福祉協議会と、この点について、もう一度、国の施策がまた今後強化されると聞いておりますので、一緒に啓発を図ってまいりたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

社協さんもいろいろな制度をお持ちですので、ぜひ連携していただきたいですし、されているということで評価します。

私が聞いたかったのは、そもそも相談に来られないと何もできないというのが行政のスタンスですが、厚労省が、今回、パンデミックで大変ですので、呼びかけを行っていますよ、ホームページ上にも掲載していますよ、国民の権利だから恥ずかしながら困っていたらおいでというような、そういうことを市はどのようにされているのかお尋ねしたかったのですが、もう一度、お願いします。

○福祉課長（有村弘貴君）

国といたしましては、先ほど申し上げました生活困窮者支援の生活福祉資金の貸付けにつきましては市のほうの相談機関を通してということ为原则としておりますけれども、書面でも電話相談でも構わないというような簡便な方法にシフトしつつある状況でございますので、そういったところ、それから新たに年末にそういったことも含めて市のホームページにも広報してございますので、広げていきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

ホームページはなかなか見ませんので、できれば目に見えるところで「困っていたらいつでも市役所へご相談ください」ぐらいのポスター的なものもあっていいのかなと私は思ったところでした。それでお尋ねしたところでは。

子どもや家庭の変化についてどのような方法で状況を把握しておられるのか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

まず、子育ての関係につきましては、福祉課内と健康保険課にあります子育て世代の包括支援センター、それから、配偶者暴力相談支援センター、そして、教育委員会の子ども支援センター、それから、家庭児童相談員、地域におられます民生委員・児童委員さん、そして、子育て支援施設等、保育所等になりますけれども、そういったことを通して把握に努めているところでございます。

また、生活困窮者世帯の生活保護を受給している世帯につきましては、ケースワーカーが定期的に訪問しておりますので、そういったものとか、そこにまた各種相談員もケースワーカーに同行いたしまして把握するように努めているところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

その状況把握の中でとても危険だなと思わ

れるような事案があったのかなかったのかだけ、お尋ねしたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

生活の困窮といったところなのか自粛によって家庭内にとどまったがために起こったものかという起因のところでははっきりしませんけれども、児童相談所を動員するかどうかという事案が幾つか最近見られている実態はございます。

○12番（黒田澄子さん）

大変な仕事だと思います。民生委員さん等も協力されていると伺っておりますので、またしっかりみんなで見守りをしていければと思います。

給食費や学級費の未納とか遅延とかは学校で起きていないのでしょうか。お尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

教育委員会のほうでは、現在のところ、給食費や学級費の未納につきましては、前年と比較しましても、未納はあるものの、コロナによる影響は受けていないというふうに思っております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

特に準要保護の支援を受けている家庭の状況はもっと深刻なのかなと思います。丁寧なケアを行う必要もありますが、学校ではどのようにそういった場合は対応されていかれますか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

学校という対応ということではなく、教育委員会のほうで準要保護の家庭については事務取扱を行っております。

新型コロナウイルスに關しましての支援につきましては、通常、準要保護につきましては前年の収入に対しまして本年度に対応するということでしたが、新型コロナウイルス感

染症に伴う家計の急変につきましては今年度の見込みで今年度の支給の対象とするということでお知らせしたところでございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

今年度の見込みで新たに準要保護になられた方々はどれくらいいらっしゃるんですか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

先ほど教育長のほうからも件数の答弁がございましたが、これに起因する新たな申請という受付はございません。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

今後、またそういうこともあるかもしれないですので、前年度というものではなくなったということをしっかりお知らせしていただいているところは評価したいと思います。

さて、鹿児島県内また日置市にもフードバンクや子ども食堂などがございます。こういったところとの連携を深めることも重要だと考えます。子どもは、うちにご飯を食べていないのよとか、そういうことは絶対に言わないと思います。

お父さんやお母さんを大好きなので我慢している子もいるんじゃないかと思ったときに、そういうことに教育委員会としても今後連携を深められるお考えがあるのか、お尋ねいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

現在、要保護者の方々への支援といたしまして、福祉課といたしましては生活保護に至る前の食料支援といたしまして、フードドライブの活用を行っております。

また、フードバンクやフードドライブ、各種食品関係の企業などと連携して、現在、運営していただいている子ども食堂との市が連携を密に取るようにいたしまして生活困窮世帯への食材提供等にも取り組んでおられます

ので、この動きを当分の間続けてまいりたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

以前、私もフードバンクをお尋ねしたとき、すばらしいなと思ったのは、食品ロスの学びをしっかりとってもらうわけです。

そして、子どもたちに学校で先生が何をおっしゃるかということ、「食品ロスをなくすために、君たち、食べる、そういうボランティアをしてくれないか」と言うと、実際にしっかり食べている裕福なおうちの子どもさんも「僕もやる、やる。そのボランティア」。

また、家庭に対しても食品ロスは大問題なんです。ぜひ食べるボランティアをしていただだけませんか。そういった教育の場での声かけというのは大きいと思います。その点、どうお考えでしょうか。

○教育長（奥善一君）

ただいまおっしゃいました食品ロスに関することは非常に大事な視点でございまして、単に食べ残さないということだけではなくて、残った食品等をいろんな活用の仕方があるということの学習、そして現にそういうことに取り組んでおられる方や地元の各団体の方々もありますし、各企業等の取組等についてもいろんな場で子どもたちに伝えていくことがとても大事だというふうに思っております。

○12番（黒田澄子さん）

今後に期待したいと思います。

厚労省が新規事業として進めるひとり親家庭に対する相談支援体制強化事業の取組に市はどう対応されているのか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

ただいまご指摘いただきました事業につきましては、生活困難に直面いたしますひとり親家庭の生活基盤の安定を図るための事業ということで国が昨年公表している事業というふうに認識しております。

令和3年度の新規事業といたしまして相談

支援体制の強化ということがうたわれておりますが、自立支援員等の養成、それから、配置というものがメインになるようでございますけれども、人材の配置や継続的な財源の課題ということもございますので、市の福祉課の窓口等とのSNSの活用等、可能な支援を今後研究して考えてまいりたいと思っております。

○12番（黒田澄子さん）

SNSは有効だと思っています。今、どこも始めておりますので、ぜひそこは頑張ってくださいと思います。

あと、観光業とか飲食業等ですけれども、ご答弁の中で事業者からの聞き取り等によって依然として厳しい状況が続いているという答弁でした。

この聞き取りというのはどういった体制で行っておられるのか。以前、支援金の話のときに事業者が1,000件以上はあるということだったものですから、その辺はどのようにされているのか、お尋ねします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

聞き取り調査については、直接、私ども商工観光課職員が、観光事業者、宿泊事業者、バス事業者、タクシー事業者等を回って聞き取りをさせていただいたこともございます。

それから、給付金事業におきましては、特別な窓口を1階のロビーのほうへ設置させていただいており、その申請受付の段階でもそういった聞き取り調査をさせていただいております。

また、商工会等の関係機関からもそういった状況については連携して聞き取りを行っているところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

丁寧に職員の方が頑張っておられるところは本当に評価したいと思います。

中小企業からそういった相談がどれくらいあったのでしょうか。また、事業者さんの中

で給付金の申請がなかった方にはどのような対応をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

相談件数というのは把握できていないところでございます。

それから、申請がなかった方の対応なんですけれども、本市が行った中小企業者等の緊急支援給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして事業収入が前年より一定程度減少した事業者の事業継続を支援するために取り組んだ事業になります。

本事業につきましては、申請要件や申請期限等もありましたので、申請がなかった事業者につきましては、影響が少なかった、あるいは申請期限に間に合わなかった等も考えられますけれども、いずれにしてもそのような事業者の皆様方の理由等を含めて把握することは困難というところでございます。

また、その中で、今回、3月追加補正でも計上させていただいておりますとおり第2弾の事業継続を支援するための給付金事業を計画しているところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

気になるのは、間に合わなかった人たち、情報が遅れたり、いろいろ書類がなかなかそろわなかったりとか申請するのを非常に難しく思われていたり、そういった人たちへの手だてがどうだったのかなというのが聞きたかったところだったんですが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

相談体制については、先ほども申しましたとおりロビーのほうへ特別な窓口を設置させていただいておりまして、たくさんの事業者の方は分からないから教えてくださいということで相談が来ております。

また、商工会等もそういった相談も受けて、

会員の要件、会員さん以外の方もそういった相談も受けておることから、そういった体制で臨んだところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

データは大事ですので、時期が来ましたら、そういったデータはしっかり取っておいたほうが、こういうことは二度とないでほしいんですけど、必要かなと思いますので、一言、申し添えます。

あと、昨年度からの現状で、本市における廃業とか、また長期間の休業は何件になりますか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

新型コロナウイルスの影響による原因があるかでは定かでないんですけども、現時点で商工会を通じて把握している今年度の市内で廃業した事業者数は6事業者というふうに伺っているところです。

また、休業につきましては宿泊事業者のほうが休業したというところは伺っているところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

市単独で今後の支援策をどう考えておられるのか。また、スポーツ合宿においてこれまで同様の見込みを考えておられるのでしょうか。

今回、吹上の水の問題等もあったので、水道が引かれましたよというようなことを利用しておられる企業とか大学さん等にはちゃんと伝えていくべきかと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

まず、市単独の今後の支援策なんですけれども、先ほど市長のほうも答弁しましたけれども、3月の追加補正予算でも予算計上をさせていただいております。

今後、中小企業者等向けの事業継続支援給付金事業やプレミアム付商品券事業、専門家支援窓口設置事業などを予定しているところ

でございます。

そのほかにも、今後の感染状況による影響等も考慮しながら臨機応変に支援策を講じていく必要があるというふうに考えているところです。

それから、スポーツ合宿についてでございますけれども、今回のコロナ禍におきましてスポーツ合宿につきましては低迷している状況です。特に緊急事態宣言が発出された以降につきましては多くのキャンセルが出ております。今後の感染状況の行き先が不透明なため、判断が非常に難しいというふうに考えているところでございます。

それから、ゆーぷる吹上の利用者に対しましては、これまでどおり施設利用に関しまして支障なく運営できるように努めさせていただいているところでございます。

また、今回の水問題に関する情報につきましては、市のホームページ、それから館内の掲示によりまして周知させていただいているという状況でございます。

○12番（黒田澄子さん）

次に新型コロナウイルスワクチンの接種についてお尋ねしますが、通告を出すのが早かったせいで、全員協議会では日置市では市内22か所の病院ということで今のところは集団接種は考えていないということをおっしゃったので、予約方法や接種当日のシミュレーションをお尋ねいたします。

○健康保険課長（山下和彦君）

まず、先日の全協でも説明しましたとおりの個別接種を主体に考えていくということでしたので、医療機関において予約を受け付けると。そういった形での体制になるかと思いません。

○12番（黒田澄子さん）

予約の日に都合が悪くなったり具合が悪くなって行けない方はどうなりますでしょうか。

○健康保険課長（山下和彦君）

1 バイアルで5人もしくは6人分接種できますが、都合により接種できない場合は早めにご連絡いただきまして、キャンセル等で無駄が出ないように、可能であれば医療機関等においてキャンセル待ちの方にご連絡をいただき、そういった形を取りたいと思います。

○12番（黒田澄子さん）

基礎疾患がある方は自分は基礎疾患がありますよと届けるというふうの流れでありまして、優先順位も高齢者が終わったらそういう人は早くなるというふうに聞いておりますが、これはどのようにして優先順位が早くなるために基礎疾患を認めてもらえるのでしょうか。お尋ねいたします。

○健康保険課長（山下和彦君）

65歳以上の方であれば平等に接種できますが、65歳未満の方につきましては基礎疾患を持つ方は最優先で接種できるというふうになっております。

それにつきましては、かかりつけ医のお医者さんに連絡していただきまして接種することになると思いますが、ワクチンの配分量とかそういったところでなかなか優先的にできるかどうかはかかりつけ医のお医者さんにご相談していくことになると思っております。

○12番（黒田澄子さん）

かかりつけ医が市内で接種してくださる病院と違う場合は、かかりつけ医さんからこの方はこういう基礎疾患があるのでというふうな何かをもらわないといけないんですかね。そこら辺はどうなるんでしょうか。自分で言えば大丈夫なんでしょうか。その辺をお尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

基礎疾患があるかどうかにつきましては、あくまでも自己申告でありまして、かかりつけ医の先生にご相談していただくことになろうかと思っております。

○12番（黒田澄子さん）

大体、22か所ぐらいがというふうに、この間、全協で言われて、その中に入っている患者さんはいいんですけれども、そうじゃないところにかかりつけ医を持っておられる人たちがここで受けたらなったときに「自分が言えればいい」でオーケーなんでしょうか。

それとも、かかりつけ医さんが、ちゃんと、証明じゃないけれども、診断書とかじゃなくても、この人は優先的に早くしたほうがいいですよというのをもらわないと22か所等ではできないんでしょうか。その辺はどういう手配になりますか。

○健康保険課長（山下和彦君）

基礎疾患を有する方につきましては、現在、国が示されておりますのは13項目プラスBMI30以上の方ということになっておりますが、あくまでも本人の申告によりまして基礎疾患がありますということで優先接種をしたいということの申告はされますが、特に市のほうで証明を出すとかそういったことはございません。

○12番（黒田澄子さん）

1回目は本市で受けて21日後までに転居した方、またその逆の場合はどのような手続が必要になるのか。また、21日後に受けられない人はいつ頃までに受けたほうがよいと考えられるのか、お尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

接種券は、同じ用紙が接種済証にもなっておりますので、転出先の窓口で1回目済んだ接種済証を提示していただくことで新たな住所が入った接種券が発行されます。その際、1回目の接種は済んでおりますので、1回目の接種券を剥がして渡すこととなります。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

21日後に受けられない人はいつ頃までと聞いたんですが、もう一度、お願いします。

○健康保険課長（山下和彦君）

一応、国のほうでは、3週間後、21日後に接種というふうになっておりますが、そのときに接種できない方はなるべく早く接種していただくというふうに国のほうでは示しております。

○12番（黒田澄子さん）

先ほど答弁でコールセンターを設置されるということで、全協でも6人ほど対応して下さる方がまず電話におられるということでしたけど、接種券が既に来て手元にある方の相談とまだ接種券が来ていない人は全容がよく分からない人たちなのかなと思うんですけども、そういった相談の内容は違うと思うんですけど、そういうことにもちゃんと対応して下さるのでしょうか。

また、市が対応すべきことと県や国にちゃんとお問合せをしないといけないことと違うと思うんですけど、その辺はどうなるのか、お尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

市のコールセンターで対応できない内容につきましては、例えば、具体的な副反応とかそういったものがありますれば県のほうに設置しているコールセンターで対応していただくということになります。

○12番（黒田澄子さん）

特に単身赴任とか大学生は住所を異動していないわけですけども、こういう方はどのような対応になりますか。お尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

大学生など住所変更をしていない方々につきましては、現在、お住まいの住所地で接種したいという場合は国が示した接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」で申請していただきまして、その申請情報を基に医療機関がある所在地の市町村が住所外接種届出済証を発行いたします。申請者は住所外接種届出済証と実家などから取り寄せた接種券を持参しましてお住まいの医療機関などで受診

していただくと。そういった形になろうかと思えます。

○12番（黒田澄子さん）

接種券を高齢者がよくなくしたりするんですけど、若い人もなおし込み過ぎて出てこなくなったり、それはなくなったときは再発行してもらえますでしょうか。

○健康保険課長（山下和彦君）

申し出ていただければ窓口のほうで再発行は可能でございます。

○12番（黒田澄子さん）

ニュースで、アナフィラキシーショック、重篤な、そういったものが出たというふうにも、その後、改善されたというふうなニュースも出ました。ああいうのが出ると、みんな、一瞬、どきっとするわけなんですけれども、こういった副反応に対応する医療体制は接種会場においてどのようになっていくのか、お尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

個別接種を行う場合におきましては、かかりつけ医のお医者さんに相談していただくということでございますが、その後、副反応等が出た場合につきましては、県のほうにおいて受診可能な医療機関を紹介していただくということになっております。

○12番（黒田澄子さん）

県のほうに紹介されたときの医療費は自分持ちでしょうか。ここはどうなりますでしょうか。

○健康保険課長（山下和彦君）

そこにつきましては、まだ具体的に示されていないところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

この件で最後に。本当に世界的なパンデミックでどこも経験していない。なので、全国、いろんな市では、市長以下、市を挙げて対策本部を打ち立てて、どこかの担当課だけでやり切れることではないというふうに頑張って

おられます。

市長、対策本部についての考え方、また担当所管だけでやっていくというのではないんだよという考え方を市長はお持ちなのか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今回、コロナにおきますいろんな緊急宣言が出たりしますので、そのときは、急遽、私どもも対策本部をします。個別にはそれぞれ各課がしますが、毎週、部長会をしておりますので、それに切り替えまして、それぞれお互いが情報を共有するようにしておりますので、今回の接種についても全職員の中で接種していくような体制を取っていきたいというふうに思っております。

○12番（黒田澄子さん）

本当に大変なワクチン接種が全て滞りなく終わりますことを願っております。担当所管の皆様、職員の皆様、本当に頑張ってくださいと思います。また、医療者の方もぜひご協力いただいていることに感謝したいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。

旧吹上町の頃にゆーぷる吹上は設置されました。この水の問題についていろいろと出てきておりますが、2年後には井戸水が枯渇に近い状態だったというところがかんがい用水を設置したような経緯が出ております。

こういったことは前任者から伝達があったのかなかったのか。一体、そういう伝達は市職員の中ではどうなっているのか、システム的に。その点をお尋ねします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

昨年度、私ども商工観光課において本施設を担当させていただいております。その際に引き継いだ際には特に取水源に関しての話はなかったところがございます。

また、今回、調査する中におきまして以前の担当者等にも聞き取りを行いましたけれど

も、その当時の詳細な状況は把握できなかったというところがございます。

○12番（黒田澄子さん）

市長も建設当時の町長ではございませんので、合併されて市長になっておられます。市長等には合併時に旧町長等からそういった伝達というのは何もないものなんでしょうか。お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

合併のときに、ゆーぷるだけの水の問題だけ、引継ぎというのは何もございませんでした。

○12番（黒田澄子さん）

もう一度、市長にお尋ねしますが、こういったことが今回起きて明らかになっているわけですが、このようにいかにも隠蔽されたかのように見受けられるようなことが二度と起きないためには何か防止策をしっかりとすべきですし、口から口への伝達だけではなくて、きちっと書面に「何年にこういうことが起きていて、これは大きな課題だ。この担当課ではこのことを来年度やらないといけないよ」とか「3年後までにやると市長が言ったんだからこれは解決しないといけないよ」とか。

特に水の問題は命に関わる水ですので、大事だったと思います。合併して長くたちますので、市長がどうということではないんですけど、その辺の手だてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今後の再発防止を含めて今回のことを教訓にしながら事務的に残していかなきゃならない。そういう課題もあっても、こういうものは課題であるから次の担当のほうでやっていただきたいと。

こういうもの、今回の水の関係の中でその辺も考えましたので、今後、出てくるものの再発防止をするためにもそういう書類的なもの

のはきちっと残していくべきであるというふうに思っております。

○12番（黒田澄子さん）

ぜひ、それをやっていただきたいと思いません。

前回の12月議会で同僚議員から洗面所に飲めない水という張り紙があるというところからスタートした今回の問題でございます。

市長答弁の中で市長は水質基準に適合している水で上水道と区別するために張り紙をしていたというふうに言われました。また、それ以外の施設はどうかという問いに当局側は51の基準に適合していると答弁されました。

ゆーぶるは基準に適合していると言われましたけど、51の基準に適合していたものなのか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

51項目というのは水道事業の観点の51項目の水質検査でありまして、ゆーぶる吹上につきましては、上水道の部分であれば、当然、51項目の現在は、上水道を引いておりますので、そういった上水道の部分であれば51項目の水質基準に適合しているという状況でございます。

○12番（黒田澄子さん）

今、聞いているのは、28年に水道を引く前のそこも適合しているというふうに言っていらっしやいましたので、そこをお尋ねしているんですけど。

○商工観光課長（久木崎勇君）

28年3月に上水道に一部厨房等の切替えを行っております。その前につきましても水質検査は実施しております、その当時は12項目の水質検査を実施しているようでございます。

○12番（黒田澄子さん）

11項目と今言われたと思いますが、前回の会議録をずっと読んでいきますと「この水

は、ちゃんと基準に適合している水です、上水道と分けるために飲めない水と張り紙をしました。ほかの施設は上水道なので、全部、51の基準に適合しています」。

私が思ったのは、水質基準に適合した水が、今言われたのは、11の項目に適合したということだと答弁が来ました。11の項目に適合した水は飲めない水と書かれていた飲めない水ということで私たちは考えてよろしいでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

そこ辺りは、張り紙をされた詳細については私どもも引継ぎの際に受けていないところで、そこ辺りは確認ができていないところでございますけれども、現在までは飲み水につきましてはそういった水道の水を使った上で提供しているというところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

16年間、食堂で使っていたことにもなるわけです、かんがい用水を。というふうに捉えて、答弁も出ております。ということは、その水は、多分、洗面所を出ていた飲めない水と書かれていた水と同じ水だというふうに考えられるのですが、片や、こちらの洗面所は上水道と区別するために飲めない水と書いてある。

ところが、16年間、飲めない水と同じ水が回っていたであろう食堂ではそれを使っていたということになるわけです。その点は間違いないでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

飲めない水ということではなくて、急速ろ過をしてきれいな水にして提供していたというところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

何回、質問しても答える余地がないのかなと残念な気持ちではありますが、飲めない水と書いた職員の方がいたという、その水が16年間にわたって食堂でも使われていたと

しか、皆様の答弁をまとめるとそのようにはか捉えられません。

私は、先ほどから、合宿等のことも含めて、上水道になったので、ぜひ安心して来てくださいというような、そういった言葉も必要ですし、16年間、特に吹上地域の方に利用されている方が多かったのではなかろうかと思うとき、本当に、ただ先ほどの市長の答弁で今後しっかりやっていきますといった、こういったことでいいのかなというのを非常に心情的に、市民からもだまされた感があるみたいなことも聞いておりますというか、話をされますし、そんな水だったのということも言われるわけです。ですので、今回、水のことについて質問しているわけでございます。

あと、公園の中は今どのように対応されたのか、水に対して。お尋ねします。

○社会教育課長（横枕広幸君）

吹上浜公園のほうにつきましては、畑地かんがいにつきましては1月6日に水を止めまして、その後は野球場の散水につきましても上水道に切り替えたところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

散水関係と消火栓関係があったと思いますが、今は何個になっているんでしょうか。何基ですかね。何基になっていますか。

○社会教育課長（横枕広幸君）

消火栓につきましては、現在、2基でございます。前からも2基でございました。

散水につきましては、現在、グラウンドのほうに散水については1か所でございます。

○12番（黒田澄子さん）

吹上砂丘荘の在り方検討委員会が開かれていた会議録を以前読みましたけれども、ゆーぶる吹上のほうを問題視されている意見が多くて、ゆーぶる吹上を何とかしないとイケないということで、何となく答申が不明確だったなと思っています。

市長、もう一度、この2つの施設の一体化

というのは、当時、市長が言われたときのイメージはどのような形でお考えになって言われていたのかをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

福祉施設の在り方であるのか、観光名所なのか、そこ辺りが国民宿舎とゆーぶるの間で大変大きな考え方の差異が出てくるというふうに思っております。内容的にはさほど変わらない。宿泊を伴う、飲食ができるという部分は変わりませんでした。

そういう中におきまして、検討会をする中において、同じような類似施設、市が経営するのが2つあってそれでいいのかどうかという、大変、そういう疑問も持っているのも事実でございましたし、お互い新しいうちにおいてはさほどそこまで問題化されなかったんですけど、年数がたつてある程度修繕料が莫大になったり、いろいろとってきますと、そういう経営統合というものも必要であるんじゃないかと。

今のところ、議会のほうにもいろいろと陳情書が出ておりますので、私どもも議会とも打合せをしながら、今後、どういう姿に一番2つを考えたときになるのか、まだ今のところ結論は出ておりませんが、このことについては次期の市長にきちっとそこ辺りも含めて皆さん方議会と市民の皆様方の意見を聴取しながら進めていただきたいというふうに思っております。

○12番（黒田澄子さん）

最後に、ホームページ上のこれまで随時掲載されていた記事が全部削除されて、一番新しいものだけがゆーぶる吹上に関しては掲載されています。意図的に掲載を削除されているようにしか見えないのですが、ほかの記事などでこういうことがあるのでしょうか。こういった指示でこれが削除されているのか、お尋ねします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

意図的に削除とかそういうものではなくて、新しいものを随時更新していくというような考えでございます。

○12番（黒田澄子さん）

まだ問題解決に至っていない記事がどんどん削除されているのはいかがなことかと考えます。今後、このようなことはされないでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

問題が解決しないまま意図的に先ほども申し上げましたとおり削除しているわけではございません。そういった利用者の方等にそういったことが必要であればまた検討して掲載したいというふうに考えていきたいと思いません。

○12番（黒田澄子さん）

トップページにもこれは載っていないくて、検索するのがすごく大変です。もうちょっと市民が見やすい形のホームページにさせていただきたい。問題があったときにはトップに出してほしい。そう、お願いじゃないですけど、思いますので、もう一度、答弁をお願いします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

そこ辺りのホームページの在り方については、また担当課と協議させていただいて見やすいホームページにするような形に持っていければと思います。

○議長（漆島政人君）

次に、11番、橋口正人君の質問を許可します。

〔11番橋口正人君登壇〕

○11番（橋口正人君）

皆様、おはようございます。先ほどの同僚議員とは違う観点からゆーぷる吹上についてお尋ねします。

12月議会において私はゆーぷる吹上の浴槽に貼ってある飲めない水とはどのような水かと質問いたしました。ゆーぷる吹上のかん

がい用水を国・県の許可も取らずに目的外使用で使っていたことが判明しました。

市長がご勇退後に誰が市長になってもこのことについては解決しなければならない問題だと思っています。そのほかにも大きな課題を背負わなければならない日置市であります。ゆーぷる吹上について、3か月たった今、調査されたことについて詳しく説明を求めます。

令和2年12月議会一般質問により、ゆーぷる吹上の水は建設後2年には井戸がれし、永吉ダムかんがい用水を使っていたと判明しました。

まず、1番目、平成17年合併当時、平成10年に造られたゆーぷる吹上は、長年、このような状態を続ける中で、突然、平成28年に水道が引かれました。その経緯は何だったのか、伺います。

次に、コロナ禍が1年以上続いている中、厳しい財政状況の下、（仮称）東市来ドーム建設をすると市長は再び言われました。9月議会では（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める市民からの陳情を議会は採択いたしました。そして、市長は新聞紙上でこのことについて真摯に受け止めると言った記事が掲載された経緯の中で次の6点を伺います。

1、今年の市民税の見込額は幾らなのか、伺います。ア、落ち込み額はどれぐらいの金額か。イ、今後、何年続くと考えているのか、伺います。

2番目に、建物は、完成から解体・破棄されるまでの期間に、建設費のおおよそ3倍から4倍の運用費、一般管理費、保全費、修繕費等がかかると言われております。建設費から解体に至るライフサイクルコストをお示してください。

3番目、（仮称）東市来ドーム建設の見込額は幾らか、お示してください。

4番目、合併特例債を使つての元利償還金

は幾らか、お示してください。

5番目、市の負担する一般財源は、毎年、幾ら返済していくのか、また、返済は何年に終わる予定か、お示してください。

6、いまだコロナが終息しない中で、コロナの終息後に建てることのできる（仮称）東市来ドーム建設を、せめて1年、2年、待てなかった理由を伺います。

次に市民の関心がある市長の退職金制度について伺います。

1、今回の退職金の支給額の予定は幾らなのか、伺います。

2、コロナ禍における本市の財政状況を考慮して退職金の一部カットの考えはないのか、伺います。

市長の誠意ある答弁を期待して1回目の質問とします。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のゆーぶる吹上について。

その1でございます。

取水源からの供給量が不安定であり、施設運営に支障を来すことがあったことから食堂及び厨房については上水道へ切り替えたことを確認しております。

2番目の財政が厳しい状況で東市来ドーム建設について。

その1でございます。

ア、令和3年度当初予算の歳入における市税の予算は47億333万4,000円と見込み、前年度比2.1%減額となっております。

す。

イでございます。

幅広い業種に影響を及ぼしていると思われませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で次年度以降の税収減については予測が大変難しいところであります。

2番目でございます。

法定耐用年数を体育館と同様の47年で試算した場合に約9億3,000万円のライフサイクルコストがかかると想定しております。

内訳といたしまして、建設費に係る費用が約6億4,000万円、維持管理に係る経費が約2億5,000万円、解体に係る費用が約4,000万円と試算しております。

3番目でございます。

今後の建設等に係る全体予算は約6億1,800万円としております。

4番目でございます。

合併特例債では5億8,500万円の借入れを見込んでおり、これに対する元利償還金は6億61万2,000円を見込んでおります。

5番目でございます。

返済額は、当初の3年間は元金の返済が据え置かれておりますので、年額で約170万円、その後の12年間は年額で約4,960万円と見込んでおり、合わせて15年間の返済期間とする計画であります。

6番目、東市来ドームについては、旧東市来体育館に代わる施設といたしまして当時より地域から強い要望を受け、総合計画審議会の答申を経て議会の予算可決を頂いております。

また、新型コロナウイルス感染症等に係る費用についても、国からの交付金等で対応できていることとコロナ禍において地域経済の回復へつながること、さらに地域念願の要望を重く受け止め、このようなことから建設を進めてまいりたいと考えております。

3番目の市長の退職金でございます。

約1,700万円ぐらいで、税金控除を含めた手取りとしては約1,200万円程度、税金等において500万円程度、そのように、3分の2程度が実質受け取り、3分の1がそれぞれ課税というふうになっております。

その2です。

退職手当は勤続報償の性格を持つものであり、鹿児島県市町村総合事務組合の条例に基づき同組合から支給されており、退職手当の一部カットの考え方はございませんので、私どももそういう条例に従って支給していただくというふうに思っております。

以上で終わります。

○11番（橋口正人君）

先ほどの答弁では28年に水道が引かれた経緯は食堂及び厨房等について上水道への切替えと答弁されました。

まず、目的外使用で12月から調査して国・県から何らかのペナルティーがあったのかなかったのか、伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

現時点におきましては県・国からの指導等は受けていないところでございます。

○11番（橋口正人君）

それでは、平成10年から市が直営で営業していたゆーぷる吹上の食堂の水について、3か月間の間、調査されていまして、水のことを詳しくお聞きいたします。

かんがい用水の水を浄化した後、食堂では飲料水として利用していたわけですが、保健所の検査は行っていたのか、伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

保健所の直接の検査はなかったと思います。以上です。

○11番（橋口正人君）

なかったというのは、十何年か、なかったのでしょうか。なくて営業ができたのでしょうか。伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

保健所のそういった検査はなかったわけですが、施設で行った水質検査の結果を毎年報告しております。

○11番（橋口正人君）

水質検査を行ったというわけですが、それはどこに出していたのか、伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

水質検査の報告は、保健所に結果を報告しておりました。水質検査につきましては民間の事業者へ委託して入れたところでございます。

○11番（橋口正人君）

それでは、かんがい用水の水を浄化して使っていたということですよ。

○商工観光課長（久木崎勇君）

今回の調査で全協でも説明したとおり目的外使用をしたというところで報告させていただいております。そういった形で急速ろ過した後の水を使用していたというところでございます。

○11番（橋口正人君）

ただいまの答弁で、急速ろ過したやつを取りあえず保健所のほうに持って行って許可をもらったということよろしいでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

そうでございます。水質検査につきましては、急速ろ過を実施した後の水で水質検査を行い、それを保健所に報告していたというところですよ。

○11番（橋口正人君）

保健所に依頼した水は急速ろ過した浄化したかんがい用水の水なので衛生上問題はないと判断したのか、伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

そういったことで、水質については、毎年、水質検査を実施させていただいております。そういった検査項目について基準に適合しているというところでございます。

○11番（橋口正人君）

以前、指定管理していたエヌフーズが撤退していますが、何年に撤退し、それは何が原因だったのか、伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

エヌフーズにつきましては、平成25年4月から翌年の1月までの10か月間、指定管理者として運営していただいております。

なお、撤退した理由でございますけれども、採算が取れなくなったと。困難となったために撤退したと認識しております。

○11番（橋口正人君）

昨年3月に突然統合して1年後の閉鎖を発表しましたゆーぶる吹上です。水の問題は知っていたのか、伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

ご指摘の両施設の統合の方針でございますが、これは、直接、水問題が関係するのではなくて、吹上砂丘荘の在り方検討委員会におきまして、2つの施設の重複機能の統合と経営統合について検討するように平成30年の3月に答申がなされています。

また、平成31年の3月議会におきまして関係する一般質問がございました。その際に経営改善を検討する旨の回答をさせていただいたことから、昨年、一定の方針を出させていただいたところでございます。

また、ご指摘の閉鎖ではなくて吹上砂丘荘との経営統合及びその上での規模縮小という方針を出させていただいたところでございます。突然の発表という認識はございませんでした。

○11番（橋口正人君）

それでは、昨年12月議会での質問で、22年間、水を使用しているが、法的に問題はないのかとの質疑に、現在、調査を進めていると答弁いたしました。また、井戸がれ後も、どこの水を使っていたのかの質疑に、これも調査を進めているとの答弁でした。この

2点の調査結果を詳しく説明を求めます。

○商工観光課長（久木崎勇君）

調査結果ですけれども、全協でも報告させていただきまして、今回の調査によりまして、これは鹿児島県へも報告しているところなんですけれども、今回の調査結果では、吹上浜公園の開設当時に畑地かんがい用水から分岐して吹上浜公園まで整備された配管がございます。そこからさらに分岐してポンプアップして取水していることが分かったというところでございます。

○11番（橋口正人君）

12月議会の質疑では、水の使用についても調査した、検討・協議すると答弁されていましたが、このような内容で県は納得したのか、伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

現在、県へは、正式に実態調査の指示がありまして、その実態調査を行いまして報告させていただいております。その後については、まだ県から何の指示等もないところでございます。

○11番（橋口正人君）

先ほどの答弁では、保健所の許可じゃなくても、保健所に水の申請を出して許可をもらっていたというようなことでしたが、本当に保健所に水の申請を出していたのか、再度、伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

保健所のほうからは、毎年、そういった水質検査の結果報告を出すように通知が来ておりましたことからそのような状況を報告させていただいたという記録を確認しているところです。

○11番（橋口正人君）

私も保健所のほうに行ってきたんですけども、保健所ではかんがい用水の水を調べた経緯はないと回答を頂いております。

今、食品偽造は法的に厳しい罰則がテレビ

等で放映されています。行政がかんがい用水の水を保健所に出して許可をもらったとは到底思えません、本当にかんがい用水の水で保健所が許可もしくは了解を出したのか、再度、伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

確かに開設当時は井戸水を使用しておりましたので、そういった形の許可を受けていただいたというふうに推測されます。

ただ、取水源を変更した状況の詳細な記録が残っていないので、取水源を変更したことによりまして、その旨を届けて検査項目が変わってきたりとか、そういう認識は当時なかったものと思われ、そのような運用が長年続いてきたというふうに思っているところでございます。

○11番（橋口正人君）

私も飲食店をしているわけですが、最初、井戸水で許可を出したら、それを変えた場合は変えた流れで出すべきだというふうに思っております。それを変えなくて出したというふうにもしもしているのであれば保健所に出した資料は偽称による文章の申請であると思いますが、そのところはいかが思いますか。伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

私どもが引き継いだ平成28年3月以降は上水道に変わっておりますので、そういったところは分かりませんが、先ほども申しましたとおり当時のそういった認識がなかったというところで、長年、そういった検査状況というところで実施されてきたというふうに認識しているところでございます。

○11番（橋口正人君）

商工観光課は受け継いで2年であるかもしれませんが、調査の結果がこれでは市民も納得しないのではと思います。調査はどこが行ったのか。また、調査費用は幾らかかったのか、伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

この水の目的外の使用の調査につきましては、農地整備課、それから社会教育課、商工観光課の関係機関を含めて調査させていただきました。また、調査に係る費用は発生しておりません。

○11番（橋口正人君）

今回の件は、市が市民に健康被害をもたらしたかもしれない大きな問題であります。市役所内部の自浄能力の欠如がもたらした重大な過失です。利用者から訴訟を起こされかねない事案かとも考えますが、市長のお考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

いろいろと今ご指摘がございましたように私どもの失態というのは認めざるを得ません。市民のほうから、訴訟、そういうものが来るかもわかりませんが、そのときはそのときで対応していきたいと思っております。

○11番（橋口正人君）

ゆーぶる吹上は特に吹上の方々にとっては大切にされてきた施設であります。子どもたちや市民が、プール、大浴場、食堂、宿泊施設を安心して利用することは最低の基準であり、一刻も早い改善が必要であります。

議会、総務委員会のメンバーが関連する陳情・請願を審査中であります。最重要の水の問題。また、市はいつから知っていたのか、まさか隠蔽されていたのかなどなど市民も注目している問題ですので、総務委員会の慎重な審査を期待して次の質問に移ります。

いまだにコロナが終息しない中で、日本中は、失業者、自殺者、会社の倒産が増えていきます。日置市でも、飲食店、バス、タクシー、車業界、農家、会社員等、多くの市民が苦しんでいます。

昨年3月に、（仮称）東市来ドーム建設はコロナが終息した後に造るべき、今は造るべきではないと議長宛てに（仮称）東市来ドー

ムの修正動議を出しました。結果は12対8で敗れましたが、9月には市民から（仮称）東市来ドーム建設に延期もしくは中止の陳情が提出され、11対10で採択されました。

そして、市長は新聞紙上で結果を真摯に受け止めると発言されました。令和3年の1月には（仮称）東市来ドーム建設をすると市長がまたまた発表しました。

私のところには、いろんな方からどうなっているのかと尋ねられ、コロナ禍の最中に造る必要はないとの声が多く寄せられましたので、再度、（仮称）東市来ドーム建設について詳しくお聞きします。

（仮称）東市来ドーム建設に賛成の方はご存じのことと思いますが、元利償還金は6億61万2,000円で、一般財源からは1億8,018万3,000円の大きなお金が出ます。令和18年まで15年間、1,400万円を払っていかねばならないと伺っています。

市長は、令和3年の1月の全員協議会で、負担は、令和3年に1,500万円、令和4年に1,500万円、合計で3,000万円であるため大きな負担にはならないと言われました。返済は、15年間、毎年1,400万円です。大きな負担ではないのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

いろいろと、るる述べていただきましたけど、陳情を採択した後にまた東市来の特に自治会長また地区館の皆様方が市長室に来て嘆願書を持ってまいりました。ぜひ、こういう時期だけど、造ってほしいと。そういうことも言われましたので。

また、私のほうも、そこ辺りは、さっきみたいに恐らく議会のほうも拮抗しているのは十分存じ上げております。最終的には、また契約議案という部分も上げなきゃなりませんので、そこで最終的な結論が出てくるというふうに認識しております。

今後におきましても、合併特例債という部分で、二、三年後にできるのかどうか分かりません。私は、令和2年におきまして予算を計上して、当初予算におきまして継続費をした中において可決していただきましたので、私どもはそういう予算を大事にしていかなきゃならない。

そういう執行をして、また最終的には議会のほうで一番判断していただければ結構でございますので、最終的には私はその判断を待ってドームの建設の可否が問われるというふうに認識しております。

○11番（橋口正人君）

一番の問題は、昨年1月にコロナが出ていまだに終息しない中に建設が待てなかった理由は、地域からの強い要望を受け、総合計画の答申を受け、議会の可決を受けたと申しました。

また、今、3年でも4年でも後にできたらいいのかなというふうにも伺っております。本当にこの1年2年のうちにコロナで市民の人は非常に苦しんでおります。その中で本当にここで造らなければいけないのかなというのは私もつくづく思っております。

今、コロナ禍で、非常事態宣言が出され、市民もどのように対処したらいいのかわからない中に、先ほども言ったとおり失業者も増え、会社経営も危ぶまれています。日本中では自殺者も増え、たくさんの市民が苦しんでいます。

前回、同僚議員が3月議会ではコロナ禍は8月頃には終息するだろうと思っていて修正動議には反対いたしました。9月議会では、多くの若者や市民が苦しんでいる中、（仮称）東市来ドーム建設の陳情には採択されました。

ドーム建設が一、二年後じゃいけない理由が先ほど言ったようなことでは私はいまだに分かりません。このことは市民の皆さんが判

断していくことと思いますので、市民の判断を待つことといたします。

次に市長の退職金について伺います。

今回の退職金は1,700万円です。以前、同僚議員の一般質問で市長は「私個人が退職金を半分にすることはできない。市長会で決めていただかないとできないことです」との答弁をされていたと思います。

2月23日の南日本新聞に（仮称）東市来ドーム建設の継続とその下に市長の退職金ゼロを曾於市長は、1期目に続き、条例を改正して2期目も1,670万円の退職金を廃止すると新聞報道で述べています。どこの市町村も財政が厳しい中に廃止するとは、私の見解ですけど、すばらしい市長だと思っております。

県市町村総合事務組合でお聞きしたところ、歳出ベースとなる月の給料をゼロ円にして廃止することができるとお聞きしました。一部カットについて、市長は退職手当の一部カットの考えはないとの答弁でした。ゼロにできるわけですので、一部カットもできると思います。もちろん廃止することもできます。

市民もコロナ禍で苦しんでいます。本市の財政状況も厳しいです。厳しい財政状況を分かった上で市長は（仮称）東市来ドームを造りなさいと。ゆーぷる吹上の問題は次の市長に先送りです。

退職金の一部カットや廃止する考えはないのか、再度、伺って、私の一般質問は終わります。

○市長（宮路高光君）

心情としては一番よう分かります。さっきも言いましたように、特に曾於市長におきましては選挙公約なんです。公約でゼロにするといった以上はこういう手段しかなかったというのは認識しています。私は、自分自身は、公約で退職金どうこう、そういう問題は全然話もしておりません。

そういうことですので、県の退職手当に準じた中で、今までも辞めた方もいらっしゃいますけど、それに準じてそれぞれやっていたいただいております。曾於市の市長だけがこのような形をしております。ほかの43の市町村長がそうしたわけではございません。

そういうことにおいて、私は一般的な形の中でしてきたことですので、一般的な一つの常識の中で終わらせていただきたいというふうに考えております。

○議長（漆島政人君）

次に、4番、富迫克彦君の質問を許可します。

〔4番富迫克彦君登壇〕

○4番（富迫克彦君）

それでは、通告に従いまして大きく3点質問いたします。

まず、1点目は新型コロナウイルスに関する市内の経済動向についてであります。

昨年4月と今年の1月に緊急事態宣言が発出され、一時、経済を止めてでも終息を図りたいという政府の方針を受けてそれぞれの事業者も協力されてきました。

その結果として、飲食業をはじめ観光業など人の往来がなければ商売が成り立たない業種がある一方で、3密を防ぐためにできるだけ外出を控える、通勤・通学もせずにテレワークやオンライン授業なども進んだ結果、家庭内で長時間過ごすために必要な家電製品やインテリア商品、また食料品など、いわゆる巣籠もりによる新たな需要も生まれ、売上げが増えた業種もあるということで、これまでの間、それぞれ状況に違いもあったようでございます。

それから、これまでに、雇用の面では、失業者が増加していること、就職先の内定取消し、また令和3年の求人数の減少など、雇用環境への影響も大きくクローズアップされてきています。

最近になってワクチン接種が始まってきたものの、完全に終息するまでにはまだまだ予断を許さない状況が続いているという思いでございます。

そういうことを踏まえて、1点目は新型コロナウイルスの影響を受けて市内でこれまで倒産した企業数と失業者について伺います。

2番目は、持続化給付金や雇用調整助成金等、政府が対応した経済対策について事業ごとに市内の利用状況はどうだったのか、伺います。

飲食店や観光関係、農業や漁業など様々な分野で売上げの減少が見込まれますが、来年度、令和3年度の税込に関する影響見込額について伺います。

令和2年度は、この3月4日に追加提案された一般会計補正予算（第16号）で、地方消費税やゴルフ場利用税、市町村たばこ税などの減収見込分に減収補填債として1億3,888万8,000円が計上されています。

この地方債の償還分は後年度に地方交付税で100%基準財政需要額に算入されますが、令和3年度は市民税や法人税など約9,900万円余りの減収が見込まれています。これらの減収に対して減収補填債を発行しなければならない状況なのかどうかについても伺います。

今回、追加された補正予算で市として新たな経済対策も示されましたが、今後、さらに想定される経済対策について伺います。また、それらを行うための財源はどの程度必要と見込まれるのかも伺います。

2問目は市内のテレビ難視聴地域の状況についてでございます。

市内のテレビ難視聴地域は何か所あって、NHKが整備した組合、民放が整備した組合、自主的に整備した組合、それぞれ何か所あるのか、伺います。また、組合ごとに設置後、経過した年数について伺います。

それから、周波数帯域の有効利用を図るこ

とを目的に帯域の見直しも行われてきていますが、市内に新たに難視聴地域となったところはないのか、伺います。

その難視聴地域の組合は、平成23年7月の地上デジタル放送開始に合わせてアンテナやチューナーなどを準備し、デジタル放送に対応されてきましたけれども、そのときにケーブルを光ケーブルに張り替えた組合は何か所あったのか、伺います。

ケーブルを含め、施設の老朽化が進んでいる組合もあるとお聞きしますが、人口の減少が進み、組合そのものの維持・存続が危惧される中で、これらの組合の再編も含め、市としてどのような対策を講じられるのか、伺います。

3問目は（仮称）日置市自治会活動支援条例の制定についてであります。

くしくも2月号の広報ひおきに「自治会困っています」というタイトルで現状について紹介がありました。

行政嘱託員条例が廃止され、市から提供される市民の異動に関する情報が制約されていますが、それに伴い、生じている問題点や自治会等から寄せられている相談内容について伺います。

条例が廃止され、間もなく1年が経過しますが、自治会への未加入者が増加していることを懸念します。その実態について伺います。

市長の4期目の公約には「和みある地域コミュニケーションの促進を図る」とあります。また、菅総理大臣は昨年10月の所信表明演説で「私が目指す社会像は、自助・共助・公助、そして絆。そうした社会を目指す」と国会で申されました。

このような社会を構築するためには、市民に一番身近な自治会の活動を支援するため、（仮称）日置市自治会活動支援条例を制定し、その活動に最低限必要な情報は共有する必要があると考えますが、どのように考えられる

のかお尋ねして1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の新型コロナに関する市内の経済動向について。

その1でございます。

報道等によりますと、県内の新型コロナウイルス感染症関連の破綻は5事業者となっており、市内事業者は今のところありません。

その中で、新型コロナウイルス感染症の影響による原因であるかは定かではありませんが、現時点では商工会を通して把握していません。本年度に市内で廃業した事業者数は6事業者となっております。

また、市内失業者数の把握は困難なところでございますけど、鹿児島県労働局が発表している資料によりますと新型コロナウイルス感染症の影響による県内全体の解雇等の見込者数については1月22日時点で1,026人となっております。

2番目でございます。

国の持続化給付金等については、オンライン申請など、市を経由しないため、事業ごとの市内利用状況は把握できないところでございますが、例えば、雇用調整助成金の県内の利用については1月22日時点で1万8,415件の利用となっております。

また、市の独自事業で実施しておりました中小企業者等緊急支援給付金事業は、860の事業者、感染症対策補助事業は567の事業者の皆様方に活用いただいております。

3番目でございます。

コロナウイルス感染症拡大により市内の産業も影響を被っており、来年度の税収に関しても、平成20年度のリーマンショック等により減収した影響額を参考に、業種ごとではありますが、市民税で91.62%、法人税で83.85%、固定資産税で97.96%の

影響率として歳入見込みに乗りました。

なお、減収補填債の発行については、現在のところ、計画しておりません。

4番目でございます。

今後の対策についてでございますが、3月追加補正でも予算計上していただきましたとおり、中小企業者等向けの事業継承支援給付金事業やプレミアム付商品券についても実施してまいりたいと考えております。

そのほかにも今後の感染状況を見ながら対策を講じていく必要があるものと思っておりますので、現時点で必要な財源を見込むことは困難なところでございますが、国の新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金等を活用しながら対応してまいりたいと思っております。

2番目の市内テレビ難視聴地域の状況について。

その1でございます。

現在、把握している難視聴地域といたしましては73か所あり、そのうちNHKの助成により整備した組合は45か所、JRの助成により整備した組合は1か所、それ以外は不明となっております。

経過年数についても、10年未満が25か所、10年から20年未満が11か所、20年から30年未満が19か所、30年以上が16か所、それ以外は不明となっております。

また、新たな難視聴地域となったところにつきましても、ないというふうに認識しております。

2番目でございます。

地上デジタル放送開始時にケーブルを光に張り替えた組合は確認できでいないところでございますが、ここ数年の間で光ケーブルへの工事を行ったところは4か所あったということを確認しております。

2番目でございます。

日置市内の共聴組合は解散や統合されているところも一部あり、基本的には個々の共聴組合の責任の下で身近な設備の修繕や更新、そのための経費の積立て、今後の維持・存続を含めた備えを検討していくものと考えております。

3番目の(仮称)日置市自治会活動支援条例の設置について。

その1でございます。

自治会への転入・転居等の世帯数や人数は知らせておりますが、市役所窓口で同意が得られなかった方の転入等の状況がつかめず、自治会加入の依頼ができないなどの問題点があることは十分認識しております。

その2でございます。

広報ひおきでもお知らせいたしましたが、令和2年度の自治会調査により自治会加入率は91.9%となっております。

3番目でございます。

本年度から、市役所窓口で同意を取り、同意者の異動情報を提供する形となったところでございます。

今後もこの形を続けながら支援できることや自治会が取り組むことについて市自治会長連絡協議会と十分協議していきたいと考えておまして、条例の問題についても、今後、自治会長連絡協議会とも協議しながら結論は出していきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○4番(富迫克彦君)

それぞれ、ご答弁を頂きました。

日置市内における廃業件数は6件ということで、失業者についてはなかなか把握しづらいというようなことでもございました。先ほどの同僚議員の質問の中で生活保護の申請状況については96件ということで例年並みというお答えもありましたが、国民健康保険の加入者の状況についてはどうなのか、お尋ねいたします。

それと、今回、市内の経済状況を確実に把握することはなかなか難しいという状況にあります。追加補正で提案された(仮称)中小企業者等緊急支援事業、(仮称)飲食店等限定プレミアム商品券事業、(仮称)商工会プレミアム付商品券事業キバレ!ひおき応援券、いずれも第2弾として提案され、この3つの事業で総額2億3,072万5,000円が臨時交付金の対象経費として見込まれています。改めて、その事業概要についてお尋ねいたします。

○健康保険課長(山下和彦君)

国民健康保険の被保険者数につきましてお答えいたします。

国民健康保険の被保険者数につきましては、就業構造の変化、少子高齢化、あと後期高齢者へ移行しているというところから、毎年、ここ二、三年、200人程度で減少傾向にあります。

コロナの関係で被保険者が増えたということにつきましては数字のほうからは見て取れない状況でございます。

○商工観光課長(久木崎勇君)

支援事業の概要について回答いたします。

まず、中小企業者等緊急支援事業につきましては、昨年の12月から今年の2月までの間に一月の事業収入が前年同月比20%以上の減少をした事業者に対しまして事業継続を図るため10万円の支援金を給付するものでございます。

次に、飲食店等限定プレミアム商品券事業につきましては、市内の飲食店等で活用できる、プレミアム率25%、1冊4,000円、額面額5,000円の商品券を1万5,000冊発行する予定としております。

次に、商工会プレミアム付商品券事業につきましては、飲食店等も含めまして幅広い店舗等で活用できる、プレミアム率30%、1冊1万円、額面で1万3,000円の商品

券の3万冊発行を予定しておりまして、いずれも市内事業者の事業継続等に支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○4番（富迫克彦君）

今、それぞれご答弁いただきました。

社会福祉協議会の福祉資金等の相談件数が増えているというようなお話もありましたが、国民健康保険や生活保護の申請者等々の数字についてはさほど大きな影響はなかったようなお話でございました。

そのことを受けて、これまで国の1次・2次補正予算があって、日置市としても51の事業に臨時交付金を絡めて取り組まれてきたわけですが、仰せのとおり日置市内の経済を少しでも支えるという趣旨で第1弾はそれぞれ効果があったという判断をされて、今回、また第2弾として7つの事業を追加されたという理解でよろしいのでしょうか。

これまでの経済対策について日置市商工会や観光協会など関係団体の意見も聞かれたというふう感じておりますが、今回、追加された事業以外に具体的な助成制度などについて提案があったのかどうか。もしあったとすれば、提案が認められなかった事例があったのかどうか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

これまで実施しました事業につきましては、感染症対策や事業継続支援、消費喚起など、一定の効果があったものと判断しているところでございます。

その中で、現状の感染状況等も考慮し、引き続き、事業者へ支援などが必要と考えられることから、今回、第2弾として取り組むよう予算を計上させていただいているところでございます。

また、その各種対策等についてでございますけれども、これまでも日置市商工会など、関係団体とも協議・検討を行いながら、ご意

見等を踏まえ、講じてまいりましたので、ご質問の提案が認められなかった事例はないものと認識しているところでございます。

○4番（富迫克彦君）

今回の通告書を提出した後に国の第3次補正予算に伴う一般会計補正予算（第16号）が追加提案されましたが、これまでに取り組まれた事業に実際に一般財源がどれだけ必要だったのか、お尋ねいたします。

今回の補正予算で示された資料によると、令和2年度新型コロナウイルス対策として取り組まれた事業費の総額は14億312万1,000円、そのうち地方創生臨時交付金の交付総額が12億4,879万8,000円ということで説明がございました。

その差額1億5,432万3,000円が一般財源で負担された金額というふうに理解しますが、間違いないでしょうか。また、その財源はどこから捻出されたのか、お尋ねいたします。

○財政管財課長（東 正和君）

ご指摘の件ですが、まず一般財源で負担した額ということですが、ご指摘のとおりでございます。

それから、一般財源の確保策としてですが、昨年度9月補正予算におきまして、旅費、それから、単独の工事請負費、補助金などを見直しまして、総額で約1億8,000万円の予算を削減したところでございまして、これにより先ほどあった差額に充てたということでございます。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（富迫克彦君）

それでは、新型コロナウイルス対策に関して市の一般財源として昨年の9月補正予算で事業の見直しを行って1億8,000万円余りを捻出したということでございましたが、この事業見直しにおいては、職員の皆さんの旅費や団体の補助金等々いろいろと削れるところを精査し、捻出されたということで、令和2年度の行政運営においてもいろいろとご苦労されたのではないかと推察するところです。

この財源については1億5,000万円余りが一般財源で負担されておりますが、今年度の特別交付税で措置されるのではないかと考えておりますが、そういう意味では一時的に一般財源から立て替えたというふうに理解してよろしいでしょうか。お尋ねします。

○財政管財課長（東 正和君）

感染症対策として特別交付税の算定におきましてその他の財政需要として算入されると考えておりますので、今後、県のほうへ要望してまいりたいと考えています。

○4番（富迫克彦君）

そういう意味で、今後、まだまだ経済の立て直しのために市の財政出動が必要になるのではないかというふうにも思います。

今回の新型コロナウイルスに関する経済対策は国難としてこれまでも国や県と連携して取り組まれてきたと認識しておりますが、今後、市単独予算で対策を講じられることもあり得るのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほど、課長のほうが答弁したとおり、3つの継続した形をしていきたいというふうに思っております。

基本的に、今回、第3次の交付金が3億円幾ら来まして、1億円は財源と保留して残しております。これを6月補正を含めた中で令和3年度の予算の編成に組み入れていきたい。

その中でまだそれぞれの要望があるのかなというふうに取りまとめをしておりますので、その中で新しい事業は単独事業としてまた組入れをしていきたいというふうに思っております。

○4番（富迫克彦君）

そういう意味では、国の臨時交付金を柱として今後の経済対策を考えていきたいというふうに理解いたしました。

あと、今年3月には東日本大震災から10年ということになります。10年前の3月11日のテレビ放送のすさまじい津波の映像は皆さんも脳裏に深く刻まれているというふうに思います。

それ以降、国内では、ゲリラ豪雨や台風、また地震などが全国各地で頻発しています。いつどこでどんな災害が起こるか誰にも予想することは難しい。今回の新型コロナウイルスも、ある意味、誰も想定し得ない災害と同じだというふうに思っております。

これらの災害による甚大な被害に対しては、交付税を主体として経営されている自治体についてはどこも財政状況は苦しいところでありますから、今ありましたように国や県と連携した取組しかできないのが実情ではないかというふうに考えます。

さらに、このような災害を未然に防ぐためにも、市内のインフラ整備や維持・補修を含めた公共投資、これも一つの経済対策として重要であるとともに将来世代へ安心で安全な地域社会を引き継ぐために重要な施策であります。

これらの公共投資を進めるに当たっても、これまでもそうですが、国の交付金、補助金、それから、残り少なくなりましたが、合併特別債、今回、過疎地域自立促進特別法もさらに期間が延長されるというようなことですから、このような有利な地方債も活用しながら、財政が厳しいからこそ、先を見通した財政計

画に基づく行政運営が求められているというふうに思います。

そのようなことを踏まえまして、職員の皆さんには大変ご苦勞をおかけすることになりますが、様々な角度から英知を結集し、この国難を乗り越える、私どもも議会として協力して乗り越えなければならないというふうに思っているところでございます。

それでは、2問目のテレビ難視聴の関係について質問いたします。

平成23年7月の地上デジタル放送への切替え時点では78の組合があったということです。その中で、解散・統合した組合が4、聞き取りできなかった組合が1ということで、残りの73組合のうち光へ張り替えた組合が4、張替え予定が3、検討中が6ということのようです。

残る60の組合は検討されていないというようなことですが、実際に市に寄せられている相談等があればお示しください。

○企画課長（内山良弘君）

相談内容といたしましては、これまでに1件ございました。

その内容は、組合で維持・補修等の積立てをしている中、機器の耐用年数なども念頭にケーブルの光化への検討をどのように進めていったらいいかというような相談でございました。

○4番（富迫克彦君）

今ありましたように1つの組合が相談されたということですが、それぞれの組合で蓄えがあるところとないところ、事情はそれぞれだと思いますが、将来のことを考えますと特に若い世代が多くお住まいの組合ではできれば光に張り替えたいという思いも強いのではないかと推測します。

しかし、実際の作業として、どこに相談すればいいのか、また見積りをどこからどうやって取ったらいいのかさえ困っておられると

ころもあるのではないかとと思いますが、いかがですか。

○企画課長（内山良弘君）

ご質問にございましたとおり、組合が設立されて20年以上経過しているところは既に35か所の組合がございます。様々な実情によりまして、困り事、あるいは、ご心配されていることが多々あるかと思っております。

そういった場合には、私ども企画課までお問い合わせいただき、直接的に解決に至らないこともあろうかと思えますけど、一緒になって何とか解決方法を検討してまいりたいと考えております。

○4番（富迫克彦君）

そういう意味では、総務省の令和3年度概算要求予算では、地方への人の流れの創出・拡大の中でテレワークの推進ということや、国土強靱化の推進の中でケーブルテレビの光化ということも盛り込まれているようです。

日置市内のテレビ組合の現状は、高齢化も進み、加入者の減少、併せて、空き家の増加も心配されています。国の方向性も見据え、組合の統廃合を含め、テレビ難視聴地域の問題解決のために行政の積極的な関与が必要だと思いますが、いかがですか。もう一回、確認させてください。

○企画課長（内山良弘君）

共聴組合を運営する中で相談されたいことがございましたら、先ほども申し上げましたようにそれぞれの相談内容に応じまして対応していきたいと考えておりますし、おっしゃいますように、国の補助事業であったり、そういったものの動向も注視しながら一緒に対応させていただきたいと考えております。

○4番（富迫克彦君）

そういう意味では、SNSやらネットワークの関係がいろいろ進展してきておりますが、高齢者の方々を中心にテレビというのは身近なツールとして最も親しまれております。光

でテレビも見られるんですけども、どうしてもローカル局のテレビが映らないとか身近な情報が得られないということもございます。

それらのことも考えますと、今回、ケーブルを光に張り替えることに対して、行政としても何らかのお力添えを頂いて将来的に移住・定住の促進とかテレワークによる移住の増加等々の施策にもつなげていただきたいというふうに思います。

ちなみに、農林水産省のほうも地域の情報化について概算要求も出されておりますので、この辺も視野に入れながら積極的な関わりを望むところでございます。

それから、3問目の自治会活動支援条例の制定についてであります。

これまで寄せられた相談内容について答弁を頂きました。

去年は国勢調査があったわけですが、その中で、ある自治会では、そこに住んでいる、居住されているのは分かっているけれども、名前も分からない、何回、行っても会えないというようなことで、調査に大変ご苦労された調査員もおられたということも聞きました。

行政嘱託員条例の廃止に至った経緯は、地方公務員法の改正による特別職の取扱いが変更された、行政嘱託員の位置づけが非常勤の特別職地方公務員から外されたということが大きな要因だったのではないかと思っておりますが、その際に公務災害の適用を受けられないというようなこともあって、今回、見直しがされたというふうに理解しておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

行政嘱託員条例の廃止に至った経緯につきましては、今、議員ご指摘のとおりでございます。

まず、国において、臨時・非常勤の任用根拠の適正化の考え方から特別職の対象となる職種が厳格化されたということによります。

本市においても、行政嘱託員である自治会長をはじめ、非常勤の保健師、看護師、運転手など、様々な職種を特別職として任用しておりましたけれども、法改正により各種委員などによる専門的な職種に限定されたということもございます。

結果といたしまして、公務災害の適用ができなくなったということもございます。行政嘱託員でもある自治会長を含め、特別職として任用そのものができなくなったというのが一番大きな理由ということになります。

○4番（富迫克彦君）

そういう意味では、公務災害補償の点から考えますと、それぞれ自治会でも総合賠償保険等々に参加されていると思いますが、それら条例廃止の検討をされる際に、身分として特別職地方公務員は難しいけれども、万が一の公務災害に対して自治会総合賠償保険の対応も可能ではないかと個人的に思うわけですが、その辺は協議されたのかどうか、お尋ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

庁内での企画調整会議、それから、自治会活動研修会において協議しております。

文書配付等の業務中の事故につきましては、行政嘱託員を特別職として任用できなくなったことから、自治会文書の配付方法を協議する際に全国町村会総合賠償保険制度の適用範囲となるということで整理しているところでございます。

○4番（富迫克彦君）

そういう意味では、2月の広報ひおきに掲載されました加入率の減少の問題ですが、平成22年度と比較すると2.7ポイント下がっているようです。このことについての分析結果と今後の加入率の見込みについてどう考えておられるのか、お尋ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

令和2年4月から令和3年2月までに

6,369人の転入・転出、転居等がございました。そのうち、市役所窓口での同意率、これは71.19%で、約30%ほどは同意が得られておりません。自治会長へ異動情報が伝わらないため、加入率は減少傾向になるということで認識しております。

○4番（富迫克彦君）

今、ありましたように、なかなか市役所の窓口で理解が得られずに情報の提供がもらえないということが分かりますが、このようなことが今後どんどん広がっていくと、自助・共助の部分で一番支えてもらっている自治会の活動が本当に形骸化する、本当にできなくなるようなことが想定されます。

そのようなことを考えますと、日置市の誇れる地域性でもあります思いやりや人情味、それによる人に優しく暮らしやすいまち「ふれあいあふれるひおき」を実現するために、また、それを将来に引き継ぐためにも、これを契機として（仮称）日置市自治会活動支援条例なるものを制定し、業務委託契約等々も視野に入れながら今あった転入者を含めた市民の皆さんの理解を基本として取組を進めるべきだというふうに思いますが、再度、お尋ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず、全自治会の個人情報の重要性をしっかり認識していただいた上で住民の皆さんに自治会活動にその情報を活用するということを承諾していただく必要があるというふうに考えております。

条例につきましては、現在、総務省のほうにも照会をかけるなど対応しておりますけど、なかなか議員の今提案している条例を制定している自治体はないということでお答えを頂いているところであります。

しかしながら、市長答弁にもありましたように、今後、自治会長の連絡協議会とも連携しながらその必要性も含めて協議していきたい

いというふうに考えております。

以上です。

○4番（富迫克彦君）

全国的にもこういう事例はまだないのかもしれないませんが、個人情報の保護に関する法律第5条では、その地方公共団体の区域の特性に応じて個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を地方公共団体に課しております。

そのようなことも念頭に「ふれあいあふれるひおき」を構築するために積極的に調査研究を行い、日置市オリジナルの自治会活動を支援する施策や体制の構築が必要だと考えますが、最後に市長にこのことをお尋ねして私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

議員がご指摘のとおり、特に自治会の加入が低下しているのも事実でございます。その中で地域を活性化していくには私は自治会の活動が一番大きなポイントだというふうに思っております。そのような中、個人情報保護の問題も含めまして恐らくそこ辺りのジレンマがあるのは間違いございません。

令和2年度も、自治会連絡協議会の特に役員の皆様方にこのことも十分説明を申し上げ、ご論議もいただきました。結論的にはまだ出ておりませんが、ほかの先進事例も含めて自治会の在り方というもののも一つの原点に戻りましてなるべく自治会加入が促進できるような方策を見いだしていきたいと。さように考えております。

○議長（漆島政人君）

次に、20番、田畑純二君の質問を許可します。

〔20番田畑純二君登壇〕

○20番（田畑純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いまして最高レベルの日置市施政方針を引き出すために2項目の一般質問をいたします。

これが日置市議会議員としての私の最後の一般質問であります。今までの同僚議員の一般質問と重なる部分もありますが、私は私の立場で私なりに別の視点から一般質問いたします。

1 番目、新型コロナウイルスの国内新規感染者数に依然として歯止めがかからない中で、まず本市の農林水産業振興策等について質問します。

その1、コロナ禍での本市の農林水産物の和牛やタイなどの魚類、お茶などの価格や販売量等の状況はどうでしょうか。

2 番目、コロナ禍での本市の商業、工業、地元企業の現状はどうですか。

3 番目、コロナ禍の中でこれまでの国や県の緊急経済対策や本市独自の支援策をどう評価していますか。また、本市でのそれらの効果はどう出ていますか。

4 番目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い方は本市では3月議会で追加提案される予定ですが、市長自身、どのような効果を期待しておりますか。

2 番目、現在、コロナ禍で我が国の出入国に制限がある中での本市の外国人受入れについて。

その1、新型コロナウイルス感染拡大を抑えるため外国との交流自粛が要請されている中で、本市での現在の国籍別外国人居住者数や最近の傾向等、本市の外国人居住者の状況はどうでしょうか。

2 番目、コロナ禍での外国人受入れに対しての本市の現在の課題は何で、それにどう対応していますか。

3 番目、市長は、日置市民と外国人との共生・協働の在り方をどう考え、今後、日置市内での市民と外国人との共生・協働の社会をどう築いていくつもりですか。

4 番目、日吉町の住吉地区公民館の2階に外国人技能訓練施設が設置されましたが、現

在の状況はどうでしょうか。また、地域との共生・協働をどう図っていくつもりですか。

5 番目、日置市職員と市民が外国に関心と興味を持ち、諸外国との交流をより一層図ることで日置市のより一層の活性化と交流人口増や関係人口増加に結びつけていくべきですが、市長の見解と対策を伺います。

以上、申し上げ、誠意あふれ、前向き、積極的、具体的、明確で分かりやすい最高レベルの市長の答弁を期待いたしまして私の日置市議会議員としての最後の1回目の一般質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の本市の農林水産業振興策等についての質問でございます。

本年度の和牛の枝肉価格については、コロナ禍の影響により、過去3年間の平均に対しまして89%で推移しております。一方、出荷頭数は大規模農家の規模拡大により119%と増頭しております。

魚類につきましては、チリメンの不漁により、漁獲量で49%、反面、価格は121%となっております。

お茶につきましては、影響が大きく、販売量では98%でございますが、価格では73%。かなり低相場となっております。

2 番目でございます。

本市の中小企業者等緊急支援給付金など、独自事業における申請状況や融資関係の認定事務件数、事業者への聞き取り状況などからも、幅広い業種におきまして新型コロナウイルス感染症拡大による影響が生じているものと認識しております。

3 番目でございます。

ご指摘のとおり、国や県、また市におきましても様々な施策等を講じているところでございますが、事業の維持や継続を図る上で一助になっているものと考えております。

また、地方創生臨時交付金を活用して、先月、市内直売所5店舗において日置市特産品消費拡大イベントを開催し、市内農林漁業者への経済効果が発揮されたものと認識しております。

4番目でございます。

追加補正予算でも約9割を中小企業者への緊急支援給付金やプレミアム商品券の事業が占めており、第2弾ということで、前回と同様、中小企業者の事業継続支援や消費喚起の効果を見込んでいます。

このほか、学校や公共施設における感染防止対策の予算をお願いしております。児童生徒や施設の利用者の感染防止にも最大限配慮したものとしております。

2番目の、現在、コロナ禍で我が国の入国に制限がある中での本市の外国人受入れについてというご質問でございます。その1でございます。

令和3年2月末の外国人の住民登録状況は343人で、うち男性が204人、女性が139人となっております。なお、前年の同月末と比べますと10人増で、うち男子が12名増、女子が2名減で、大きな変動はありません。

2番目でございます。

コロナ禍での出入国制限が行われている状況では、外国人との交流が行われず、観光面での減収や外国人労働者の確保などの課題があると思っております。市としての対応は難しいところでございますが、引き続き、市のホームページなどで市の魅力を発信していきたいと考えております。

3番目でございます。

特に自治会より外国人のごみ出しの問題等もお聞きしておりますが、暮らしの中でも関係性を持てるよう第5期地区振興計画などで地区自治公民館や自治会等での取組を支援してまいります。

4番目でございます。

現在のところ、外国人の入国規制もあり、住吉地区公民館での活動はしていない状況でございます。地域との共生・協働につきましても、住吉地区の第5期地区振興計画に交流事業等を計画しております。

5番目でございます。

本市は、韓国とマレーシアからの国際交流員を招致し、国際交流員を通じた異文化体験や外国語講座等の実施により市民の国際交流を推進し、国際理解を進めております。

今後においても、インバウンドによる観光や経済交流、また民間レベルの人的交流に発展させていきたいと考えております。

以上で終わります。

○20番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁を頂きましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度や視点からも含めていろんな重点項目に絞って、なお一層、詳しく再質問していきます。

1番目、本市の農林水産業振興策等について。

その1、総括的・総合的な観点からもさらに詳しく突っ込んで質問します。

1番目、本市の農林水産物の和牛、魚類、お茶などの価格や販売量はコロナ禍の中で大きな影響を受けていますが、一日でも早く回復させ、立て直すべきです。そのための施策は今までもいろいろと取っておりますが、これに対する市長の基本的考え方と今後さらに具体的にどう実行していくつもりか、詳細に答えてください。

○市長（宮路高光君）

特に本市におきましては、一次産業、農業、林業、水産業、こういうものを中心的にしたまちでございます。そのような中におきまして、今回、コロナの中におきまして大きく影響しているのも価格について事実でございます。

そういう中におきまして、市といたしましても、特に農協や漁協、また森林組合とも打合せをしながら、特に市内直売所がたくさんございますので、ご協力いただきながら、地元産の消費拡大、これを一番に取り上げて、特に地方創生の交付金などを活用して、今後とも農林業者の所得回復に努めてまいりたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

そういうことを期待いたしまして、2番目、コロナ禍での本市の商業、工業、地元企業の幅広い業種において新型コロナウイルス感染症拡大の影響が生じていますが、国や県の緊急経済対策や本市独自の支援策によって、なお一層、さらに改善して立て直した策を講ずるべきです。

市長の見解と今後のなお一層の具体的立て直し方、方針、方策を伺います。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、今回、3月の補正予算におきまして計上しております。

また、委員会の中でも論議していただきたいというふうに思っておりますので、今回の臨時交付金を含め、また恐らくこのような状況は令和3年度も続くというふうに思っております。

急によくなるわけございませんので、そのようにして、それぞれの基盤といたしますか、農林業をしている皆様方の基盤の支援はやっていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

それから、先ほど答弁があったんですけども、地方創生臨時交付金を活用して、先月、市内直売所5店舗において日置市特産品消費活拡大イベントを開催し、市内農林業者への経済効果が発揮されたと考えているとの答弁でした。

そこで伺います。まず、この経済効果を分

かりやすく具体的に説明してください。

それから、この地方創生臨時交付金をこのほかにも市内農林漁業者の経済効果がもっともっと発揮されるように検討していくつもりはないか、市長にお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、先般、このようにイベントをさせていただき、基本的に、来館者が156%、売上高にしては232%、1日の平均の売上げでございますけど、そのように大変拡大し、行列ができるぐらい、若干、密になったのかなという。そこは心配もしているのも事実でございます。

そのようにして、市といたしましても、地元産の消費拡大、こういうことをいろんな手を使いながらやっていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

これからは今までの質問とは違った別の角度や視点から本市の農林水産業振興策等について伺います。

まず、本市の農林水産業を成長産業にするためには、ますます深刻化する少子高齢化や人口減少の中で本市農林水産業の新たな担い手の確保・育成の強化が必要であることは今さら申すまでもありません。

その辺の本市のより一層の強化策を日置市ではどう図っていくおつもりですか。市長の見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

農林水産業の担い手の確保は、私ども、農業公社を含めまして担い手の確保というのをあらゆる業種の中で進めていかなきゃならないというふうに思っております。今も農業公社で研修している人もおります。

今後もそういうものを定着できるような形の中で、特に次の世代にする農業後継者の確保、これが一番大事であるというふうに認識しております。

○20番（田畑純二君）

それから、先ほども答弁いただいたんですけども、答弁じゃなくて、本市での、今度は、農林水産物の米とか畜産物とか和牛、鶏卵などの輸出の現状はどうでしょうか。

また、本市としては、今後、その輸出拡大策を具体的にどう立案し、本市産の農林水産物を持続的に輸出できる仕組みをどう構築していくつもりか、答えてください。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えいたします。

本市の農林水産物の中で海外への輸出を先駆けるものとしましては、まず和牛とお茶ではないかというふうに認識しております。

和牛につきましては、県域での取組と鹿児島黒牛ということでの取組となりますけれども、お茶につきましては市内全茶工場がA S I A G A Pというものを取得いたしております。全圃場で台湾向けの生産工程を開始することで持続的な輸出を目指しているところでございます。

市としましてもこのような取組を今後も支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○20番（田畑純二君）

それから、今度は六次産業化です。

これから本市の六次産業化などで商品開発や販路拡大をいかに進めていきますか。六次産業化について、農林水産部長、具体的に答弁をお願いします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本市の農林水産物を活用した新たな商品開発や販路開拓につきましては、市内の加工センターや食品関連企業などと連携を図りながら直売所での販売やふるさと納税の返礼品での取組などを推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○20番（田畑純二君）

今度は鹿児島県の事業の中での農林水産物

のことについて伺います。

鹿児島県は、21年度の主な事業の中で、地域の漁業士や漁協と連携し、新米漁業者見守り隊を組織して、漁業の新規就業者を確保・育成し、定着率向上を図るとしています。

本市では、このような事業とどう連携・協力し、本市内での新規就業者を増やしていくつもりでしょうか。お答え願います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本市といたしましても、経験の浅い漁業者に対しましては、地元の漁協と連携を図りながら、市内にいらっしゃいます指導漁業士、それから、青年漁業士様方からの指導・助言の協力を要請することで若い漁業者の経営安定と定着に努めてまいりたいというふうに考えております。

○20番（田畑純二君）

それから、同じ鹿児島県の21年度の事業の中で、稼ぐかごしま材の輸出拡大に向け、海外バイヤーを集めた合同商談会の開催など、企業の販路拡大を支援するとしています。

本市では、このような県のやり方の下、本市産の丸太や製材品の輸出拡大に向けてどう対処していくつもりか、具体策を示してください。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本市でも、現在、森林経営管理制度に取り組んでいるところでございますが、市内の人工林の間伐を進めているところでございます。

その中で、事業を委託されました林業事業者や地元の森林組合等と連携を図りながら海外需要に適応した製材につきましては輸出を促してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○20番（田畑純二君）

今度は森林のことについてお伺いします。

鹿児島県では、県土に占める森林の割合は64%で、本市でも相当広く占めており、森林を通じた地域活性化は今後ますます重要に

なってくると思われます。

3月6日付の南日本新聞には次のような記事がありました。杉丸太の生産量が29年連続日本一の宮崎県は、4月から衛星画像や人工知能（AI）を活用した森林管理をはじめ森林情報を見える化することで山の変化を早期に把握するのが狙いで、違法伐採や対策を強化するとともに自治体の負担軽減につなげていくことを期待しております。我が鹿児島県でもこのような取組を期待し、要望したいと思ひます。

鹿児島県にもこのようにするように市長自らも県に働きかけてほしいと思ひますが、市長はどうお考えでしょうか。お答えください。

それから、本市でも森林バンク等と連携して山を支える取組をますます強化していくべきだと私は考えますが、本市での現状と今後の具体策をお示し下さい。そして、本市での再造林率の現状と今後のその高め方も示して下さい。

○市長（宮路高光君）

特に、森林バンク、いわゆる森林管理制度につきましても本市でも取り組ませていただいております。特に令和3年以降の森林所有者の意向調査を含め、毎年、300ha以上の所有者へ実施していきたいし、また、間伐する人工林の集積も進めてまいります。

本市においても、人工林間伐後の再造林率を50%程度には推移していきたいと思っておりますし、今後、伐採届の受理段階において再造林の重要性を積極的にお願いしていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

ドローン等スマート農業用機械の本市での導入状況はどうでしょうか。石川県輪島市のように本市でもスマート農業を推進するため、国が推奨するスマート農業機械の導入費用を助成するように検討し始めたらどうでしょうか。市長のやる気と見解方針を伺ひます。

○市長（宮路高光君）

特にスマート農業の機械の導入ということで、それぞれの分野におきましてスマート農業を実施していかなきゃならないというふうに思っております。

国の補助事業もたくさんございますので、農家の皆様方と一緒に、ドローンを使ったり、アシストスーツ、そういう園芸におきます近代的な機械を使って、省力化ですか、そういうものも含めながら、今後、進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

今度は漁業のことについて伺ひます。

昨年12月1日に70年ぶりに改正された新漁業法が施行されました。これは、魚を増やし、漁業を成長産業にすることを旨とする法律であります。

世界一を誇った日本の水産業は、今、気候変動や取り過ぎで漁獲量が減少する傾向にあります。

このような状況の中で、本市では、昨年12月1日に施行された新漁業法にどう対応し、本市の漁業をいかにますます成長させ、活性化していくつもりか、お答えください。

○市長（宮路高光君）

今回の漁業改正におきまして、大切な資源管理と水産業の成長産業化を図る目的の中で改正が行われたというふうに思っております。

特に地元の漁業とも十分連携しながら、この制度を含めまして、特に漁業の担い手の育成という部分の中で力を発揮していくようにしてまいりたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

今度は、本市の外国人受入れについて具体的にさらに質問します。

先ほどの答弁では、令和3年2月末の外国人の住民登録状況は343人ということでしたが、国籍別の人員状況と最近数年の国籍別の増減状況をできるだけ詳しくお知らせくだ

さい。

そして、ここに外国人住民国籍別人員調査表という日置市が作ったのを私は入手しました。

この作成日は令和2年9月30日なんですけども、この時点での合計は320人。一番多いのはベトナム人で158名、2番目がインドネシア人で48名、3番目が中国人で24名、4番目がフィリピン人で20名、5番目がアフガニスタン人で13名、6番目がカンボジア人で12名、7番目が韓国で11名と。

合計22の国から成っているんですけども、現時点でのこれらの状況はどうなっているか、詳しくまた知らせてください。

○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）

国籍別の人員状況ということで、令和3年2月末になります。国につきましては議員がおっしゃいました22の国と地域というふうになっております。

登録人数の多い上位5カ国に限りますが、申し上げますと、最も多いのがベトナム173人、それから、インドネシア53人、中国24人、フィリピン19人、アフガニスタン13人というふうになっております。

○20番（田畑純二君）

議長の許可も得てあれしましたけど、日置市では日置市外国人生活ガイドブックというのを作ってございまして、英語と韓国語と中国語とマレー語、この4か国語で、外人に対してのいろんな自治会活動、これは地域づくり課、それから医療については健康保険課、それから家庭ごみについては市民生活課、ごみの分別法や出し方についてとか、それから防災対策とか、それから緊急の場合の交通事故や犯罪被害に遭った場合とか、火事、急病、けがになった場合という、そのことにどう対応していくかということを書いています。

そして、一番最後に「詳しく知りたいこと

や困ったことがあればお気軽に日置市までお問い合わせください」ということで日置市役所総務企画部企画課とありますけども、こういう本を基にして、実際の外国人からの問合せ状況はどうなっているのか。せっかく作ったガイドブックを有効に活用して外国人のためにどうして役立っているのか、そこら辺を具体的に教えてください。

○企画課長（内山良弘君）

今、お示しのありました日置市外国人生活ガイドブックにつきましては、平成28年度に200部を作成してございまして、転入手続の際に配付している状況でございます。

問合せ等につきましては、今のところ、特に聞いておりません、こちらのほうでは。

どのように役立っているかという部分では、外国人の方の自治会活動であったり、医療、家庭ごみの分別やごみの出し方、それから防災対策、緊急時の避難など、そういうような、それぞれの課に所管する対応というような部分で日常生活に役立っているものと考えているところでございます。

○20番（田畑純二君）

先ほどの3番目の答弁では暮らしの中から関係性を持てるように第5期地区振興計画など、地区自治公民館や自治会等での取組を支援していくとのことでした。

これらの取組を待つだけでなく、市自ら、もっと積極的に自治公民館や自治会等に働きかけて市民と外国人との共生・協働社会を本市ではもうちょっと進めて築いていくべきだと私は思います。

これについての市長の見解と今後の積極的なやり方への答弁を求めます。

○市長（宮路高光君）

今後におきましても、特に自治会長さんと一緒にこのことは十分話をさせていただき、外国人の皆様方に自治会に慣れていただく、また、例えば、地域の行事にも参加してほし

い、そういうものを含めて今後とも積極的に市といたしましてはこのことについて進めていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

先ほどの4番目の答弁では住吉地区のことを聞いたんですけども、地域との共生・協働については住吉地区の第5期地区振興計画に交流事業等を計画しているとのことでした。この交流事業等の具体的内容を詳しく知らせてください。

それから、現在のところ、外国人の入国規制もあり、住吉地区公民館での外国人技能訓練施設の活動はしていないということでしたけども、せっかく造った施設ですんで、規制はあるんですけども、一刻も早い有効活用を願うんですけども、これに対して、市長はどう考え、今後、どう対処していくつもりでしょうか。

国と県の施策もあるし、市独自でこうやっていくというのは非常に難しい状況にあるというのは十分分かっていますけども、市長はどういうふうに考えてどう対処されていくか、それをもう一回お聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたとおり、住吉地区を小学校の跡地利用を含めた中でどう今後活用していくのか。

その中で、特に外国人の勉強する場といいますか、そういうものにしたいということで、民間の方々からご要望もございましたので、ある程度、改修もさせていただきました。ですけど、昨年の中におきまして、特にベトナムを含めた中で、こちらのほうに入国できない、そういう部分もありました。

特に住吉地区の振興計画の中にもうたわれているというふうに思っております。今後、コロナのこういう状況を見ながら、そこ辺りも判断して、運営といいますか、そういうものもやっていかなきゃならないというふうに

思っております。

○20番（田畑純二君）

別のことを聞きますけども、さつま町では技能実習生を中心とした市内に住む外国人をますます増やすために多文化共生・協働推進協議会を設置して国籍に関係なく住みやすいまちづくりに向けての推進計画を策定するというようにしています。

互いに交流する風景を当たり前にしていく努力が地域を守るためにも必要かと思われま

す。このさつま町のやっていることに対する市長の見解や方針と、今後、どうしていくつもりか、本市でも多文化共生・協働推進協議会を設置するつもりはないのか、市長の見解をお示しください。

○市長（宮路高光君）

特に、多文化共生推進協議会、こういうものは必要であるというふうに認識しております。

特に、さつま町につきましても、技能実習生を受け入れる体制もできておりますし、私も日置市におきましても、特に農林水産業もですけど、また日置市の企業の方々も実習生を入れたいというのは十分ございますけど、コロナの終息を含めた中で、また国際的にどういう交流ができるのか、そこ辺りもきちっと見極めをしながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

今度は外国人の労働者についてお聞きします。

現在、日本には移民政策はなく、外国人材は移民ではなく労働者でもない技能実習生や留学生という身分で職場を支えています。今後は日本では介護や建設分野は外国人材なしでは成立しないとよく言われております。

市長のこれに対する見解と本市での外国人労働者の確保に対しての今後の方針方策をお

聞かせてください。そして、新市長へはどう引き継いでいくつもりですか。お答えください。

○市長（宮路高光君）

特に、技能実習や留学生、こういう方々を受け入れていかなきゃならないというふうに考えております。

また、次の市長につきましても、その人のいろいろ独自性もあろうかというふうに思っておりますので、今後、事務引継ぎをする中におきましてそういうご要望等は入れていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

今後、本市でも、多様性を認め合った共生社会、誰もが暮らしやすく住み続けたい地域社会の構築をなお一層進めていかなくてはならないと私は考えております。

そのためには住民参加による草の根の活動が重要であります。市長は、本市内でのこのような活動をどのようにして日置市民に促し、日置市内で推進していくつもりでしょうか。市長の見解と今後の方針、方策を詳しく述べてください。そして、新市長にはどのように引き継いでいけますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、コミュニティーといいますか、外国人を含めた中で、コミュニティーにおきましては、地区公民館、自治会、ここと連携していかなきゃならないというふうにきちっと思っております。

次の市長さんがどういう形ですか、またそれぞれの公約があらうかと思っておりますので、そういうものもちゃんと見させていただきながら詰めていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

あと2分の時間となりましたけども、最後に、個人的なことで誠に申し訳ありませんが、言わせていただきたいと思います。

私は、日置市議会議員として、この16年

間、ほとんど毎回、客観的で広い視野の下、大所高所より日置市民の福祉の向上と、日置市をより発展させ、活力ある元気な日置市をつかって日置市民のますます幸福で豊かな生活を実現させるために一般質問をさせていただいてきました。そして、ここ数年は最長老市議会議員として市議会議員活動もさせていただきました。

これまでこのような活動ができたことに対して、これまで私を支えてくださいました関係者の皆様方にこの場をお借りしまして心から厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。立場は変わっても今後ともそれなりに頑張ります。

残念ながら、今回が私の日置市議会議員としての最後の一般質問となります。次回からは、新市長と新行政体制と新体制の日置市議会が日置市政の車の両輪として、ますます有意義に、活発な、そして、建設的に協議・議論して日置市をよりよい方向に導いて日置市のますますの発展につながることを心から祈念いたしまして私の日置市議会議員としての一般質問を終わらせていただきます。

○議長（漆島政人君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

9日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後1時55分散会

第 4 号 (3 月 9 日)

本会議（3月9日）（火曜）

出席議員 20名

1番	欠 員	2番	佐 多 申 至 君
3番	是 枝 みゆきさん	4番	富 迫 克 彦 君
5番	重 留 健 朗 君	6番	福 元 悟 君
7番	山 口 政 夫 君	9番	中 村 尉 司 君
10番	留 盛 浩一郎 君	11番	橋 口 正 人 君
12番	黒 田 澄 子さん	13番	下御領 昭 博 君
14番	山 口 初 美さん	15番	西 蘭 典 子さん
16番	門 松 慶 一 君	17番	坂 口 洋 之 君
18番	並 松 安 文 君	19番	大 園 貴 文 君
20番	田 畑 純 二 君	21番	池 満 涉 君
22番	漆 島 政 人 君		

欠席議員 1名

8番 樹 治 美 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	丸 山 太美雄 君	次長兼議事調査係長	神 余 徹 君
議 事 調 査 係	松 永 真 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮 路 高 光 君	副 市 長	小 園 義 徳 君
教 育 長	奥 善 一 君	総務企画部長兼総務課長	上 秀 人 君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所 浩 君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎 正 吾 君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅 北 浩 一 君	消防本部消防長	柿 内 和 浩 君
東市来支所長	新 村 芳 尚 君	日吉支所長	丸 田 明 浩 君
吹上支所長	江 田 光 和 君	総括監選挙管理委員会事務局長	瀬戸口 亮 君
財政管財課長	東 正 和 君	企 画 課 長	内 山 良 弘 君
地域づくり課長	濱 崎 慎一郎 君	税 務 課 長	松 元 基 浩 君
商工観光課長	久木崎 勇 君	福 祉 課 長	有 村 弘 貴 君
健康保険課長	山 下 和 彦 君	介 護 保 險 課 長	東 浩 文 君
建 設 課 長	田 口 悦 次 君	農地整備課長	東 広 幸 君

上下水道課長 新川光郎君
社会教育課長 横枕広幸君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

おはようございます。一般質問2日目となりました。社民党の自治体議員として市民の命と暮らし、平和と雇用を守る視点で、64回目となります一般質問をいたします。

初めに、新型コロナウイルスの長期化による経済困窮者等への支援策について、5項目、質問いたします。

新型コロナウイルス感染発症から1年が経過しました。収入の減少により、特にどのような市民、ひとり親、失業された方々等、事業者への影響が大きかったと考えますが、本市の考えを伺います。

2つ目です。コロナ禍の中で、医療機関の通院、入院患者の減少により病院経営への影響が指摘されておりますが、地域医療を守るため、本市の医療機関への経営の影響はないのか、伺います。

3つ目です。令和2年度の個人市民税、法人市民税、国民健康保険税の失業や収入減少による納税の猶予、軽減、徴収への影響はどうか、伺います。

4つ目です。社会福祉協議会の緊急小口資金、短期貸付制度等の今年度の利用状況を伺います。

5つ目です。生活保護の相談状況と実際の認定数と認定されなかった理由は何か。また、

親族への扶養照会で申請をためらうようなケースはなかったのか、伺います。

2つ目です。障がいのある方の日置市としての就労支援策について、3項目、お聞きいたします。

1つ目です。障害者優先推進法に基づきます障がい者就労支援施設等からの日置市の物品等の調達の実績の状況はどうか、伺います。

2つ目です。障害者優先推進法についての本市の考えを伺います。

3つ目です。障がい者施設事業者の参入意向を確認しながら、公共施設、建物・公共公園・市道の植栽管理等の清掃管理等はできないか等をお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の新型コロナウイルスの長期化による経済困窮者等への支援策について、その1でございます。

ひとり親世帯の中でも、非正規雇用の方が影響を受けていると思います。また、生活にお困りの方で就労日数の減少、あるいは失業という状況があったと認識しております。

事業者への影響につきましても、本市の独自事業の申請状況や融資関係の認定事務件数などからも、飲食店や観光業も含めて幅広い業種において影響を生じているものと認識しております。

2番目でございます。感染を恐れての治療中断を受診控えなどにより外来患者や入院患者が減ったとの声も聞いており、経営に影響している医療機関はあると認識しております。

3番目でございます。1月末現在の総額で、市税における猶予申請額は76件、6,498万6,000円、国民健康保険税の免除申請額は、1月末現在の総額で41件、562万9,800円、介護保険料の減免申請額は17人、78万8,560円となっております、

本年度は減収となる予定でございます。

4番でございます。日置市社会福祉協議会に確認いたしましたところ、本年2月末現在の実績といたしまして、緊急小口資金が145件、2,795万円、総合支援資金が80件、4,300万円、そのほか、その延長が23件、1,215万円、合計248件、8,310万円でございます。

5番目でございます。本年度2月末時点の生活保護の相談は96件で、うち認定は49件でございます。残り全てが却下となったわけでもなく、申請書の受理後の審査で可否を決定するため、相談で止まる方も一定数おり、認定されなかったケースは、認定水準以上の収入が認められる場合などでございます。ご指摘のとおり、親族への扶養照会が申請の支障となるケースもあります。

2番目の障がいのある方の日置市としての就労支援策についてという、その1でございます。本市における物品等の調達の実績といたしましては、取引物品の変動などにより、平成28年度の165万9,000円をピークに減少傾向にあり、令和元年度は98万8,000円ございました。

2番目でございます。障害者優先推進法は、障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、その物品等に対する需要の増進を図ることによって、障がい者の自立を促進しようというものであると認識しております。本市におきましても、法の目的に沿って、毎年度物品調達方針を定め、自立の一助となるよう取り組んでいるところでございます。

3番目でございます。現在、植栽管理のうち、雑草等の比較的軽易なものについては、シルバー人材センターに委託しており、それ以外は、安全面などに配慮し、造園業者に委託しております。法によっては、障がい者就労施設への受注機会の増大を図るための措置義務が定められていることは承知しておりま

す。同様にシルバー人材センターにおきましても、高齢者雇用安定法による就労機会を確保する責務が課されておりますので、現在委託している公共施設の管理等に対し、障がい者施設事業者の新規の参入は難しいと考えております。

以上で終わります。

○17番（坂口洋之君）

市長に1回目のご答弁を頂いたところでございます。この新型コロナに係る質問につきましては、昨年3月議会でも質問をいたしました。通告の時点では、新型コロナについてはまだそう大きな影響はなかったんですけども、通告後に急遽大きく新型コロナが日本全体の大きな課題となって、この問題についても、もう間もなく1年が経過しようとしております。

そういった中で、今後、国もワクチン接種が始まっておりますので、少なくともこのワクチンが国民に行き渡らなければならないそういった状況があれば、しばらくはこの状態が続くのではないかと非常に私も危惧しているところでございます。

そういった中で、日置市の企業、事業者への影響について、先ほどご答弁を頂いたところでございますけれども、本市におきましても、各企業がいろんな影響を受けております。そういった中で、本市の影響につきまして、先ほどご答弁を頂いたところでございますけれども、来年度の本市の景気回復の見通しを伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

令和3年度の景気の見通しということでございますけど、基本的には、まだこのコロナの収束を含めて大変厳しい状況であるというふうに思っております。令和3年度いっぱいにおきまして、特に飲食業、観光業、こういうところにおきましては、大きな打撃が被るというふうに感じておりまして、市内におき

ますそれぞれの業者におきましても、減収していく可能性があるというふうに認識しております。

○17番（坂口洋之君）

この1年間の実態を見ても、昨年は、東市来町の宿泊施設が閉館し、そして5月には、伊集院町の遊戯場が閉鎖になっています。併せて日置市内の民間事業者で一番大きい時計をつくる部品工場があるんですけれども、そこも早期退職ということで、調べてみますと、会社全体が従業員の方が3,000人ぐらい、グループ会社も含めていらっしゃるんですけれども、早期退職を募りまして、この日置市で一番大きいと言われる民間事業者の中でも、従業員3,000人のうち、632人の方が早期退職をされているということで、なかなか数字には判断できないんですけれども、やっぱり地域経済と雇用が縮小していくのを非常に強く感じているところでございます。そういった中で、やっぱり日置市の場合は、地元の中小企業が元気でなければ、地域が活性化しないと思います。

今回の3月議会の追加補正の中で、中小企業の支援策として、中小企業向け専門家支援相談窓口事業について予算が計上されております。その内容を見ますと、煩雑化する提出書類の申請支援、事業継続に向けた専門家の支援等の内容でございます。コロナ禍で厳しい経営環境の中で、今後も事業継続を引き続き支援する必要があると感じております。地元企業の活性化につながると私は感じております。

また、地元企業の中で、特に通信販売などのネット社会への対応の必要性も感じておりますけれども、具体的にこの中小企業向け専門家支援窓口事業について、この予算を計上するに当たり、具体的にどのような期待をしているのか、伺いたいと思います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

本事業の目的でございますけれども、国・県等への申請書類の支援に加えて、新しい経営・販売戦略、それから新商品の開発、財務診断、それとインターネットを活用した販売手法の導入など、今後の経営はもちろんのことなんですけれども、中小企業者の皆様の様々な相談に対して、各専門家を派遣して問題の解決を図ろうという制度ということになっております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、経営状況や環境等も変化しておりますので、その中で、本事業を活用していただくことで、事業継続につながる支援になればと期待しているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

こういった専門家の方々をやっぱり職員として雇用されて、中小企業に派遣をしながら、よりコロナ禍の中での経営指導をしっかり務めていく、そのことが地元企業の活性化につながるかと思っておりますので、その事業についても、今後とも期待したいと思っております。

併せて、今回のコロナによってみますと、若い世代の地元志向が高まったと言われております。高校生、大学生の県内への就職の割合が増えたとか、高校生が県内の大学に進学するような、そういったケースも増えてきているというそういった状況があります。

今回、コロナにより、昨年の鹿児島県の県外への転出超過が3割減少。鹿児島市は久しぶりに、県外への転出よりも、県外からの転入が上回ったと言われております。

今年の大学受験も県内の大学への指向が強まり、高校生、大学生の県内就職の希望が増えました。コロナ禍により東京、都市部一極集中が、やや改善されると思われれます。地方回帰が進んでおります。今年度の本市の移住・定住、また県外からの地元就職への問合せの状況は、どうであったのか、伺いたいと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

今年度の移住・定住の状況についてということですが、移住・定住の補助金など、市の支援制度を活用した人数は、合計85人というふうになっております。

本市の移住・定住の傾向といたしましては、例年県内市町村からの転入がほとんどですが、今年度については、県外からの転入が、本課補助事業等を活用した方が14名というふうになっております。平成30年度は4名、令和元年度は12名ということで、徐々に増えてきているというふうに認識しております。

問合せにつきましては、空き家バンクの問合せを中心に、県外の方からの問合せが明らかに増えているというふうに思っております。なお、県外からの地元就職への問合せは、特にございません。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

全国的な傾向で、今までの一極集中がやや改善されまして、人口が増え続けている東京都さえも、人口はやや減少傾向になったということで、日置市もいろんな様々な形で移住・定住の支援を取り組んでおりますので、特に今後もこういった形で取り組んでいただければと思います。

併せて、やはり人口減少を抑制する中での強化、来年度は一層の住宅、移住・定住への取組が待たれます。日置市も、鹿児島市の連携中枢都市圏で、始良市、鹿児島市、いちき串木野市と連携強化をされておりますけれども、さらにこの4都市圏での——4自治体との連携中枢都市の強化をしながら、移住・定住に取り組んでいただきたいと思いますけれども、市長に、このことについての考えを伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特にかごしま連携中枢都市、始良、鹿児島

市、日置市、いちき串木野市、この4市でございまして、今も定期的にそれぞれを交流させておまして、現在29の事業により、圏域内のそれぞれのサービスを一緒にやっという部分で取組をさせていただいております。

今後、この人口減少とする中において、やはり転入していただける方々を少しでも呼んでいかなきゃならない。さっき地域づくり課長が話を述べましたとおり、移住・定住の状況におきましても、また新たな政策をしながら、来年以降、少しでも日置市に人が集まっていたらいいような政策をしていきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

日置市もネット環境の光通信についても整備されつつありますので、ぜひこのコロナのピンチをチャンスという形で踏まえて取り組んでいただければと思います。

次に、市民への生活への影響ということで、先ほどご答弁を頂いたところでございます。特にひとり親世帯の方、非正規雇用の方々の雇用が影響があると言われております。地域を回っても、なかなかこう就労がうまくいっていないというそういった市民の方からも相談を受けてきております。なかなか数字が現れませんので行政としても把握しづらい状況があります。

そういった中で、特にひとり親世帯の方につきましては、本市においても女性の方を中心にいらっしゃるようでございますけれども、コロナ禍の中で、これまでの本市において、特にひとり親世帯の経済的な支援、就労、資格等の相談の状況、また傾向はどうか、伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

感染症対策としての経済的な支援といたしまして、ひとり親世帯の臨時特別給付金の給付を行ったところでございます。その申請の

際も含めまして、ご相談というのは、あまり具体的なものはなかったと認識しております。高等職業訓練の促進給付金や母子寡婦福祉資金のご相談はありますけれども、通常のご相談でございまして、感染症を背景とした就労ですとか、資格を取得をしたいという新たな相談は特になかったというふうに認識をいたしております。

○17番（坂口洋之君）

併せて、ひとり親世帯の臨時特別給付金が、これまで2回支給されております。対象世帯の申請の状況はどうなのか。また、感染症の影響により収入が減少した家計急変世帯においては、追加給付がなされております。家計急変世帯の家計の状況はどうなのか。また、特に家計急変世帯の追加支給に当たりまして、家計急変の収入の減少については、自治体として把握する必要があると思っておりますけれども、急変世帯の状況等、また原因等、差し障りのない範囲でお答え願いたいと思っております。

○福祉課長（有村弘貴君）

ご指摘いただきました給付金につきましては、子育てとお仕事を一人で担う低所得のひとり親の世帯を支援するために給付をされておりますが、市といたしましては、その趣旨に鑑み、できるだけ早くお届けできるよう事務に取り組んだところでございます。

その結果、児童扶養手当の受給世帯がまずメインの対象となりますが、その方々は100%取られております。児童扶養手当に該当しない遺族年金等の公的年金を受けておられる方が、およそ半分申請をされております。そして、それ以外の所得基準の若干高い方で、児童扶養手当をもらえない家計急変の方につきましては、全体の15%ほどが申請をして受給をされているという状況にございます。

具体的な効果ということでございますけれども、具体的なものにつきまして個別に把握

はできておりませんが、年末年始、私どもが交代で窓口に入っておりますけれども、そのとき、それから現在も含めて、日常におきましても緊急的に経済的に疲弊をして困っているというご相談は直接は受けていないので、その効果の一つだというふうに考えているところでございます。

それから、追加給付についてでございますけれども、追加給付を申請をされる世帯というのは、国の方針によりまして、申請者本人が収入が大きく減少したということを申し立てることとされておまして、所得状況の確認は、簡易に行って支給をするようにということでございましたので、詳細は把握はできておりません。

ただ、急変をした理由ということでございますけれども、多かったのが、休校に伴って親御さんがお仕事に行くことができなかったこと、それからお勤め先の飲食店が休業をされたということ、それからご自身がお子さんのことを含めて感染リスクを高めたくないということで、お仕事に行かなくて収入が減ったというようなことが主なものだというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

この事業について、福祉課として、しっかりと形で把握されていることに評価をしたいと思っております。

そういった中で、やはりひとり親世帯の方々の支援というのは、継続していく必要があるかなと私も感じております。そういった中で、昨日の一般質問の同僚議員の中で、来年度におきましては、LINE、SNSなどを活用した相談支援ということを取り組むというご答弁を頂いたところなんですけれども、具体的にどういった形で取り組んでいく考えなのか。

先般、私もホームページ等を見ましても、県内でもこういったひとり親世帯などの方々

のSNS、LINEの支援というのは、そう
ないと思いますけれども、市としての今後の
方向性と考え方を伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

SNSの活用は、生きづらさを抱える方々
に対する相談の行政の入り口として、大変有
効な手段であるというふうに考えております。
ひとり親の方々はもちろんですけれども、多
様な悩み事を幅広く受け止められる体制の構
築ということについて、先進県の事例などを
参考にしながら研究を進めてまいりたいと考
えております。

○17番（坂口洋之君）

私、ホームページにも、鹿児島市もこうい
った取組をされていなかったと理解しており
ますけれども、やっぱり県内でも先進的な取
組になると私は理解しておりますので、今後
ともこの事業については、ひとり親世帯の
方々のやっぱり気軽に相談できることと同時
に、様々な事業についても情報発信に努めて
いただければと思っております。

次に、医療機関の影響について再度伺いた
いと思っております。

医療機関につきましては、先ほどのご答弁
の中で、外来患者や入院患者が減ったとの声
を聞いていると、経営に影響している医療機
関はあると認識しているというそういったご
答弁がありました。

市長にちょっと伺いたいと思いますけれど
も、市長もやっぱり従前から医師会とか、医
療機関の方々から様々なご意見を聞いている
と思いますけれども、この1年間、特に医療
機関への影響はどうだったと理解しているの
か、伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この3密というものもございま
して、患者さんにおきまして、その病院の
ほうに足を運ばなかったという部分もあった
ようございまして、今後におきまして、

やはりこの3密が密にならない形の対策も取
りながら、また医療機関としてもやっていか
なきゃならないというふうに思っております
けど、大変こういう経営的に大変苦しいとい
う部分はあったというふうに思っております。

幸いにいたしまして、私ども日置市の中で、
コロナの患者を受け入れる病院といいますか、
それはないわけございまして、どうしても
鹿児島市のほうに頼ってしまう。そういう部
分の中では、ある程度普通の外来、また入院
の患者は診ていらっしゃるというふうには認
識しております。

○17番（坂口洋之君）

一方では、人口減少で、医療機関そのもの
の入院患者の方々がずっと減少し続けた中で、
今回のコロナということで、医療機関も経営
がかなり厳しいという声もお聞きしておりま
すので、今後とも基本的には医療報酬などは
国が決めることで、市がどうこうとも言えま
せんけれども、やっぱりそういった問題につ
いても、自治体としてしっかりとした形で注
視していただければと思っております。

次に、本市の令和2年度の市税の状況につ
いて再度伺いたいと思います。

昨日も、同僚議員からも質問等がありまし
たけれども、令和2年度におきます個人市民
税、法人市民税、国民健康保険税の収納率の
状況はどうなのか。元年度と比較してどうな
のか、特に影響はなかったのか、伺いたい
と思います。

○税務課長（松元基浩君）

令和3年1月現在の徴収率でございしますが、
個人市民税80.36%、昨年度と比較いた
しまして、プラス0.01%、法人市民税
103.73%、マイナス6.95%、国民健
康保険税62.73%、昨年と比較しまして
1.01%増えているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

次に、社会福祉協議会の貸付制度について

伺いたいと思っております。

社協の貸付制度は、低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。緊急小口が原則で10万円、特例で20万円、総合貸付事業で失業した場合は、30万円の3か月が貸し付けられ、無利子、保証人となっております。

そういった中で、コロナにより、この制度の貸付け利用が増加が指摘されておりますが、前年度と比較して利用実績の状況はどうか。民生委員を通して、各市町村の社協を通して、県の社会福祉協議会で審査、支給が決定されますけれども、特に支給対象者は若い方が多いのか、高齢者が多いのか、傾向を伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

市の社会福祉協議会によりますと、昨年度の貸付けの実績ということで言いますと、5件というふうに伺っております。この5件につきましては、ほとんど生活保護世帯の方が、エアコンの購入費等に充てるために借入れをされているというのが、主なものということでございました。

今年度につきましては、生活困窮者の自立支援センターというのが、福祉課の福祉事務所のところがございますけれども、その相談実績で申請状況を見ていきますと、年齢的な特徴は、あまりございませんで、20代から70代までの幅広い年齢の方がこの制度を利用して貸付けを受けておられまして、そのほとんどの方が自営業者の方々という実態でございます。

○17番（坂口洋之君）

今の全国的に見ても、この貸付制度の申請が非常に大きくなっております。

併せて、これはあくまでも公金です。借りたものは当然ながら返すのが原則でございます。しかし、コロナ貸付制度については、い

ろんな形の特例制度等がありますけれども、貸付金制度の現在の返済の状況と、非課税世帯や収入が回復しなかった場合の特例免除の考え方について、本市の考えを伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

先ほど申し上げました昨年度の貸付金につきましては、保護費のほうから代理納付という形でお返しをしておきますので、確実に返済がされている状況にあるというふうに考えております。

今回の特例貸付けにつきましては、据置期間が令和4年の3月末まで今回延長をされておりますし、所得の減少が続く住民税の非課税世帯の償還の免除も現在うたわれておりますけれども、その取扱いについて、まだ詳細なことがこちらのほうに伝わっておりませんので、またそれが明らかになり次第、社会福祉協議会と協議をしながら、貸付けのほうの啓発にまた向かっていきたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

制度の当然ながら周知についても、自治体で取り組むべきなんですけれども、当然公金ですので、今後とも公金の在り方、適正な利用についても努めていただければと思っております。

次に、生活保護について再度伺いたいと思っております。

昨年、生活保護については、これまでの同僚議員の答弁のとおり、そう大きく変わってはいないのではないかと思っております。本市においても、コロナによる生活保護に陥るケースは、そう多くないと思います。しかし、一方では、生活保護基準に陥っていないが、収入が大きく減少した市民の方もかなりいらっしゃるのではないかと思っております。なかなか把握しづらい状況があります。

先般、県議会の中で、生活困窮者自立支援

制度等の活用ニーズが高まるという、県議会
でのご答弁がありました。4月から12月ま
でで県内の福祉事務所で把握した数字が
6,700件ということで、昨年度と比べて
3倍に増えてきております。本市におきます
生活保護には至らないんですけれども、生活
困窮者自立支援などの相談の状況はどうだっ
たのか、伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

2月現在の本市の生活困窮者自立支援相談
に関する相談は、100件でございますが、
令和元年度は、1年間で54件となっておりますので、本市といたしましては、およそ
2倍の相談件数になっている状況ということが
言えるかと思えます。

この相談がセーフティネットとして大きな
役割を持っているという観点から、社会福祉
協議会と連携をいたしまして、今後も啓発や
相談体制の整備を強化してまいりたいと考
えております。

○17番（坂口洋之君）

納税相談の経済的な理由で相談される方も
増え続けてきております。なかなか景気回復
が、しばらくはまだ回復基調が難しいと思
いますので、引き続き、この生活困窮者自立支
援制度も併せて、生活保護に至る前のセーフ
ティネットですので、今後とも周知啓発に努
めていただければと思っております。

そういった中で、今回私は特に生活保護の
ことにつきましては、2月26日から、厚生
労働省から生活保護の申請要件の見直しの通
知が各自治体に送付されております。本市の
今後の通知を見ますと、申請時の親族等の扶
養照会、収入要件での転居免除の通知でご
ざいます。こういった通知内容を踏まえて、本
市の通達後の生活保護行政の本市の考え方を
伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

扶養認定のための扶養照会につきましては、

要保護者の自立を阻害することがないように、
今回、国が提示をいたしました扶養義務履行
が期待できないものの判断基準というものが
出ましたので、それを基に対応してまいりた
いと考えております。

また、住宅扶助基準に基づく転居指導にお
きましては、ケース診断会議において、世帯
の自立につながり、感染症が終息した後にお
いても最低生活が維持できる旨判断をされれ
ば、留保してまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

今回、私も4期目、最後の一般質問になり
ました。コロナの影響の長期化というのは、
引き続き市としても注視していただけたらと
思っております。

次に、障がいのある方の日置市としての就
労支援策について再度お伺いいたします。

この法律は、平成25年4月より、障害者
優先調達推進法がスタートしました。各自治
体が物品を調達する際、優先的、積極的に購
入する制度でございます。

令和2年度におけます日置市障がい者施設
等からの物品等の調達推進方針のまず考えを
伺います。調達物品等の内容と、市役所、学
校、地区公民館等の公的施設への調達推進の
状況はどうか、伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

本市の調達推進方針につきましては、推進
法第9条に基づきまして、施設等で就労する
障がい者の経済的自立に資するために、その
調達の目標として定めているところでござ
います。全職員と地区公民館職員に対しまして
協力の依頼を行いまして、市のホームページ
等でも、ご紹介をしているところでござ
います。

○17番（坂口洋之君）

市のホームページ等も掲載されております
けれども、2年度の目標額は150万円とい
う数字が出ておりますけれども、この

150万円という数字は、こういった目標額、また積算なのか、伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

先ほど述べました調達方針の作成を含めまして、日置市障害者自立支援協議会の中にあります就労支援部会と市の福祉課とで共同で作成をしております、その中で各施設が納品可能な物品や役務を確定をしております。また、目標額も同様に各施設と合意をして、当該年度の努力目標として設定しているものでございます。

○17番（坂口洋之君）

各施設から購入されてきておりますけれども、施設物品を購入するに当たっての情報の各施設の共有化というのは、どういうふうにされているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

先ほど申し上げました自立支援協議会の就労支援部会等を通じて、共有化を図っているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

今後とも各自治体の取組なども参考にしながら、目標額に定めた形で購入をしていただければと思っております。併せて最後に、この公的施設の障がい者施設の清掃とか、維持管理につきまして、市の先ほどの答弁の中では、現時点ではシルバー人材センター等もありますので参入は難しいということなんですけれども、今後、公的施設等が新たな形で参入できた場合に、障がい者施設の方々と意見を聞きながら、こういった範囲でできるか分かりませんが、新たな形で障がい者の雇用を増やすという日置市の取組ということで、そういった新規参入などもできないのか、再度お伺いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

ただいま議員からご指摘がございましたよ

うに、新たに市として管理すべき公共的な施設が発生した時点での参入を検討してまいりたいと考えております。

○議長（漆島政人君）

次に、15番、西園典子さんの質問を許可します。

〔15番西園典子さん登壇〕

○15番（西園典子さん）

今回の一般質問、多くの方々がコロナ対策について質問をしておられます。コロナ禍において、私たちは今まで見えなかった社会の矛盾、また真実の姿も見えてきたようでもあります。コロナ禍は、多くの命や生活を脅かし、将来像や夢を打ち砕そうとする反面、株価に一気に高値をつけたり、大もうけの会社が出るなどの矛盾というものも見せつけるという社会や世界の複雑さまでも感じます。

そうした世界の中の一員、そしてその潮流に逆らって生きていけない現実の中にあって、いかに命や生活を守り、希望を育ていけるかという課題を私たちに突きつけられておると感じております。そして、確実に言えることは、弱いところに幸せが来るということも、またコロナにかかわらず、地球規模において課題を今後どのようなふうに突きつけてくるかという問題もあります。

そういうことに関しまして、全ての自治体、企業、一人一人に至るまで行動を起こし、持続可能な社会づくりに努めないと、未来は築けないというSDGsの目標の一つが求められているその男女共同参画について、まずご質問いたします。

1番、日置市の男女共同参画推進についてお尋ねします。

東京五輪・パラリンピック組織委員会の森喜朗前会長の女性蔑視発言は、国内はもちろん世界中に大きな世論を巻き起こしました。これは、日本がジェンダー平等や多様性尊重に疎いという現状を、改めて内外共に知らし

めてしまったということでもあります。

今後、喫緊の課題として進展していく社会づくりに向けて、現状の見直し、改善が必要であると、我が国に、自治体に、私たち女性に社会にも突きつけられていると思っております。

そこで、お尋ねをいたします。

1番、日置市男女共同参画推進計画や条例を制定し、また、女性センターも設置して、計画に沿ったことを実施していただけておりますが、進捗状況はどうか伺います。

2番、先日、審議会が開かれまして、第2次日置市男女共同参画基本計画の報告がなされました。重点目標7項目ごとの分析など、検証がなされております。

そこで、それぞれどのように評価し、課題を見つけ、それに対する対策などが考えておられるのかを伺います。

3番、生活に最も関連がある、それぞれが参加する機会の多い、自助・共助といわれる身近な地域のコミュニティ、地区公民館、自治公民館などにおいて、より一層の女性の視点が必要と思われませんが、現状と課題を伺います。

4番、政策決定に係る管理職の女性割合が低く、本市におきましても、部課長30人中1人という現状であります。その理由と対策を伺います。

5番、職員採用と登用の基本的考え方と女性の状況、対策を伺います。

6番、縦割り行政で、横の連携が問題視されることがしばしばです。男女共同参画推進事業は、縦割り行政に横串を刺して、行政を円滑にすると言われますが、本市の状況と課題、対策を伺います。

2番、湯之元地区土地区画整理事業についてであります。この事業の対象地区は、既に完成した田之湯地区土地区画整理事業の東側、鉄道敷地から南側の部分の約43.1haを示

します。

国道を挟んで北側約25.5haを第一地区、南側19haを第二地区として、国道の北側を湯之元第一地区土地区画整理事業として、第一地区を先行して施行期間を平成25として今日に至っております。

第一地区事業にも、事業の大幅に遅れておりますが、南側の第二地区は、古い木造家屋の密集と、狭い路地や、里道も多く、車の離合もままならず、救急車、消防車の通行項はもちろん、災害時などには大きな被害がでるのではと、大変危惧しております。

1番、現在の進捗状況と今後の見通しを伺います。

2番、南側の街整備について、これまで事業を進めてきた市長として、次の市長にどのように託したいと思っておいでかを伺います。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、日置市の男女共同参画推進について、その1でございます。

本市では、平成20年3月に策定されました、日置市男女共同参画基本計画に基づき施策や取組を進め、平成30年4月から第2次日置市男女共同参画基本計画の具体的な施策を取り組んでいます。

この計画に定める具体的施策の、令和元年度の実施状況では、103の実施事業に取り組み、評価したところ、8事業、7%が、もう少し、またはまだ配慮が不十分という結果でございました。

2番目でございます。

重点目標7項目のうち、課題として、男女共同参画の形成に向けた教育・学習と、地域コミュニティにおける男女共同参画の推進が進んでいないことが挙げられます。

出前講座等の開設や、自治会活動研修の各種会合等の機会を捉え、継続して意識啓発の推進を図ることが必要であると考えておりま

す。

3 番目でございます。

現在、26 地区公民館中、館長は 0、支援員が 5 名、76 自治会中、自治会長 3 名が女性であり、女性を中心とした部会等はあるものの、女性の視点から生かしきれない課題もあると認識しております。

4 番目でございます。

管理職については、係長、課長補佐の各役職を経て登用されますが、これらの役職の女性職員の割合が少ないことが要因と考えております。今後も、女性職員の活躍の推進に関する、特定事業主行動計画の取組内容を実践しながら、女性管理職の育成・登用に努めてまいりたいと考えております。

5 番目でございます。

職員採用は、成績主義の原則から、性別等に関わらない競争試験の結果を基に行っております。

女性の割合は少ないですが、組織全体での継続的な女性職員の活躍を推進するためにも、計画に掲げてある取組内容を引き続き実践してまいりたいと考えております。

6 番目でございます。

第 6 次日置市男女共同参画基本計画を推進するため、平成 30 年 6 月に日置市男女共同参画ワーキンググループ設置規定の見直しを行い、庁内全課による、横断的な推進対策を構築しました。

各課から推薦されたワーキンググループ員の研修等、意識啓発を継続的に実施しながら、全庁的に男女共同参画の視点について理解を浸透させていくことが必要であると考えております。

2 番目の、湯之元土地区画整理事業について、その 1 でございます。

国道 3 号線の北側の湯之元第一地区の令和元年度末工事進捗率は、52.09%となっております。

今後につきましても、関係地権者の協力と審議会の助言をいただきながら、事業計画に基づき進めており、令和 14 年度までに工事の完了をする予定でございます。

2 番目でございます。

国道 3 号の南側については、道路状況を考えますと、市街地整備が必要を認識しております。具体的な計画は、今後、湯之元第一地区の進捗を見ながら検討する必要があると考えております。

以上で終わります。

○15 番（西園典子さん）

1 番と 2 番のほうは、一緒にお尋ねしたいと思います。

先日開かれました、男女共同参画審議会におきます、重点目標 7 項目につきまして、もっと努力しなければならないと、もう少し不十分という結果もあったということでございますが、再度詳しく、その評価や課題、対策などをお尋ねしたいと思います。

○企画課長（内山良弘君）

審議会で出されました、重点目標の 7 項目につきまして、それぞれの課題、それから対策という部分で、少し説明いたしたいと思っております。

重点目標 1 としまして、男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進につきましては、行政出前講座等の申請が少ないという部分。

それから、重点目標の 2、女性活躍推進計画の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大につきましては、市の各審議会等や自治会役員等における女性の登用が進んでいないというような状況。

それから、重点目標の 3、女性活躍推進計画の 2 の、男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備促進につきましては、男性の子育てへの参画促進、育児・介護休暇取得が促進されていない状況であると。

それから、重点目標の4、男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶につきましては、配偶者暴力相談支援センターの相談体制の充実と関係機関の連携強化が挙げられます。

それから、重点目標の5、生涯を通じた男女の健康支援につきましては、性と生殖に関する健康と権利というような概念を普及啓発を図ることが示されました。

重点目標の6、生活上の困難を抱えやすい女性等が安心して暮らせる環境の整備につきましては、高齢者や障がい者等を対象とした事業実施の際に、男女共同参画の視点で、個人ニーズに配慮した支援を行うこと。

それから、重点目標の7、地域コミュニティにおける、男女共同参画の推進につきましては、重点目標の2と同様でございます。自治会役員等における女性の登用、それから地域における方針決定過程への女性の参画が進んでいないと。

これらのことが、重点目標の別の課題ということになっておりまして、これらの課題を解決していくとしまして、やはり性別役割分担意識を変えていくということが重要でございます。男女共同参画に対する理解促進を図る、それから、機会を捉えて情報発信に努める。それから、引き続き関係各課と連携を図っていききたいと、このようなことにまとめたいところでございます。

○15番（西園典子さん）

今のところで、教育に対しまして、やはりもっと必要であるというお答えもあったようでございます。そして、また、やはり出前講座とかそういうことの啓発という部分の必要であり、年代を通してのそういう推進が必要であるというふうにも承った思いがします。

そこで、教育長にお尋ねしたいと思います。

教育は最も大きな役割を果たすと思っております。時代を担う子どもたちのために、それぞれが能力を発揮できるような教育を、そ

ういう思いで男女共同参画のこの結果も含めまして、教育長の率直な思いとご意見を伺いたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

ただいまご指摘をいただきましたように、この男女共同参画社会の実現において、学校教育及び社会教育の果たす役割というのは、非常に大きいというふうに思っております。

学校におきましては、当然、男女力を合わせて、住みよい社会をつくっていくために必要な資質、能力を養っていくために、あらゆる教育活動をとおして推進をしていかなければならないというふうに思っておりまして、社会教育におきましては、特に子育ての部分について、男性の参加が少ないというのが、先ほどの審議会の結果でも出ているようでございます。そういった面を重点的に、今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○15番（西園典子さん）

お答えいただきましたけれど、また、子どもたちの生涯を通じた健康で、また幸せな人生をおくる、そういうことを学ぶために、命の大切さ、またそれから、性教育、そう分野もなかなか難しいようでございますけれども、メディア、そして、SNSなど、いろいろな被害があつたりする中で、教育の分野での性教育のことなどについてお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

学校教育におきましては、児童生徒の指導をはじめ、誰もが相談しやすい環境づくりなどに努めております。

今、議員のお話しにもありましたが、性教育につきましては、保健体育、理科、また、特別活動の時間を使いまして、児童生徒の成長段階に応じて、体の発育や、心の成長、異性への思いやり、また、異性を思いやる気持ち、尊重する気持ち、さらには、性情報への

対処、性被害の防止、といったことについて、学習をしてきているところであります。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（奥善一君）

先ほど私が申し上げた中で、少し確認をさせていただきたいと思います。「子育てに関する父親の」ということを申し上げましたけれども、子育てに関する教育の場への男性の参加が少ないということでございました。訂正をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○15番（西園典子さん）

先ほど性教育のことについてもお答え頂きましたけれども、先日やはり新聞記事の中で、皆さん御存じかと思いますが、女子高校生がショッピングモールのトイレで子どもを産んでしまって、産み落としてしまって死なせてしまった。そして逮捕されたというような事件もあつたりします。

また、そのほかにも若い子どもが、そういうようなことを分からないままで被害を受けるということなども、新聞いろいろと記事などにも載っておりますし、また、知っている子どもたちやら、大人になってからも、それを引きずって生きているという女性の姿もまた、男性の子ども時代の思い出など、そういうのも見聞きしたりしております。

やはり弱い立場、知識のない状況の中で、そういう被害というのは起こったりするわけでごさいます、そういうところにやはり具体的な、こういうことは悪いんだと。こういうことはしてはならないんだ、されてはなら

ないんだと、そういうような指導というものが、やはり教育の現場でも必要ではないかと思っておりますが、そののところが具体的に、どんな努力をしていらっしゃるのか、分かる範囲でお伝え頂けたらと思います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

先ほども述べましたけれども、性教育の時間に、具体例も挙げながら指導していただいているところではありますけれども、併せて小学校も中学校も道德の時間がありますので、道德の時間に様々な事象を基に、自分なりの考えを持ち、そして友達の考えと交流しながら議論していく。そういうところで、いろんなものの考え方、多様性があることを知り、そして同時に、物事に正しく対応する力について学習をしてきているところです。

○15番（西園典子さん）

やはり人が人として生きていく上につきまして、やはり人生を左右する、幼いときからの、そういう思いというものは一生涯消えないというので苦しんでいる方々、たくさんいらっしゃいます。やはりそういうところをきっちり教育していくという必要性ということも、また重ねて申し上げておきたいと思います。

それから、自治公民館活動、自治活動につきまして、なかなかもう少しというようなところもおありにあるというふうに聞きました。

昨日の質問の中で、自治会加入率の低下についての質問がありました。自治会加入率が促進できるようにということの中で、市長が、やはり活動の在り方が重要であるというふうにお答えがありました。私も、全く同感であります。やはり活動が身近な自分たちの問題と即して、そして自分たちが望むような活動に、また活動、それから方向性というものが、そういうものであるかどうかということで、やはり加入率というものも影響するのではないかという思いの、市長のお答えじゃなかったかと思っております。

そうしたときに、そういうところに住民の半分は女性であります。そのところが、決定をしていく役員を含めて、また住民の参加の姿勢というところにおいて、男女共同、みんなで地域を盛り上げようというところを、いかにして盛り上げていくかというのは、また行政の指導の在り方、啓発の在り方というのに関わってくるのではないかと思います。出前講座や、そういうような視点というものが欠けているというような、今のあれでもあったように思いますが、その辺のところについての努力というものは、どうお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

現状は、議員の述べられたとおり、様々な場面で固定的な性別の役割分担意識が、いまだ根強く残っている現状があるのかなというふうに認識をしております。なかなか参画という面では、進んでいっていない現状もあるというふうに思っております。

地域づくり課といたしましては、地区公民館の各種会議や自治会長会の研修会、さらには地域へ出向いて各自治会への出前講座等、企画課担当部署とも連携をして、男女共同参画の研修を進めていきたいと、裾野を広げていきたいというふうに考えているところでございます。

○15番（西園典子さん）

研修を続けていきたいと。積極的に住民の方々は、そんなのはもうちょっとしたくないと思われるかもしれませんが、住民の半分は女性であると。そして、子どもたちも含めて、高齢者も含めて、どんな人も一人一人が生かされて、地域で幸せに生きていけるよというふうになれば、いろんな人の意見を反映させる必要があると。そういう意味で、やはりこういう啓発や出前講座を積極的に取り入れるよというふうなご指導も頂きたいというふうに思っております。

次に、4番、5番についてお尋ねをしたいと思います。先ほどの質問、お答えでしたが、具体的にちょっとお聞きしたいと思います。

職員の中でやはり、職員は全体で469名というふうに思いますが、男女比をまずお尋ねしたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

職員の女性の割合ですが、469人のうち女性が113人、24%となっているところでございます。

○15番（西園典子さん）

それから、採用があるかと思いますが、受験者の何人であり、何人採用されて、受験者が男性・女性の人数、そして採用が何人であるということ。また、重ねまして、先ほどちょっと言われましたが、会計年度任用の職員の方が、男性・女性の割合までお尋ねできたらと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

職員の受験者の関係でございます。

受験者につきましては、51.5%という割合で、半分は女性が受験をされている。

会計年度任用職員につきましては、全体の580人いらっしゃいます。その中で女性が379人ということで、65%という割合になっているところでございます。

○15番（西園典子さん）

もう一つお聞きしたいのですが、職員の中で、途中で出産・育児などで辞められる方がどのくらいいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか。そこが分かる範囲でお聞きしたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

出産・育児で辞めるという方については、最近聞いておりませんが、育児休業の関係でいきますと、女性は100%育児休業を取っているというような状況でございます。

○15番（西園典子さん）

ついでにお聞きしますが、女性は出産・育児は100%取っていると。男性の職員は育児休業を取っていらっしゃるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

昨年度でございますけれども、対象者が23人いたわけですが、男性も実際、育児休業を取ったのは1人というような状況でございますけれども、それぞれ職員にも、こういう制度があるということを周知をしたり、あるいはまた、所属長のほうにも制度の活用をということで、それぞれ職員を通じて制度の啓発はしているところでございます。

○15番（西園典子さん）

まず、採用のことにつきましてですが、採用は女性が51%、以前にちょっとお聞きしたところでは、受験者が103人中、男性が50人で、女性が53人、ちょっと3人多かったということ。そして、だけど、採用は男性が15人で、女性は9人であったということであったようでございます。

この数字で見たときには、受験者は女性が少し多かったが、採用は少なかった。そして、職員数でも、正職の方やら全体で考えたときに、市全体で働く女性の、計算してみますと、女性の77%が非正規の再任用、そして、男性は64%が正規職員であるという計算になるようでございます。

そして、女性が公務員として新採用されて安定して働き続けるというのは、男性より難しいということなのかなと思ったりも、この数字から見たら。そういう判断ができるのかと思ったりしますが、その辺はいかがでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

先ほど市長のほうからも答弁がございましたように、女性の割合は少ないですけれども、職員の採用につきましては、競争試験の結果

に基づいて行っているというところでございます。

○15番（西園典子さん）

競争試験がどうであったかという、ちゃんとした採用の在り方であるという形が、こういうような結果を生んでいるということではあるかとは思いますが、こうしたコロナ禍で、安定した職という意味での公務員というものの魅力というものを、いや、また女性、住民というの、こうしてそういう採用への配慮という意味での大切さというのは、重ねて思ったりして、大事にしていきたいと思えます。

また、管理職が少ないということに関しましての努力の、また必要性、どうしていきたいと思っているのか、お伺いしたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

管理職に今、女性の割合が少ないということでございますけれども、責任が重たかったりとか、あるいはまた不安になったりというような女性の声もあるようでございます。そういったことを払拭できるような、登用しやすい環境を整えていくことが大切であるというふうに考えておるところでございます。

○15番（西園典子さん）

管理職にもなりやすいような状況を考えていきたい。そういうためには、やはり女性が、出産か仕事かどちらを選ぶのか。また、結婚か仕事かどちらを選ぶのかという現状を、やはり変えていかなければいけない。という意味で、先ほどの育児休業のことをお尋ねしたわけですが、女性は100%取っても、男性は1人であったと。23名でしたかね。

そういうの中で、やはりそれを解消する努力というものが必要じゃないかと思えますが、ノルウェーなどで、パパ・クオータ制というのがございます。クオータ制ですから、

割当て。

ですから、育児休業を男性も女性も、やはり子どもの両親としての役割、父親と母親と力を合わせて子どもを育てるという意味で、やはり必要であるという意味で、4分の1を男性が育児休業を取らないといけないというのが、政府の中でも一部で研究もされていたり、世界的にもそれを入れたりしている国などは、人口増加ができたり、合計特殊出生率の上昇、また結婚していない人たちが職場において、そういうような取りやすい状況を見て、あ、結婚というのはいいんだなど。

また、子どもを、お父さん方が仕事一辺倒であるより、その姿だけじゃなくて、家族のそういうのが、優しい思いやりの姿というのが、やはり育児ノイローゼの解消、そして職場の雰囲気をもたらし、また結婚をしたいというようなふうな気持ちにも、夢を持ったりというような状況があって、北欧などでは解消されているということでございます。

やはりそういうような検討とか研究ということも、なさってみることもいかなものかというふうに思ったりしています。

日本において、そこはまだ十分ではございませんけれども、取ってもいいですよというのではなくて、取りましよう。父親と母親と両方で一緒にしましようというようなのでは、そういう研究を県のほうでも、いろんな現代の平等実現についてのプロジェクトを立ち上げようとしておりますけれども、それも含めて研究してみる気はないか、お尋ねしたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

県のほうでも、そういった動きがございます。

市のほうといたしましても、職員の能力、あるいはまた働く意欲、こういったものに男女の違いというのはないというふうに思っております。市民サービスの向上のためにも、

女性登用について積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○15番（西園典子さん）

残り時間が短くなりましたので、2番に行きたいと思います。

市長は、なかなか遅れて、関係者との連携ということを取りながら、現在の区画整理も進めていきたいということと、南側につきましては、やはり市街地整備が必要と感じているということでございます。

そういうことなどについて、具体的にどんな検討をしていきたいかということ、住民と語り合いたい、語ってみようかというお気持ちがないかどうか。また、次の市長に、そういうことを託して、どんなふうに託していただけるおつもりか、市長にお尋ねしたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

特に湯之元第一区画整理、大変期間も当初より長くかかっております。私ども、財政的なものにつきましても、大変区画整理のところについては、投資もさせていただきました。

まだ、今さっき見まして、あと10年、今の計画で行きますと、財政的に行きますと、10年はかかってしまう。

その中で、今ご指摘でございます、南のほうをどうするのか。ある程度の、こちらのほうが、めどがつかなければ、一緒にやっていくということは、大変財政的に難しいものであるというふうに思っておりますので、もう少し第一区画のほうを整備した中において、南のほうは考えていかなきゃならないというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

市長は、今まで本当に男女共同参画のことも、それからまた湯之元のこうした現状につきましても、ご理解頂きまして、本当にありがたかったと思っております。

まず、こういうご貢献頂きましたことに感

謝申し上げながら、また、こうした私たちの思いもつないでいただきますように、よろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（漆島政人君）

次に、2番、佐多申至君の質問を許可します。

〔2番佐多申至君登壇〕

○2番（佐多申至君）

さて、通告に従い、一般質問いたします。

1、ゆーぷる吹上及び吹上浜公園の永吉ダム用水の目的外使用問題について。

1、ダムのかんがい用水を両施設へ目的外使用した理由を、旧吹上町長もしくは担当職員から、いつどのような説明を受けたのか。

2、目的外使用したことにより、河川法等による管理者である県からの処分・処罰また罰金等は示されていないのか。罰金等があれば、どこからその額を捻出するのか。

3、問題指摘後、この水問題については、市はどのように対処したのか。

4、水問題は、想定外の災害等に備えるためにも大きな問題である。持続可能な施設運営を図るため、第三者を交え、一帯の施設ごとの事業、建物更新など、一つずつ厳重に精査し、規模縮減する必要があると考えるかどうか。

2、東市来ドーム建設について。

1、自治体力を高めるべく、財源確保が最優先であると判断し、議会では中止・延期を求める陳情書に採択したにもかかわらず、延期することなく、建設を表明された理由は何か。

2、建設に係る歳出の内訳を、建設から返済までの自主財源の額を明確に説明せよ。

3、市長は全員協議会で、建設は地元の業者を助けるためと説明したが、入札において、公募条件に日置市内業者であることを明示されたのか。

3、市民への謝罪と責任の所在と今後について。

1、ドームを急いで建設することではなく、ゆーぷる吹上における水問題を公に市民に謝罪し、責任の所在を明確にすることを優先して、今後それに係る財源等について、市民への理解を求めることが現市長の最後の責務であると考えているかどうか。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のゆーぷる吹上及び吹上浜公園の永吉ダム用水の目的外使用問題について、その1でございます。

健康交流館ゆーぷる吹上につきましては、12月議会の指摘を受け、現地調査及び聞き取り調査等を行いました。聞き取りの中で、取水開始当時の詳細な状況は分からず、書類も残っていないため、理由については明確に断定することはできないところでございますが、井戸水が2年ほどで枯渇に近い状態になったこと、本地域には上水道の水量が十分でないことが推測されるのかなというふうに思っております。

2番目でございます。

現在まで、県から処分・処罰または罰金等の通知は発出されておられません。

今後につきましては、県の指示に従い、真摯に対応してまいりたいと考えております。

3番目でございます。

目的外使用の実態について調査し、県に対して調査結果の報告を行うとともに、永吉ダムからのかんがい用水の目的外使用を速やかに停止し、両施設も上水道の切替え工事を実施するなど、是正のための措置を講じたところでございます。

4番目です。

ゆーぷる吹上につきましては、吹上砂丘荘との一体化及び規模縮小について、昨年度、

一定の方針を示しましたが、市民の皆様や議員の皆様方からの様々なご意見を頂いたところでございます。

その中で、本件につきましては、議会におきましても、関係する請願・陳情を審議されていますので、その結果やご意見等を踏まえた上で、ご指摘のとおり現状の経営状況を鑑み、引き続き経営の在り方について検討する必要があると考えております。

2番目の東市来ドーム建設について、その1でございます。

年度当初は、契約議案を12月上旬で予定しておりましたけど、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、建設の時期を検討してきました。

また、新型コロナウイルス感染等による費用についても、国からの交付金等で対応できていることと、コロナ禍において、地域経済の回復へつなげること、さらに地域念願の要望を重く受け止め、このようなことから建設を進めてまいりたいと考えております。

2番目でございます。

建設に係る総事業費は、約6億1,800万円としておりまして、合併特例債で5億8,500万円を見込み、15年で償還し、その約7割が交付税措置されることから、一般財源の総額は約2億1,100万円と想定しております。

3番目でございます。

今回の入札の公募の条件は、公募型指名競争入札の広告において、単体の業者でもJVでも可能としております。

まず、単体の業者の場合も、市の格付が建築一式工事特Aランクの業者で、市内の業者のみとなります。JV、共同企業体の場合は、市内の建築一式工事Aランクの業者が、県のAランクの業者と共同体で入札に参加することができる内容となっております。

3番目、市民への謝罪と責任の所在、今後

について。

ゆーぶる吹上については、今回の調査により取水源が明確になり、早急に上水道の切替え工事を行う必要が生じたため、予算の流用で対応させていただきました。

また、今後の運営につきましても、先ほど答弁しましたとおり、現状の経営状況を鑑み、引き続き経営の在り方等に検討する必要があるものと考えております。

なお、本件につきましては、長年にわたり、このような取水を行ってきたことに対して、誠に申し訳なく思っております。現在、鹿児島県において、現地確認等も含め調査していますので、真摯に対応してまいりたいというふうに思っております。

以上で終わります。

〔教育長 奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

1番目の、その1についてでございます。

永吉ダムの利水の目的外使用を調査する過程において、吹上浜公園の消火栓と散水栓への使用が判明したため、市の保存文書及び吹上町土地改良区への聞き取り調査を実施いたしました。

その結果、一部の工事記録は確認できましたけれども、目的外使用の経緯を断定できるような情報を得ることはできませんでした。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

私の質問は、説明を受けたのかと問われているわけです。合併時からの市長にお聞きしますが、説明は受けていないと理解してよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことについて、そのような引継ぎは何もしておりません。

○2番（佐多申至君）

それでは、ゆーぶる吹上の水問題について、市長はいつ知ったのですか。

○市長（宮路高光君）

合併後におきまして、基本的に、数年後だったというふうに思っております。特に、水の浄化する機械等におきまして、その取替え等を含めたときに、そういう経緯は示唆させていただきました。

○2番（佐多申至君）

ゆーぷる吹上は16年間、かんがい用水を使っていたわけですが、昨日の同僚議員の答弁でありましたが、水利組合等への使用料はどうなっているんですか。

○農地整備課長（東 広幸君）

吹上町の土地改良区になります。吹上の水利組合じゃなくて。

そこによりますと、1反当たり、1,000m²当たり1,500円、年間の負担をしております。踏襲しております。

○2番（佐多申至君）

今回の水問題の使用料については、払っているんですか。

○農地整備課長（東 広幸君）

ゆーぷるにつきましては、使用料は支払っていません。請求していません。

○2番（佐多申至君）

吹上浜公園の消火栓についてはどうですか。

○農地整備課長（東 広幸君）

同じく使用料は発生しておりません。

○2番（佐多申至君）

市長がこのことを、水問題を知ってから、使用料は払っていないということですか。お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、使用料のほうは払っておりません。

○2番（佐多申至君）

農家を営む市民は、難儀しながらも、使用料を払っているんですよ。かんがい用水の使用を管理する土地改良区からは、何も請求はなかったんですか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

私どもが引継ぎを受けた際については、使用料は発生しておりません。かんがい用水の受益外のところで引いているところで、そういった関連で、余剰水というような認識だったということに考えております。

○2番（佐多申至君）

土地改良区については、今年度も700万円ほど、東にも土地改良区はありますが、補助金等も今回当初予算にも出ているようです。

その辺はどういった費用で賄っていらっしゃるのか。また、今後の当初予算委員会で、また審議されると思うんですが、この辺もまた、また今度もいろいろ研究しながら、様子を見ていきたいと思っております。

1問目の2について。

真摯に対応するというご回答を頂いていますが、どういうことでしょうか。お尋ねします。

○農地整備課長（東 広幸君）

処分が今のところは出ておりませんので、処分が出た段階で、その内容を見ながら、また真摯に対応していきたいと思っております。

○2番（佐多申至君）

河川法には、河川管理者の監督処分というものがあります。これを市長は、どうお考えでしょうか。お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

県のほうから、そのようないろんな通知が来たら、それは真摯に受け止めていきたいというふうに思います。

○2番（佐多申至君）

処分等を待って、水問題を全て解決してから、ほかのことを進めるという選択はなかったのでしょうか。お尋ねします。

○農地整備課長（東 広幸君）

是正につきましては、事前に県のほうから連絡がありまして、ダムの取水を停止しております。その後、県のほうが、調査報告に基

づきまして、現地の調査をしております、その後、今処分が現在ないところであります。

○2番（佐多申至君）

後ほどちょっと、県の回答については調査中であるという回答を頂いているので前後しますので、話を進めていきます。

昨日、同僚議員での答弁で、市民からの訴訟があれば受けると、市長は発言されました。そのことは水問題については、市長が責任を取るということでしょうか。お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

責任を取るとか、そういうものじゃなく、やはり市民からいろんな来たら、それに回答していきたいというふうに思っております。

○2番（佐多申至君）

それでは、このゆーぶるの問題については、誰も責任を負わないということでしょうか。

○市長（宮路高光君）

そういうわけじゃなく、さきに言いましたように、県からそれぞれの指示がございましたら、それに従っていくというふうに思っております。

○2番（佐多申至君）

1問目の3に、ちょっとかかってくるんですが、ゆーぶる吹上において、かんがい用水を使ったことが分かった時点で、なぜ上水道に布設替えができなかったのでしょうか。市長が知った時点で、どうして上水道にできなかったのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、さきも申し上げましたとおり、水量が少ないという内容は分かっておりました。そういう中におきまして、切り替えていくのは、大変な大きな課題も出てくるのかなというふうに思っております、そのまま継続した形の中でやらせていただきました。

このことの水量、水のことについて、それぞれ今までも大きなトラブルもなく参ってきたという浅い認識もございましたけど、やは

り今考えてみれば、そのときに切り替えしておったというほうがよかったというふうには認識しております。

○2番（佐多申至君）

それでは、何で今回これまで布設替えしていなかったのが、いとも簡単に今回できたのでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

今回は、目的外使用ということが、調査の結果、はっきりと分かりましたので、県のほうからも、そういった是正措置もなされておりますので、それに対しての措置を取ったところでございます。

○2番（佐多申至君）

今の状況で行けば、分からなければそのまま、分かったらその時点でという状況が目に見えています。これ以上、話をしても、まだほかに質問がございますので、市民の方々は大体状況が分かったと思います。

公設配水池の亀原水源と亀山水源の水量は、それぞれ幾らですか。

○上下水道課長（新川光郎君）

配水池への水の量でございますが、ゆーぶる敷地内でございます亀原配水池については、2つの水源系統から水が供給され、その一つの亀原水系が1日約90m³、そして、もう一つの亀山水系から約40m³、合計で約130m³の水を配水池に供給しております。

○2番（佐多申至君）

それでは、その両水源で賄う施設は、どこどこですか。お尋ねします。

○上下水道課長（新川光郎君）

亀原配水池につきましては、ゆーぶるのほか、吹上砂丘荘、吹上高校、薩摩湖畔にございます公衆トイレに水を配水しております。近年把握しております、施設の水の量等も考慮し、配水を行っております。

○2番（佐多申至君）

それぞれ幾ら供給しているのでしょうか。

○上下水道課長（新川光郎君）

それぞれの施設の1日当たりの供給量ですが、最高で申しますと、最高供給量といたしまして、近年の状況の中では、吹上砂丘荘が88という数字がございます。88m³、吹上高校が3m³、薩摩湖畔トイレが2m³で、ゆーぷるを除いて、約90m³の水を供給している状況でございます。

○2番（佐多申至君）

ゆーぷる吹上には、幾ら供給しているんでしょうか。お尋ねします。

○上下水道課長（新川光郎君）

ゆーぷるにつきましては、1年間のデータをつかんでいませんでしたので、どれだけの水が必要であるか見込めない状況でございました。そのため、今回、全面的に水道へ切り替えるに当たり、ゆーぷる以外の施設等に支障が出るのを避けるため、担当課及び施設と協議し、夜9時から朝6時という、水の使用量が少なくなる時間帯に、最大で約40m³を、ゆーぷる専用の受水槽へ供給し、その水をもって、毎日の施設を運用していただいている状況でございます。

○2番（佐多申至君）

その40m³を制限する理由は何ですか。

○上下水道課長（新川光郎君）

40m³という数字は、先ほども申しました、2つの水系からの水の量を勘案しまして出した数字で、これ以上の水を送ると、他の施設に影響が出る可能性があると考えましたので、とりあえず40m³という数字を出しまして、それを供給し、状況を把握しているところでございます。

○2番（佐多申至君）

それでは、今の回答で行きますと、ゆーぷる吹上には毎日必ず40m³供給できると考えてよいのでしょうか。

○上下水道課長（新川光郎君）

ただいま最高を40m³として状況を見て

いる状況でございます、例えば、前の日に30m³しか使わなかったといたしますと、そのときは30m³しか満水まで入らないという状況で、最高でも、その時間、夜の9時から朝の6時まで出しっ放しでも40m³ということで、前日に使った量が、例えば50m³使ったとしても、40m³しか送れないというような状況でございます、現在は、他の施設に影響が出ないのを把握するために、とりあえず40m³という数字を最高として多く供給しております。

○2番（佐多申至君）

ゆーぷる吹上の担当課は、全機能を果たすには足りるんでしょうか、40m³で。

○商工観光課長（久木崎勇君）

今まで全館フルに営業すると、大体40tから80tの水を1日使っているようでございます。現在の運用は、地域の皆様方に影響しないように、先ほど上下水道課長が申しましたように、使用が少ない夜の時間帯に貯水槽へ水をためて、また、現在は試行的に、浴場の時短営業等の対応を取らせていただいで、地域への影響はしないように、運用形態による営業を行っているところでございます。

ここを見ながら、今後の営業形態も考えていくという所存でございます。

○2番（佐多申至君）

今回新しくできたサッカー場の水は、どこから引いているんでしょうか。

○上下水道課長（新川光郎君）

サッカー場につきましては、亀原配水池に入る水系の一つ、亀山水系という水系からの水が供給されております。しかし、配水池に入る前に分岐し、送られているため、配水池からの供給には直接影響はございません。

ただし、水系が同じであるため、配水池からの水と同様に、特に夏場につきましては、節水対策が必要になるのではと思っております。

○2番（佐多申至君）

ますます水不足になりそうですが、夏場において、今後十分にその機能を果たし、維持管理ができるとお考えでしょうか。

○上下水道課長（新川光郎君）

確かに、需要と供給のバランスを見る限りでは、余裕のある状況ではございません。そのため、水の供給が最も増える夏場の状況に備え、小まめな供給量の把握、調整を行い、他の施設に影響が出ないように、配水池の状況を注視していく必要があると思っております。

○2番（佐多申至君）

この間、ゆーぷる吹上に食事行ったんですが、現在、サウナ、水風呂を止めていらっしゃいますが、水不足が原因でしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

先ほどもご答弁いたしましたように、現在は、そのように水量を見ながら運用しているというところがございます。あくまでも、地域の皆様方へ影響を与えないような措置というところで、見合わせているところです。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（佐多申至君）

1問目の4番目の質問について続けてまいります。

回答のほうに、ゆーぷる吹上については、吹上砂丘荘との一本化及び規模縮小について、一定の方針を示したという回答をいただいておりますが、現時点では、執行部のほうのお考えはあるのでしょうか、お尋ねします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

方針についてはそのままの状態だというふうに思いますが、当初言っていた令和3年の4月については、市長のほうが撤回されたというところがございます。

○2番（佐多申至君）

この状況は、促進利用会及びいろんな活動の方々が地域いらっしゃいますが、施設利用者や誘致活動に何らかの影響を及ぼすと心配しますが、執行部は問題なくこれからも維持できると判断していると考えてよろしいのでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

先ほども答弁いたしました、現在の運用につきましては、地域への影響がないように、使用が少ない夜の時間帯に貯水槽に水をためて、また試行的に浴場の時短営業等の対応を取っているところです。今後も、地域への影響がしないような運用形態による営業を図っていく必要があると考えています。

その中で、合宿等、それから大会等の誘致につきましては、全く影響がないとは、今の時点でははっきりと言えませんが、今後施設利用促進協会、それから、周囲の市内の宿泊事業所等とも連携協力しながら対応してまいりたいというふうに考えているところがございます。

○2番（佐多申至君）

まずは、市長の現在の任期中に水不足問題を解決すべく、市民が集う、そして憩う、健康交流館ゆーぷる吹上を中心とした地域一帯を、さつま湖の水等も活用したランドデザインを早急に行い、施設精査を結論を出すべきと考えますが、どうですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、このことについては、今までも論議しまして、さっき課長が答弁したとおり、基本的には今年の3月までということじゃなく、ちょっと時間が要するのかなと思っております。そんなに早急に、こういう大きなも

のを結論づけてしまいますと、いろんな大きな禍根を残してしまいますので、ちょっとじっくりした形の中で、それぞれ水の問題、また利用状況、そういうものを判断していかなきゃならないというふうに思っております。

○2番（佐多申至君）

市長、私が今すぐ検討しろと言っているわけではないんです。これまで多くの時間があったはずです。それを今結論を出せというわけで、今すぐこれからいろいろ調査しろと言っているわけじゃなくて、これまで多くの時間を活用していろんな情報を収集して、精査して、やるべきだということを申し上げただけでございます。

次に、東市来ドーム建設について。

1問目の1について、回答に国の交付金で対応ができているという回答がいただきましたが、それで市民は満足できているとお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、満足しているというふうには存じ上げておりませんが、私どもも国の交付金を活用しながら、それに一般財源も若干混ぜ合わせながら、それぞれ今できる対応をさせていただいております。基本的には、これはすぐ終わるわけじゃなく、令和3年度におきましても、また補正を打っていかなきゃならない、そういう長期的なものであるというふうに認識しておりますので、そこあたりの御理解してほしいというふうに思っております。

○2番（佐多申至君）

9月議会において、議会を2分化するほどの陳情が採択され、ドーム建設の延期はやむなしとの議会の結論を出しました。陳情の採択については、法的な縛りはありませんが、この状況は市長も見分されてこられたと思います。にもかかわらず、市長は、昨日同僚議員への答弁で、地元住民からの嘆願書も出た

ので、それを重く受け止める発言をされておられました。この点において、昨日、市民から、議会が議決した後でも市長に直接嘆願書を出せば、何でも通るんですねと、今回のありように驚いて、お電話を私に直接いただきました。また、市民の陳情と議会の判断を真摯に受け止めると言われた市長の言葉を信じていた市民からも、私たち市民の生活よりもそんなにもドームが大事なのか、そういった声も直接いただきました。そのような市民の皆様の声聞いて市長は今どうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に大変このことについては、それぞれ賛成する方、反対する方、基本的に拮抗しているというふうに思っております。そのような中、私ども執行予算の中におきまして、この中で進めさせていただき、さっきも申し上げましたとおり、最終的にはまた、この議決案が一番のことでございますので、このドームにおきます議決案を最終日の日に上げますので、そこでまた御判断してほしいというふうに思います。

○2番（佐多申至君）

ドームの2問目の2、3について同時に進めてまいります。私の質問が後先になるかもしれませんが、まずは、先ほどの回答にあった自己財源の2億1,100万円、これについては、15年間、毎月幾ら支払っていくのでしょうか、お答えをお願いします。

○財政管財課長（東 正和君）

最初の3年間は、元金の返済が据え置かれますので、170万円程度になります。

それから、その後の12年間は、年間で4,960万円程度の償還になります。

○2番（佐多申至君）

私の質問がちょっと曖昧で申しわけございません。その4,900万円のうち、自己財源は幾らですか。

○財政管財課長（東 正和君）

失礼しました。約1,490万円程度になります。

○2番（佐多申至君）

1,490万円は毎年ですか。もう1回。

○財政管財課長（東 正和君）

元金の返済が始まります年度から毎年でございます。

○2番（佐多申至君）

わかりました。市民の方もその辺を御理解いただいたと思います。また、先ほど回答の中に、地元業者についての話になりますが、公募の条件に明示されたのかという私の質問に対しては、明示されていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○副市長（小園義徳君）

公募型指名競争入札ということで、最初に市長が答弁いたしましたように、市内の特Aクラスの業者、それからAクラスの業者については、市外のAクラスの業者とJVを組んで入札に参加できますよということですので、これは、公募要件の根拠に当たります公募型指名競争入札の実施要領において、ちゃんと規定してございますので、これに基づいて行っているということでございます。

○2番（佐多申至君）

整理しますと、市長が言われようには、地元業者を使いたいということですか、そういうことになるんですか。

○副市長（小園義徳君）

これは地元業者を特に、さっきも言いましたように、地元業者の特Aの格付の業者です。それに加えまして、ランクがありますから、Aクラスの業者は、それ以上のクラスの県内の業者と一緒にJVを組んで参加できますよということございので、全て市内の業者がこれに関係してくるということになります。

○2番（佐多申至君）

この問題について、今私も頭を整理しておりますが、市長は、公共施設管理計画におい

ては、公共施設10%削減を目標に掲げてこられました。現時点での成果はどうなっているんですか、お尋ねします。

○財政管財課長（東 正和君）

現在、計画策定後5年を経過するわけですが、計画上の目安としては、5%程度の削減ということになってくるわけですが、実績としましては、現在2%という状況です。

○2番（佐多申至君）

これまで、市長は公立保育園や病院等を譲渡して削減されたかのように見えていました。私もそう思っておりましたが、さらに近年多くの公共施設をつくってこられた現状、2%しか削減できていないという現状であります。4町合併後の市長として、大変だったということは察します。やり遂げなければならない現実があったはずですが、このことは、全く頭にはなかったのでしょうか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

財政的な運営というのは一番大事であるというふうに思っております。特に、合併いたしましたして、この合併債をどううまく運用していくのか、特に旧伊集院町におきましては、過疎債もございませんでした。そういう中におきまして、学校建設を含め、いろんな大きな課題が山積みしておいた関係の中、合併債を有効に使わせていただきました。その中におきまして、特に年次の計画の中、財政計画の中、5年計画をつくっておきまして、来年以降は若干そういうものについては厳しい状況であるというふうには認識しております。ある程度のそれぞれの公共施設を含め、また一般の皆様方の要望事項というのは、ある程度クリアできたのかなというふうには認識しております。

○2番（佐多申至君）

私は、真っ向から建設に反対しているわけではありません。これまで市長も唱えてきた市民生活の安心、安全な暮らしが今は緊急な

課題であり、ドーム建設が本当にどんな緊急性があるのか、そして重要性があるのか、市長はどう考えておられるのでしょうか。先ほども認識はされていらっしゃるという答えを重く聞いた上での質問でございます。お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今までも答弁させていただいたとおり、こういうものに結局すぐできるわけじゃなくて、10年かかっております。10年の中におきまして、いろんな論議もあったというふうには認識しております。そのような中、それぞれの考え方はあるというふうには認識しております。特に東市来の場合については、体育館を壊す時点の中において、そういういろんな地域の御要望というのはあった、そのことをやはり重く受けとめ、先般、地区館長さんたちがおいでいただきまして、陳情書の採択については、それはそれとして、また市として行政としてできることをしてほしいと、そういうことも御要望ありました。だから何でもかんでもこのようなものが通っていくということはございません。そこあたりは取捨選択しながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○2番（佐多申至君）

次の質問に行くのも忍び難いでございますが、時間もありますので、3問目について質問してまいります。

回答のほうで、現在、話が戻ってしまいましたが、市長への市民への謝罪と責任の所在と今後についての3番の問題に参りますので、ちょっと後先しますが、この回答では、現在も鹿児島県において、ゆーぷるですね、すみません。ドームからまた最終的なまたゆーぷるに返るんですが、現在鹿児島県において現地確認等も含めて現在も調査しておりますという回答が来ているんですけど、今何を調査しているのでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

県のほうで今現地調査を2月の10日に終えたところです。その目的外使用の件等について詳細な調査を行われているようでございます。判断についてはまだ下されていないというところでございます。

○2番（佐多申至君）

また、回答の中に、現地調査も含めて調査していると、今の回答の中で、今後真摯に対応してまいりますという回答をいただいております。どうもこの真摯に対応してまいりますというのがどうも疑問でございます。現在、この真摯に受け止めるという対応はどのような対応をされるということでしょうか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

先ほど課長の答弁ございましたとおり、県から最終的にどういう通知が来るのか、そういうものをきちっと見た中において検討していきたいというふうに思っております。

○2番（佐多申至君）

市長は、早いうちから先ほども申し上げましたが、吹上砂丘荘在り方検討委員会等を設置され、熱心に協議されてきたと思います。それが解決できないままに、さらにはゆーぷる吹上の水問題が発覚し、それも解決完了しないまま、次期市長にゆだねられようという発言をされました。そして、ドームについては、真摯に受け止めることなく、ドーム建設の入札を執行されました。今期で引退されると表明されていますが、そのドームの今後の建設工程から、竣工までの監督責任も果たせないのに、市民に対して少し無責任だと考えませんか。お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

そういうふうな言い方、無責任とかそういう言葉が出てくるのがわかりませんが、私は令和2年度の予算が最初通っておりますので、それを執行する件の中において執行して

いく、そういうことを中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○2番（佐多申至君）

では、東市来ドーム建設も次期市長にゆだねようとは考えられなかったんですか。

○市長（宮路高光君）

このことについては、次期市長、またどういう考えするのか、さっき言いましたように、今回の最終本会議において皆様方の決断で判断していかなきゃならないというふうに思っております。

○2番（佐多申至君）

市長、最後に申し上げます。市長の現在の任期中の間に、まずはゆーぷる吹上一帯の経営施設の整備の締めくくりに力を注いでいただきたいと考えますが、どうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

このことについても、大変心が痛い部分がいっぱいございます。水の問題含め、また耐用年数の問題を含めまして、またそういういろんな意見があるのは十分わかっております。私の任期いつまで、2か月しかございません。その2か月の中で、いろいろとできるのかどうか不安でございますけど、やはり県からの指示をいただきながら、そのことにおいて真摯に対応していきたいというふうに思っております。

○議長（漆島政人君）

次に、14番、山口初美さんの質問を許可します。

〔14番山口初美さん登壇〕

○14番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して、一般質問を行います。

今期最後の一般質問のトリを務めさせていただきます。私に寄せられた市民の皆さんの声を市政に届け、その実現のため、今回は8つの点について質問いたします。議員の持ち時間30分が20分に短縮されましたが、

限られた時間を最大限生かして市民の声を届け、建設的な提案を行ってまいります。

まず1問目は、脱原発についてです。

2月6日予定されていた原子力防災避難訓練が中止となりましたが、訓練さえできない状況なら、原発は止めるべきです。原発は止めるべきだと市長に、九州電力に言ってほしいという市民の声がありますが、どうお答えになりますか。

2問目、国民健康保険税や介護保険料の引き下げについて伺います。

コロナ禍の今こそ国民健康保険税や介護保険料の引き下げが必要ではないでしょうか。

3問目は、PCR検査体制の確立について。

県内の介護施設で新型コロナのクラスターが発生しましたが、62人の感染者数のうち39人が無症状でありました。このように無症状の感染者が自分も知らないうちに感染を広げていることが、コロナの特徴でありますので、医療や介護の現場での社会的検査を何度でもできるように体制づくりが必要と考えます。

日置市ではPCR検査ができていません。PCR検査ができるところが1か所もないので、本市でも霧島市のようにPCR検査の機器を購入する考えはないか伺います。

4問目、南薩地区広域ごみ処理場建設について伺います。

南さつま市、南九州市、枕崎市と日置市、この4つの自治体合同で進められています南薩地区広域ごみ処理場建設については、業者は決まりましたが、設計もまだ、一般廃棄物処理の申請もまだで、法的にはまだ何も決まっていない段階でございます。ごみ処理はまちづくりの基本であり、この計画があることすら知らない市民が多いということは問題だと考えます。住民へのアンケートや説明会を開催してほしいとの市民の声がありますが、どうでしょうか。

5 問目、吹上浜の浜崖対策について伺います。

浜崖の原因はいろいろあるかもしれませんが、これ以上浜崖がひどくならないようにするための対策として、まずは海砂採取を止めさせるよう県に対し要請する必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

6 問目、市の政策決定の場に女性の意見が反映されるよう、女性幹部登用をどう進めるかについて伺います。

男女平等を記した日本国憲法ができて 75 年たちました。男女共同参画が当たり前の時代になっているはずなのに、市役所内の現状は遅れていると言えるのではないのでしょうか。女性幹部登用をどう進めるかを伺います。

7 問目、非正規雇用から正規雇用への転換について。

8 時間働けば普通に暮らせる日置市にするための対策として、市役所内の非正規雇用が正規雇用よりも多くなっている状況の改善が求められています。非正規雇用から正規雇用への転換をどう進めていかれるか、具体策を伺います。

8 問目、吹上浜沖洋上風力発電計画について。

東京に本社がある民間企業が進めております、南さつま市から日置市を挟んでいちき串木野市までの吹上浜沖に 102 基もの洋上風力発電の計画は、あまりにも巨大で自然の風景を壊し、生態系を壊し、漁業への影響も計り知れません。市としては何かメリットがあると考えておられるのか、見解を伺います。

風車の回る音や低周波音、超低周波音などによる健康被害を心配する市民も多いのです。その場合の補償は業者が責任を持つことになるのか、市としての見解を伺って、1 回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の脱原発についてでございます。

かねてから申し上げているとおり、原子力に頼らないエネルギー政策により、市民の安全が確保されるべきと考えております。九州電力にも、その意向は伝えているところであるとと考えております。

2 番目でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度の収入が減少した場合など、減免措置を行っており、国民健康保険税や介護保険料を引き下げることについては、今のところは考えておりません。

3 番目でございます。

PCR 検査体制につきましては、市内数か所の医療機関で検体採取していただいております。採取した検体は民間の検査機関において、早いところでは 1 時間程度で結果が出る状況にあります。現在のところ、検査体制に問題はないと考えておまして、市が購入することは今のところ考えておりません。

4 番目でございます。

（仮称）南薩地区新クリーンセンター建設につきましては、南薩地区衛生管理組合で協議し、必要な手続を踏んで進められていると認識しております。现阶段においても、アンケート調査や説明会というのは今のところ考えてはおりません。

5 番目の吹上浜の浜崖対策について。

海岸浸食については、波浪や、大雨による河川からの土砂の供給、構造物の影響等、複雑なメカニズムで生じているものであることから、海砂採取がどの程度海岸線の浸食に影響を及ぼしているかは明確ではありません。

吹上浜におきましても、県が平成 14 年度以降、深淺測量など調査を継続して実施しており、部分的な浸食や堆積の傾向が見られますが、海岸線全般に大きな変化は見られない状況でございます。今後とも海岸の変化状

況の把握に努めることが必要であるというふうに思っております。

6番目の市の政策決定の場に女性の意見が反映されるような女性幹部登用をどう進めるか。

女性の管理職の登用に向けた取組といたしまして、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主の行動計画において、女性職員を多様な職域に積極的に配置する、女性職員を外部研修及び外部派遣研修に積極的に派遣するとしております。今後も継続的な取組により、女性の管理職を増やしていきたいと考えております。

7番目、非正規雇用から正規雇用への転換について。

全国的にも非正規職員が地方行政の公共サービスを提供する上で、なくてはならない重要な存在となっていると考えております。

今後も、職務の内容や勤務形態に応じて、常勤職員の職、非常勤職員の職の設置を行ってまいりたいと考えております。

8番目の吹上浜洋上風力発電計画について、その1でございます。

国のエネルギー基本計画を初め、県の再生エネルギー導入ビジョンや本市の総合計画等の施策の取組として、CO₂やエネルギー自給率向上などの効果が得られるもののほか、固定資産税としての税収は見込まれます。

2番目でございます。

計画を進める中におきましては、様々な関係法令や技術基準に従いまして、騒音や低周波音はもとより、環境保全、防災、景観保全等への適切な対策を講じることになっております。その上で、洋上風力建設後、風車による市民生活への影響が発生した場合においては、事業者の施工責任者と対応されるものと考えております。

以上で終わります。

○14番（山口初美さん）

それでは、1問ずつ伺ってまいります。避難訓練さえ中止しなければならないようなコロナ禍の今、原発事故が起これば、取り返しのつかないことになってしまいます。川内原発で事故が起こらない保証はどこにもありません。訓練に今回参加する予定だった市民や自治会また職員の方々など、訓練が中止になったことへの反応はどうだったのか、また、来年度はどうなるのか、どういう訓練にするのかしないのか、状況の見極めについてはどうなるのか、そういう方針は出されているのか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

本年度中止になりましたことにつきまして、今後も、職員等で連絡体制を確認しながら、進めてまいりたいと思います。また、来年度以降の訓練については、実施の方向で検討がされているところであります。

○14番（山口初美さん）

原発がある以上、そして、稼働している以上、いつ事故があるかわからない、そういう危機感を持って私どもは対応していかないといけないと思います。福島原発の事故から10年ということで、節目の年になるわけです。福島ではまだ4万人もの人々が、今日のお昼のニュースでは、たしか3万人とか言っていましたけれども、避難生活を多くの人が続けています。川内原発が近くにある私たちにとっても、この福島の現状は人ごとではありません。明日は我が身だと私は思っています。そしてもう電気は足りています。コロナ禍の今だからこそ、今すぐ原発を止めて、そのまま廃炉へ、これが市民の願いです。

2月の13日にも福島や宮城で震度6強の地震がありました。地震大国日本です。しかも川内原発の近くには火山もあります。断層もあります。地震のたびに、原発は大丈夫かと心配しなくてはならないような今の状況は

早くなくしたいと思いますが、きっと市長も同じ思いではないでしょうか、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今までも答弁したとおり、やはり原発に頼らない電力供給の在り方、これは考えていくべきだというふうにいつも認識しております。

○14番（山口初美さん）

そうですね。いつもそう言っていたているのを心強く思っておりますが、人の手に負えない危険な原発は、一日も早くなくさなければなりません。全国世論調査の結果が7日付の南日本新聞に、脱原発76%と出ておりました。また、7日には、鹿児島県内でも、鹿児島市の天文館公園、450人の方が傘をさして、雨の中、集まって集会を開かれました。川内原発は稼働開始から間もなく40年を迎えようとしています、テロ対策施設が完成し、再稼働が認められてしまいました。それなのに今九州電力は、この老朽化した原発を20年も運転延長を申請するのではないかとされています。そうなりますと、あとまた20年も原発の危険と隣り合わせで私たちは暮らさなければならないのでしょうか。

私は、子どもたちや孫たちに原発のない、本当に安心して暮らせる未来を手渡したいと、その思いでこの脱原発運動、一生懸命続けてまいりましたけれども、この点について再度市長の見解を伺って次の質問に移りたいと思います。

○市長（宮路高光君）

川内原発におきましては、さっき御指摘のとおり、また40年が経過します。そこで、恐らく市長、また知事を含めていろいろと論議があるというふうに認識しております。私どもは30km圏域内に居住している者としても今後やはり脱原発という形の中では進めさせていただきたいというふうに思っております。

す。

○14番（山口初美さん）

次の、この国保税や介護保険料の引き下げについてですが、今のところ考えていないということですが、このいろいろな影響を受けて、コロナに影響を受けて、人によってはかなり厳しい状況の方もあるようです。そのような市民への支援策としては、いろいろ給付金を支給したりということもありますけれども、国保税だとか、介護保険料などの重い負担を軽くして、無理せずに払える国保税や介護保険料にすることは、大変有効なありがたい手段だと言えらると思います。

県の行財政資料などによりますと、日置市は、所得に占める国保税の負担の割合、この率は13%を超えております。国保税だけで所得の13%を超えるような負担は、やはり重過ぎると思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に国保税については今1億円の一般財源から転嫁しております。国としてはこれをなくすようにという部分を言っておりますけれども、基本的には大変今の段階ですぐこれを一般財源から、難しいというふうに思っております。国保の場合については現状維持を含め、それぞれ、私どもも早期発見といいますか、そういうものに全力を尽くしていきたいというふうに思っておりますし、介護保険におきましても、8期の基本的な計画がなされました。幸いにいたしまして、市民の皆様方の御協力の中において、介護保険料も上げずに現状維持できましたので、このことを今後とも進めていきたいというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

1億円の一般会計からの繰入れは、私も高く評価しております。国保は他の健康保険と違ひまして、世帯の人数に応じて均等割保険

税がかかってきますので、多人数の世帯ほど負担が重くなります。これまで、全国の知事会や市長会など、地方団体が子どもの均等割額の軽減制度導入を求めてまいりましたし、繰り返し私もこれまでいろんな機会に要求してまいりましたけれども、2022年の4月から未就学児に係る国保税の均等割額の5割を軽減することを政府が決めました。負担割合は国が2分の1、県と市町村が4分の1ずつとなります。このことについて、国からの通達は来ているのかどうか伺います。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。

午後1時39分休憩

午後1時39分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長（松元基浩君）

失礼いたしました。通達が来ていまして、この3月議会で議案で提出したところでございます。

○14番（山口初美さん）

コロナ禍で今求められているのは、国民の命と暮らしを守る政治です。高齢者や国民をいじめるような政治であってはならないわけです。特に高齢者は、病気になるリスクは高い上に、年金生活者がほとんどですから、保険料の負担能力も低いわけです。誰もが安心して医療や介護を受けられるように、負担を軽減することがコロナ禍の今こそ求められているということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

3問目は、PCR検査体制の確立についてなんですが、御答弁では、今のところPCR検査の機器を購入する計画はないということですが、社会的検査の必要性は特に日置市としては認識しておられないのか、その点を伺います。

○健康保険課長（山下和彦君）

社会的検査ということでございますが、今、県等におきましては、行政検査という形で、感染者もしくは濃厚接触者に対する検査等を行っております。社会的検査の必要性というのは認識しております。

○14番（山口初美さん）

クラスターが発生しました自治体でも、その後PCR検査の機械を購入されたそうです。介護施設の職員やその市の健康保険課の課長さんなどは、PCR検査ができていればよかったのと言っておられましたから、そういうことで購入に至られたということで、それから、全国でもクラスターが発生しているところの6割は福祉や介護の施設ですので、社会的検査が本当に必要だと認識しております。このクラスターが発生した鹿児島県内の自治体は、介護施設の入所者の人たちを分散していろんなところに預かってもらったり、そこで働いていた人たちは、仕事を一定の期間できなかつたり、いろいろなことで、本当に大変だったということでした。大体クラスターが発生してから収束まで約2、3か月かかってやっと施設の再開のめどが立ったそうです。PCR検査の結果は、機械が身近にあれば、20分から、長くても30分で結果が出るそうです。機械の購入を検討している病院もあるかもしれませんが、医師会なども本市が協議をしていただきまして、そういうところへの購入の補助などをするという方法なども検討してみたいかがでしょうか。その点はいかがでしょうか。

○健康保険課長（山下和彦君）

先ほど市長からありましたように、現在、日置市内では数か所というふうに述べましたが、現在十数か所の医療機関で検体採取をしまして、それを専門の検査機関のほうに運んでおります。そういった形で鹿児島市内に検査機関がありますが、半日ぐらいで結果が出

る状況でございますし、現在、日置市内においても、一部の医療機関で直接検体を採取して、そこで検査ができる体制が整っておりますので、今のところ検査体制に問題はないというふうに考えております。

○14番（山口初美さん）

今の御説明で、ある程度理解できまして、一生懸命取り組んでいただいているということをご認識をいたしましたので、次の問題に移ってまいります。

4問目は、南薩地区の広域ごみ処理場の建設についてですが、この建設計画を知らない市民がまだまだ多いということは、そういうふうに市のほうでも認識しておられるのかどうかについてまず伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）

高橋に造るということについて知っている、知らないかということかと思えますけれども、そういったことについての問い合わせ等、市民生活課のほうでは受けておりません。知っているか、知らないかということについては、こちらはわかりかねるところがあります。

○14番（山口初美さん）

南さつま市金峰町の高橋地区というところに造られるということで計画が進められているわけですが、今まで以上に遠くまで運ばなければならないし、建設費の負担だとかいろんなことを、こういう計画があって、こういうふうに進められているという話をしますと、やっぱり何も住民が知らないということはやっぱり問題じゃないかというような声がたくさんあります。

まちづくりの基本だと思います、ごみ処理については。日置市は生ごみの回収を一生懸命やっています、周りの自治体からも評価されておまして、ぜひこういうごみをごみにしてしまうんじゃないかと、資源として生かして使っていくというそのことをもっともっ

と市民と協力して進めていくことが必要だと思います。

大崎町や志布志市などは焼却施設を持たずに住民と協力して徹底した分別をして、ごみは燃やさずに資源としてリサイクルすることを、ごみ行政をしっかりとやっているわけです。このごみの問題というのは本当に重要な問題だと思います。大崎町や志布志市にしっかりと学ぶ必要がありますし、この点について日置市は住民との共生協働のごみ問題、今後どのように進めていかれるのかを再度伺って、次の質問に移りたいと思います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）

ごみの収集に係る取扱いということで、今の、現在の収集の方法を継続していこうというふうに考えております。その際につきましては、分別等まだ不十分な点もございます。そういったところをもうちょっと正確にやっていただくように深化させていくといった方法を緩やかな形でありますけれども、そういった形で進めていければというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

そして、この建設予定地の高橋地区では、やはり住民の方たちの反対運動もありまして、まだまだ地元にはしこりがあります。そういうこともやはり、そういう迷惑な施設をお願いする日置市としても無視せずに、やっぱり一緒に考えていくようなそういうことが必要だと思いますので、また、この住民説明会なども4市合同で開くようなやり方もできるかと思えますし、日置市独自でいろんなところでやっていくということも必要だと思いますので、その点については市長はどのようにお考えか、再度伺って次の質問に移ります。

○市長（宮路高光君）

このことについては南薩地区の衛生管理組合がございまして、この組合とも十分話をしながら進めさせていただきたいというふう

に思っております。

○14番（山口初美さん）

次は、吹上浜の浜崖対策です。

まだ、調査をすとか言っているかもしれませんが、そんな悠長なことを言っている場合ではない、海岸の様子を皆さんご存知でしょうか。これはやっぱり海砂を、海の砂を建設資材として使用している、こういうことが根源にあるわけですね。こういうことをきちんと根本から考えて、やはりこれをやめる、砂に替わる資材の研究や開発も必要かと思えます。

笠沙漁協などは海砂を取らないように県に要望を出したりしております。本当に緊急の課題として、本当にまず、今何ができるのかということのをいろいろ原因はここに並べて書いてありますけれども、まずは海砂を取らせるのをやめさせる。このことが大事だと思いますが、市長の見解、もう一回伺います。

○市長（宮路高光君）

海砂におきましては今おっしゃったとおり、その使い道を含めていろいろとあるというのは認識しております。特に、漁業との問題がございまして、基本的には江口漁協のほうはこのことについては反対しております。また、吹上漁協のほうは賛成して沖で取らせております。そういう二分化した部分の漁業のことがございます。

一番大事なのは全体的にこの海砂の問題よりも、吹上浜におきますこの海食の原因究明、平成31年3月から昨年9月まで4回にわたりまして、県また国、いろんな方々と勉強会をさせてもらっております。このことをやはり大事にしながら今後とも、やはり海岸線におきます浸食状況を把握、実態を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

それでは、6問目は、市の政策決定の場に女性の意見が反映されるように女性幹部の登

用をとということなんですが、この議場を見回してみましても、当局席、とにかく女性がたったお一人です。これをやっぱり異常な状態だというふうに認識する人がどのくらいいらっしゃるでしょうか。私たち自身が変わらなければならない問題もあるかもしれません。

今度の4月の人事でどれくらいの女性幹部が登用されるのか具体的に伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

今度の4月の部分については、ただいままだ検討中でございます。

○14番（山口初美さん）

これ、具体的に計画を持ってきちんと進めていかなければ進まないと思います。

今度の人事できちんと、何人ぐらい、市長としては幹部に登用するお考えか伺います。

○市長（宮路高光君）

管理職という方法もございまして、やはり幅広い中におきまして、私はその段階があるというふうに思っております。早く係長補佐のほうに多くの方を任用していかなきゃ、それが先だと。そこからまたある程度実績を積みながら多くの係長、課長補佐が出てくれば任用の機会も多くなるというふうに思っておりますので、今回の人事の中におきましては、この係長補佐、こういうところに多くの女性を登用していきたいというふうには思っております。

○14番（山口初美さん）

あんまり進まないようなご答弁かなというふうに少し私もがっかりするところですが、きちんと前に進むように努力していただきたいと思います。

その次の質問、7問目は、非正規雇用から正規雇用への転換についてですが、8時間働けば普通に暮らせる日置市にするためのということで、私は提案させていただいております。

この住民福祉サービスを担いその向上のた

めに働く、市役所内で働く人の身分はきちんと保障されて安定した収入が保障されなければならないと、安心して働くことができなければならないと、住民福祉も向上しないというふうに私は考えておりますが、低賃金の無権利の非正規ではなくて正規労働を当たり前にして、男女誰もが8時間働けば普通に生活できる賃金の保障が必要だということを再度申し上げておきたいと思えます。

8問目、最後の、吹上浜沖洋上風力発電計画についてですが、この計画は固定資産税の収入が日置市のメリットだというような説明がありますが、このことを具体的にちょっと説明をお願いします。

○税務課長（松元基浩君）

洋上の風力発電の固定資産税につきまして、償却資産になるんですけれども、地域をまたいで資産になるようでございます。大臣配分となりますので、日置市で試算するような金額ではちょっとありませんので、県から補助金で負担割合で配分されることになろうかと思えます。

○14番（山口初美さん）

固定資産税についてはまた、具体的にまだ数字が明らかにできるような段階ではありませんので。

業者は健康被害についてはあるはずがないと無視するというふうに思います。業者は責任を取るはずなどない、住民が犠牲になって、本当にウミガメなどもかわいそうです、吹上浜で産まれて帰ってくるのに。

本当に、この洋上風力発電計画はだめなものだめだとはっきり市長に言っていただきたい。最後に何って一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今、この話が上がっているだけであって私もまだ具体的ないろんな説明というものは受けておりませんので、今後の中におきましてそれぞれきちっと説明を受けさせていた

だき、また、市民の皆様方にもきちっと説明していただけるよう、業者のほうにはお願いしていきたいというふうに思っております。

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

29日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後1時56分散会

第 5 号 (3 月 2 9 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 2号 市道の路線の認定について
日程第 2	議案第 6号 日置市介護保険条例の一部改正について
日程第 3	議案第 7号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 4	議案第 8号 日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 5	議案第 9号 日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 6	議案第10号 日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 7	議案第11号 日置市都市公園条例の一部改正について
日程第 8	議案第20号 令和3年度日置市一般会計予算
日程第 9	議案第21号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第10	議案第24号 令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
日程第11	議案第25号 令和3年度日置市介護保険特別会計予算
日程第12	議案第26号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
日程第13	議案第22号 令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
日程第14	議案第23号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第15	議案第27号 令和3年度日置市水道事業会計予算
日程第16	議案第28号 令和3年度日置市下水道事業会計予算
日程第17	議案第29号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第16号）
日程第18	議案第30号 令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）
日程第19	議案第31号 令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）
日程第20	議案第32号 令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第21	請願第1号 「健康交流館ゆーぷる吹上使用存続営業に関する請願書」
日程第22	請願第2号 健康交流館ゆーぷる吹上のプールの存続を求める請願書
日程第23	陳情第2号 健康交流館ゆーぷる吹上のプールと食堂の存続を求める陳情書
日程第24	陳情第3号 健康交流館ゆーぷる吹上のプールと食堂の存続を求める陳情書

- 日程第 25 議案第 33 号 (仮称) 東市来ドーム建築工事請負契約の締結について
- 日程第 26 発議第 1 号 日置市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 27 発議第 2 号 日置市議会議員政治倫理条例の一部改正について
- 日程第 28 発議第 3 号 日置市議会会議規則の一部改正について
- 日程第 29 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 30 所管事務調査結果報告について

本会議（3月29日）（月曜）

出席議員 21名

1番	欠 員	2番	佐 多 申 至 君
3番	是 枝 みゆきさん	4番	富 迫 克 彦 君
5番	重 留 健 朗 君	6番	福 元 悟 君
7番	山 口 政 夫 君	8番	樹 治 美 君
9番	中 村 尉 司 君	10番	留 盛 浩一郎 君
11番	橋 口 正 人 君	12番	黒 田 澄 子さん
13番	下御領 昭 博 君	14番	山 口 初 美さん
15番	西 菌 典 子さん	16番	門 松 慶 一 君
17番	坂 口 洋 之 君	18番	並 松 安 文 君
19番	大 園 貴 文 君	20番	田 畑 純 二 君
21番	池 満 渉 君	22番	漆 島 政 人 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事 務 局 長	丸 山 太美雄 君	次長兼議事調査係長	神 余 徹 君
議 事 調 査 係	松 永 真 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮 路 高 光 君	副 市 長	小 園 義 徳 君
教 育 長	奥 善 一 君	総務企画部長兼総務課長	上 秀 人 君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所 浩 君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎 正 吾 君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅 北 浩 一 君	消防本部消防長	柿 内 和 浩 君
東市来支所長	新 村 芳 尚 君	日吉支所長	丸 田 明 浩 君
吹上支所長	江 田 光 和 君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口 亮 君
財政管財課長	東 正 和 君	企 画 課 長	内 山 良 弘 君
地域づくり課長	濱 崎 慎一郎 君	税 務 課 長	松 元 基 浩 君
商工観光課長	久木崎 勇 君	福 祉 課 長	有 村 弘 貴 君
健康保険課長	山 下 和 彦 君	介 護 保 険 課 長	東 浩 文 君
建 設 課 長	田 口 悦 次 君	農地整備課長	東 広 幸 君
上下水道課長	新 川 光 郎 君	学校教育課長	渦 尾 文 輝 君

社会教育課長 横 枕 広 幸 君
監査委員事務局長 丸 山 太美雄 君

会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん
農業委員会事務局長 上之原 誠 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、3月9日の山口初美議員の一般質問の回答への訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

○税務課長（松元基浩君）

令和3年3月9日、一般質問で山口議員から国民健康保険税や介護保険料の引下げについての質問がございました。

回答に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。訂正箇所は、「子育て世帯の経済的負担軽減の観点から子どもの均等割を軽減するよう制度改正がされているようだが、通達は届いているのか」との質疑の中で、「3月議会に提案してあります」と答弁しておりますが、正しくは「制度改正案の通知が届いている状況です」に訂正をお願いいたします。失礼しました。

△日程第1 議案第2号市道の路線の認定について

○議長（漆島政人君）

日程第1、議案第2号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。ただいま議題となっております議案第2号市道の路線の認定についてにつきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は2月24日の本会議におきまして当委員会に付託され、2月25日に委員全員出席のもと委員会を開催し、現地調査を行い、産業建設部長及び担当課長等の説明を求め質

疑、討論、採決を行いました。

今回の市道の認定路線は、民間の住宅団地開発造成工事により整備を行い、市に寄附採納された路線であります。

名称が鳥越団地1号線、延長が223.4m、幅員は6m、起点が市道鳥越先で日置市伊集院町下神殿1797番2地先、終点が伊集院町下神殿1776番7地先であります。

次に2路線目は名称が鳥越団地2号線、延長が122.4m、幅員は6m、起点が伊集院町下神殿1793番1地先、終点が伊集院町下神殿1776番7地先であります。

今回、市道として認定し、供用・管理を行うとするため提案されたものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。委員より、この道路の工事そのものは平成8年から10年には終わっているが、なぜ今回まで認定がされなかったのかお尋ねするとの問いに、旧伊集院町当時は、新たに作られた団地の中に設置される道路について、計画戸数の7割以上の建設がないと町道として引き取らないルールがあった。そのためこれまで日置市になってからも、市道として引き取る事はなかったとの答弁。

また、委員より、この団地は18戸分の住宅地がある中で、現在は10戸が建設済み、2戸が建設中であり、7割にはなっていないが何か変更等があつて今回、引き取ることになったのかお尋ねするとの問いに、平成30年に日置市土地利用対策要綱の7割以上でないと寄附採納として引き取らないとあつた部分を削除した事により、引き取れる形になったとの答弁。

また、委員より、市道認定についてお尋ねするが、市道の中に転回する場所があること、また必ず車が通り抜けることができる事とこれまで聞いているが、基準についてお尋ねしたいとの問いに、今回の鳥越団地1号線2号線においては市道鳥越線の旧道に通り抜けが

できるということで市道認定されることになるとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。その後自由討議を行い討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第2号市道の路線の認定については全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号市道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第6号日置市介護保険条例の一部改正について

△日程第3 議案第7号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第4 議案第8号日置市指定地域

密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第5 議案第9号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第6 議案第10号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第2、議案第6号日置市介護保険条例の一部改正についてから日程第6、議案第10号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての5件を一括議題といたします。

5件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

おはようございます。ただいま議題になっております議案第6号日置市介護保険条例の一部改正についてにつきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月24日の本会議におきまして本委員会に付託され、26日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、介護保険課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の改正は、第8期日置市介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から5年度までの介護保険料率区分の第2段階及び第3段階の各年度における保険料率を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

第8期計画の介護保険料基準額は、7期と同額の6,100円と算定しております。

質疑はなく当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第6号日置市介護保険条例の一部改正につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、引き続き、ただいま議題となっております、議案第7号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから議案第10号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの4件について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月24日の本会議におきまして、当委員会に付託され、26日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、介護保険課長など当局の説明を求め、その後、討論、採決を行いました。

今回、議案第7号から議案第10号の4件は、介護関連の基準を定める条例の一部改正であります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されました。この公布に伴い、一部条例改正するものであります。本市独自の基準等の改正事項はございません。

今回議案4件の改正概要は、主に5つの事項に分かれております。

1、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中での感染症や災害への対応力強化を図るとともに、日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みを推進すること。

2、認知症への対応力向上、地域の特性に応じたサービス確保など地域包括ケアシステムの推進を図ること。

3、口腔衛生、栄養管理の取り組みの連携・強化など自立支援・重度化防止の取り組みを推進すること。

4、喫緊・重要な課題として、ハラスメント対策、電磁的記録による保存等、ICTの活用など介護人材の確保、職場環境の改善、業務負担の軽減の推進を図ること。

5、ケアプランの検証など制度の安定性・持続可能性の確保を図ることとしております。

執行部説明後、議案第7号から議案第10号までのそれぞれ議案ごとに質疑を受けましたが、事前に議会全員協議会及び本議会において、資料等を通して詳しく説明がなされていたため、改正案に関する質疑はありませんでした。

その後、議案第7号について討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続けて、議案第8号について討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第8号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続けて、議案第9号についても討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第9号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、全

会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第10号についても討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第10号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから、5件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号日置市介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

先ほどの口述のところで、議案第7号について口述を一部訂正いたします。

議案第7号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第8号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号

は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第7 議案第11号日置市都市公園条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第7、議案第11号日置市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第11号日置市都市公園条例の一部改正についてにつきまして、産業建設常任委員会におけ

る審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る2月24日の本会議におきまして当委員会に付託され、2月25日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長、担当課長等の説明を求め現地調査の後、質疑、討論、採決を行いました。

この条例の一部改正は民間の住宅団地開発造成工事に伴い、市に寄付採納されたもので、都市公園として管理するため提案されたものです。

名称は鳥越公園、所在地は伊集院町下神殿字鳥越1782番35で、面積は315m²の公園で、付帯設備としてベンチ2基、フェンス51.7m、樹木2本、園名板、階段、スロープ、スロープ手すりとなっております。

これを含めて市内の都市公園数は66か所になります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、団地の造成とともに公園は一緒に作っていたものか。当時からあったものなのかとの問いに、当時は広場的なものはあったと記憶しているとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。その後自由討論を行い討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第11号日置市都市公園条例の一部改正については、全会一致で原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第11号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号日置市都市公園条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第8 議案第20号令和3年度日置市一般会計予算

○議長（漆島政人君）

日程第8、議案第20号令和3年度日置市一般会計予算を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西菌典子さん）

ただいま議題となっております議案第20号令和3年度日置市一般会計予算につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、3月4日の本会議におきまして総務企画常任委員会に係る部分を分割付託され、3月11日・12日・15日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、担当部長・課長等当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

令和3年度の一般会計予算額は、245億4,900万円の予算規模で、前年度比21億1,500万円の減になりました。骨格予算の編成で経常経費、義務的経費のみの計上であります。

総務企画部所管及び消防本部所管の歳入の主なものを申し上げます。

01款市税は、新型コロナウイルス感染症

拡大による経済低迷を予想し、前年度比約2.1%減の47億333万4,000円であります。

02款地方譲与税は地方揮発油譲与税・自動車重量譲与税で2億4,200万円、11款地方交付税は前年度と同額で78億円。

14款使用料及び手数料は、総務使用料で市営駐車場使用料や地区公民館施設使用料など638万9,000円。商工使用料で観光施設使用料など16万5,000円。消防使用料で行政財産目的外使用料12万9,000円、手数料で徴税手数料484万5,000円、消防手数料で6万1,000円の計上でありました。

15款国庫支出金では、総務費国庫補助金で社会保障・税番号システム整備費補助金で106万4,000円、商工費国庫補助金で地方創生推進交付金50万円、総務費国庫委託金で自衛官募集事務国庫委託金2万4,000円の計上でありました。

16款県支出金では、総務費県補助金で鹿児島市町村権限移譲交付金460万3,000円、地方公共交通特別対策事業補助金で712万7,000円、消防費県補助金で石油貯蔵施設立地対策交付金210万円、電源立地地域対策交付金2,000万円、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金83万4,000円、商工費県補助金で消費者行政活性化事業県補助金7万3,000円、新型コロナウイルス関連緊急経営利子補助事業費県補助金で1万7,000円、総務費県委託金で個人県民税徴収取扱費交付金6,520万2,000円、選挙費県委託金で2,490万8,000円、統計調査費県委託金で279万円、観光費県委託金で九州自然歩道管理費県委託金で12万4,000円が計上されました。

18款寄付金は一般寄付金8億2,500万円、指定寄付金は6億7,500万円、地方

創生応援税制の企業版ふるさと納税は3億1,115万5,000円が計上されました。

19款繰入金は、財政調整基金・まちづくり応援基金・地域づくり推進基金等1億4億7,406万6,000円。

22款市債は、前年度比、約55.4%減の1億7,310万円、令和3年度末の市債の現在高見込み額を約3億1,200万円と見込んでおります。

次に、歳出の主なものを報告いたします。

総務課選挙管理委員会所管では、会計年度任用職員報酬は8,086万6,000円の計上、その他保険料で全国町村会総合賠償補償保険料4万8,000人分、鹿児島県町村会奉仕活動傷害保険料2万2,800世帯分で493万1,000円、防災関係では工事請負費の単独事業で交通安全施設費1,503万円、これは区画線やガードパイプ等の工事、災害対策費の備品購入費で広報車4台や備蓄品を1,657万9,000円を計上しております。

選挙管理委員会の予算は衆議院議員選挙に係るものと、日置市長、市議会議員選挙に係る予算を計上しております。

財政管財課所管では、公債費の元金を前年度比1億3,116万8,000円増と見込み、3億6,662万8,000円を計上しており、これまでの借り入れ分799件と今後の借り入れ見込み件数80件の879件を予定しております。起債利子では、前年度比5,249万5,000円減を見込み1億4,862万2,000円を計上しております。

企画課所管では、情報管理費の委託料7,738万4,000円は電算システム機器の保守業務等で新規としてWSUS（ダブルササーバー）の構築委託、産業建設部のネットワーク機器更新業務、仮想サーバー環境再構築業務などがあります。

地域づくり課所管では、負担金補助及び交

付金の3億1,089万9,000円は地域づくり費一般管理費、交通政策・移住促進対策・東市来・湯之元駅管理費などがあります。

商工観光課所管では、商工業振興費の中でふるさと納税に係るものは、手数料で、ポータルサイトおよびクレジット会社への手数料1億5,000万円、委託料で、ふるさと納税一括業務委託など1億9,603万4,000円などが計上され、積立金として指定寄付金や、まちづくり応援基金利子など6億7,562万5,000円が計上されております。

観光費では、補助金及び交付金で観光振興費の市観光協会運営補助金や、イベント補助事業費、スポーツ合宿補助事業費で3,480万3,000円を計上。また、繰出金で国民宿舎事業特別会計へ2,603万8,000円、健康交流館事業特別会計へ5,037万8,000円が計上されております。

消防本部所管では、常備消防費の委託料ではNET119導入委託料や、多言語コールセンター委託料、備品購入費で高規格救急車1台は北分遣所の更新分になります。

税務課、議会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局、会計課所管については、例年と変わらない計上となっております。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

総務課所管では、委員より、職員の福利厚生で高ストレス者に対する医師面談10人の予定で計上されているが、コロナ関連の業務などで増える可能性はないかとの問いに、ストレスチェックを実施して高ストレス者となった方に案内を出し、申し出た場合に医師面談を行っている。日置市の職員に対する高ストレス者の割合は全国平均より下回っているとの答弁。

財政管財課所管では、財政が厳しい中、基金の繰入の方法や活用方針の考え方は、また、ふるさと納税等は伸びているが今後の予測は

との問いに、財政計画の中で繰り入れを行っていきたいと考えている。財政調整基金の積み立て目標は30億円であるが、現在20億円を確保して当初予算を編成している。それに見合った繰り入れを行う方針である。まちづくり応援基金に積み立てるふるさと納税は、貴重な財源であり、また地場産業の育成にも寄与しているので推進していかねばならないが、制度が今後どのように変わるかが不透明であるので、自主財源に力を入れて、歳出を削減していく姿勢も必要であるとの答弁。

企画課所管では、指定管理の更新で財務諸表などの審査業務委託料が計上されているが、以前更新の際は民間譲渡へ見直すべきではないかと提案していたが、その結果はとの問いに、民営化については所管課とも協議している。同時には行うことが出来ないが、できることから民営化していきたいとのことであるとの答弁。

地域づくり課所管では、コミュニティーバスの運行委託料が3,000万円計上されているが、コロナの関係で利用者が少なくなると委託料が増えるのかとの問いに、委託内容はキログラム単価で契約しているので委託料が増えることはないとの答弁。

商工観光課所管では、ふるさと納税の見直しはとの問いに、3月5日時点で13億円程度なので、当初予算で15億円見込んでおり、また目標としているとの答弁。

消防本部所管では、消防団員の確保が困難であるとのことであったが、学生の消防団員は計画していないのかとの問いに、学生は入団できないということはない。現在も1人学生で消防団に所属している団員もいる。しかしながら、学生は卒業すれば退団することになるので、長く団員を続けてもらえるような方を募集したいとの答弁。

税務課所管では、新型コロナウイルス感染症による徴収猶予特例は打撃を受けた商店街

や飲食店も含まれるのかとの問いに、一部含まれるが、市外の大手事業所が多いとの答弁。

会計課所管、議会事務局・公平委員会事務局・監査委員事務局には質疑がありませんでした。

その他多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第20号令和3年度日置市一般会計予算につきましては、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定しました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題となっております議案第20号令和3年度日置市一般会計予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、3月4日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、3月11日、12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長など当局の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の当初予算の概要は、歳入歳出総額それぞれ245億4,900万円となっております。

2款総務費の戸籍住民基本台帳費では、昨年度より817万4,000円減の1億3,616万8,000円、3款民生費では、昨年度より7,670万7,000円増の83億9,595万8,000円、4款衛生費では6,191万1,000円減の35億4,530万6,000円、10款教育費では、昨年度より10億4,314万6,000円減

の20億9,533万3,000円とするものでございます。

なお衛生費の保健衛生費では、水道事業等への負担金、補助金等1億6,832万9,000円が含まれており、所管する額は33億7,697万7,000円となります。その他、当委員会所管に係る主なものについて、ご報告いたします。

歳入について、主なものをご報告いたします。

市民生活課所管分では、14款総務手数料で戸籍住民基本台帳手数料2,181万7,000円、衛生手数料で清掃手数料8,793万円を計上しております。

15款総務管理費国庫補助金で個人カード交付関連事業費2,380万4,000円、環境衛生費国庫補助金で浄化槽設置整備事業費に3,078万6,000円を計上しております。

16款環境衛生費県補助金では1,381万1,000円を計上しております。

22款市債においては、今回、ごみ処理施設整備事業債、一般廃棄物処理事業債1,410万円を計上しております。

福祉課所管分は、15款社会福祉費国庫負担金17億564万3,000円で全体の34.38%を占め、児童措置費国庫負担金で9億6,055万6,000円、児童手当国庫負担金で5億3,316万6,000円を計上しているところでございます。

16款社会福祉費県負担金で5億5,946万7,000円、児童措置費県負担金では4億6,431万円等含めて、総額49億6,042万9,000円を計上しております。

健康保険課所管分は、15款衛生費国庫負担金で療育医療事業費に380万円、国民健康保険基盤安定化等事業費に5,073万3,000円、衛生費国庫補助金で母子保健衛生費に256万5,000円、16款衛生

費県負担金では国民健康保険基盤安定化等事業費に1億6,543万2,000円、衛生費県補助金では健康増進事業費に212万7,000円を計上しております。

介護保険課所管分は、15款介護保険低所得者保険料軽減分国庫負担金に4,632万8,000円。

16款介護保険低所得者保険料軽減分県負担金に2,316万4,000円、老人福祉費県補助金で子ども食堂もポイントアップ・元気度アップ推進事業費に301万5,000円を計上しております。

教育総務課・学校教育課所管分は、15款教育費国庫補助金で、小学校費に274万6,000円、中学校費に112万6,000円、教育債で保健体育債2,120万円を計上しております。保健体育債は給食センター施設整備事業費に使うものでございます。

社会教育課所管分は、14款使用料及び手数料、社会教育施設使用料で267万3,000円、保健体育施設使用料で2,309万2,000円、行政財産目的外使用料で130万3,000円を計上しているところでございます。

歳出については、市民生活課所管分は、2款戸籍住民基本台帳費、負担金補助及び交付金で、個人番号カード事業費に2,133万9,000円を計上しております。

4款環境衛生費、委託料でウミガメ保護監視員及び市営墓地管理に248万5,000円、負担金補助及び交付金では浄化槽設置整備事業費155基を見込み8,028万2,000円、南薩地区新クリーンセンター施設整備費負担金として3,393万6,000円、同4款塵芥処理費、工事請負費で単独事業といたしましてクリーンリサイクルセンター運営費に係る焼却設備機器補修工事等に1億1,966万2,000円を計上しております。

福祉課所管分については、社会福祉総務費

で27億4,833万3,000円、老人福祉費に2億9,648万2,000円、児童福祉総務費で3億2,153万9,000円、児童措置費で31億3,119万2,000円、生活保護総務費で7億7,438万3,000円を計上しております。

3款民生費においては、社会福祉総務費の扶助費において、重度心身障害者医療費助成事業費に1億3,191万5,000円、障害者自立支援給付費に15億4,689万6,000円、障害児通所給付費に6億2,808万4,000円を計上しています。療育への給付は、対象児童の増加や単価改正により大幅に増えています。

児童措置費の扶助費において、保育所運営費に19億9,225万6,000円を計上しております。生活保護総務費の扶助費においては、生活保護総務管理費に7億5,730万円を計上しております。生活保護の新規認定は横ばいで、2月末時点で360世帯ほどが受給しておりますが、相談件数が増加傾向にもあります。

4款衛生費、保健指導費の扶助費で子ども医療費助成事業費に1億4,400万円、乳幼児医療給付事業費に915万6,000円を計上しております。現物給付による鹿児島県子ども医療費助成対象者が非課税世帯の高校生までに拡充された予算額となっております。

健康保険課所管分は、4款衛生費、予防費に1億4,139万5,000円、保健指導費に1億7,800万3,000円、国民健康保険財政対策費の繰出金に4億7,825万1,000円を計上しております。保健指導費においては、その他報償費で昨年同様、マタニティボックス事業に700万円を計上しており、需用費で保育園や幼稚園、認定こども園に実施してきたフッ化物洗口事業を令和3年度は小学校3校を加えて実施する計画で、

医療材料費を増額しているところでございます。

介護保険課所管分は、3款老人福祉費報償費で子ども食堂もポイントアップ・元気度アップ推進事業費に298万円を計上しております。筋ちゃん広場のグループを含めて120グループを見込んでおります。

教育総務課・学校教育課所管分は、10款教育費、小学校費の学校管理費に2億8,635万6,000円、教育振興費に1億226万9,000円、中学校費の学校管理費に1億5,706万円、教育振興費に670万3,000円を計上しております。

社会教育課所管分は、10款教育費、体育施設費において、委託料に6,278万円、工事請負費に3億822万3,000円を計上しております。多くが（仮称）東市来ドームの新築工事に係るものでございます。入札契約議案を本日29日に上程しておりますが、議案が否決された場合は、6月議会にて今回のドーム建設に係る予算は減額補正することになります。

質疑の主なものをご報告いたします。

市民生活課所管分では、委員より、生ごみの堆肥化事業において商品化への取り組み状況はとの問いに、完熟までに時間がかかるのと、異物の混入があるため、商品化に至っていないと答弁。ほかの委員より、生ごみ回収事業において、個人情報の扱いが難しい中、転入者等への協力依頼はどのように伝達しているのかとの問いに、窓口で生ごみカレンダーを渡して説明している。さらなる周知を図っていくと答弁。

福祉課所管分では、委員より、子どもの貧困対策計画は今後どのように進める考えかとの問いに、今年度、市内全ての小学5年生、中学2年生の親子、さらに、小学校1・2年生の保護者を対象にアンケート調査を終えている。その調査結果をまとめ、計画策定委員

会で審議し、令和3年度中に計画を策定すると答弁。またほかの委員より、伊作地区新規児童クラブの開設が予定されているが、現在、伊作地区では、市の直営で運営しているがその関連はとの問いに、新規の民間児童クラブが令和3年度中に開設される予定である。それまで廃止できないので予算計上している。令和4年度には民間運営に移行の予定であると答弁。

健康保険課所管分では、委員より、フッ化物洗口事業において小学校の3校が予定されているが、学校との共有認識はできているのかとの問いに、令和2年度より教育委員会と協議を進めてきており、補助事業等を活用して教育にも活かしていきたいと答弁。

教育総務課・学校教育課所管分では、委員より、プール保守費が計上されているが、年間のプール利用時間はとの問いに、小学校のプール授業は約8時間から10時間、中学校も同時間程度であると答弁。

社会教育課所管分では、委員より、東市来ドーム建設の入札議案が否決された場合、令和2年度分の予算はどうなるのかとの問いに、専決処分による減額補正になるとの答弁。

各所管課の説明でそれぞれ了承し、質疑を終了。

その後、自由討議を行いました。

(仮称)東市来ドーム建設について、今回当初予算にある建設費用にどう対応すべきか。まずは予算の流れを委員間で共有認識する意味で、まず当局は令和2年度の3月当初予算時にて議会可決により承認を得ているとのこと、12月議会にて上程することを予定していた入札契約を今回3月議会にて進め、本日3月29日の最終本会議で上程する予定であること。

今回の予算は、昨年令和2年度当初予算時からドーム建設費総額6億1,800万円を2年度に分けて、継続費として予定されてい

たうちのものであり、当局はそれに沿って計上した予算であること。

本日29日入札契約議案について、今回の当局の説明。議案上程のしくみからすると、議案番号の早い今回の当初予算案が採決された後に、入札契約議案が採決することとなることなど流れ等を認識した上で、本日29日上程予定の入札契約議案の採決には、各議員の判断に委ねられること等含めた討議がなされました。

自由討議後、討論に付したところ、委員より、高齢者が楽しみにしている敬老金の削減また今回、東市来ドームの予算が計上されているので反対であるとの反対討論、ほか討論はなく、討論を終了しました。

採決の結果、議案第20号令和3年度日置市一般会計予算の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

失礼しました。口述の中で教育総務課、学校教育課所管分の中で歳出のところで教育振興費に6,740万3,000円を計上しているということに訂正させていただきたいと思えます。失礼しました。

○議長(漆島政人君)

ここでしばらく休憩します。

次の会議を11時10分とします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

○議長(漆島政人君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

[産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇]

○産業建設常任委員長(黒田澄子さん)

ただいま議題となっております議案第

20号令和3年度日置市一般会計予算につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は3月4日の本会議において、当委員会に係る部分を分割付託され、3月11日、12日に委員全員出席の下、委員会を開催。

まず、現地調査を行い、産業建設部長及び担当課長等の説明を求め、質疑、自由討議、討論、採決を行いました。

まず、令和3年度予算の歳出の概要について、当委員会所管に係る部分のご説明を申し上げます。

6款農林水産業費は、総額8億9,425万1,000円で、前年度より1億7,325万8,000円の減額。

次に、8款土木費は、総額10億7,715万6,000円で、前年度より3億7,835万6,000円の減額。

11款災害復旧費は、総額6,386万円で、前年度より9,458万円の減額であります。

歳入の主なものをご報告申し上げます。

2款森林環境譲与税の令和3年度分として、2,605万9,000円。

14款公営住宅使用料で、市内62団地1,067戸分で2億2,629万円。

15款住宅費国庫補助金で、小諏訪原住宅改修と同住宅改修及び吹上温泉住宅改築に伴う移転助成の補助金4,102万円。

16款農林水産業費県補助金の中山間地域等直接支払交付金事業で5,804万6,000円、農地利用最適化交付金の農業委員・推進委員が行う農地集積・集約化や新規参入の促進に対する県補助金285万6,000円。

17款オリーブ実証圃分の果実販売と部会員向けの苗木の販売代金181万円。

21款雑入の農林水産業雑入で、チェスト館や江口蓬莱館の指定管理者納付金570万

5,000円。

22款災害復旧債、農林水産施設災害復旧債の現年度分300万円であります。

次に、歳出の主なものをご報告申し上げます。

6款農業委員会費に係る旅費で、農業委員・推進委員の県外研修に係る旅費34人分を含む178万9,000円。負担金補助及び交付金は、各協議会への負担金と遊休農地等整備事業費で81万8,000円。

農地費に係るその他委託料は、積算システム保守、農道等道路伐採、日吉地域かんがい排水等で740万5,000円。負担金補助及び交付金で、多面的機能支払交付金事業補助金等1億8,745万1,000円。

農業施設管理費に係る委託料で、各農産加工センターの産廃処理や消防設備点検、浄化槽保守点検業務等、また、ひまわり館、山神の郷、城の下物産館への指定管理料を含め、1,148万5,000円。

林業振興費に係るその他委託料で、吹上と日吉の松くい虫駆除に対する委託料1,186万3,000円、各猟友会へ有害鳥獣捕獲業務委託金1,800万円。

水産業施設管理費に係る工事請負費では、吹上漁港航路閉塞による土砂しゅんせつ工事費で1,056万5,000円であります。

8款道路維持費に係る需用費で、道路維持管理に要する消耗品、公用車や作業機械の燃料費、施設維持修繕費など3,550万8,000円。委託料で市道植栽剪定業務、伊集院駅昇降機保守点検業務、美山インターチェンジランプ開閉器保守点検業務等で2,838万1,000円。また、備品購入費で、美山インターチェンジ交通量計測監視設備更新費用1,075万8,000円。

道路新設改良費に係る工事請負費で、一般道路整備事業費として5,484万6,000円。

土地区画整理費に係る工事請負費で、湯之

元第一地区の宅地整地工事と区画道路築造などの工事費4,500万円。

11款農地農業用施設災害復旧費に係る工事請負費の補助対象災害の復旧工事費で、現年度4地域分800万円、過年度分の桑木野頭首工で2,800万円であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農林水産課関係では、委員より、農業振興費は新規就農者の家賃があるが、水産業の補助金の項目がない。新規就業者がいなかったのか。また、畜産関係は衰退の傾向にある気がするが、新規就業者の補助はあるのかとの問いに、水産業は新規就業者がいなかった。水産業の方は機械器具なりの補助があり、6月補正で対応する。畜産関係は補助のハードルが高く、親元就農で後継者となった場合は、新しい事業に挑戦しなければ国等の補助に当たらないとの答弁。

また、委員より、去年まで委託料で梅園の管理費があったが、今回は生まれなかったのかとの問いに、令和3年度から梅園管理は廃止することになっている。財政管財課財産活用係への相談も行っているとの答弁。

また、委員より、盗伐を防ぐ手だてとして、委員会からも要望していた伐採関係の届出の見直しをしていただいた。そんな中で、他県に本社がある会社が地権者に現金を持って買収に行き、伐採届を市に提出し伐採するという流れが進んでいる地域がある。この業者は後の植林をしないので困っているという話があるが、市は情報を持っているのかとの問いに、切られた後の相談が森林組合に来ており、非常に困っている状況だと聞く。植林しないことで大雨による災害が起こったら怖く、何か守る方法はないものか。これは日置市だけの問題ではなく、広域の連携も必要ではないかとの問いに、現状については理解をしている。民間の仕事の場合は植林をしていただけないのが実態である。県も造林を進めて

おり、森林組合は造林を5年間かけて手入れまでしてくれている現状もある。しかしながら、植林については法的に義務ではないために今のところは手だてがない状況であるとの答弁。

次に、農業委員会事務局関係では、委員より、担い手農家結婚モデル事業の祝い金等は廃止となっているが、全庁的に支援しようという協議はなかったのかとの問いに、企画のほうには連携中枢都市圏の関係もあり、相談をした経緯がある。全庁的な協議までは至っていない。この事業は過去にイベントをやっていたが、やめて報償費だけを組んでいたもので参加者が少なく、イベントをするのは厳しいと考えているとの答弁。

また、委員より、旅費で、女性農業委員研修や農業委員会のメンバーでの熊本研修も予定されている。来年度はどのようなことを学ぶのか。また、女性はこういった内容で研修をしているのか。これまで本市の農業委員会の活動に取り組みされたもの等はあるのかとの問いに、研修に行つてよかったという話を聞いているが、具体的な中身の話は聞いていない。今後、事務局のほうでも内容について聞いていきたいとの答弁。

さらに、委員より、年金加入推進の成果はどうか。また、掛金は幾らになっているのかとの問いに、毎年加入していただいております。令和元年度3人、令和2年度4人である。掛金は月額2万円からで、国民年金に加入しているのが条件であるとの答弁。

次に、農地整備課関係では、委員より、中山間ふるさと水と土保全基金4,000万円を預けている分の利子が計上されているが、この4,000万円が直接、事業に寄与しているようには感じないので、もっと有効に活用できるのではないかと。ほかの自治体の運用事例について伺いたいとの問いに、他自治体の内容は把握していない。条例には処分とい

う形で基金の全部または一部を処分できるとあるので、今後、財政管財課と協議してみるとの答弁。

また、委員より、負担金として土地改良区費に育成補助金が計上されており、日吉と吹上が対象になっているが、ほかの地域はどうなっているのかとの問いに、土地改良区はダム、水路などの建設・管理や農地の整備など土地改良事業を実施することを目的としている。伊集院は事業が終わり解散しており、東市来は玉田土地改良区があるが、今年で解散する予定であるとの答弁。

次に、建設課関係では、委員より、その他委託料の動物死骸除去業務は1回の単価は幾らか。また、令和3年度の見込み件数はどうなるのか。併せて、昨年度の状況が分かればお尋ねするとの問いに、時間単位で料金が支払われ、1時間8,393円となっている。これは県単価と同じである。出勤からクリーンリサイクルセンター搬入までの時間が、ほぼ1時間から1.5時間くらいが平均となる。ちなみに、令和元年度実績は、東市来が33回で47.5時間、伊集院が58回で58時間、日吉が14回で16時間、吹上が36回で36時間となっているとの答弁。

また、委員より、住宅建設費、工事請負費の小諏訪原住宅1号棟改修工事が1億3,200万円計上されている。歳入は2分の1出るようになっているが、事業費の内訳はどうなっているのかとの問いに、4,000万円が補助、9,200万円が一般財源であるとの答弁。

さらに、委員より、道路維持費の備品購入費で美山インターチェンジ交通量計測監視整備の更新が1,075万8,000円計上されているが、何年経過をしたものか。また、一日の交通量はどれくらいか。さらに、料金所があるが、監視しないといけない理由は何かとの問いに、設置は平成19年で美山イン

ターチェンジができた当初から設置している。機器の不良で計測ができないものがあり、今回更新することにした。平成30年度の一日平均利用台数は586台となっている。高速道路は全てインターチェンジの状況を把握し、ネクスコから国へ報告されるようだ。美山インターチェンジは日置市で設置したために、市からネクスコのほうに報告するようになっているものであるとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後に自由討議を行いました。

その中で、住宅建設費の工事請負費、公営住宅建設事業費の小諏訪原住宅1号棟改修工事予算の1億3,200万円について、一般財源から9,200万円が支出されている点について意見が出されました。今は一般財源から支出を抑えていく時期でもあり、工事を進めなければならないものなのか。今でなくてもよいのではないか。またしかし、既に住宅の転居費用等が計画をされており、住んでおられる方々は引っ越しのための準備や予定もあるため、今回の改修工事においては認めていかななくてはならない。

さらに、市議会改選後においては、行政側が策定した公営住宅等長寿命化計画にのっとった審査だけではなく、我々議会も現状の公営住宅について、このまま存続すべきか、民間に譲渡できないか。また、取り壊して土地の有効活用をすべきなどといった点について、議会内でも特別委員会等を設置し、議会側の提案もすべきではないかといった活発な意見が出ました。

その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第20号令和3年度日置市一般会計予算の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告を終わり

ます。

○議長（漆島政人君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第20号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第20号令和3年度日置市一般会計予算に対する反対討論を行います。

今、新型コロナ禍で市民の命と健康、生活をどう守るかが問われています。そして、コロナを終息させるために、自治体としても全力を挙げて取り組むことが求められています。今、急いでやらなければならないことは何なのか、しっかり見極める必要があると考えます。

国の2021年度予算では、社会保障費の自然増を1,300億円も削減しました。軍事費は9年連続で増額し、過去最大の5兆3,422億円です。暮らしを置き去りにし、新型イージス艦取得や長距離巡航ミサイル開発などに力を注ぐことは異常です。

マイナンバーカード普及促進やデジタル庁創設など、不要不急の予算に固執した姿勢は重大です。国民生活応援に大きな効果がある消費税減税に背を向けたことも大問題です。このような国の悪政から市民の命と暮らしを守ることが、この当初予算には求められていますが、そうっていない点、問題だと思う点を幾つか指摘させていただき、反対討論とさせていただきます。

まず、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード事業費は、交付率が2月末で本市では23.5%との説明でした。全国平均よりは

進んでいます。政府は今年度も、マイナンバーカードの普及促進を計画しています。そのための予算が計上されています。国民がカードを申請しないのは、個人情報保護などに不安があるからです。2021年3月からは、マイナンバーカードを保険証として使えるようにするようになっていますが、その準備は遅れています。そもそも、マイナンバーカード自体の普及が進んでいません。

また、マイナンバーカードを保険証として使うには医療機関にカードリーダーを備える必要がありますが、それも遅れています。機器の設置には政府は補助金を用意していますが、その後の維持管理は医療機関の負担になります。また、実際に始めれば、患者の苦情や質問など窓口での混乱が目に見えています。ただでさえコロナで大変な医療機関にさらに財政的、事務的な負担を押し付けるなど許せません。保険証として利用することになれば、これまでは大事に家にしまっていたマイナンバーカードを日々持ち歩くことになり、個人情報漏洩などのリスクが一層高まることになります。

次に、戸籍住民基本台帳費の補助金及び交付金の人権事業費、人権啓発研修事業費補助金として35万2,000円が計上されています。これまで37万8,000円を計上されてきたものが少し削られてはおります。毎年、指摘をしておりますが、これは部落解放同盟という特定の団体への補助金であり、税金の使い道として認めることはできません。国においては既に同和対策事業は終了しましたし、どうしてこの団体にだけ人権啓発の研修が必要なのか、市民の理解も得られない逆差別だと指摘したいと思います。

また、令和3年度は敬老祝い金が大幅にカットされる点は、私は認めることはできません。高齢者の方々が大変楽しみにしておられるお祝い金です。

88歳、米寿のお祝い金、これまで2万円、現金1万円と商品券1万円だったものが商品券5,000円だけになります。99歳、白寿のお祝い金、これまで3万円、現金1万円と商品券2万円だったものが商品券1万円だけに。100歳、喜寿のお祝い金、これまで5万円、現金2万円と商品券3万円だったものが商品券1万円だけになります。101歳から毎年3万円、現金1万円と商品券2万円が、これが全く何も支給なし。100歳を超えてもゼロ、ばっさり、こんな冷たい見直しがされました。私は認めることはできません。

環境衛生費の衛生処理組合負担金3,393万6,000円、負担金補助及び交付金の新ごみ処理施設整備費負担金2,637万8,000円、これは南薩地区衛生管理組合新クリーンセンター施設整備負担金として計上されております。日置市と南さつま市、南九州市、枕崎市の4つの自治体が合同で進めている大型ごみ焼却場の建設予定地では、住民の反対の声を無視して強引に進められており、問題です。また、日置市でも、住民の知らないうちに住民不在で進められているのは問題だと考えます。

また、地球温暖化の進行を考えれば、保安林に指定されている松林を伐採しなければならぬことも問題ですし、より高温で燃やすことも温暖化対策に逆行します。また、今、コロナ禍の下で箱物を造っている場合ではありません。高温でゴミを燃やすような大型の施設を今造るべきではないと考えますので、当初予算の反対の理由の一つとさせていただきます。

次に、働き方改革の中で、学校の先生方の長時間労働が全国的に問題になっておりまして、文部科学省は、まずは先生方の勤務の実態をちゃんとつかむようにと指示を出しました。

日置市では、先生方からもタイムカードを

設置してほしいと要望が出されておりましたが、予算に計上されておられません。これも反対の理由の一つに挙げておきたいと思います。今は先生方が各自パソコンに入力して、それで在校時間が分かるようになっているという説明でございましたが、タイムカードが一番簡単で間違いのないし、1台が大体1万円程度ということですので、小中合わせて22校ですから22万円ほどの予算でできるわけです。

今、学校では子どもたちの不登校やいじめの問題などがあり、子どもたちが楽しく学び、安心して過ごすことができる学校にするためには、先生方が子どもたち一人一人としっかり向き合える余裕を持って、ゆとりを持って子どもたちと接することができる学校にしていかななくてはならないのです。コロナ禍の今、少人数学級の実現が急がれることは言うまでもありませんが、先生方の在校時間、勤務時間の把握をする必要があると文科省が判断し指示を出したわけですから、文科省の指示どおり、タイムカードを導入して実態をきちんとつかむべきだと申し添えておきたいと思えます。

また、(仮称)東市来ドーム建設は、令和2年度の当初予算の反対討論の中でも指摘いたしました。コロナ禍の下では今、箱物などを造っている場合ではないと考えます。一旦立ち止まってと申し上げました。その後、同じような趣旨の陳情も出されました。議会も僅差ではございましたが、同じような結論を出しました。その後、さらにまたドーム建設推進の方々から嘆願書が出されたということで、市の当局はどうしても造りたいということで令和3年度の当初予算に計上されているわけです。

しかし、コロナは終息したでしょうか。変異種などの問題も出てきており、市民は日常生活に戻れてはいません。まだまだ感染拡大のおそれもあります。多額の予算を使って

借金をしてまで急いでドームを建設するなど、自治体がやるべき仕事ではないと思います。

避難所としてドームの建設を求める声があるということですが、道路が冠水の危険があるとか大雨が降れば水路が増水するかもしれないとか、また道路が狭くて車の離合ができないとか、結局は住んでいる地域が危険で住みにくい、安心して暮らせないということではないでしょうか。幾ら避難所を高台に造っても、そこまで無事にたどり着けるのだろうかという声がその住民の方々からも寄せられています。よく考えるべきです。まずは地域を安全な住みよいまちにすることが必要ではないでしょうか。それをまず、ちゃんとやるべきです。僅か1.5kmのところと同じようなゲートボールやテニスができるドームがあります。

そして、コロナ禍の今、多額の借金をしてまでドームを造ることを優先するのは間違っています。そんなお金があるんだったら、日置市はまだPCR検査ができるところが1か所もありませんので、機械を買ったらどうでしょうか。

健康保健課の保健指導費、医薬材料費36万9,000円の中に、フッ化物洗口液の予算が組まれておりまして、これは健康保健課が責任を持ってやりますということではございましたが、実際に行うのは小中学校の中から3校モデル校を決めて、ミラノールという薬を薄めて給食後、虫歯予防のためにうがいをさせる、そのためのミラノールという薬剤を買うための予算です。

先生方の中から、ミラノールは劇薬なので事故が起こる可能性があるということで忠告がありました。薄め方を間違えば大変なことになるんですよということで説明会を保護者向けにもきちんと開いてほしい、希望する、しないの選択ができるようにと、そういう要

望がありました。健康保健課も様々な意見があることは承知しておられまして、絶対に事故などないように責任を持ってやりますということでもございました。しかし、実施するのは学校現場ですので、連携を密にして先生方の加重負担にもならないよう配慮が必要ですので、申し添えておきたいと思います。

最後に、市役所で働く非正規雇用が正規雇用を上回っているのは問題です。非正規率は過去最高となっています。8時間働けば普通に暮らせる日置市にするため、役所内の非正規雇用を正規にしていくことがコロナ禍の今、求められていると考えます。安定した収入が保障され、身分が保障されて安心して働くことができなければ、住民サービスは向上しません。日置市の今の状況は大変問題で、こうした無権利な働かせ方に歯止めをかけることがこの予算に求められておりますが、そうっていないので、私は認めることはできません。

幾つか申し上げましたが、以上、反対討論といたします。

○議長（漆島政人君）

次に、下御領昭博君の賛成討論の発言を許可します。

○13番（下御領昭博君）

ただいま議題となっております議案第20号令和3年度日置市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や医療提供財政の確保を進めつつ、持続可能な行財政構造を構築するため、歳入歳出両面にわたる徹底した行財政改革に引き続き取り組む必要があるとしています。

そのような中、市民サービスの維持・向上等を図りつつ、安定的で持続可能な財政運営も考慮した上で緊急性や重要性のある施策や事業等を選択し、また5月に市長選挙を控え

ていることから骨格予算として、一般会計当初予算は245億4,900万円となり、前年度と比較し、21億1,500万円の減となっています。

まず初めに、マイナンバーカードは個人情報漏洩リスクがあり反対意見であります、行政を効率化し、国民の利便性を高めるとともに、公平・公正な社会を実現するとしています。時代の流れに沿って効率的に個人番号カードの取得を推進することが必要と考えます。

次に、敬老金支給見直しに反対意見ですが、新型コロナウイルス感染症が終息しない中、財政状況も大変厳しいと思います。市民が長寿を祝福して敬老の意を表すという敬老金の趣旨を継承しつつ、限られた財源の効率的配分のための事業見直しであります。この件は、他の自治体9水準との比較をし、整合性を図っています。

以上のような理由で、ご理解とご協力をお願いするものであります。

最後に、(仮称)東市来ドーム整備事業に反対意見ですが、新型コロナウイルス感染症が終息しない中、税収も落ち込み、財政状況も大変厳しいことは私も理解するところです。しかし、この案件は、旧体育館が老朽化し解体され、それに代わるドーム建設が計画され、これまで規模の縮小や施工費の減額など見直しを行っています。

地域住民の強い要望で避難施設として、また健康増進を図る目的をも兼ねて、全天候型の屋内多目的運動施設として活用できる施設が早急に必要と考えます。

以上のようなことを申し上げ、今回、当初予算はいずれも慎重審議されているものと理解いたしまして、議案第20号令和3年度日置市一般会計予算につきましては、賛成いたします。

○議長(漆島政人君)

次に、橋口正人君の反対討論を許可します。

○11番(橋口正人君)

私は、令和3年度日置市一般会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

まず、市民からの(仮称)東市来ドーム建設への中止及び延期の陳情を議会は採択をした経緯があります。それは全て、コロナ禍における市民の生活を守るための財源確保をすべきであるとの考えからでありました。その後市長は新聞紙上で、このことについて真摯に受け止めるとの発言が掲載されました。

しかし、ドーム予算については延期することなく、また減額修正されることもなく、入札執行をされました。市長は真摯に受け止めるどころか、令和2年度の当初予算で通った予算であるということを原資に予算執行を強行に進められ、結果、令和2年度の継続費をそのまま計上されました。

また、市長はコロナ対策においては、国からの財源で十分賄われていると発言されましたが、本当にそうでしょうか。先日の全協においても上下水道課長から、上水道・下水道について今後、多額の予算が想定される報告も受け、インフラ整備にも想定できない多額の予算が必要となってきました。公共施設削減10%の目標も、ほぼ達成されることなく、現在に至っております。

今、大事なことは箱物を造ることではなく、市民生活を守るためにどのような手だてを行っていくべきか、ひとまず、ドーム建設を延期されるべきと考え、反対討論といたします。

○議長(漆島政人君)

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(漆島政人君)

これで討論を終わります。

この採決は起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボ

タンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定いたします。

〔賛成多数〕

○議長（漆島政人君）

賛成多数です。したがって、議案第20号令和3年度日置市一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第9 議案第21号令和3年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第10 議案第24号令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第11 議案第25号令和3年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第12 議案第26号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（漆島政人君）

日程第9、議案第21号令和3年度日置市国民健康保険特別会計予算から日程第12、議案第26号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計予算までの4件を一括議題といたします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま一括議題となっております議案第21号令和3年度日置市国民健康保険特別会

計予算から議案第26号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計予算の4件について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は3月4日の本会議におきまして、当委員会に付託され、3月11日に委員全員出席の下、委員会を開催し、担当課長など当局の説明を求め、翌12日に質疑、討論、採決を行いました。

まず、議案第21号令和3年度日置市国民健康保険特別会計予算についてご報告申し上げます。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出予算の総額それぞれ62億4,350万8,000円を計上しており、昨年度より5,251万7,000円の増となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税8億4,019万3,000円、保険給付費等交付金の普通交付金46億7,105万3,000円、特別交付金1億6,901万5,000円、一般会計繰入金4億7,824万9,000円を計上しております。一般被保険者国民健康保険税において、医療給付費分納税義務者は6,769世帯、被保険者数1万521人、介護給付金分納税義務者は2,865世帯、3,299人です。保険税の中には、滞納繰越徴収分6,508万5,000円を計上しております。

また、本市では、軽減相当分の補填額など、法定の繰入金のほかに1億円の法定外の繰入金を計上しております。

歳出の主なものは、保険給付費に46億9,806万円、国民健康保険事業費納付金に14億1,122万5,000円、保健事業費に1億503万8,000円となっております。保健事業費の中には、特定健康診査等事業費5,862万2,000円も計上しております。

国保ヘルスアップ事業費として1,246万

9,000円、検診を受けていない方の訪問や生活習慣病重症化予防等に係る経費などを計上しております。また、同事業費の医療費適正化特別対策費として1,529万8,000円、重複・頻回受診者への訪問指導やレセプト点検等に係る経費などを計上しております。

質疑の主なものは、委員より、コロナ関係で保険税の延納・減免・徴収猶予等の申請状況はどうかとの問いに、昨年度は国保税41件、金額にして562万9,800円があり、その分が国からの財政支援があり、後日納付することになっていると答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたところ、委員より、分納が滞っている方に資格証明書を発行しているが、新型コロナウイルス感染予防対策等を考えると、市民全員が安心して受診できるようにすべきであるので反対であるとの反対討論、それに対し、行政は当運営にしっかりと向き合って業務に努めているので賛成であると賛成討論があり、ほかに討論はなく、討論を終了。

採決の結果、議案第21号令和3年度日置市国民健康保険特別会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

温泉給湯事業特別会計は、歳入歳出予算の総額それぞれ504万円を計上しており、昨年度と同額となっております。

歳入の主なものは、温泉使用料285万4,000円、ほか一般会計繰入金218万3,000円を計上しております。

歳出の主なものは、需用費や委託料等いわゆる給湯管理費に490万6,000円とな

っております。

質疑の主なものは、運営に関する課題等の質疑応答のみで、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第24号令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算についてご報告申し上げます。

介護保険特別会計は、歳入歳出予算の総額それぞれ57億2,602万1,000円を計上しており、昨年度より1億5,406万9,000円の減となっております。

歳入の主なものは、介護保険料10億4,500万4,000円、国庫支出金14億5,694万7,000円、支払基金交付金15億1,568万3,000円、県支出金8億4,277万8,000円、一般会計繰入金8億6,423万5,000円を計上しております。

第1号被保険者保険料において、特別徴収1万5,247人、普通徴収が1,499人となっております。

歳出の主なものは、保険給付費54億8,600万円、地域支援事業費1億7,676万2,000円となっております。地域支援事業の中には、包括的支援事業・任意事業費4,827万4,000円、介護予防・生活支援サービス事業費に1億1,619万8,000円を計上しております。

質疑の主なものは、委員より、日置市の若年性認知症の現状はとの問いに、65歳未満の若年性認知症の実数は把握できていないが、相談は受けている。今年度は5件の相談があった。県の若年性認知症コーディネーターの協力を頂き、本人や家族のサポートを行っていると答弁。

ほかにもありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたところ、委員より、保険料負担が大きくなり、対象者全員がサービスを受けられなくなっているため反対であるとの反対討論に対し、介護保険事業においては切れ目のない支援に努めており、評価するので賛成であるとの賛成討論がありました。ほかにも討論はなく、討論を終了。

採決の結果、議案第25号令和3年度日置市介護保険特別会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計予算についてご報告申し上げます。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算の総額それぞれ7億7,178万8,000円を計上しており、昨年度より365万7,000円の増となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料5億425万7,000円、一般会計繰入金2億4,536万3,000円を計上しております。また、雑入に1,883万1,000円を計上しているところでございます。

被保険者保険料においては現在、特別徴収が5,700人、普通徴収が3,300人です。保険料の中には、滞納繰越徴収分が338万7,000円を計上されております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金が7億3,570万円、保健事業費として2,867万4,000円となっております。保健事業の中で、健康保持推進事業費として2,194万6,000円を計上しております。令和2年度から取り組んでいる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における業務のほか、健康教室、長寿健診等に係る経費であります。

最後に、質疑の主なものをご報告します。
委員より、前年度と変わる事業があるのか

との問いに、特段、事業に変化はないと答弁。

ほかにも質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたところ、委員より、高齢者を家族から切り離してしまう制度に反対であるとの反対討論、後期高齢者当事者として社会貢献できることにありがたいと考えるので賛成であるとの賛成討論があり、ほかにも討論はなく、討論を終了。

採決の結果、議案第26号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。（発言する者あり）

失礼いたしました。訂正させていただきます。

議案第25号の令和3年度日置市介護保険は補正ではなく、令和3年度日置市介護保険特別会計と訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（漆島政人君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を午後1時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○14番（山口初美さん）

先ほど一般会計の反対討論の中で、削除をお願いしたいところがございます。

先ほど「PCR検査をできるところが日置市は1か所もない」というふうに言いましたけれども、ありますので、その部分の削除をお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、議案第21号、24号、25号、26号の4件の委員長報告に対する質疑を一

括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第21号について、討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第21号令和3年度日置市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険は助け合いの制度ではありません、社会保障です。まずは医療を受ける権利を保障すべきです。しかし、高過ぎる国民健康保険税が市民を苦しめ、社会保障と言い難いような実態となっています。国保税を払ってしまえば、病院に行くお金がなくなるほどです。コロナ禍の今こそ、誰もが病気やけがのときに安心して医療を受けられるようにすることは緊急の課題です。コロナ収束のためにも最重要の課題として、高すぎる国保税を引き下げるべきです。

また、滞納者への保険証取り上げはコロナ収束に逆行するものと考えます。いつでも具合が悪いときにはすぐに病院に行けるように、当たり前前の保険証を全員に渡すべきです。

国保は、国からの財政支援がなければ成り立たない制度です。それなのに国はそれを削り続けてきました。そのために自治体の国保財政は厳しくなり、住民負担が増やされ、重過ぎる負担となって住民を苦しめるものになっています。

コロナの影響を受けて国保税を払うことが大変な場合は、減免申請や延納の申請をすることができますが、その申請をされた方は日置市では41件ございました。コロナ禍の下でもっと積極的に、意識的に住民にこの制度を知らせる必要があるのではないのでしょうか。国保税を払うのが大変な方は延納の申請

や減免の申請ができることを住民にきちんと知らせることは重要だと思います。

また、大幅に前年度よりも収入が激減すれば免除の申請もできます。持続化給付金など受けられた方は、ほとんどが延納や減免、免除などの対象になるはずですが。市民を助けることとなりますので、制度をしっかりと知らせる広報に努めていただき、親身になって相談に乗っていただくことを期待します。

一般会計から国保特別会計への1億円の繰入れは高く評価しておりますが、それでも高い国保税は引下げが必要だということを最後に申し上げて反対討論といたします。

以上です。

○議長（漆島政人君）

次に、是枝みゆきさんの賛成討論の発言を許可します。

○3番（是枝みゆきさん）

ただいま議題となっております議案第21号令和3年度日置市国民健康保険特別会計について、賛成の立場で討論いたします。

医療保険制度である本市の国民健康保険制度は、国民皆保険が整い、いつでも誰もが保険証1枚で一部負担金を払い、必要な医療サービスを受けられるものです。

国民健康保険では平成30年度から県と市町村が共同保険者となり、国保財政運営の責任が県へ移行いたしました。市町村では地域住民の身近な機関として、今後も国民健康保険事業の運営を持続的かつ安定的に進める努力をしていかなければなりません。

本市におきましては、コロナ禍による景気の低迷や年金生活者の割合の高い中、負担と給付は大きな課題にはなっております。令和3年度、県が示した保険料総額に基づく1人当たりの標準保険料額は10万5,201円になります。その中で本年度コロナ等の影響による減免が1月末現在で41件、562万9,800円など収入の落ち込んだ課題の支

援があることは評価するところです。

令和3年度も、医療費抑制のために特定健診の受診率の向上や各種健診受診の補助、重症化予防教室の営業指導や運動指導などが予算化され、そのことで健康の保持増進や疾病予防に役立つものと期待しております。

今回の予算は、負担と給付、将来にわたり医療制度を持続させるための努力がなされており、予算措置が適正であると考え賛成いたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論終わります。

これから議案第21号を採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第21号令和3年度日置市国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第25号について、討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第25号令和3年度日置市介護保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

令和3年度から介護保険制度が第8期に入ります。介護保険制度が発足して20年を経過した下で、保険あって介護なしとの国民の声が高まっていることから、各地で制度の改善を求める取組が広がっています。介護保険制度は抜本的に改善が求められますし、今新型コロナウイルス感染症対策の強化が求められています。

新型コロナウイルス感染症が、経営難や人手不足の介護事業所や介護事業者に大きな影響を及ぼしています。また介護の社会化にふさわしく一層高まる介護事業に添えていくため、そしてまた感染症のような新たな事態に対処していくためには、基本報酬の底上げが必要です。介護保険財政への国庫負担割合を大幅に引き上げることや利用料や介護保険料の負担、軽減が求められています。

本市の介護予防の取組など大変評価しておりますし、今回介護保険課が介護保険料が値上げにならないようにと努力された点は評価しておりますが、制度開始時としますと保険料の負担は2倍に膨れ上がっています。

令和2年度は介護保険料現年度分特別徴収分の徴収率は84.09%、現年度分で普通徴収分の徴収率は80.38%、滞納繰越分の徴収率は42.74%と説明がありました。

受け取る年金などは削られる一方で、負担は増やされているわけですから引下げが必要なのです。コロナ禍対策として介護保険料の引下げをすべきだと申し上げ、そうになっていない予算には反対せざるを得ませんので、以上、反対討論といたします。

○議長（漆島政人君）

次に、池満渉君の賛成討論の発言を許可します。

○21番（池満 渉君）

介護保険令和3年度の予算、その予算額は昨年度より1億5,400万円少ない約57億2,600万円の計上となりました。提供する様々な介護サービスは施設介護、居宅介護をはじめとする給付費全体で54億8,600万円を見込み、きめ細かな配慮がなされております。

減額予算となることは介護の質の低下でなくて、介護の需要が減っているとも読み取れます。そのことは介護状態にならないための介護予防事業に筋ちゃん広場の推進、いきいきサロンの活動、これらの展開は市民総ぐるみの取組へと広がってまいりました。

切れ目のない支援に努めてきたこれまでの結果を裏づける予算だと評価できます。議員各位予算書は熟読されておりますので、事業の詳細は申し上げませんし、また今後の変化する介護需要には補正段階でも弾力的な運用が可能と、そのことを判断をして賛成討論といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本案に委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方

は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第25号令和3年度日置市介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第26号について、討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第26号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

75歳以上の高齢者を家族からも切り離し別枠の保険制度にした、このことをまず認めることはできません。現行の窓口負担は1割ですが、医療費、窓口負担1割でも、病院窓口での医療費負担が心配で受診控えが起こり、重篤な病気や手後れになる例などが起こり、社会問題となっています。それなのに政府は、年収200万円以上の75歳以上の医療費窓口負担2割を2022年度から導入するための実施の法案を今、通常国会に関連法を提出しています。窓口負担が2倍というのは冷たい政策で、国民を苦しめると言わなければなりません。

高齢者は病気になるリスクは高い上に、ほとんどが年金暮らしです。限られた収入を切り詰めるだけ切り詰めて、ぎりぎりの生活をされている方がほとんどです。そんな高齢者を75歳以上を別枠にして家族からも切り離して医療制度をつくるなど、差別としか言いようがありません。本市のこの予算も結果として国の言いなりに高齢者を差別し、苦しめ

る予算となります。この予算をこのまま私は認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（漆島政人君）

次に、並松安文君の賛成討論の発言を許可します。

○18番（並松安文君）

ただいま議題となっております議案第26号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論します。

この予算は、保険料や低所得者の軽減保険料相当分の保険基盤安定繰入金及び広域連合納付金等を計上し、予算規模は7億7,178万8,000円となっております。後期高齢者医療保険は、国民健康保険制度と同様に高齢化社会を見据えた医療保険制度であり、高齢者が元気で長生きできるように健診や人間ドック助成、訪問指導や健康教室などで重症化への防止や新たな疾病予防などに取り組んでいくこととしています。

今後、高齢化はますます進み、元気世代の割合が減少していく中、大切な命を守る制度は維持していく必要があることから、この制度は賛成であります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論終わります。

これから議案第26号を採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第25号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。（発言する者あり）

口述に議案番号が誤りがありましたので、修正いたします。

賛成多数です。議案第26号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第13 議案第22号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第14 議案第23号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計予算

○議長（漆島政人君）

日程第13、議案第22号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計予算及び日程第14、議案第23号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

2件について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西園典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

ただいま一括議題となっております議案第22号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計予算及び議案第23号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計予算の2件につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

この2議案は、3月4日の本会議において当委員会に付託されまして、3月12日に委員全員出席の下、委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長など当局の説明を求め、質疑を行った後、3月17日に討論・採決を

行いました。

まず、議案第22号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計予算について、ご報告いたします。

本予算は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,489万2,000円とし、対前年度比で3,292万4,000円の減額となっております。

歳入の主なものは、宿泊料や休憩料、食事料などの事業収入に関わる料金収入が1億3,802万8,000円で、前年度予算に比較して3,431万7,000円が減額、計上されております。

また、一般会計からの繰入金は2,603万8,000円で計上され、前年度予算に比較して139万3,000円を増額して計上されております。

歳出の主なものは、経営費に関わる総務管理費で、職員の報酬、手当、共済費をはじめ、厨房用及びレストラン備品などの購入に40万円など、経営費として1億6,479万2,000円が計上され、前年度予算に比較して3,292万4,000円を減額、予備費は前年と同額で10万円となっております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引き、さらに厳しい経営状況となっております。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

令和元年度当初予算と2年度3月補正の宿泊料を比較すると50%減額になっているが、令和3年度当初は何%減額で予算を計上しているのかとの問いに、昨年度当初予算と比較すると、各部門でばらつきはあるが約80%で計上している。市内の宿泊事業者に対しての経済対策ということで、「ひおき時間を楽しもうキャンペーン」については、引き続き行っていきたい。また、砂丘荘独自でダイレクトメールなどでの営業活動を通しての努力をしていく。コロナの状況次第ではあるが、

営業努力を行っていききたいとの答弁。

歳入については、当初見込みの80%で令和3年度の当初予算を試算したという説明を受けたが、令和2年度も繰入金を令和2年度当初は2,400万円の予算で、最終的には8,000万円の繰入れを行っている。収束が見えない場合は、また補正で対応するのか。仮に歳入を前年度当初の50%減額で計上した場合は、国民宿舎自体経営は成り立つのかとの問いに、歳入を50%減額すると、歳出も50%減額で計上しなければならない。状況を見ながらでないとしか言えない。先を見据えた予算編成を行っていききたいとの答弁。

今までは基金があったが、平成30年度に基金が枯渇したと聞いている。毎定例会ごとに補正予算が組まれて、令和2年度と同様の状態になると多くの繰入金が発生すると思われるが、財源は一般財源か。また、当初予算の考え方を危惧するがどうなのかとの問いに、繰入金の財源はやはり一般会計しかないと認識している。令和3年度中にゆーぶると合わせた方向性を出していかなければならないと考えている、2つの施設の方向性を確定させることが先決である。このような状況であるので、補正予算をお願いしなければならない状況はあると思うとの答弁。

そのほかにも多くの質疑が出されましたが、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、議案第22号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第23号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計予算について、ご報告申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,460万8,000円とし、対前年度比で64万7,000円の増額となっております。

歳入の主なものは宿泊料や食事料などの事

業収入に関わる料金収入で、7,411万円が計上され、前年度当初予算に比較して817万9,000円減額計上されております。

また、一般会計からの繰入金は5,037万8,000円で、前年度当初予算に比較して881万4,000円を増額し、計上されております。

また、歳出の主なものは、経営費に関わる管理事業費で、職員の報酬、手当、共済費をはじめ、非常用発電機修繕工事に117万7,000円など1億2,450万8,000円が計上され、予備費で10万円が計上されております。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

昨年2月に吹上地域での説明会の中で、経営状況が厳しいのであれば料金を改善してもいいという意見があったが、料金見直しを行ったのか。また、人件費が計上されているが、職員何人分の予算になるのかとの問いに、浴場、プールの金額はどちらも420円である。吹上地域内の民間の温泉より高めの設定となっている。値上げした方がいいのか、値下げして入館者を増やした方が歳入が増えるのかということについては、令和3年度中に結論は出していきたいと考える。また、職員については33人分の人件費の計上となっているとの答弁。

水道料は1日何t使用すると見込んでの計上かとの問いに、1日80tの使用で見込んでいるが、現在は時短営業などで20tの使用となっているとの答弁。

そのほかにも多くの質疑が出されましたが、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、議案第23号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第22号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第23号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第15 議案第27号令和3年度日置市水道事業会計予算

△日程第16 議案第28号令和3年度

日置市下水道事業会計予算

○議長（漆島政人君）

日程第15、議案第27号令和3年度日置市水道事業会計予算及び日程第16、議案第28号令和3年度日置市下水道事業会計予算までの2件を一括議題といたします。

2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第27号令和3年度日置市水道事業会計及び議案第28号令和3年度日置市下水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は3月4日の本会議におきまして当委員会に付託され、3月11日に委員全員出席の下、現地調査を行い、翌12日に委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長等、当局の説明を求め、質疑、討論、自由討議、採決を行いました。

まず初めに、議案第27号令和3年度日置市水道事業会計予算について、ご報告いたします。

その年度の料金収入と料金を得るために役立つ経費に当たる収益的収入及び支出について、水道事業収益を前年度より4,982万8,000円の増額の9億1,473万1,000円に、水道事業費用を前年度より3,312万4,000円増額の8億7,291万8,000円とするものであります。

配水管や施設の更新、資産やその資産の価値を増やしたり耐用年数を延長させるための経費に当たる資本的収入及び支出について、資本的収入を前年度より1億137万2,000円減額の2億500万円に、資本的支出を前年度より2,325万2,000円

増額の6億8,359万9,000円とするものであります。

令和3年度の予算は、水道未普及地域解消事業麦生田地区工事が3年目を迎えるほか、東市来地域の皆田配水池築造工事、吹上地域の水源取水口調査等を実施する予定計画であります。

また、老朽化等による重大な事故となりそうな設備、管路を拾い出して優先順位をつけ、早期に更新することを目標に積極的な予算計上となっています。

企業債では、麦生田地区簡易水道事業の起債借入れで事業費1億円に対し補助金予定額4,000万円のため、残額6,000万円を限度とした借入れを予定しています。

投資活動によるキャッシュフローは、配水管の布設替え、施設の整備・更新等の支出など事業を維持していくための建設改良等の増減でマイナス3億6,482万3,000円であり、このマイナスは将来に向けた収益源への投資であるための健全な財政状況であります。

収益的収入の主なものでは、水道料金7億3,331万2,000円。収益的支出の主なものでは、配水及び給水費2億5,549万3,000円、検定満期メーター取替え委託料1,802万4,000円であります。

資本的収入の主なものは国庫補助金4,000万円で、これは麦生田地区水道未普及地域解消事業に係るもので、本事業については令和元年度から5年間の予定で事業を進めており、令和3年度は管路整備が主な事業となっております。

資本的支出の主なものは配水設備工事費5億6,373万8,000円で、麦生田地区水道未普及解消事業に係る実施設計業務委託800万円を含む委託料4,587万円のほか、工事請負費4億8,423万円であります。

一般会計に関する予算として、環境衛生費より負担金及び交付金で水道事業会計事業費として1億500万円計上しています。これは旧簡易水道事業区域内の市道等の改良工事に伴い水道管の布設替えに必要な工事費の2分の1を補償的に一般会計から負担している分であります。

また一般会計環境衛生費より補助金及び交付金で水道事業会計事業費として6,332万9,000円を計上。これは統合前の簡易水道事業部分へ財政措置がなくなることから、建設改良費のために発行された簡易水道事業債の元金償還及び利子について補償費的な2分の1の補助であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、水道管の老朽化に伴い布設替え工事を行ってきているが、実際この額が増え続けていくといずれ手を打たないといけなくなると考える。水道料を値上げするしか方法がないのか。また一般財源から補助が出ているが、ずっと入れ込まないと運営は厳しいと思うが今後はどうなるのかとの問いに、一般財源からの補助は簡易水道起債元金補助として半額の5,232万円、同じく利子補助がされている。今後は一般財源からの繰入れの増加も見込めない状況である。大規模災害の対応のため財源として1年から1.2年分の水道料金10億円を持っておきたいが、早めに手を打たないと維持できない状況になる。現在12億円程度の留保財源があるが、今後取り崩さなければ運営ができない状況であるため、水道料金の改定も急がなければならないと考えるとの答弁。

また、委員より、麦生田地区水道未普及地域解消事業については、住民の同意をとって水道事業を行っているが、同意したにも関わらず給水負担金を支払わない事例はないのかとの問いに、事業を推進する中で1番の課題と受け止めている。配水池が終わった段階で

管を引いたところは給水負担金を頂くようにしている。5年後に補助対象区域外についても工事を行う予定だが、工事完了後において水道を引かないようなケースが多く出てくれば区域外の工事は推進できないという説明を住民にしているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、その後に自由討議を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第27号令和3年度日置市水道事業会計予算につきましては、全会一致で原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第28号令和3年度日置市下水道事業会計予算について、ご報告申し上げます。

令和2年度から公共下水道事業と農業集落排水事業が公営企業会計に移行し、この2つの事業を下水道事業会計予算としております。

令和3年度の主な予算として、下水道管渠ストックマネジメント計画による点検・調査の実施ほか、処理場自家用発電機更新工事等を実施する計画であります。

業務の予定量としては、接続戸数は8,375戸、うち農業集落排水事業が275戸。年間総排水量は210万8,209m³で、うち農業集落排水事業が4万9,690m³であります。

公共下水道事業の収益的収入は、前年度より8,579万5,000円減額の6億8,524万3,000円に。収益的支出を前年度より1億3,024万円減額の4億8,568万4,000円。

また、資本的収入を前年度より8,900万円増額の1億6,910万1,000円に。資本的支出を前年度より9,100万9,000円増額の3億3,922万2,000円とするものであります。

収益的収入の主なものは、下水道使用料2億8,200万円、一般会計からの補助金

は2億6,459万5,000円、国庫補助金750万円。国庫補助金については、管渠ストックマネジメント計画策定委託に係るものであります。

収益的支出の主なものは、管渠費に係る委託料2,110万円、処理場費に係る委託料で1億3,392万円となっております。

また、資本的収入の主なものは、企業債に係る建設改良企業債1億730万円、国庫補助金6,050万円。

資本的支出の主なものは、建設改良費に係る管路建設費1,200万円、処理場建設改良費で終末処理場自家用発電機更新業務委託の1億1,000万円、企業債償還金の2億539万9,000円であります。

農業集落排水事業の収益的収入は、前年度より373万6,000円減額の6,280万円に。収益的支出を前年度より829万1,000円減額の3,609万円。また、資本的支出を前年度より42万9,000円増額の2,335万3,000円とするものであります。

資本的支出の主なものは、企業債償還金に係る元金償還管渠費2,335万3,000円となっております。

一般会計に関する予算として、農業集落排水事業では農林水産事業費の農地費の中で負担金補助及び交付金として3,970万3,000円を一般会計から補助金として繰入れるものであります。

同じく公共下水道事業では、土木費の都市計画総務費の中で使用料及び賃借料として、御門前橋左岸の荒瀬地区雨水対策ポンプ及び借上料400万円、徳重地区リカーショップ前の雨水排水作業用車両等借上げ料15万円を計上してあります。

また、負担金補助及び交付金として2億6,459万5,000円を一般会計から補助金として繰入れるものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

委員より、終末処理場建設改良費の委託料について内容はどのようなものかとの問いに、38年以上経過している発電機を今回更新するものであり、発電機の能力は400kVAの6,600Vであるとの答弁。

また、委員より、機械の更新は分かるがなぜ委託料なのか。持ち物として市の財産になるのかとの問いに、地方共同法人である日本下水道事業団に委託する。事業団で設計、入札執行、施工管理、検査まで行う。財産としては市のものになるとの答弁。

さらに委員より、御門前橋の自家発電機の予算が出ているが、毎年何回ぐらい稼働するのかとの問いに、御門前橋の発電機は4月から11月までの備えつけになり、元年度は6回出動し4回稼働、2年度は4回出動し1回も稼働していない。徳重橋左岸のリカーショップ前は備えつけができないため持ち込みとなり、元年度は1回稼働したが、2年度は出動・稼働ともになかったとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後自由討議を行いましたが見解はなく、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第28号令和3年度日置市下水道事業会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案2件について産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第27号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号令和3年度日置市水道事業会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号令和3年度日置市下水道事業会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第17 議案第29号令和2年度
日置市一般会計補正予算
(第16号)

○議長（漆島政人君）

日程第17、議案第29号令和2年度日置市一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西菌典子さん）

ただいま議題となっております議案第29号令和2年度日置市一般会計補正予算

（第16号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

本案は、去る3月4日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に係る部分を分割付託され、3月17日に、委員6名出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから、本案における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9,755万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ376億9,515万2,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る国の第3次補正予算に伴う予算措置を追加し、併せて年度内の事業の完成が見込めないものについて、繰越明許費の追加補正などを行ったものであります。地方創生臨時交付金関係では、これまでの51事業に更に新規事業分として、7事業2億7,084万1,000円が追加され、合計で15億602万9,000円が事業費となっております。

総務企画部所管及び消防本部所管の歳入の主なものを申し上げます。

総務費国庫補助金は2億4,737万8,000円の増額。

商工費県補助金で、17万2,000円の減額。

財政調整基金繰入金で、1億3,693万8,000円の減額。

減収補填債で1億3,888万8,000円の増額。

特に今回の減収補填債は、令和2年度限りの措置として、地方財政法が改正され、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常を上回る大幅な減収が生じる消費や流通に関わ

る4税目が減収補填債の対象に追加されたことに伴うもので、交付税措置100%と有利な条件で借入れを行うものであります。

次に歳出の主なものを申し上げます。

企画課所管では、モバイルワーク化ネットワーク構築に係る委託料79万2,000円と、職員用タブレット型パソコン等38台分922万2,000円の備品購入費が計上されております。

地域づくり課所管では、上市来地区公民館の抗菌タイルカーペット改修工事、妙円寺地区公民館、鶴丸地区公民館外4地区公民館分の空気清浄機付きエアコン設置がそれぞれ計上されております。

商工観光課所管では、委託料で、飲食店限定プレミアム付商品券発行に伴う委託料、プレミアム付商品券事業補助金、中小企業者等事業継続支援給付金、国民宿舎事業特別会計への繰出金がそれぞれ計上されております。

次に質疑の主なものを申し上げます。

地域づくり課所管では、空気清浄機能つきエアコンは更新時期であったのか。との問いに、故障していたり、不具合が生じているエアコンを更新することとしたとの答弁。

商工観光課所管では、中小企業者事業継続支援給付金であるが、10万円の金額の根拠は。との問いに、県が業種によって異なるが、50%から70%の減収があった際に、20万円と30万円の給付であり、それを補完する位置づけで、市としては、20%の減収の事業者に対して10万円の給付で考えているとの答弁。

飲食店限定のプレミアム付商品券等の販売までの流れは。との問いに、昨年と同様飲食店のプレミアム付商品券とプレミアム付商品券の使用期間が可能な限り重ならないように行っていきたい。時期はまず、年度の早い時期に飲食店限定のプレミアム商品券を販売し、その後にプレミアム付商品券を販売して対応

していききたいとの答弁。

このほか、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論もなく、議案第29号令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）、総務企画常任委員会に分割付託されましたものについては、全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

以上で総務企画常任委員会の報告を終わります。

先ほど、議案第25号令和2年度日置市一般会計補正予算（第15号）と申し上げましたが、16号の間違いでございます。訂正をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（漆島政人君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題となっております、議案第29号令和2年度日置市一般会計補正予算（第16号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、3月4日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、3月17日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、福祉課長、健康保険課長、教育委員会事務局長など当局の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

まず3款、民生費では、社会福祉費で73万8,000円を増額、児童福祉費で241万円を減額し、合計167万2,000円を減額し、総額88億463万3,000円に。

4款、衛生費では、保健衛生費で5,454万4,000円を増額し、総額40億3,383万4,000円に。なお、補正後予算額には、

水道事業等への補助金等2億3,795万円が含まれており、市民福祉部の所管する補正は、総額37億9,588万4,000円となります。

10款、教育費では、1,981万3,000円を増額し、総額31億5,174万9,000円とするものであります。

歳入の主なものには、市民福祉部関係は、15款予防費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金5,300万2,000円など、ほか総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主な歳入でございます。

教育委員会関係は、保健特別対策事業費国庫補助金の小学校費に660万円、中学校費に340万円を予算計上しております。

歳出の主なものは、3款、福祉課所管分は、老人福祉費の扶助費でひおき健やか憩いの湯事業170万円増額計上しております。また児童福祉総務費の負担金補助及び交付金で241万円減額計上しております。これは子育て世帯支援事業費のひおきっ子応援給付金の支給額確定に伴う執行残でございます。

4款、健康保険課所管分は、予防費で新型コロナウイルスワクチン接種事業5,678万8,000円を増額計上しております。

10款、教育委員会・教育総務課・学校教育課所管は、学校管理費で小学校に1,320万円で内訳としまして消耗品費1,109万円、備品購入費210万4,000円、中学校に680万円の内訳といたしましては、消耗品費512万9,000円、備品購入費167万1,000円を予算計上しております。内容は、新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な消耗品費やサーマルカメラ等の備品等であります。

質疑の主なものについては、健康保険課所管において、委員より、日置市内の医療従事

者のワクチン接種は始まったのかとの問いに、今月中に始まる予定である。また65歳以上の方々の接種も早ければ4月後半に始まる予定であるとの答弁。

その他にも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論にしましたが、討論はなく、議案第29号令和2年度日置市一般会計補正予算（第16号）の文教厚生常任委員会に係る部分については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後2時10分といたします。

午後2時01分休憩

午後2時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第29号令和2年度日置市一般会計補正予算（第16号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、3月4日の本会議において当委員会に係る部分を分割付託され、3月11日、17日に委員全員出席のもと委員会を開催し、3月11日に1か所の現地調査を行い、17日に産業建設部長及び担当課長等の説明を求め、質疑、自由討議、討論、採決を行いました。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金事業の事業費確定

による減額が大半となっております。

まず、6款農林水産業費は、総額485万1,000円の減額補正。

次に、8款土木費は、総額8,600万6,000円の増額補正であります。

歳入の主なものをご報告申し上げます。

今回はほとんどが減額補正でありましたが、15款土木費国庫補助金に係る道路橋梁費国庫補助金で、3,675万円の増額補正。公園費国庫補助金では775万円の増額補正。

22款土木債に係る道路橋梁債で3,320万円の増額補正。公園債で770万円の増額補正となっております。

次に、歳出の主なものをご報告申し上げます。

6款農業振興費に係る負担金、補助金及び交付金のスマート農業整備事業2件分の養液栽培システム導入確定に伴う240万4,000円の減額補正。

農業施設管理費に係る備品購入費では、3か所分の農産加工機器の購入確定に伴う172万1,000円の減額補正。

繰越明許費で6款農業費に係るあじのふるさと館のトイレ様式化改修工事費48万7,000円が、年度内完成が見込めず繰越しとなっております。

次に8款道路新設改良費に係る工事請負費の活力創出基盤整備事業で3路線の道路改良費に7,000万6,000円の増額補正。

公園費に係る防災安全交付金事業で公園の遊具の長寿命化対策事業に1,600万円の増額補正。

繰越明許費では、8款道路橋梁費に係る8,670万6,000円が年度内の完成が見込めず繰越しとなっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農林水産課関係では、委員より、山神の郷あじのふるさと館のトイレ洋式化改修工事費は明許繰越で48万7,000円とな

っており、増額補正額は8万円であるが、予算組の内容はどうなっているのか。また、今回、何基分の改修費かとの問いに、山神の郷の管理費であじのふるさと館のトイレ改修においてかめまる館トイレ改修工事の入札執行残で足りなかった分を、今回の国の第3次補正予算で8万円足して予算化した。市の指定管理施設である物産館と加工センターの洋式トイレを調査したところ、1基もなかったのがあじのふるさと館のみであり、この改修によって洋式トイレがない物産館と加工センターはなくなるとの答弁。

次に、建設課関係では、委員より、公園費の都市公園の長寿命化対策は遊具を変えるということか。また場所はどこなのかとの問いに、今回は伊集院の妙円寺中央公園とラビットパスという公園2か所で遊具の改修を行うものであるとの答弁。

関連して委員より、都市公園の長寿命化計画を策定されていると思うが、その改修優先順位が高かった2つの公園が今回予算計上されたものという理解でよいのか。また公園の点検を行った後に、計画の優先順位についても更新されているのかとの問いに、長寿命化計画は平成25年度に策定している。都市公園の遊具点検は、1年に1回専門の業者によって行っている。その中で劣化の進みがい早いものを抽出して優先順位をつけ直して計画し、予算計上を行っている。今回は、この2つの公園が対象となったとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後自由討議を行いました。

自由討議では、3次補正のおかげで、市内の物産館等にコロナ対策で洋式トイレ化が進んだことはよかった。新たに設置した箇所はウォシュレットがつくが、既に設置済みの箇所にも今後はウォシュレットを後づけすべきである等の意見が出ました。

自由討議を終了し、討論に付しましたが討論はなく採決の結果、議案第29号令和2年度日置市一般会計補正予算（第16号）の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第29号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号令和2年度日置市一般会計補正予算（第16号）は委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第18 議案第30号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（漆島政人君）

日程第18、議案第30号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西園典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

ただいま議題となっております、議案第30号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は去る3月4日の本会議において当委員会に付託され、3月17日に委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行ったものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ248万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,897万3,000円とするもので、地方創生臨時交付金を財源とした空気清浄機つきエアコンを購入する経費として計上されたものであります。

質疑の主なものをご報告申し上げます。

エアコンを設置することになっているが、どこに設置するのかとの問いに、レストランに設置する予定であるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第30号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）については、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上で総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第30号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第4号）は委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第19 議案第31号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）

△日程第20 議案第32号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（漆島政人君）

日程第19、議案第31号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）及び日程第20、議案第32号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）の2件を一括議題といたします。

本案について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第31号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）及び議案第32号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は3月4日の本会議におきまして当委員会に付託され、3月17日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び上

下水道課長等、当局の説明を求め質疑、討論、自由討議、採決を行いました。

まず初めに、議案第31号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）について、ご報告いたします。

今回の補正予算は感染症対策に係る水道基本料金免除額の確定に伴う減額補正であります。

収益的収入は214万3,000円減額し、総額8億6,311万6,000円とし、収益的支出は規定通りで総額8億5,392万6,000円とするものであります。資本的収支に変更はありません。

一般会計では環境衛生費に係る負担金補助金及び交付金214万3,000円の減額補正。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市民の経済負担を軽減するための策として、水道基本料金4か月分の減免分と減免に係るシステムの改良費を一般会計の地方創生臨時交付金で補填するものであります。

次に質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、コロナ対策で減額した水道料金の総額は幾らになるのか。また、今回の金額は4か月分だが件数は何件になるのかとの問いに、減免の総額は6,519万3,000円でシステム改修費が27万5,000円である。5月から8月までの水道料金の減額総件数は、4万5,940件であるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、その後自由討議を行いました。

その中で水道料金の基本料の軽減措置は本当に困っている市民にとって、大変助かるものであったであろう。よい政策であった等の意見が出されました。

自由討議を終了し、討論に付しましたが討論はなく採決の結果、議案第31号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決

すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第32号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）について、ご報告申し上げます。

今回の補正予算は国の第3次補正予算について令和3年度事業の前倒しで実施するための増額補正で、下水道管渠ストックマネジメント計画策定事業が、国土強靱化の5か年加速化対策メニューとして内示を受けたことによる補正予算であります。

事業内容は改正下水道法の施行に併せ、点検、調査の計画策定、また調査の結果により管渠等に異常があった場合の修繕、改築までのストックマネジメントを年次的に実施していくものであります。

収益的収入につきましては600万円を増額し、総額8億4,107万4,000円に。収益的支出は1,200万円増額し、総額6億7,455万7,000円にするものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

委員より、終末処理場から妙円寺までの管渠工事を行うことになるが距離はどれくらいになるのかとの問いに、全体は7年から10年間の計画で122.5kmであり、今回は6kmを計画している。

管渠点検・調査の優先度は主要な管渠、処理場と防災拠点をつなぐ管渠、緊急輸送道路下に埋設されている管渠、河川や軌道を横断する管渠、硫化水素が発生しやすい環境下の管渠など、優先順位をつけ年次的に実施していくとの答弁。

また委員より、妙円寺団地から終末処理場の下水道管は、どこを通っているのかとの問いに、妙円寺団地1工区、2工区あたりからファミリーマートを運動公園方向に下り、九州電力施設を左折、さらに坂道を下り、パームタウン内を通り終末処理場へとつながっているとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後に自由討議を行いましたが見解はなく、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第32号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案2件について産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第31号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第32号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）は委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第21 請願第1号「健康交流館ゆーぷる吹上使用存続営業に関する請願書」

△日程第22 請願第2号健康交流館ゆーぷる吹上のプールの存続を求める請願書

△日程第23 陳情第2号健康交流館ゆーぷる吹上のプールと食堂の存続を求める陳情書

△日程第24 陳情第3号健康交流館ゆーぷる吹上のプールと食堂の存続を求める陳情書

○議長（漆島政人君）

日程第21 請願第1号「健康交流館ゆーぷる吹上使用存続営業に関する請願書」から、日程第24 陳情第3号健康交流館ゆーぷる吹上のプールと食堂の存続を求める陳情書の4件を一括議題といたします。

本件について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西菌典子さん）

ただいま議題となっております請願第1号「健康交流館ゆーぷる吹上の使用存続営業に関する請願書」、請願第2号健康交流館ゆーぷる吹上のプールの存続を求める請願書、陳情第2号、陳情第3号健康交流館ゆーぷる吹上のプールと食堂の存続を求める陳情書の4件につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げ

げます。

今回の請願、陳情が提出されましたのは、令和2年1月28日の南日本新聞により、市当局が健康交流館ゆーぷる吹上のプールと食堂部門を廃止するという報道があり、同年2月10日に市当局による廃止に関する説明会が吹上中央公民館で開催されました。

また、これを受けて、地元から4件の請願、陳情が提出されました。

請願第1号は、日置市吹上町中原在住、ラビットスポーツクラブ代表福元修三氏、ユウコジャズダンスカンパニー代表福元由子氏で、紹介議員は大園貴文議員であります。

次に請願第2号は、日置市吹上町今田在住、吹上水球クラブ代表有村俊彦氏で、紹介議員は樹治美議員であります。

次に陳情第2号は、日置市吹上町小野在住の健康交流館ゆーぷる吹上の存続を求める会代表長野章氏ほか1名、陳情第3号は日置市吹上町与倉在住、吹上地域自治会長、連絡協議会会長窪田和洋氏であります。令和2年2月25日の本会議において付託され、令和2年3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催しました。請願者、陳情者全て傍聴に来られていましたので、審査に入る前に請願・陳情書の趣旨について傍聴者から説明を求めました。

令和2年3月議会定例会中では結論を持ち越し、閉会中での継続審査として、5月12日、7月21日、8月20日、10月21日、11月9日、11月20日、令和3年1月21日の計7回、また、定例会中も6月9日、12月10日、令和3年3月17日の計3回の合計10回の審査を行いました。

しかし、この請願、陳情が提出されたのち、新型コロナウイルス感染症の罹患者が全国に拡大し、宿泊のキャンセルや合宿の中止、また緊急事態宣言の発令により、外国人旅行者

の激減、国内における外出自粛などでゆーぷる吹上のみならず、宿泊施設をとりまく環境が劇的に変化しました。

このような中で総務企画常任委員会として、今の経営の現状や収束後のことを踏まえ、この段階での結論は慎重を期す必要が生じました。

審査における重要な部分は、今後の大規模修繕も含めたゆーぷる吹上の今後の経営について、また、温泉水の供給量についてであり、重点的に審査をいたしました。

執行部説明により、まず、大規模修繕につきましては、現在まで一部の修繕を行いながら運営しておりますが、キュービクル、空調、ボイラーなど、約6,300万円の工事費や修繕が必要であり、今後経年劣化などで、その額は増えていくとの答弁でありました。

また、経営状況では、執行部に資料提出を求め、過去数年の部門別の収入、支出状況を審査いたしました。

光熱水費や人件費などについては、光熱水費や燃料費は案分しているのので、正確な数字の把握は困難であるが、プールや食堂など全ての部門で大幅な赤字であり、特に浴場に係る赤字が収入と比較して多いということでありました。浴槽を減らして経営すべきとの意見も出された次第でありました。

他市の類似施設については、いちき串木野市の吹上浜荘や、さのさ荘の民間譲渡に関する資料を請求して、譲渡内容などの確認を行いました。その中で、譲渡の際、行政からも経営に対する補助金などの支援が必要となってくるということも判明しました。

次に湯量の点であります。開館当初から湯量が大幅に減少しているとのことで、6月補正予算に計上して、計測メーターを設置し、その結果、毎分35ℓが計測されました。開館当初は毎分100ℓであったため、半分以下に減少しているということが判明をいたし

ました。

原因としては、ポンプの老朽、給湯管、もしくは湯量そのものに問題があるとも思われますが、これもさらに調査を行わないと原因は究明できないという答弁がありました。

以上の項目などを重点的に調査して、9月閉会中の継続審査におきましてゆーぷる吹上と砂丘荘の在り方についての所管事務調査結果報告をまとめ、これをもとにこの請願、陳情に対しまして、採決を臨もうといたしました。が、さきの12月議会で、目的外使用の水問題についての一般質問があったために、採決を留保し、再度継続審査を行ったことを付け加えておきます。

委員会での審査中の意見といたしまして、現在でも多額の繰入金を投入しているのに、今後も繰入金を出し続けるのか。民間譲渡の利点は、修繕などについても行政が行うより、より安価に整備できる。湯量についても浴槽を減らすなどの工夫をすれば、継続して運営できるのではないかと。行政が運営するのは限界がある。しっかり整備して、民間譲渡を行い、継続して運営できるようにしていくべきではないかなどの意見がありました。

さらに3月議会でも同僚議員から目的外使用の水問題について一般質問がありましたが、市長答弁は、請願、陳情の結果を参考に方向性を検討していきたいとの答弁がありましたので、去る3月15日に委員会を開催し、この請願、陳情の採決を行いました。

自由討議に入る前に、全員に12月議会に提出いたしました所管事務調査報告書を見て、全員で確認をいたしました。

その後、自由討議の中で委員より次のような意見が出されました。

12月議会に所管事務報告書を提出しているが、委員会としてはさきの報告書を基本に採決を行うべきではないか。

ゆーぷる吹上は、市民の健康増進の施設と

して建設されたものであり、また、老人福祉センター機能も有している。収益だけで、施設を廃止するというのはおかしい。今課題になっている水の問題も、施設もきちんと整備などを行い、それから新しい方向性を見出していくのが大事なことはないかななどの意見がありました。

その後採決を行い、採決の結果、請願第1号、第2号、陳情第2号、第3号につきましては、全会一致で採択することに決定いたしました。

これで総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから4件の委員長報告に対する質疑を行います。発言通告がありますので、佐多申至君の発言を許可します。

○2番（佐多申至君）

ただいま委員長より請願、陳情についての報告がございました。

請願第1号「健康交流館ゆーぷる吹上使用存続営業に関する請願書」から、陳情第3号健康交流館ゆーぷる吹上のプールと食堂の存続を求める陳情書までの4件に対する委員長報告への質疑でございます。

まず、総務企画常任委員会においては、健康交流館ゆーぷる吹上と国民宿舍吹上砂丘荘の所管事務調査が先ほどの報告で、12月議会でその結果の報告はなされております。議員皆さんで確認しております。内容は、今後の財政状況を鑑みて、経営及び施設統合を課題とした上で、まずは吹上砂丘荘の機能をゆーぷる吹上に統合し、吹上砂丘荘跡地を活用していくべき方向へ結論づけてきました。今回の委員会の結論には、その調査結果内容の結果はどの程度反映されているのかお尋ねします。

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

今の質疑に対してでございますが、委員長

報告の中でも申し上げましたように、所管事務調査内容をもとに採択しております。また、今出ましたように、砂丘荘跡地の利用に関しましては、利用例を幾つか申し上げておりますけれども、砂丘荘跡地につきましては、これは該当しておりませんので、しておりません。

以上です。

○2番（佐多申至君）

今回の請願の採決に時間を要した理由は、先ほど新型コロナの関係もあったとおっしゃいましたが、この何が長期にかかった、その理由というのは、新型コロナ以外に何か要因があったのでしょうか。また、一般質問等の内容が影響したのでしょうか。

3つ目、その後、先ほど一般質問等でゆーぷる吹上のプールを学校教育に生かす提案や、地域一帯の水不足問題も浮き彫りになりました。その点は委員会からの委員からの質疑など含めてどのような協議がなされたのでしょうか。

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

先ほどの報告でも申し上げましたように、コロナの影響が最初の段階でまず上げられました。簡単にそれを無視しては判断はできないということでございます。また、12月議会、3月議会におきまして、同僚議員が問題を出されました一般質問での提出がありました。それはやはり執行部のほうがまたきちんと見極めるという必要がありましたので、それを見守る必要があったということでもあります。

また、2問目におきましての一般質問への内容ということは、同じようにそういう見極めが必要ということと、かんがい用水を利用したその引き込みの事実がわかって、そして今後の改修計画と上水道ということの使用の確認などの必要があったために、その時間を要したということでもあります。

また、学校でのプールの利用ということは、それは1つのいい例でもあるという話でもありました。話題にもなりました。しかしながら、その往復の時間、また教育委員会との連携などで、結論とはなっておきませんが、そういう利用も今後は検討してもいいというところにはなっておりますが、結論には至っておりません。

以上です。

○2番（佐多申至君）

最後の質問に参ります。私は、先ほど委員会委員長報告の中に、自由討議の中に、さきの所管事務調査の結果を基本とするということで報告をなされました。私も、このゆーぶるについては、その所管事務調査については基本的に賛成しております。

ただ、ゆーぶる吹上のかんがい用水の目的外使用について、先日私は県庁内の食品衛生課、河川課、そして農地整備課をわざわざ訪ねて話を伺ってまいりました。県の各担当課の方々も自治体がこのような想定外のことをしていたことに今後の処分等も頭を抱え、困惑されている姿が目の前で痛いほど伝わってきました。改めて大問題だとその場で実感しました。今後公共施設を維持管理していくためにもその辺はしっかりと議論しなければならないと思っております。市長もこのことは自治体の問題として対応すると私の質問に答えておられました。この問題は、委員会として委員会の審議においてはどのように扱われたのでしょうか、お伺いします。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。

午後2時48分休憩

午後2時49分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

先ほどの委員長報告でも申し上げましたとおり、やはりそういう県からの指導に従ってきちっと対処するというございだったので、県からの指導に従いまして、上水道整備、また、改修などに対しまして、令和3年度予算にも上水道の使用料金などの600万円が計上されていることを確認して、必要なことであるというふうに可決しております。

また、県の指導を待ちながら、真摯に受け止めて、きちっと行政側が責任を取り、またその意向を確認している次第でございまして、それを見守っていきたいというふうに考えております。それが委員会の考えであります。

以上です。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

これから請願第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号「健康交流館ゆーぶる吹上使用存続営業に関する請願書」は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから請願第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。請願第2号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、請願第2号健康交流館ゆーぷる吹上のプールの存続を求める請願書は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号健康交流館ゆーぷる吹上のプールと食堂の存続を求める陳情書は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

これから陳情第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号健康交流館ゆーぷる吹上のプールと食堂

の存続を求める陳情書は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

△日程第25 議案第33号（仮称）東市来ドーム建築工事請負契約の締結について

○議長（漆島政人君）

日程第25、議案第33号（仮称）東市来ドーム建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第33号は、（仮称）東市来ドーム建築工事請負契約の締結についてであります。

（仮称）東市来ドーム建築工事を施工するため、工事請負仮契約を締結したため、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

議案第33号（仮称）東市来ドーム建築工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

目的は、（仮称）東市来ドーム建築工事。入札の方法は、公募型指名競争入札であります。契約金額は、4億7,836万8,000円で、契約の相手方は、日置市伊集院町妙円寺2丁目53番地9、株式会社本田建設日置支店、支店長大六野繁治でございます。

次のページに工事請負契約書を添付してございます。

工事名が、（仮称）東市来ドーム建築工事。工事場所は、日置市東市来町伊作田地内。工

事は議決の翌日から令和4年2月21日までを予定しております。請負代金額は4億7,836万8,000円で、うち消費税及び地方消費税の額は4,348万8,000円、契約保証金は4,783万6,800円でございます。

この工事について、発注者と受注者は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、審議に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約のあかしとして、本契約書2通を作成し、当事者が記名、押印の上、各自1通を保持する。なお、契約書第7項第1号で、この契約は仮契約とし、発注者が議会の議決を得たとき、本契約として効力を生じるものとするとなっております。

仮契約締結の日は、令和3年3月17日でございます。

入札の結果につきましては、次のページを御覧ください。

入札執行日は、令和3年3月11日で、予定価格は消費税を除いた金額が4億5,220万5,000円であります。落札金額は4億7,836万8,000円です。入札の参加者につきましては、日置市内3社と日置市内の業者と共同企業体を組んで参加された2社の計5社から応募があり、入札の結果、本田建設日置支店が落札となりました。予定価格に対する落札率は、96.16%になります。落札業者の主な工事経歴につきましては、下に記載してありますので、ご確認をお願いいたします。

次のページからA3の図面となりますが、次のページがまず近見取り図全体配置であります。工事箇所は網かけ表示をしております。公園内テニスコートの北側に建築となります。

続きまして、2枚目が平面図、3枚目が屋

根伏図、4枚目が立面図1、5枚目が立面図2となっております。

建物は鉄筋コンクリート造り、一部屋根部分が鉄骨造りで、延べ床面積が1,643.85m²、屋内多目的運動場にはテニスコート2面、ゲートボール場2面、フットサルコート1面、施設関係では、多目的トイレ、男女別のトイレ、倉庫2か所等を配置しております。なお、この建築工事以外に屋内電気設備工事、屋外電気設備工事、機械設備工事、外構工事の4つに分けて別途発注を計画しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（漆島政人君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（黒田澄子さん）

今朝ほどの全協でこの資料をいただきまして、質疑は本会議場でということございましたので、通告は出しておりませんが、数点お尋ねしたいと思います。

この立面図の1、2を見たときに、ドームの屋根の横のところは四角い箱がいっぱい出てくるんですけど、ちょっとこの説明がちょっとよくわからないのですが、ここは何かガラスの窓みたいな、そういう窓になるんですか。まずはその点、それから、屋根部分のところに、ここは書いてございましたけど、屋根部分にトップライト、ユニーフ、型番網入りガラス6.8という、これは、採光を取り入れるためのものが6個、屋根部分のところに開いているように思いますけれども、まず、この周りの部分が、光が入るような、そういったものでできているのかが1点。

それから、屋根部分のところでお尋ねしたいのは、このーフみたいなものがなかった場合は、日中使われる場合の採光、光のルクスですけど、それが足りないから上の部分に光を取り入れるように造られたのかなという

ふうに思いますが、なかった場合とある場合でどれくらい違いがあるのか、その辺を、なぜこれを見つけなきゃならなかったのかというのは意味があると思いますので、まずはその点をお尋ねいたします。

○社会教育課長（横枕広幸君）

まず立面図の一番目の北側立面図の、全部ガラスになっております。

それと、その上の採光のところですけども、これにつきましては、ルクス等については現在こちらで資料は持っておりません。

ルクス等の数字はありませんけれども、あくまでも曇りとか、天気の良い日の明り取りであります。LED等も設置しておりますので、それで対応していきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

下のほうはずっと明るい窓のようなガラスのものが入るということを今確認しました。そして、天井にはLEDなどもつけるということも伺って、私がこの天井部分のことをちょっと気にするのは、やっぱり災害時のことを気にするからでございますけれども、もう一つ聞きたいのは、このドーム型の屋根の内側のほうはこれで見るとスーパーフェルトンとかいう、何かそういったものなんでしょうか、よくわからないんですけど、素材的にどういったものが貼り付けられているのかなというのをお尋ねしたいことと、これ、なぜ、天井のところに採光部分が必要だったのかということが、理由が今まだないというような感じですけども、熊本の震災のときに、天井の非構造部材がほとんど落ちて、避難所になっている施設も使えなかったですよ。入口のほうからみんなちょっと並んで、天井に何も無いところの、もう出口に近いとか、入り口に近いところから優先順位でみんな避難をされて、ぐらっと来たらさっと逃げられるような、でもぐらっと来なかったら雨風が

何とかしのげるといった、そういったことが大きく報道されて、そういう点で屋根にわざわざそういったものをもうつけなくてもいいんじゃないかなというふうにちょっと心配をするので、この辺聞いているわけなんです。屋根の内側の部材は、この書いてあるスーパーフェルトンというものなののでしょうか。

そして、スーパーフェルトンとはどういったもので、地震に対しては、落ちてくるものなのか、きちっと裏貼りと書いてありますので、もう密着して剥がれるものではないというものなのか、そういった素材のものなのか、それと、やはり耐震についてももちろんきちんとされて設計されていると思いますが、それでもやはり穴を開けて、光を取り込まなくてはならなかった理由を最後お尋ねをしたいと思います。これ使う人たちは人間でございますので、テニスとかゲートボールとかしているときにゆらっときてばたっと落ちたら、やっぱり怪我をされたり、危ないかなとそういったことも思ったりしますので、私はこういうのもうなくても、先ほど言われたLEDがあるとかおっしゃっておいりましたので、光はそれで頑張ってもらったほうがいいのか、市民の安全を思うととちょっと思ったりしたもんですから、お尋ねしているところです。

○社会教育課長（横枕広幸君）

今議員からご指摘のあったとおり、熊本地震も体育館等の吊り天井は全て撤去を今している方向でございます。地震等のあった以降の設計でございますので、地震等にも耐え得るものと考えております。

素材については、詳しいことはわかりかねます。濟いません。

○12番（黒田澄子さん）

市が発注をされて、こうやって議場に出されて、契約をされているのにそれがわからないというのも、そういったものを造るんですかといえませんが、そこはまた、

後ほど全協があるようですから、そこで答弁いただくか、それでいいでしょうか。

それと、やっぱり耐震にかなうと言われましたけど、それだったら、震度何の耐震にかなうような天井の窓なのか、そこまでわかっておられるのでしょうか。私はそういうのを考えると、台風なんかでも普通の一般住宅でも明かり取りをしているところに通常は雨は入ってこないんですけども、下から殴りつけるようなこういう雨が入ってきたとき、滝のように水が流れている家も実際私は今まで見てきているので、特に災害に強い建物を造っておくべきかなと思うと、なるべくそういう穴を開けないようなもので、特に横揺れじゃなくて、この間熊本の場合は縦揺れが何回も来ましたよね。ずどんと落ちたりしていますので、全く地震がないということも、もちろん耐震は一生懸命されていると思いますが、LEDで可能であれば、わざわざそういう穴をつける理由は何だったかなというのを、再度お尋ねして最後にします。

○社会教育課長（横枕広幸君）

先ほど申しましたとおり、この施設については、一応明かり取りとして考えております。ただ、その震度幾らかということについては、こちらでまだ、数字的なものは押さえておりません。

○議長（漆島政人君）

即決議案ですので、質問をする方も答弁される方も簡潔に、明確にわかりやすくやっていただきたいと思います。

○14番（山口初美さん）

私も2点お聞きしたいと思いますが、先ほどの説明の中で、別途発注ということで、屋内電気、屋外電気、外構工事とかいう説明がありましたけれども、これについての予算はどうなるのか、入札などについては、今後どういう計画なのか、その点を伺います。

それともう1点は、松元のドームは、一昨

年の台風でしたか、屋根が全部飛んでいってしまいましたよね。そういう台風などのそういう強い風にどの程度耐えられるものなのか、ここはやはり避難所として活用したいというようなこともあっての計画になっているようですので、その点、しっかり聞いておきたいと思います。

○社会教育課長（横枕広幸君）

まず、屋内電気設備工事、屋外電気設備工事、機械設備工事については、3月発注をしております。それと外構工事につきましては、来年の1月に実施する予定でございます。

それと、この屋根については、ガルバリウムの屋根でございます。台風等には十分対応すると考えております。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後3時20分といたします。

午後3時10分休憩

午後3時20分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○2番（佐多申至君）

市民の安心、安全なまちづくりの視点から質問させていただきます。

この建物の立面図、平面図を見た限り、私も建築士の端くれですが、こけけドームと似た形のようなのですが、こけけドームについては、利用者から協議中まぶしくてテニスができないなどの意見があって補修工事を行ったとの報告、予算が上がって工事をしたと思います。

今回、ドームの建設には、利用者の意見やそのこけけドームの反省点、反映されているのでしょうか。この図面を見る限りでは、東西南北の方向を、方位を見ると、大体東西に、縦長の建物になっているようですが、ほとんどこけけドームと同じ方位を向いているので

はないかと、朝日が当たる方向にガラスがあるのではないかと。

この図面でいくと、ほとんど桁から上のほうはアーチの屋根の分までカーテンウォール、いわゆるメッシュ、光を遮断しながらもフィルムを貼ったガラスだと思うんですが、先ほど、防災面については、同僚議員から指摘を受けておりましたが、今回、私は屋根もそうですが、このガラス、カーテンウォールがどの程度耐震強化があるのかが、まだ資料をいただいていないので分かりませんが、その辺は全て耐震計算をしていると予想しておるのですが、実際、使われる方々の身を考えて、この建物が今後、利用者からの不満のない施設として生かされているのかどうかお尋ねします。

○社会教育課長（横枕広幸君）

議員のおっしゃるとおり、こけけドームについては、テニスで使用する際、側面のシャッターを開放したとき、外からの光でボールが見えにくいとの指摘がございました。遮光対策としまして、防球ネットの網目を細かくし、濃い色に変更するなど対処したところでございます。

今回の、（仮称）東市来ドームにつきましては、側面はアルミサッシにしており、遮光カーテンの設置を計画しております。それと、ガラス面については北側と南側になりますので、朝日、夕日は差し込まない、南側は若干差し込むかもしれませんが、東西になっておりませんので、朝日、夕日については大丈夫だと思っております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

要は、私は先ほど申しましたように、市民の安心、安全の観点から質問をしているので、最後にこのカーテンウォールが、例えば、先ほど同僚議員からありましたように、震度7以上の地震が来た場合に、仮にガラスが、

破片が下の室内のほうに破損して散乱した場合の、そんなときの避難指示が出たときと、そのガラスが割れたとき、同時進行というのは想定されていらっしゃるのでしょうか。

○社会教育課長（横枕広幸君）

この建物につきましては、強度は1.2を設計してございます。そのため、強度が1.2で設計しておりますので、地震等には耐え得るものと思っております。

○2番（佐多申至君）

最後の質問です。本当にここ重要なところですか。震度に耐えられる、どの震度に耐えられるのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

先ほども震度の質問がございましたが、正確な震度いくつに耐えるという今、情報を持っておりませんので、あともって報告をさせていただきますと思います。よろしく願います。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。

午後3時24分休憩

午後3時28分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○社会教育課長（横枕広幸君）

震度につきましては、震度6強で倒壊しないということでした。

それと、風速につきましては、風速45mから57mでございます。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第37条第

3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第33号について討論を行います。発言通告がありますので、池満渉君の反対討論の発言を許可します。

○21番（池満 渉君）

昨年の7月に日置市でも初めてコロナの感染情報がありました。その後の全国と日置市の状況はご承知のとおりで、先日、首都圏1都3県の緊急事態宣言が解除をされました。リバウンドは心配されるもののワクチンの接種も始まり、収束に向けて動き出しました。

当然、ワクチンをはじめこれまでのコロナの対応は国からの交付金でほぼ賄われてまいりました。そういった意味では、昨年の陳情の一部趣旨は薄まっているようにも感じられますが、果たしてどうなのでしょう。

緊急事態と言える今回、次の2つのことを申し上げたいと思えます。

まず、収束に向かっているコロナの本市の影響について、本議会での審議、一般質問で明らかになった事実であります。直近の市税等の徴収猶予額はおよそ6,500万円、国保、介護保険料の減免額が640万円あります。また、事業用の家屋償却資産に係る固定資産税の減免申請は135件となりました。

さらに、補正予算では、コロナの影響を含めて、砂丘荘に8,630万円、ゆーぷるに6,740万円、ゆすいんには1,400万円を一般会計から繰り出すこととなります。

同時に、社会福祉協議会が窓口の市民向け小口資金、総合資金の融資額は2月の末で248件、8,310万円にもなります。本

議会で明らかになっただけでも金額ベースでおよそ3億2,000万円以上の影響が判明をいたしました。

同時に、今回の補正では、当初見込んでいた基準財政収入額の減少をカバーする減収補填債1億3,800万円を歳入に計上いたしました。このことは、コロナによる影響を当局も明らかに認識をしているということでもあります。

そのほか、日置市内の事業者への影響は大きく、この1年間、日置市商工会に寄せられたコロナ関連の借入申し込みは件数で87件、11億4,900万円とききました。もちろん、その後、国の給付金や小口資金の返済免除の動きもありますので、実行額そのものは定かではありませんけれども、問題は猶予された税金や借入金の返済がこれから市民は始まるのであります。要するに、日置市は今はまだコロナ禍の真ただ中にあると私は考えております。

2つ目は、この機会に改めて考えなければならない今後の本市の事業計画と財政計画についてであります。

先ほども同僚議員からありましたが、先般、日置市水道ビジョンが示されました。老朽化した設備の更新に今後40年で毎年10億円、総額400数十億円の予算が見込まれると、下水道事業も早晚同じようなことが心配をされます。

さきに施設整備基金の用途変更も可決をいたしました。南薩クリーンセンターの本市負担金は今後5年間で45億円、そのほかおよそ800本を超え、さらに70本が増える見込みであります。起債、その累積起債の償還に毎年30億円以上が必要となり、土地開発基金の減資を行いました。その減資の3億円でしたか、減債基金に振り替えましたけれども、苦肉の策としか私には思えないのであります。

機会を捉えて、私たち議会に対しても、これからの財政計画の説明が全員協議会の際にあります。人口の予測、市税や交付税の今後の見込み、そして現在の記載の状況、将来のその見込みなど、事務事業などの見直しは当然やらなければなりませんけれども、政策経費の捻出のためにこの説明をする財政担当者が私には彼らからの悲鳴に聞こえるんです。

財政当局の主な仕事は、新たな事業の資金手立を、そのことに奔走することではなくて、日置市全体の財政バランスを守り、考えて、未来につなげていくことであります。これまでの起債を減らすことは当然できませんけれども、効率化や事業の順番、年度計画、それらを守ることで安定した計画的な支出へと見直すことはできます。

我々が幼いころ、修学旅行がある、入学の準備があるといえば、親は不思議とその資金を工面してくれました。貧しい中でもこつこつと貯金していたのか借金をしたのか分かりませんが、頼りになるのが親でありました。市民にとっての親は市役所、行政のほうです。災害やパンデミックのとき、そんなときにも頼りになる日置市でなければなりません。

コロナ禍の今、まだどのようなことが起こるかもしれません。直接的な支援はしなくても、もしもの事態の備えて任せておくと、そんなふうに見える体制こそが市民に安心感を与えるものと、私は思います。

私は、決してドームそのものの建設に反対をしているわけではありません。当然地元のことでもありますし、昨年当初予算の成立後には同僚議員と薩摩川内市の運動公園にドームの視察にも行きました。使いやすいノーサンドの人工芝などどんな材料がいいんだろうかと、最良のものを求めていきました。

もちろん今回も予算は確保してあります。総合計画にも沿って提案権は市長にあります。

また、コロナ禍で苦しむ市内業者への仕事の発注をするといった意味もあるというふうな説明も受け、その意図も理解ができるところであります。しかしながら、それでも今の段階では申し上げた2つの懸念を払しょくできないのであります。

よって、今回のドームの建設契約については、次の市長にその判断を任せるのが、私は得策だと思います。請願や陳情などによる市民からの願いと、それを判断する議員の考えには、ときとして齟齬が生じます。また議員間でも立ち位置や考え方でその主張は違います。この際、入札参加業者、落札業者の方々、あるいは熱望される市民の方々にはおわびを申し上げ、願わくば我々議会も全会一致で市民の願いを実現したいと、そういうふうと考えております。

宮路市長、任期中、恐らく最後の契約議案でありますけれども、反対と申し上げて終わりたいと思います。

○議長（漆島政人君）

次に、賛成討論の発言はありませんか。

○7番（山口政夫君）

私は、議案第33号（仮称）東市来ドーム建築工事請負契約の締結についての議案について、賛成の立場で討論いたします。

（仮称）東市来ドームは、平成25年旧東市来町体育館の耐震性や鹿児島国体軟式野球大会開催に伴い、湯之元球場駐車場整備等で地域に解体の説明がなされ、平成27年解体が完了しました。解体説明後、地域住民より代替体育館建設の要望書が市長、教育長に提出されています。平成28年9月議会の一般質問で、東市来総合運動公園に多目的屋内運動場の整備を考えないかの質問に、多方面に使える施設が必要と認識し、解体後の湯之元球場の整備が終わり次第、計画を進めると答弁されています。

平成28年11月に多目的屋内運動場の整

備について、平成31年実施計画、平成32年整備計画を第1回日置市総合計画審議会に提案、審議会会長名で適切であると認めるの答申を受け、現在に至っています。

コロナ禍でドームの建設は行うべきではなく、建設資金をコロナ対策支援に充てるべきだと主張されますが、建設費は合併特例債の借入金で行うため、コロナ対策費用とした支出は目的外使用になりできません。

コロナウイルス感染対策支援としては、本会議に追加補正で3億4,030万円が追加されました。第2弾として、市民商工業者を対象として、1つ、中小企業者等支援給付金事業1億221万1,000円、飲食店等限定プレミアム商品券事業2,041万6,000円、市商工会プレミアム付き商品券事業1億809万8,000円、中小企業者向け専門家支援窓口設置事業175万円等が先ほど可決されました。

コロナ感染症対策事業として58事業に総事業費15億6,002万9,000円を計上、地方創生臨時交付金が現在までに14億312万円が公布されています。日置市の財源は約1億円の支出であります。コロナ感染症対策は国策として国が行う事業であり、国会では先月、第3次コロナ対策補正予算として19兆1,716円が成立し、新型コロナワクチン接種も実施されています。

このようなことから、今後もコロナ対策費用は地方創生臨時交付金等で国から十分な支援が行われます。また、財政面も厳しいとの意見ですが、建築費見込み額は6億2,000万円、合併特例債が5億8,500万円、自主財源が3,500万円であります。市の返済額は4,960万円ありますが、うち3,470万円は地方交付税として交付されます。つまり、市の返済額は1,490万円あります。返済期間は15年で3年間は利息のみの返済で、残り12年間の返済額は総

額で1億7,880万円です。日置市は毎年、1,490万円の返済金支出で運営状況や財政状況が逼迫し、厳しい方向へ突き進むような財政運営状況ではないと考えます。

このようにコロナ対策支援財政問題にしても、ドーム建設で影響は受けるものはないと考えます。市長は、議会に次の点を説明されました。体育館解体説明から10年経過し、延長、中止を求める陳情採択後に地域住民の建設要望が強く、多くの署名を添え、早期建設、完成を求める嘆願書が提出されたこと、1つ、ドーム建築事業を発注することで地域経済への救済支援にもつながること、1つ、何より議会が令和2年3月議会において当初予算を賛成17、反対3、欠席1人と予算が承認されていること、このことから行政は事業の執行を行い、議会は執行を監視する責任があります。

残念ながら、鹿児島国体はコロナウイルス感染対策上の問題により中止が決定されました。しかし、塩田知事の奮闘で鹿児島国体は2025年、令和5年に開催が決定しました。吹上浜公園体育館はレスリング大会会場、東市来町湯之元球場は軟式野球大会会場でもあります。（仮称）東市来ドーム完成後の開催となり、地域住民だけでなくスポーツ関係者の皆様方からも屋内運動施設としてのドームは絶対必要であり、早く完成してほしいと強い意見が届いています。

コロナ対策問題、財政問題で延期すべきでドーム建設に反対しているわけではないとの先ほどの意見もございましたが、先ほどより申し上げましたように、コロナ支援対策問題、財政健全化問題にしても建設を延期、中止する理由は全く見当たりません。

このようなことから、議案第33号（仮称）東市来ドーム建築工事請負契約の締結についての議案については、賛成すべきものであると申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（漆島政人君）

次に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第33号（仮称）東市来ドーム建築工事請負契約の締結について、反対の立場から討論をさせていただきます。

同じようなゲートボールやテニスができるドームが僅か1.5kmしか離れていないところにあり、コロナ禍のもとでは今、急いでこのような箱物建設をしている場合ではないと考えます。市民は様々なコロナの影響を受けています。コロナで困っている市民の救済に力を入れ、無症状の感染者をいち早く見つけ、クラスターを絶対に発生させないための市独自の検査体制の整備など、やるべきことはたくさんあります。

また、この施設を避難所として必要だという声がありますが、松元のドームは台風で屋根が全て吹き飛ばしてしまいました。避難所としてドームが本当に安心できる施設なのか疑問です。地域住民の方からも自分たちの住む地域を安全な住みよい地域にしてほしいという声がたくさんあります。それを後回しにしてドーム建設ありきで進んでいくことには、私は賛成できませんので、この議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（漆島政人君）

次に、賛成討論の発言はありますか。

○4番（富迫克彦君）

私は、議案第33号（仮称）東市来ドーム建築工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論いたします。

今、るるご意見拝聴いたしました。先般の3月21日の南日本新聞に防災鹿児島という記事が出ておりました。甌島の東方沖でマグニチュード6.9の地震があると28分後に日置市に6m58cmの津波が来るというこ

とが明確に示されております。

これが、もし大潮とか満潮と重なったときに、簡単に8mとかの津波が来る可能性があります。そうした場合に、東市来の江口とか川北、また江口川沿いの中伊作田、川をずっとつたて奥のほうまで津波が来るのが心配されます。そのことを考えると、今、安心、安全のまちづくりと言われますが、江口、川北については、地理的な要件から難しい場所です。そういう意味では、津波が来たらとにかく高いところに逃げるしかない、そういう場所、土地柄でございます。

なので、今回、9月議会で陳情が採択された後、東市来地域の7つの地区公民館長さん、また自治会長さんや女性連の方々の署名をつけて、市長、教育長のほうに嘆願書として提出されたというふうに思っております。

そういう意味では、海岸線に面した地域の方々は、本当に去年の台風でもそうでしたが、270号が通行止めになる、そういう海からの被害というのは、もうこれまでも何回となく経験をされておりますので、今回、くしくもそういう津波の記事が出されました。それでなお一層不安になられたのではないかと、いうふうに感じております。

それともう一点は、足かけ10年かけてこの計画を進めてこられたわけですが、実際、財源手当を含めていろんな条件をクリアして総合計画審議会に諮られた。それをもって設計を行い、令和2年の当初予算に建設費を提案されたわけです。それをくしくも今年の3月議会では修正動議が出されましたけれども、その修正動議が否決されたら一般会計の原案を賛成多数で可決されております。したがって、当局としてはそれに基づいて仕事を進める、これは当然の計画行政の当然のことだというふうに思います。

なので、実際予算を認めた後に反対とかいう話は、当局の計画行政を進める上でも非常

に迷惑な話じゃないかというふうに、私は思うところです。

したがいまして、先ほど、産業建設委員長の一般会計の報告の中でもありましたように、総合計画とかそれぞれの分野の計画策定の際に議会としても関わって意見を述べるべきなんだろうなというふうに思うところです。

したがいまして、長年の地元の要望でありますこの（仮称）東市来ドーム建設促進について、ぜひ契約を採決で承認いただいて、事業を進めていただきたいということを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

○15番（西園典子さん）

私は、賛成の立場で討論させていただきます。

この件は、財政をいかに使うかということが問われているのではないかと考えております。その1つに、公共施設管理計画が進んでおりますけれども、目指すは住民福祉の効率的施設運用が目的であります。

私は、2年前、政務調査に彦根市に参りました。彦根市では計画を立てるときに合併をした地域の住民や行政職員などが一緒になって、地域ごとにまず合併した前の地域ごとに一緒になって、それぞれの地域の課題や無駄やいろんなことを話し合う、ワークショップ的に話し合ってからこの計画を進めたということでもあります。その一つに支所が子育て支援センターに代わったというところもありました。

それぞれの施設の重要性や無駄やいろいろなことを一番理解しているのは、必要性も含めて当事者だからであります。

私は、東市来地域に住むそうした当事者の思いの皆様方の思いということ、決して無視して進むべきではないと信じております。東市来地域は中山間地域の決して広くない平

地に2級河川が3つも流れております。特に荒れ狂う災害を繰り返してきております。特に湯之元など狭い大地に大里川、国道、JRが串刺しのように分断して、温泉の泉源も多くて、土地も狭い中に東市来町民、一番多いときで3万4,000人近くの中心街にもなり、個人所有の旅館などが立ち並び、小さな個人の土地が多くて、公共用地の少ない地域でありました。

東市来全般でも、本当に何かをつくる事業などで何かを建てたいというときに町が土地を選ぶのに何回も何回も頓挫したのを記憶しております。

竹下内閣時代にふるさと創生基金1億円が全自治体に配賦されました。東市来町は、このお金を積み上げて町有地を確保することに決めました。そして、今の総合体育館の公園の元になる太陽国体のクレー射撃跡地をまず購入して、そこを根拠地として、くぼ地であったために土地を今の平坦な土地のように新幹線工事の捨土を何年も何年もかけて運んで、今のあの広い運動公園に造り上げました。そして、今計画されているあの場所に体育館をとという予測も立てて、今も更地であります。

まさにこの計画は10年前を問わず、この計画は竹下案のふるさと創生基金、その時から始まった東市来町を挙げた、大きな長年の念願の課題であり、大きな、また数十年にわたる町の構想であり、そのために東市来町が我慢と苦勞とを重ねて積み上げた預貯金と希望の賜物であります。

なぜ今必要なのかと言われますけれども、気候変動や地震の予測、また台風、豪雨災害は一刻も待たずに、私たちが生きている中でも本当に身を守れるのか、公的な避難所が早急にあるのかということ、非常に悩まされております。

昨年は、もうすぐ湯之元の避難所は2時間

余りで満杯になり、ほかのところを探してくださいということを聞いたときに、私は涙が流れてしょうがありませんでした。意見の中には、避難所の身の回りの道路整備や水路などの工事をするのが当たり前ではないかという意見もありますが、それさえもできない中での逃げ場所、避難所のことさえも否定されるというのは、余りにも悲しい思いでございます。

議会は多数決の原理で進められてきておりますけれど、日置市内でも集中や過疎の分離、そういうことがますます進む中で、過疎であっても人口が多いところも少ないところも様々な問題を抱えながら地域の人たちは生きております。どこに住んでも、やはり幸せに、安全に暮らしていきたいというのが課題となってきました。

そうした中で、この事業が長年の念願でありながら、紆余曲折を経てこの議場に上ってきたときに、運悪くこうした社会的な情勢が悪くなって、またそこに住む人々の生活の実情と本当の理解というものがされているかどうかという形で、長年の念願が却下されて旧町からのそうした長い構想というものも否定されるとしたら、それは一層過疎や集中やまた合併さえも疑わなければいけないということに進んでいくのではないかということに危惧します。

どこにいても希望を持って、生きやすいふるさとを築く、それが市の役割であり、それを決めるのが議会の役割と信じます。

財政の適正な使い方は何なのでしょう。様々な災害、コロナも災害、風水害の自然災害も災害、どちらがさきでどちらが後か、そうしたものは別に、本当に住民の命を守らなければならないというのが、真剣に問われていることであると思っております。

コロナ災害のために、風水害災害を待とは、決して私たちは言えない、コロナ災害は、

コロナは予測されましても災害は明日来るかもしれない。そういうときにそういうことがあったときに、あのときしておればよかったという後悔をするのは、許されることなのでしょう。決してそれはしておくべきことをしていなかった行政や私たち議会の責任にもなるのではないのでしょうか。計画をしたときにするのがベスト、計画をしなければいけないと思ったときにするのがベスト、私はそう信じます。それが政治の役割であり、住民を守るための最善の策であると思っております。

以上をもって賛成討論とします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

この採決は、起立採決にかわり、電子表決により行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第33号（仮称）東市来ドーム建築工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

△日程第26 発議第1号日置市議会委員会条例の一部改正について

△日程第27 発議第2号日置市議会議員政治倫理条例の一部改正について

△日程第28 発議第3号日置市議会会

議規則の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第26、発議第1号日置市議会委員会条例の一部改正についてから日程第28、発議第3号日置市議会会議規則の一部改正についてまでの3件を一括議題といたします。

3件について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長並松安文君登壇〕

○議会運営委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております、発議第1号日置市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

次期改選期から議員定数が改定され、議会運営委員会において改正後の常任委員会の委員数が決定されたことから、日置市議会委員会条例の一部改正をするものであります。

改正については別紙のとおりですが、附則としてこの条例の交付の日以後、初めてのその期日を告示される一般選挙後初めて招集される議会の招集の日から施行するものであります。

次に、発議第2号日置市議会議員政治倫理条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議会運営委員会において、日置市議会議員政治倫理条例の調査請求権、審査会の委員数の改正の決定がされたことから、日置市議会議員政治倫理条例の一部改正するものであります。

改正については別紙のとおりですが、附則としてこの条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、発議第3号日置市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議会運営委員会の協議において、公聴委員会を設置することが決定したことから、日置市議会会議規則の一部改正をするものであります。

ます。

改正については別紙のとおりですが、附則としてこの規則の交付の日以後、初めてのその期日を告示される一般選挙後初めて招集される議会の招集の日から施行するものであります。

以上3件についてご審議よろしく申し上げます。

○議長（漆島政人君）

これから、発議第1号から発議第3号までの3件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号から発議第3号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号から発議第3号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号日置市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから発議第2号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号日置市議会議員政治倫理条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから発議第3号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号日置市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第29 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（漆島政人君）

日程第29、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第30 所管事務調査結果報告について

○議長（漆島政人君）

日程第30、所管事務調査結果報告についてを議題といたします。

総務企画常任委員長及び産業建設常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありました。配付いたしました報告書は、市長へ送付いたします。

△閉 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例会市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会は、2月24日の招集から本日の最終本会議まで34日間にわたり、令和3年度一般会計当初予算をはじめ、令和2年度一般会計補正予算、日置市まちづくり計画の変更、市道の路線の認定、日置市土地開発基金条例の一部改正、日置市介護保険条例の一部改正、（仮称）東市来ドーム建築工事請負契約議案など、各種重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、原案のとおり可決していただいたことに心から御礼申し上げます。

今回が私の4期目の最後の議会になるかと思えます。日置市長として4期目を務めるなか、昨年の12月議会の際に表明したように、今期が最後に退任することとなりました。

平成17年5月に日置市が誕生し、初代市

長として、4町の融和を掲げ、市民が主役で、安心、安全なまちづくりを目指し、これまで様々な政策の取組を進めてまいりました。その中でも、地区公民館を中心とした地域の活性化支援、オリーブを活用した6次産業化の推進、伊集院駅前周辺整備、防災行政無線の整備、防犯灯のLED化、見守りカメラの設置など、一定の成果を出すことができましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げたいと思っております。

令和3年度の施政方針及び予算説明につきましても、残り2か月程度の任期であります。私の基本的な考えを申し上げました。今は、4期目の任期を全うすることが市民の皆様からの負託に応える自分の最後の務めであると思っております。引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の防止と安心、安全な生活の支援にも全力を注いでまいりたいと考えております。

本施策の推進に当たりましても、議会をはじめ市民の皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げたいと思っております。

議員各位におきましても今期で勇退される方もおりますし、また新たに5月に挑戦する方もいらっしゃいます。新型コロナウイルス感染の拡大の中におきまして、大変いろんな課題が残されておりますけど、健康に十分留意されまして、それぞれの道を邁進していただけるよう、心から切にお願い申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（漆島政人君）

これで、令和3年第1回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後4時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 漆島政人

日置市議会議員 坂口洋之

日置市議会議員 並松安文